新発田市地域防災計画

－風水害等対策編－

令和７年５月修正



新発田市防災会議

風水害等対策編　目次

第１編　風水害等共通対策

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等 1
第２節　市民及び防災関係機関等の責務と 4
第３節　新発田市の自然条件 14
第４節　新発田市の社会的条件 18
第５節　新発田市の過去の主な災害 21

第２章　災害予防

第１節　防災教育計画 26
第２節　防災訓練計画 30
第３節　自主防災組織育成計画 33
第４節　防災都市計画 36
第５節　集落孤立対策計画 41

第６節　建築物等災害予防計画 44
第７節　気象等防災観測体制の整備 47
第８節　道路・橋梁・トンネル等の風水害対策 50
第９節　漁港施設の風水害対策 53
第 10 節　鉄道事業者の風水害対策 54

第 11 節　土砂災害予防計画 56
第 12 節　河川・海岸災害予防計画 57
第 13 節　農地・農業用施設等の災害予防計画 62
第 14 節　防災通信施設の整備と風水害対策 65
第 15 節　コミュニティ放送等放送事業者の風水害対策 69

第 16 節　電気通信事業者の風水害対策 70
第 17 節　電力供給事業者の風水害対策 73
第 18 節　ガス事業者等の風水害対策 75
第 19 節　上水道事業者の風水害対策 78
第 20 節　下水道事業者の風水害対策 82

第 21 節　危険物等施設の風水害対策 86
第 22 節　火災予防計画 90
第 23 節　水防管理団体の体制整備 93
第 24 節　廃棄物処理体制の整備 96
第 25 節　救急・救助体制の整備 98

第 26 節　医療救護体制の整備 102

第 27 節　避難体制の整備……107
第 28 節　要配慮者の安全確保計画……117
第 29 節　食料・生活必需品等の確保計画……124
第 30 節　学校等の風水害対策……128

第 31 節　文化財の風水害対策……132
第 32 節　ボランティアの受入れ体制の整備……134
第 33 節　事業所等の事業継続……136
第 34 節　行政機関等の業務継続計画……139

第３章　災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール……143

第 1 節　災害対策本部の組織・運営計画……149
第 2 節　風水害等配備体制……166
第 3 節　防災関係機関の相互協力体制……171
第 4 節　気象情報等伝達計画……179
第 5 節　洪水予報・水防警報伝達計画……187

第 6 節　災害時の通信確保……192
第 7 節　被災状況等収集伝達計画……198
第 8 節　広報計画……207
第 9 節　住民等避難計画……215
第 10 節　避難所運営計画……225

第 11 節　避難所外避難者の支援計画……232
第 12 節　自衛隊の災害派遣計画……234
第 13 節　輸送計画……240
第 14 節　警備・保安及び交通規制計画……248
第 15 節　海上における災害応急対策……255

第 16 節　消火活動計画……258
第 17 節　水防活動計画……264
第 18 節　救急・救助活動計画……270
第 19 節　医療救護活動計画……278
第 20 節　防疫及び保健衛生計画……289

第 21 節　こころのケア対策計画……294
第 22 節　児童生徒等に対するこころのケア対策計画……298
第 23 節　廃棄物の処理計画……300
第 24 節　トイレ対策計画……305
第 25 節　入浴対策計画……308

第 26 節　食料・生活必需品等供給計画……310
第 27 節　要配慮者の応急対策……320

第 28 節　学校等における応急対策 324
第 29 節　文化財応急対策 329
第 30 節　障害物の処理計画 331

第 31 節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画 335
第 32 節　愛玩動物の保護対策 340
第 33 節　災害時の放送 344
第 34 節　公衆通信の確保 346
第 35 節　電力供給応急対策 349

第 36 節　ガスの安全、供給対策 352
第 37 節　給水・上水道施設応急対策 356
第 38 節　下水道等施設応急対策 361
第 39 節　危険物等施設応急対策 366
第 40 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策 372

第 41 節　漁港施設の応急対策 375
第 42 節　鉄道事業者の応急対策 378
第 43 節　土砂災害・斜面災害応急対策 381
第 44 節　河川・海岸施設の応急対策 382
第 45 節　農地・農業用施設等の応急対策 388

第 46 節　農林水産業応急対策 392
第 47 節　商工業応急対策 400
第 48 節　応急住宅対策 403
第 49 節　被害認定調査・罹災証明書発行対策 411
第 50 節　ボランティアの受入れ計画 413

第 51 節　義援金の受入れ・配分計画 417
第 52 節　義援物資対策 419
第 53 節　災害救助法による救助 422

第４章　災害復旧・復興計画

第 1 節　民生安定化対策 426
第 2 節　融資・貸付その他資金等による支援計画 433
第 3 節　公共施設等災害復旧対策 445
第 4 節　災害復興対策 449

第２編　個別災害対策

第１章　雪害対策

第１節　雪害対策総則……453
第２節　降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報……457
第３節　孤立予想地区の通信・連絡体制の整備……459
第４節　建築物の雪害予防計画……462
第５節　電力・通信の雪害予防計画……465

第６節　消・融雪施設等の整備……468
第７節　積雪期の交通確保計画……469
第８節　雪崩防止施設等の整備……474
第９節　雪崩事故の防止と応急対策……476

第２章　林野火災対策

第１節　林野火災予防計画……480
第２節　林野火災応急対策……484

第３章　鉄道事故災害対策

第１節　鉄道事故災害予防計画……489
第２節　鉄道事故災害応急対策……491

第４章　道路事故災害対策

第１節　道路事故災害予防計画……496
第２節　道路事故災害応急対策……498

第５章　油等流出事故災害対策

第１節　油等流出事故災害対策総論……503
第２節　油等流出事故災害予防対策……508
第３節　応急体制の確立……512
第４節　情報の収集・伝達計画……515
第５節　油等防除対策調整会議……520
第６節　流出油等防除対策……524
第７節　漁業対策……528
第８節　環境保全対策……532
第９節　復旧計画……536

第６章　海上事故災害対策

第１節　海上事故災害予防計画……539

第２節　海上事故災害応急対策..... 543
第３節　海上事故による危険漂流物対策.....547

第７章　原子力災害対策

第１節　原子力災害事前対策..... 551
第２節　原子力災害緊急事態応急対策.....555

第８章　土砂災害対策

第１節　土砂災害予防計画..... 559
第２節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画..... 566
第３節　土砂災害・斜面災害応急対策.....569

第１編　風水害等共通対策

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等..... 1
第２節　市民及び防災関係機関等の責務と..... 4
第３節　新発田市の自然条件..... 14
第４節　新発田市の社会的条件..... 18
第５節　新発田市の過去の主な災害..... 21

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興計画を実施するとともに、地域防災対策(平成９年６月 19 日「新発田市防災安全都市宣言」)を推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき新発田市防災会議が策定した「新発田市地域防災計画」のうち、風水害等に関する計画であり、本市地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新発田市地域防災計画は、本編の「風水害等対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「資料編」で構成する。

３　他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

⑴　新潟県地域防災計画との関係

本計画は、新潟県地域防災計画（風水害対策編、個別災害対策編、土砂災害対策編、原子力災害対策編）との整合性を有する。

⑵　その他法令等に基づく計画との関係

本計画の策定に当たっては、国土強靭化基本法(平成 25 年法律第 95 号)や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「新発田市水防計画」と十分な調整を図る。

４　計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

５　細部要領等の策定

市及び防災関係機関は、本計画に基づき、それぞれ処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な風水害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整備する。

６　計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

7　複合災害への配慮

⑴　複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

⑵　要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

⑶　複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

⑷　その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

8　共通用語等

用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　自主防災組織

市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第２条の２関係）

⑵　要配慮者

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第８条第２項関係）

⑶　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第 49 条の 10 関係）

⑷　地区防災計画

地区居住者が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第 42 条第３項及び第 42 条の２関係）

⑸　避難場所

災害の危機が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

⑹　指定緊急避難場所

避難場所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の４から第 49 条の６及び第 49 条の８関係）

⑺　避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

⑻　指定避難所
　避難所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 関係）
⑼　罹災証明書
　災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の 2 関係）
⑽　被災者台帳
　被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の 3 関係）

９　その他

　個別災害対策編に「総則」、「災害復旧・復興計画」の章は設けないが、本計画の同章を適用する。

第２節　市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本理念

⑴　市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって市民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて市、県を中心に市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策等には限界があることを理解した上で、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新発田市」を実現していく。

ア　市民等に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(ｲ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ｳ) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

(ｱ) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ｲ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ｳ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

(ｴ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ｱ) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保と被災者の救済及び支援等の応急対策全般を迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持・向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

ｃ　職員の教育、研修及び訓練の実施

ｄ　市及び国県の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築

ｅ　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

ｆ　災害対応業務のプログラム化、標準化

ｇ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時からの構築

ｈ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・公有財産の有効活用

(ｲ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ｳ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ｴ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ｵ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(ｶ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ｷ) 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

(ｸ) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ　支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援やＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

⑵　要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必

要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者として外国人にも十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ　各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

⑶　感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

⑷　複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季波浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、本市の自然条件に鑑み、積雪期などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編第１章第４節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

⑸　計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

⑹　市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的達成目標を設定するとともに、市民・企業等も広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　市民及び防災関係機関の責務

⑴　市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

⑵　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑶　新発田地域広域事務組合

新発田地域広域事務組合は、市と連携して防災活動を実施する。

また、新発田地域広域事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める消防の任務に当たる。

⑷　県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

ウ　平時から自主防災組織やＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

エ　新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

⑸　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

⑹　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑺　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

３　各機関の事務又は業務の大綱

市の地域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

なお、記載のない機関については、新潟県地域防災計画を参照する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
新発田市	1　新発田市防災会議に関すること 2　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害予警報等の情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報伝達に関すること 5　災害時の広報活動及び高齢者等避難の発令、避難の指示等に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		6　被災者の救助に関すること 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11　要配慮者の相談及び援護に関すること 12　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14　消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備に関すること 15　水道公営事業の災害対策に関すること
新発田地域広域事務組合	消防関係	1　火災予防及び火災による災害防止対策、指導に関すること 2　消防活動に関すること 3　災害時における消火、救助及び救急活動に関すること
	衛生関係	1　一般廃棄物処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 2　老人ホーム等の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 3　火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること
新潟県		1　新潟県防災会議に関すること 2　市及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施の総合調整に関すること 3　災害予警報等の情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報に関すること 6　避難の勧告及び指示等に関すること 7　市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8　市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11　市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16　緊急通行車両の確認に関すること 17　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18　自衛隊の災害派遣要請に関すること 19　他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部（新発田警察署）		1　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3　行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること 4　犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定地方行政機関	北陸農政局(新潟地域センター)	1　国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2　農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3　農業用施設における事前防災の徹底に関すること 4　災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	関東森林管理局(下越森林管理署	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2　民有林直轄治山事業の実施に関すること 3　災害復旧用資材（国有林材）の供給に関すること
	第九管区海上保安本部(新潟海上保安部)	1　災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3　災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5　海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6　災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区気象台(新潟地方気象台)	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	信越総合通信局	1　災害時における通信・放送の確保に関すること 2　災害時における非常通信に関すること 3　非常災害時における臨時災害放送局の臨機の措置に関すること 4　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	新潟労働局(新発田労働基準監督署)	災害時における産業安全確保に関すること
	北陸地方整備局	1　台風及び波浪から港湾及び市民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2　一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 3　国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 4　土砂災害緊急情報の発表等に関すること 5　一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 6　国が行う海洋の汚染の防除に関すること 7　油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導 8　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
	関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3　放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
	北陸地方測量部	1　災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること 2　国土地理院が提供及び公開する防災関係情報の利活用の支援・協力に関すること 3　地理情報システム活用の支援・協力に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		4　災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
	北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
陸上自衛隊(第 30 普通科連隊)		1　防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2　災害時における県の情報収集活動への協力に関すること 3　災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること
指定公共機関	東日本旅客鉄道㈱（新潟支社）	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	東日本電信電話㈱（新潟支店）、㈱NTTドコモ（新潟支店)、ＫＤＤＩ(新潟支店)㈱、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル㈱	1　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2　災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社(新潟県支部)	1　災害時における医療救護に関すること 2　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3　災害時における輸血用血液の供給に関すること 4　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5　労働奉仕班の編成、派遣の斡旋及び連絡調整に関すること
	日本放送協会(ＮＨＫ新潟放送局)	1　津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路㈱（新潟支社）	1　高速自動車国道の防災管理に関すること 2　災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3　高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東北電力㈱ 東北電力ネットワーク㈱(新発田電力センター)	1　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2　災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運㈱(新発田支店)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便㈱(新発田支店)	災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること
指定地方公共機関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	新発田ガス㈱	1　都市ガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時における都市ガスの安定供給に関すること
	㈳法人新潟県ＬＰガス協会(新発田支部)	1　ＬＰガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時におけるＬＰガスの安定的供給に関すること
	新潟交通観光バス㈱(新発田営業所)、(公社)新潟県トラック協会（下越支部)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	㈱新潟放送、㈱新潟総合テレビ、㈱テレビ新潟放送網、㈱新潟テレビ 21、㈱エフエムラジオ新潟、㈱エフエムしばた	1　津波警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること
	㈱新潟日報社(新発田支局)	災害時における広報活動に関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	北新潟農業協同組合、さくら森林組合、新潟漁業協同組合北蒲原支所、各種組合等	1　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2　被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
	㈳新発田北蒲原医師会	災害時における医療救護に関すること
	病院・診療所	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	公庫・金融機関	災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送に関すること
	一般建設事業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	災害応援･救援協定企業	災害時における救援物資の供給又は応急復旧の協力等に関すること
	社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置に関すること
	コミュニティ組織、自治会・町内会、集落、自主防災組織等	1　防災活動への協力に関すること 2　避難誘導への協力に関すること 3　避難所運営への協力に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		4　防災知識の普及に関すること 5　自主防災組織の組織化の促進に関すること

第３節　新発田市の自然条件

１　位置と地勢

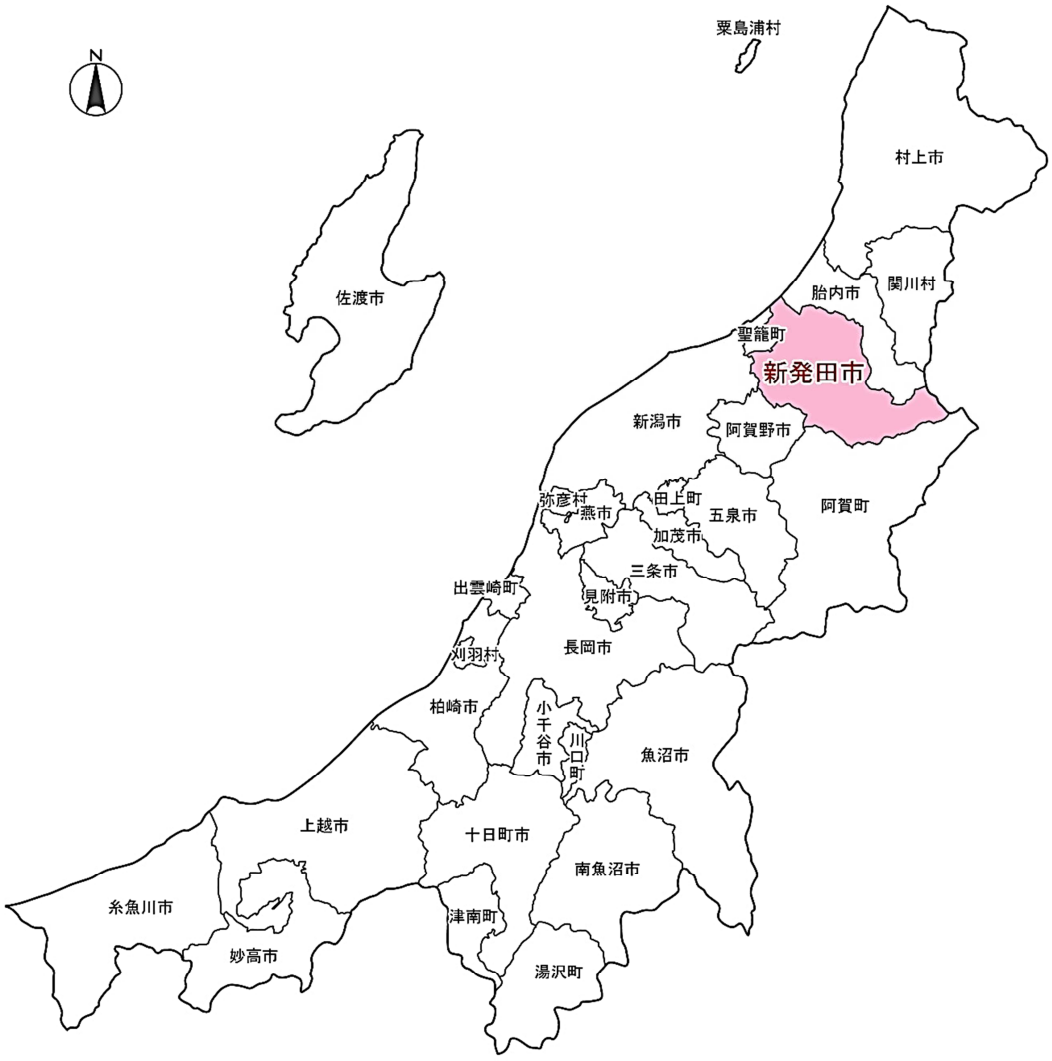
本市は、新潟平野の北部に位置し、政令指定都市新潟市に隣接する、阿賀北の中核都市であり、総面積は、533.11 ㎢である。南東側には、飯豊連峰の山岳地帯をもち自然景観に囲まれた磐梯朝日国立公園や胎内二王子県立自然公園がある。

また、加治川を水源とする豊かな水田が開けた県内有数の穀倉地帯であり、北西側には白砂青松と形容される美しい海岸が広がっている。

海岸地域と山間地域では地域間の自然条件が異なることが特徴である。

東経	極東	139 度 40 分 55 秒	北緯	極南	37 度 47 分 17 秒
	極西	139 度 14 分 30 秒		極北	38 度 2 分 58 秒

資料：数字で見る新発田市（令和元年度「市の位置」）



2　地質

本市の地質は、平野部は主に第四紀沖積世の扇状地性堆積物、氾濫性堆積物からなり、泥、砂、礫で構成されている。なお、福島潟周辺は、三角州堆積物からなり、泥、砂で構成され、全体的に軟弱な基盤となっている。土壌はいずれもグライ土壌が広く分布し、広大な耕地をなしている。

山間部は、主に新第三紀の泥岩（花崗岩、粘板岩）で構成され、土壌は褐色森林土壌が分布している。海岸部は、表層の大部分が細砂の砂質土で構成され、表層の下は砂質土とレキ質土で構成された魚沼層と呼ばれる層からなっている。

3　気候及び気象の概要

⑴　気候

本市では、梅雨期から夏季にかけて降水量が多く、冬季も雪などにより降水量が多くなる傾向があるなど、典型的な日本海側気候となっている。

⑵　気象

本市の月別値は、次に示すとおりである。

令和元年	最高気温	最低気温	平均気温	降水量	平均風速
1月	8.6℃	0.1℃	4.5℃	15.0 ㎜	3.3m/s
2月	13.3℃	-2.5℃	3.6℃	68.0 ㎜	2.9m/s
3月	18.3℃	-0.3℃	7.0℃	79.0 ㎜	2.9m/s
4月	25.8℃	0.3℃	10.6℃	109.5 ㎜	2.8m/s
5月	32.3℃	7.2℃	18.5℃	72.5 ㎜	2.9m/s
6月	30.0℃	14.1℃	21.0℃	152.5 ㎜	2.5m/s
7月	35.8℃	19.1℃	25.3℃	79.5 ㎜	2.5m/s
8月	37.9℃	19.0℃	27.6℃	135.5 ㎜	2.5m/s
9月	37.1℃	13.4℃	23.4℃	26.5 ㎜	2.5m/s
10月	30.5℃	7.9℃	17.5℃	170.0 ㎜	2.9m/s
11月	23.4℃	0.3℃	10.6℃	135.5 ㎜	3.0m/s
12月	17.4℃	-0.7℃	6.5℃	156.5 ㎜	3.2m/s

参考資料:消防本部

⑶　気象の特徴

ア　気温

記録的な高温は､南寄りの風が卓越するフェーン現象によって発生することが多いが、これは、日本海を低気圧や台風が通過する際に発生する。

イ　降水量（雨、雪）

(ｱ) 雨

6月下旬から7月までの梅雨期と8月に大雨が多く降る傾向がある。

梅雨前線による短時間の局地的な豪雨や雷雨の発生、台風の接近・通過などがその要因である。

(ｲ) 雪

シベリア大陸から吹く北西の季節風により、一般的に平野部よりも山沿いで多く降るが、日本海での低気圧の発生など、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降ることがある。

ただし、近年は、暖冬少雪傾向のため、降雪量・積雪量は減少している。

雪の降り方と降雪地域

種類	気象現象と降雪地域
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山間地域を中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は比較的少ない。
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、山地よりも、海岸、平野部で大雪となる。

ウ　雪崩

雪崩は、12月から5月までの間に発生しやすく、特に厳冬期の1～2月は注意が必要となる。気圧配置でみると冬型の気圧配置時に発生するものが約半数を占める。

次のような場合には、雪崩が発生しやすいとされている。

(ｱ) 低気圧で大量の降雪がある場合
(ｲ) 気温上昇に伴い融雪水が増加する場合
(ｳ) 降雨により積雪に雨水が浸透した場合
(ｴ) 強風により雪の吹き溜まりや雪庇ができた場合

エ　強風

強風は、冬の季節風の他、低気圧、前線の通過などが原因として発生する。

風向きは、気圧配置やその地域の地形、河川走行等により決まる。例えば、冬期の西高東低の気圧配置により北西の風が卓越し、海岸に近づくほど北や北西の頻度が多いが、平野部では西よりの頻度も多くなる。

オ　波浪・潮位

冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北からの強い寒気が南下する場合は、6ｍを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。

平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらす場合がある。

(ｱ) 本市に接近煤台風の特徴

台風は、その進路や強さ、規模によって雨・風の影響が異なってくる。当市の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。

(ｲ) 進路による雨及び風の分布特徴

進　路	雨及び風の分布特徴
日本海を北東に進む場合	南西～西の強風が吹きやすい。フェーン現象となり、気温が上がり乾燥する。前線が新潟県付近にある場合を除けば、大雨はほとんどない。 ≪平成3年9月27～28日台風19号≫
新潟県の直ぐ西側を北東に進む場合	暴風が最も吹きやすくなる進路である。 台風の中心が過ぎると、南西～西の吹き返し風（急に強まることが多い。）に変わり、最大風速となる。

進　路	雨及び風の分布特徴
	降水量は、吹き返しの風の影響を受ける上越、中越、下越の山沿いで多くなり、50～100 ㎜となるが、他の地域は比較的少ない。 台風が近づきつつあるときは、フェーン現象による高温、乾燥に対する注意が必要である。 ≪昭和 36 年 9 月 16 日台風 18 号（第 2 室戸台風）≫
新潟県を縦断して北東に進む場合	雨、風とも強い。 台風が通過する直前に、北よりの風が強まり、その後一端やや弱まるが、台風の中心が通過して暫くすると西～北西の吹き返し風が強まる。 降水量は、上・中越地方で多くなり、100～200 ㎜に達する。 ≪平成 2 年 9 月 19～20 日台風 19 号≫
新潟県の東を北上する場合	雨が中心となるが、強い台風であれば、風も強まる。 風は、冬の季節風と似ており、北西～北の風が海上や海岸で強くなるが、内陸部は比較的弱い。 台風の接近前は、北～北東の風、その後北西～北の風に変わり、県の南東部に最も近づいた頃に最大風速となる。 降水量は、中越地方南部から上越地方にかけて多くなり、100～200 ㎜に達する。 ≪昭和 56 年 8 月 23 日台風 15 号≫

第４節　新発田市の社会的条件

１　市町村合併

本市は、平成 15 年７月７日に豊浦町と、平成 17 年５月１日には、紫雲寺町・加治川村と市町村合併を行い、人口約 104,000 人、面積 533.11 ㎢の新生・新発田市が誕生した。

２　人口

本市の人口は、次のとおりである。（平成 12 年以前は４市町村合算分）

年次	人口			世帯数	一世帯の平均人口
	総数	男	女		
昭和 60 年（1985）	103,552	49,884	53,668	26,495	3.91
平成２年（1990）	104,499	50,257	54,242	27,773	3.76
平成７年（1995）	106,563	51,448	55,115	30,274	3.52
平成 12 年（2000）	106,016	51,244	54,772	31,925	3.32
平成 17 年（2005）	104,634	50,431	54,203	32,958	3.17
平成 22 年（2010）	101,202	48,606	52,596	33,445	3.03
平成 27 年（2015）	98,611	47,412	51,199	34,186	2.88
令和２年(2020)	94,927	45,963	48,964	35,126	2.70

資料:国勢調査（情報政策課）

３　年齢別人口の推移

年齢別人口及び構成比は、次のとおりである。

年次	総数	０～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	不詳
昭和 60 年（1985）	103,552	21,591	68,534	13,407	20
平成２年（1990）	104,499	19,934	68,610	15,932	23
平成７年（1995）	106,563	18,224	68,806	19,526	7
平成 12 年（2000）	106,016	16,266	66,977	22,753	20
平成 17 年（2005）	104,634	14,201	65,114	25,318	1
平成 22 年(2010)	101,202	12,545	61,747	26,574	336
平成 27 年(2015)	98,611	11,830	58,378	29,110	293
令和２年（2020）	94,927	11,067	52,607	30,646	607

資料:国勢調査（情報政策課）

４　外国人

国政調査による本市に常住する外国人は、400 人（平成 27 年国勢調査）で、総人口に占める割合は、約 0.4%となっている。中国、韓国の人が多く、外国人の約 53%を占め、次いでフィリピン人が多い。

５　土地の利用状況

本市の地目別土地面積は、次のとおりである。（令和２年１月１日現在）

区分	面積	構成比	区分	面積	構成比
田	100.53 ㎢	18.9%	牧場	0.23 ㎢	0.05%
畑	17.99 ㎢	3.4%	原野	5.80 ㎢	1.1%
宅地	24.43 ㎢	4.6%	雑種地	11.28 ㎢	2.1%
池沼	0.26 ㎢	0.05%	その他	307.30 ㎢	57.6%
山林	65.29 ㎢	12.2%	計	533.11 ㎢	100%

※山林は国有林（無地番）を除く、その他は国有地（無地番）・国有林（無地番）を含む

資料:数字で見る新発田市（令和３年度「土地概要調書」）

６　産業

本市の産業別就業者数は、次のとおりである。

区　分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
第１次産業	4,655	4,583	3,562	3,286	2,996
第２次産業	18,545	16,003	14,218	14,165	14,642
第３次産業	30,600	31,641	30,039	30,484	31,777

資料:国勢調査（情報政策課）

７　土地利用計画

本市の都市計画の区域指定等については、次のとおりである。

行政区域面積※	都市計画区域			都市計画区域外
533.10k ㎡	市街化区域	市街化調整区域	計	
（53,310ha）	1,569ha	9,100ha	10,669ha	42,613ha

※平成 26 年度に国土地理院が国土面積の計測方法を変更したため、行政区域面積が区域指定面積と一致しません。　（資料:地域整備課）

８　防災をめぐる社会構造の変化と対応

ア　都市化の進展に伴い、人口の集中、居住区域の拡大、大型商業施設の郊外化等が見られる。

これらの対応として、防災に配慮した適正な土地利用、防災基盤の整備、住宅や施設の不燃化・耐震化を推進するとともに、交通の利便性の高い郊外の民間施設を防災拠点として活用する必要がある。また、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。

イ　高齢者（とりわけ独居老人)、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救援・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施設との整合を図りながら行う必要がある。

この一環として要配慮者関連の施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から要配慮者の所在等を把握し、発災時には避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

ウ　ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活及び産業活動に深刻な影響をもたらす。

　このため、これらの施設の災害対策を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

エ　市民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

　このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

オ　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第５節　新発田市の過去の主な災害

１　台風災害

名称・発生年月日	災害の状況
台風第 21 号 （S33.9.18～19）	台風第 21 号の影響により市内をはじめ県下被害多数
第２室戸台風 （S36.9.16）	室戸岬付近に上陸した台風 18 号が日本海に沿って北上し、佐渡付近を通過したことにより、本市も台風圏域に入り大きな被害が発生した。 ・住家被害（市内）：全壊 1,052 棟、半壊 991 棟

２　水害

名称・発生年月日	災害の状況
27 年７月梅雨前線豪雨 （S27.7.27～30）	梅雨前線により大水害 市内 612 町歩冠水
31 年７月梅雨前線豪雨 （S31.7.14）	梅雨前線により県下一帯大水害 市内 420 町歩冠水
36 年８月集中豪雨 （S36.8.5）	県下一帯集中豪雨 市内 128 町歩冠水
41 年７月水害 （S41.7.17）	７月 16 日から下越地方に雨が降り続き、明け方には加治川が警戒水位（2.60ｍ）を超え、向中条・西名柄地区で破堤し、蒲原平野の穀倉地帯に水が流れ込んだ。その後、下高関地区など、上流部の堤防も破堤するなど、下越地方の多くの河川が氾濫した。 ・人的被害：死者１名、重傷者９名、軽傷者 156 名 ・建物被害：全壊 21 棟、半壊 120 棟、流失３棟 床上浸水 1,452 棟、床下浸水 7,254 棟 ・被害総額：54 億９千万円 ・災害救助法、激甚法、天災融資法適用
42 年８月羽越水害 （S42.8.28）	８月 28 日夕方から強い雨が降り、29 日の夜中には加治川など、県北部の河川の流域で豪雨となった。向中条・西名柄・下高関地区など、市内各所で河川が破堤した。また、土石流による甚大な被害も発生した。 ・人的被害：重傷者１名、軽傷者 21 名 ・建物被害：全壊 15 棟、半壊 253 棟、流失４棟 床上浸水 2,110 棟、床下浸水 8,222 棟 ・被害総額：70 億円 ・災害救助法、激甚法、天災融資法適用
46 年６月集中豪雨 （S46.6.28）	日本海中部の低気圧から南東にのびる前線に沿ってかなり強い雨雲が下越地方に流れ込み、28 日午前３時頃から急激に降り始め午前３時から７時までの雨量 133 ミリを観測した。 これは、７.17 水害（87 ミリ）、８.28 水害（132 ミリ）を超す降水量となったが、午前７時過ぎにはほとんど止んだ。 ・建物被害：床上浸水 508 棟、床下浸水 3,040 棟

名称・発生年月日	災害の状況
	・被害総額：７億円 ・災害救助法適用
53 年６月梅雨前線豪雨 （S53.6.26）	６月 25 日夕方から雨が降り出し、27 日までに、赤谷の降雨量が全国で２番目（当時）となる 520 ミリを記録した。新発田川、太田川が破堤したほか、曽根・上中沢・佐々木・鳥穴・砂山地区が一時孤立するなど、市内各所に甚大な被害をもたらした。 ・建物被害：床上浸水 257 棟、床下浸水 1,164 棟 ・被害総額：12 億円 ・災害救助法適用
56 年６月梅雨前線豪雨 （S56.6.22）	22 日未明から降り出した雨は、午前 11 時頃から強まり、11 時から 12 時までの１時間雨量が 25 ミリを観測し、午後３時には加治川岡田水位観測所では警戒水位を突破し、4.54ｍを記録した。 ・建物被害：床上浸水 103 棟、床下浸水 834 棟 ・被害総額：３億９千万円
10 年８月豪雨 （H10.8.4）	日本海から北陸に伸びる梅雨前線が停滞し、ここに太平洋高気圧の西側から暖湿気流が流れ込んだことで前線の活動が活発になり、北陸から東北にかけて日本海側で断続的に大雨となった。本市においても松岡川の決壊や水田の冠水（9．7ha）など市内各所に甚大な被害をもたらした。 ・建物被害：床上浸水 18 棟、床下浸水 87 棟 ・被害総額：７億２千万円
16 年７.13 新潟豪雨 （H16.7.13）	日本海から東北南部にのびる梅雨前線の活動が活発になり、新潟県中越地方や福島県会津地方で非常に強い雨が降った。本市では、大きな被害には至らなかったが、道路・がけ崩れ、農林水産施設等に被害を受けた。 ・被害総額：18,851 千円
17 年６月水害 （H17.6.27）	梅雨前線の影響を受け記録的な豪雨となり、五十公野・川東地区の一部８地区、314 世帯、1,182 人に避難勧告を発令した。大きな被害は受けなかったが、土砂崩れ、一部停電、河川の浸食などの被害が発生した。 ・建物被害：床上浸水１棟、床下浸水 18 棟 ・被害総額：71,395 千円
18 年７月豪雨 （H18.7.13～15）	梅雨前線の影響を受け雨が降り続き、荒川川上流で土砂が崩落し、土石流の危険性から新荒川地区８世帯、25 名に避難勧告を発令したが、大きな被害には至らなかった。 ・建物被害：床下浸水 10 棟 ・被害総額：69,900 千円
26 年７月豪雨 （H26.7.9）	台風８号に伴う梅雨前線の影響を受け暴風雨が続き、土砂災害警戒情報が発表された。それをうけ避難準備情報を飯塚、大沢、乙次、箱岩、中々山に発令し、各避難所を開設した。大きな被害にはいたらなかったが、中々山地内で土砂崩れが発生した。 ・建物被害：床上・床下浸水２棟他、一部被害多数 ・被害総額：約７億２千万円

名称・発生年月日	災害の状況
令和２年７月豪雨 （R2.7.31）	長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、本市では、７月31日には市街地で１時間に50ミリの降雨量を観測し、一部地域では土砂災害警戒情報が発表されるなど記録的な豪雨となった。五十公野地区、川東地区、菅谷地区の一部と市街地の中田川沿線の17地区、計3,139世帯、8,255名に避難勧告を発令し、26か所の避難所を開設した。 市街地を中心に広範囲にわたり道路が冠水したほか、床上浸水１棟、床下浸水44棟、土砂崩れなどの被害が発生した。また、一部の公共施設も被害を受けた。
令和３年８月豪雨 （R3.8.23）	前日から降り続いた大雨の影響により、赤谷の雨量観測局では１時間当たり50ミリの降雨量を観測し、午前２時40分に大雨警報が、午前３時52分には、土砂災害の危険性が極めて高くなったことから、土砂災害警戒情報が発令され、市内14地区、計1,476世帯、3,685人に避難指示を発令し、指定避難所を７カ所開設した。 田貝地内高知野線で１件、中々山地内で２件の土砂崩れが発生し、見城二区周辺で20棟の床下浸水が発生した。避難者は合計７名。
令和４年６月豪雨 （R4.6.27）	日本海に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時47分に大雨警報が発令され、下中山雨量観測所では、14時30分に１時間当たり47ミリの降雨量を観測した。その後、土砂災害の危険性が高まったことから、土砂災害警戒情報が14時40分に発表され、市内36地区、計2,793世帯、7,626人に避難指示を発令し、指定避難所を12カ所開設した（コロナ対応避難所含む）。避難者数は延べ18世帯42人となった。 市内各所に道路冠水が見られ、東新町２丁目、豊町１・２丁目、緑町で合わせて９棟の床下浸水が発生した。
令和４年８月豪雨 （R4.8.3～4）	前線が日本海から北陸地方を通って日本の東にのび、前線に向かて暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が４棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計６カ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。

３　雪害

名称・発生年月日	災害の状況
昭和38年１月豪雪 （S38.1.27～2.17）	年末から降り続いた雪が１月下旬にさらに強まり、県下一帯が豪雪となった。
昭和43年豪雪 （S43.2.14～26）	冬型の気圧配置のうえ寒気団が継続的に南下し大雪を降らせ、交通機関等が麻痺し市内は大混乱した。

昭和 56 年豪雪	県下一帯が豪雪となり、被害が発生した。 ・人的被害：軽傷者 1 名 ・建物被害：公共施設 1 棟、その他 22 棟
昭和 59 年豪雪	12 月中旬から西高東低の気圧配置となり、大陸の寒気がより強く日本列島に流れ込み、日本海沿岸地域で降雪が続いた。 ・建物被害：非住家倒壊 3 棟 ・道路、農林水産施設に被害 ・最大積雪深 1.48m（市街地）
昭和 60 年豪雪 （S59.12.30 ～60.2.28）	12 月中旬から雪が降り始め、下旬には強い寒気の影響により大雪となった。（豪雪対策本部を設置） ・人的被害：死者 1 名 ・建物被害：一部損壊 14 棟 ・被害総額： 6 億 5 千万円
令和 3 年 1 月豪雪	12 月から 2 月にかけて日本海側を中心に広い範囲で大雪、暴風雪により、被害が発生した。（雪害対策本部を設置） ・人的被害：重傷者 5 名、軽傷者 3 名、その他 2 名 ・住家被害：一部損壊 8 人 ・非住家被害：全壊 13 棟、半壊 4 棟、一部損壊 6 棟 ・最大積雪深（令和 3 年 1 月 11 日） 新発田 130 ㎝、赤谷 234 ㎝、菅谷 153 ㎝、豊浦 150 ㎝ 紫雲寺 95 ㎝、加治川 140 ㎝

4　火災

名称・発生年月日	災害の状況
新発田大火 （M28.6.2）	立売町より出火、南東からの南東の烈風にあおられ、死者 1 名、負傷者 24 名、公共施設を含む建物など 2,410 棟を焼失した。
江口大火 （S34.4.8）	五十公野（江口）より出火、南からの強風にあおられ、全焼住宅 9 棟・非住宅 24 棟、半壊非住宅 1 棟、集落全戸の 3 分の 2 焼失した。
山林火災 （H1.4.3）	金山地内の民有林から出火し、民有林・国有林を 22ha 焼失した。
古タイヤ火災 （H13.6.5）	真野原外地内の古タイヤ集積場から出火し、松林 47ha、松約 600 本、古タイヤ約 22,000 本焼失した。
諏訪神社火災 （H13.11.5）	午前 2 時頃、新発田総鎮守諏訪神社から出火し、本殿（約 230 ㎡）全焼、市指定文化財紙本著色富士図扁額 1 面及び板絵著色三十六歌仙扁 12 面焼失した。

5　停電

名称・発生年月日	災害の状況
新潟大停電 （H17.12.22～23）	22 日 8 時 10 分頃、暴風雪等の影響を受けて、下越地方を中心に 65 万戸の大規模な停電が発生した。 本市においても各所で停電が発生したが、23 日 1 時 30 分に全て復旧した。

６　油流出事故災害

名称・発生年月日	災害の状況
タンカー「ナホトカ号」重油流出事故（H9.1.2）	２日午前２時 51 分頃、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」(13,157 総トン：32 人乗組み）は、Ｃ重油約 19,000 キロリットルを積んで島根県沖を航行中、冬型の気圧配置が断続的に続き、北西の季節風が主体となった悪天候のため、長さ 180ｍの船体部分が船首部分約 50ｍを残して沈没し、重油が日本海の広い範囲で漂着し、藤塚浜においても漂着が確認された。

第１編　風水害等共通対策

第２章　災害予防

第１節　防災教育計画……26
第２節　防災訓練計画……30
第３節　自主防災組織育成計画……33
第４節　防災都市計画……36
第５節　集落孤立対策計画……41

第６節　建築物等災害予防計画……44
第７節　気象等防災観測体制の整備……47
第８節　道路・橋梁・トンネル等の風水害対策……50
第９節　漁港施設の風水害対策……53
第10節　鉄道事業者の風水害対策……54

第11節　土砂災害予防計画……56
第12節　河川・海岸災害予防計画……57
第13節　農地・農業用施設等の災害予防計画……62
第14節　防災通信施設の整備と風水害対策……65
第15節　コミュニティ放送等放送事業者の風水害対策……69

第16節　電気通信事業者の風水害対策……70
第17節　電力供給事業者の風水害対策……73
第18節　ガス事業者等の風水害対策……75
第19節　上水道事業者の風水害対策……78
第20節　下水道事業者の風水害対策……82

第21節　危険物等施設の風水害対策……86
第22節　火災予防計画……90
第23節　水防管理団体の体制整備……93
第24節　廃棄物処理体制の整備……96
第25節　救急・救助体制の整備……98

第26節　医療救護体制の整備……102
第27節　避難体制の整備……107
第28節　要配慮者の安全確保計画……117
第29節　食料・生活必需品等の確保計画……124
第30節　学校等の風水害対策……128

第31節　文化財の風水害対策……132
第32節　ボランティアの受入れ体制の整備……134
第33節　事業所等の事業継続……136
第34節　行政機関等の業務継続計画……139

第１節　防災教育計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる市民及び企業等による、自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。また、市、県及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ　市の責務

市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ　県の責務

県は、市民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における児童生徒の防災教育を行う。

エ　防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

⑶　達成目標

ア　児童生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

イ　市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。

ウ　市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

エ　市、県、防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。

オ　市及び県において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ　市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるよう対策を講じる。

ウ　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

⑸　積雪期での対応

冬期間の季節風、高波、積雪、寒冷、悪天候により、直接又は間接に被害が拡大することやその対応が積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育及び研修において配慮する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

ア　市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ　次世代への災害による被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

⑵　地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による地元の災害被害危険箇所の把握、点検及び確認

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

⑶　企業・事業所等の役割

ア　市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

３　市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、自主防災組織等と情報を共有し防災教育を推進する。

⑴　市立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。実施に当たっては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

⑵　社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座の実施に努めるとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

⑶　水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

⑷　ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

⑸　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

⑹　要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア　要配慮者本人及び家族の防災学習

イ　民生委員等地域の福祉関係者の防災学習
ウ　ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
エ　外国人受入先（企業・事業所、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

⑺　市職員の防災教育及び防災部門の人材育成
ア　外部講師等による防災研修の実施
イ　専門研修機関への計画的な職員派遣

⑻　消防団員の防災教育・研修

４　県の役割

⑴　学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア　県立学校等における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

イ　私立学校に対する啓発

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導助言を行う。

ウ　県立看護大学

(ｱ) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。
(ｲ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。
(ｳ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

⑵　社会教育における防災学習の推進

県民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

⑶　水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

⑷　要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア　高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児

在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ　外国人

市町村や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、災害から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

⑸　市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア　市が実施する防災教育に関し､国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。
イ　公共土木施設に係るデータの提供、土木関係防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じて可能な範囲での情報提供を行う。

ウ　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ　平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

⑹　市職員の防災教育の支援

ア　市職員への専門的な防災教育機会の創出

イ　市の防災教育に必要な情報の提供

ウ　消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

⑺　県職員の防災教育、防災部門の人材育成

ア　外部講師等による防災教育研修の実施

イ　消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

５　防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育及び研修のほか、次の項目について市民への災害に関する基礎的な知識の普及・啓発を図る。

⑴　県警察における防災教育

運転免許の更新時講習会等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

⑵　新潟地方気象台

ア　風水害によりリスク情報の基礎となる防災情報の整備

イ　風水害が発生する状況を県民が容易に理解できるようにするための防災気象情報に関する正しい知識の普及啓発

ウ　防災気象情報発表時の県民が取るべき行動の普及啓発

⑶　第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への災害発生時の注意事項等

⑷　北陸地方整備局

羽越水害、平成７年「７.11 水害」、平成 16 年「７.13 水害」、平成 23 年「平成 23 年７月新潟・福島豪雨」等、過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供

⑸　北陸地方測量部

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

⑹　北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進

⑺　東北電力㈱、東北電力ネットワーク㈱

一般家庭に対する、災害発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

⑻　都市ガス供給事業者、ＬＰガス販売店(㈳新潟県ＬＰガス協会)

ア　災害発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ　ガスマイコンメーターによる緊急遮断機作動時の復旧方法

⑼　日本赤十字社新潟県支部

一次救命措置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第２節　防災訓練計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、企業（災害救援協定企業含む。）、近隣市町村等が防災活動を的確に実施できるよう平時から防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、市民等による自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム（ＧＩＳ・ＧＰＳ）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。

⑵　達成目標

災害発生時における防災活動を迅速かつ的確に実施するため、行政、防災関係機関及び市民との協力体制の確立を図り、災害対応能力の強化に努める。

⑶　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全の確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及・啓発に努めるとともに、新発田市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難誘導計画等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

⑷　積雪期での対応

災害の発生時期により、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

⑸　複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

災害時において、まず必要とされる自らの安全を確保するための取組を、市民一人ひとりが冷静に判断して実践していくことが極めて重要となる。

そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等をあらかじめ把握する。

⑵　地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制・避難誘導体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、

平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

⑶　企業・事業所、病院、学校等の役割

企業・事業所、病院、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。

また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べて困難な人が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握するとともに、職員及び関係者に対し避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3　市の役割

市は、災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民が取るべき行動について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民による自ら安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を推進する。

また、災害発生時に当たっては、自衛隊、消防、警察などの実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練とする。

また、地理情報システム（ＧＩＳ・ＧＰＳ）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

⑴　総合防災訓練

ア　市総合防災訓練

(ｱ) 実施時期

原則として、毎年１回実施する。なお、防災の日（９月１日）等の機会をとらえて行う。

(ｲ) 実施場所

原則として、新発田、豊浦、紫雲寺、加治川各地区持ち回りとして実施できるよう考慮する。

(ｳ) 訓練方法

実動訓練とし、各地域により訓練が必要とされる災害の種類が異なることから、特に地震災害（津波）、水害、土砂災害等、訓練の必要性が高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練を防災関係機関と連携して実施する。

(ｴ) 訓練概要

市内において、大規模な災害が発生したとの想定で、市、自治会及び自主防災組織等の地域を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。また、要配慮者の参加による住民避難誘導訓練を実施するよう考慮する。

イ　図上訓練

(ｱ) 災害対策本部に配置する職員の状況判断能力向上や防災関係機関との協力体制の強化を図るため、職員非常招集訓練及び図上訓練を実施する。

(ｲ) 災害時における通信確保対策の一環として、非常無線通信訓練を実施する。

(ｳ) 災害時における受援体制の確立のため、他市町村等との広域合同訓練の実施に努める。

⑵　無線通信訓練

市総合防災訓練や図上訓練、市が加入する信越地方非常通信協議会の訓練を通じ無線通信訓練を行う。また、業務において日常点検を行う。

⑶　避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練、市総合防災訓練を活用するとともに、福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人と比べて困難な人が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握するとともに、職員及び関係者に対し避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。

⑷　地域の実情に応じた情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

市総合防災訓練等を活用し、訓練、支援を行う。

⑸　学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含めた訓練を実施する。

⑹　平時からの避難所運営訓練等の実施

4　防災関係機関の役割

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第３節　自主防災組織育成計画

１　計画の方針

基本方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や市民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

２　自主防災組織の概要

⑴　組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

⑵　組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する市民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

⑶　自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平時の活動

(ｱ) 情報の収集伝達体制の整備
(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
(ｳ) 火気使用設備器具の点検
(ｴ) 防災資機材等の整備及び管理
(ｵ) 危険箇所の点検・把握
(ｶ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ　災害時の活動

(ｱ) 初期消火の実施
(ｲ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ｳ) 救出・救護の実施及び協力

(ｴ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
(ｵ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
(ｶ) 避難所の運営・協力
(ｷ) 避難行動要支援者の避難支援
(ｸ)給食・給水及び救援物資等の配分

⑷　達成目標

ア　市は、「自主防災組織の手引き（平成 23 年 3 月:消防庁)」を活用し、自治会等を母体とした地域コミュニティでの自主防災活動を推進し、避難行動要支援者の避難支援及び避難所の運営・協力、確実な情報の伝達ができる自主防災組織の育成を図る。

イ　市民は、平時から地域コミュニティ活動を通じて自主防災活動に参画する。

3　市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、自治会等における各種活動を通じて、積極的に組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日頃から防災訓練をはじめとする地域の自主防災活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

4　市の役割

⑴　意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。

⑵　訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、市民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、市民自らが「マイ・タイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、市民参加型の取組に対する支援を強化する。

⑶　防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、新発田市防災協会と連携し、研修会の開催、先進事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

5　県の役割

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

６　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、市民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

その際、女性の参画の促進にも努める。

第４節　防災都市計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び国、県等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

ア　災害に強いまちづくりの計画的な推進
イ　計画的な土地利用の規制・誘導
ウ　防災上危険な市街地の解消
エ　市街地における積極的な緑化の推進と緑地の保全
オ　防災力向上のための根幹的な公共施設の整備
カ　災害危険区域の指定

⑵　達成目標

ア　河川や下水道等の雨水対策施設の一般的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進し、都市における浸水・湛水防除を実現する。
イ　土砂災害に対する警戒・避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進し、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備を推進する。
ウ　幹線道路や集落へのアクセル道路網の整備、地すべり、がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保を実施するなど、災害に強い都市基盤整備を推進する。

⑶　要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設ユニバーサルデザイン化を図る。

⑷　積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等の整備を推進する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　日常的な地域の防災上の課題等の把握
イ　災害に強い防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参画

⑵　地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

⑶　企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地の水準を確保するため、公共施設や排水施設など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含まないようにする。含める場合は、必ず必要な安全対策を行うこととする。

3　市の役割

⑴　災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、市の基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災を念頭に新発田市まちづくり総合計画や新発田市都市マスタープランなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場の整備に努めるとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点施設としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

⑵　計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど､防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

⑶　防災上危険な市街地解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

⑷　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア　緊急輸送ネットワークの形成

市は、国及び県の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ　避難路ネットワークの形成

市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路及び避難場所のネットワークを形成する。

ウ　避難場所の整備

市は、県の協力を得て、災害時の市民等の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ　防災公園の整備

市は、県とともに食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備に努める。

オ　災害救援協定締結企業等施設の活用

市は、災害救援協定に基づき、協定企業の施設を緊急物資拠点施設、避難施設等として活用する防災拠点施設として位置付ける。

4　県の役割

⑴　災害に強いまちづくりの計画的な推進

⑵　防災上危険な市街地の解消

県は市とともに次のことを推進する。

ア　低地における市街地の浸水対策等の推進

イ　土砂災害危険箇所等の整備の推進

ウ　木造密集市街地等における市街地整備

⑶　都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

⑷　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

○　緊急輸送ネットワークの形成

県は、市及び国の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

⑸　災害危険区域の指定

豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

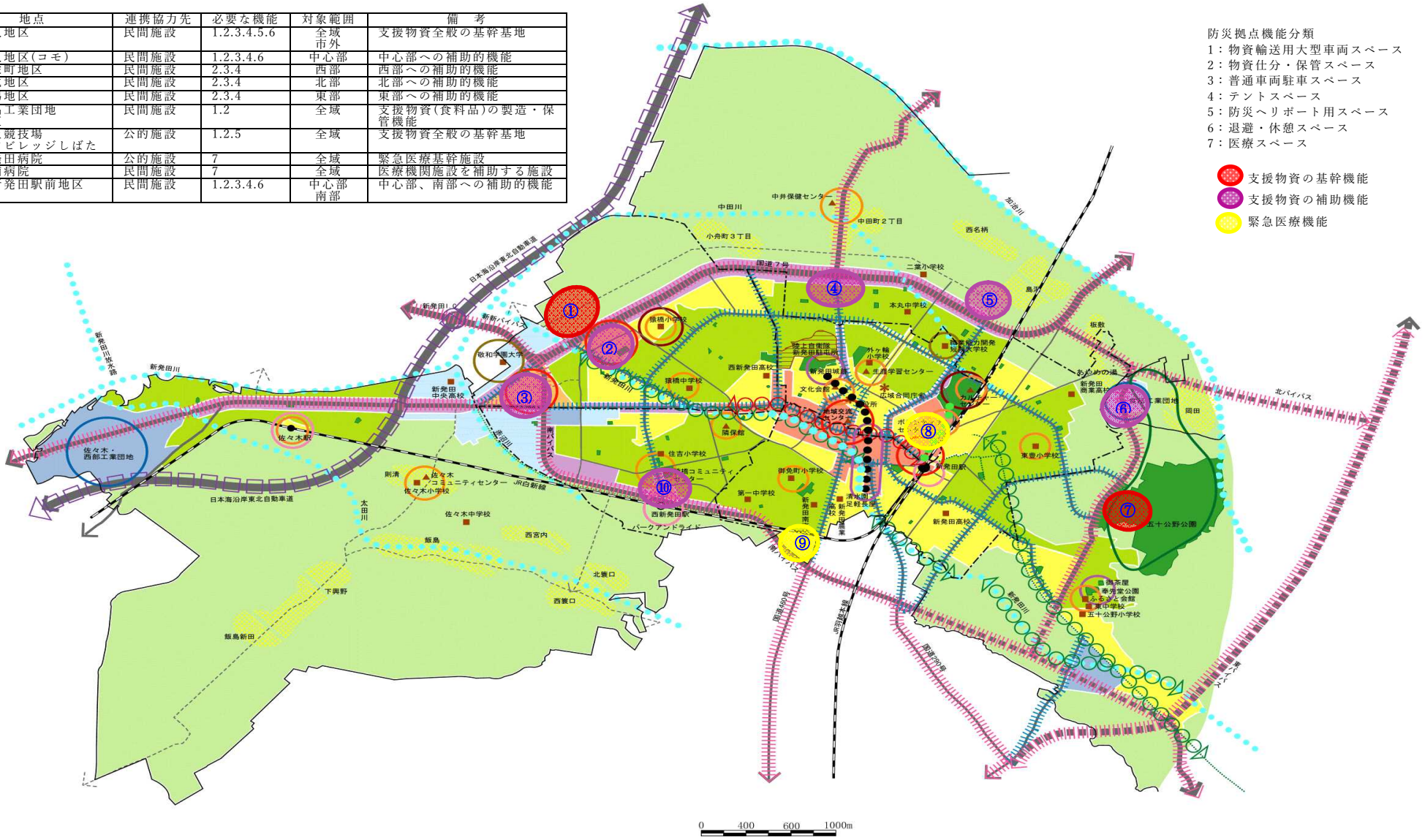
5　防災関係機関の役割

北陸地方整備局（新潟国道事務所新発田維持出張所）

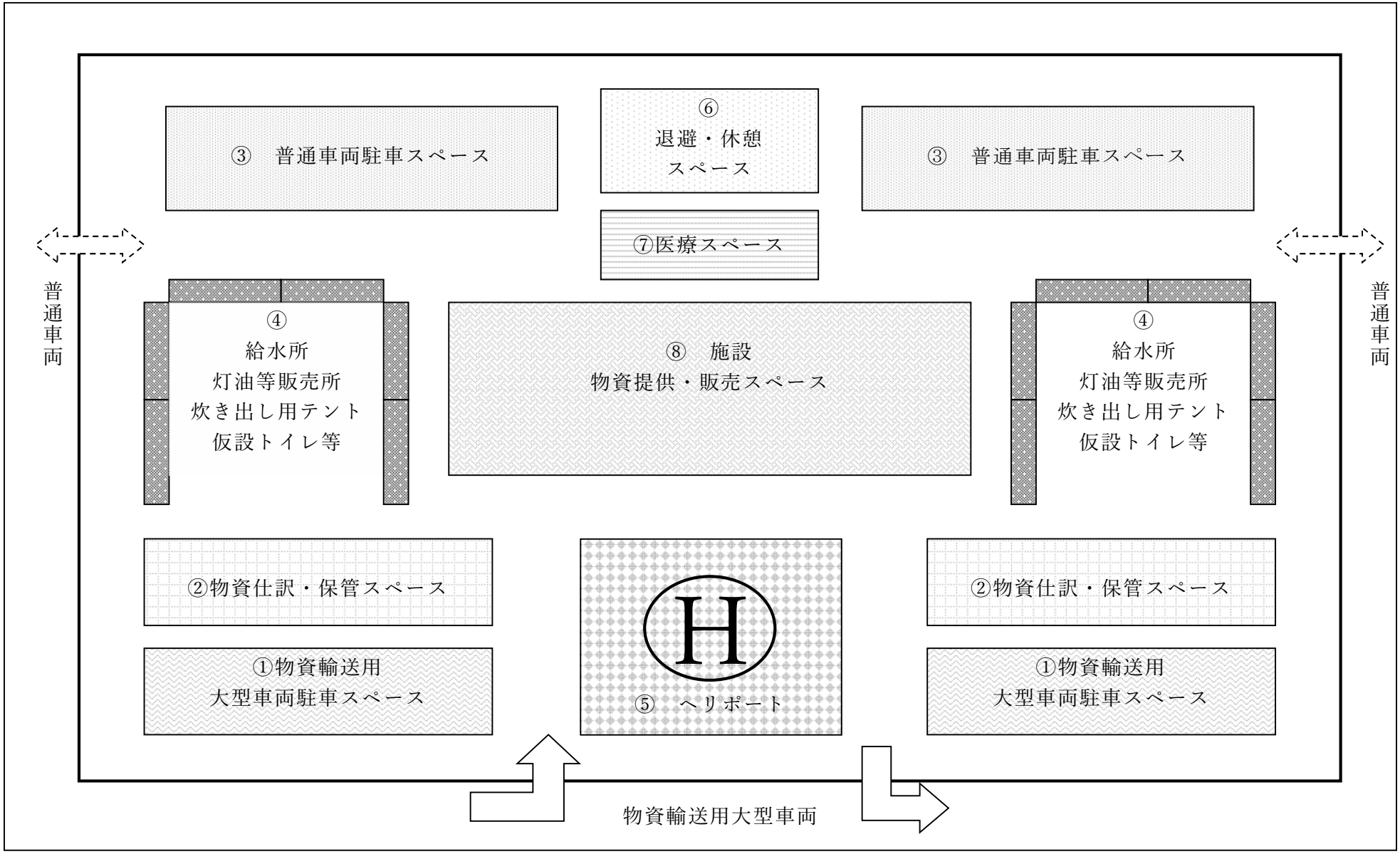
災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県と連携して、総合的なまちづくり施策を展開する。

「緊急時物資輸送・供給拠点想定図」

地点	連携協力先	必要な機能	対象範囲	備　考
①舟入地区	民間施設	1.2.3.4.5.6	全域 市外	支援物資全般の基幹基地
②舟入地区(コモ)	民間施設	1.2.3.4.6	中心部	中心部への補助的機能
③新栄町地区	民間施設	2.3.4	西部	西部への補助的機能
④城北地区	民間施設	2.3.4	北部	北部への補助的機能
⑤島潟地区	民間施設	2.3.4	東部	東部への補助的機能
⑥食品工業団地 地区	民間施設	1.2	全域	支援物資(食料品)の製造・保管機能
⑦陸上競技場 サンビレッジしばた	公的施設	1.2.5	全域	支援物資全般の基幹基地
⑧新発田病院	公的施設	7	全域	緊急医療基幹施設
⑨豊浦病院	民間施設	7	全域	医療機関施設を補助する施設
⑩西新発田駅前地区	民間施設	1.2.3.4.6	中心部 南部	中心部、南部への補助的機能



「緊急時物資輸送・供給拠点構想図の機能構想図」



第５節　集落孤立対策計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

中山間地域など、土砂崩れや風浪により交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、地域の自主防災活動に積極的に参加する。

イ　市の責務

(ｱ) 孤立が予想される集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

(ｲ) 孤立が予想される集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

ウ　県の責務

県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

⑶　達成目標

ア　集落が孤立状態であっても通信が確保されている。

イ　住民が安全を確保しながら、最低７日間は外部からの救援なしで自活できる。

ウ　消防団及び自治会・町内会や自主防災組織等により最低限の初動対応及び防災活動と避難生活ができる。

エ　危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

⑷　要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

⑸　積雪期での対応

豪雪、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所等の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

⑵　地域の役割

災害発生時に、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自治会や自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

⑶　企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自治会や自主防災組織等の住民組織と協議するよう努める。

3　市の役割

⑴　孤立予想集落の把握及び市民への周知

ア　孤立予想集落周辺の道路状況や地形条件を整理し、災害時に交通遮断となる可能性のある集落を事前に把握する。

イ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、県との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

⑵　通信手段の確保

ア　孤立した集落との連絡体制を確保するため、避難所への防災行政無線、衛星携帯電話、緊急告知ＦＭラジオの配備等を行い、通信を確保する。

イ　消防団に配備された防災行政無線（携帯型・車載型）を活用し、孤立した集落との通信を確保する。

⑶　集落防災拠点施設の確保

小学校、中学校、コミュニティセンター等の防災拠点施設の耐震化を推進し、安心して避難できる避難所の整備を行う。

⑷　資機材（電源、水源、熱源等）の整備及び物資の備蓄と事前配備

国、県の補助事業制度等を活用し、消防団及び自主防災組織等の資機材整備を支援する。

⑸　市民の自主組織を自主防災組織として整備

「自主防災組織づくりと活動の手引き」に基づき、地域で支え合う自主防災組織の育成を図り、自主防災組織への補助金による運営及び資機材の支援を行う。

⑹　集落内のヘリポートとしての適地の確保

冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

また、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県と協議し、必要に応じて訓練を行う。

⑺　積雪期に備えた装軌車両の確保

降雪期において、豪雪・雪崩により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と連携しクローラ式除雪車等の装軌車両の確保に努めるものとする。

⑻　土砂災害、雪崩等の危険箇所の周知

土砂災害、雪崩等の危険箇所及びそれらの前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。

⑼　企業・事業所等との緊急支援体制

企業・事業所等との災害時の応援協定等による緊急支援体制を整備する。

⑽　関係資料

資料編を参照。

ア　孤立危険集落

イ　土砂災害危険箇所

ウ　雪崩発生危険箇所

エ　災害備蓄物資保管状況

オ　ヘリポート適地

4　県の役割

⑴　孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア　迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

⑵　孤立集落の資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

⑶　積雪期でのヘリコプター運用

雪期のヘリコプターによる市民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第６節　建築物等災害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

ア　指定避難場所、又は復旧・救援活動の拠点施設となる防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ｱ) 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置付ける。

a　災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、豊浦支所、その他市所有施設等）

b　医療救護活動のための施設（病院、診療所等）

c　応急対策活動のための施設（新発田警察署、消防本部及び各署・所、市・県等の出先機関の庁舎等）

d　避難者の収容施設（学校、体育館、文化施設等）

e　社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(ｲ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a　建築物及び構造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。特に、近年、全国的に頻発する異常気象による風水害の状況を鑑み、改築の際は浸水対策を講じるものとする。

b　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し防災機能の強化に努める。

(a)　飲料水の基本水量の確保

(b)　非常用電源の基本能力の確保

(c)　配管設備類の固定強化

(d)　敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(e)　防災設備の充実　他

c　施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し日常点検などの維持管理を行う。

(a)　法令に基づく点検等の台帳

(b)　建設時の図面及び防災関連図面

(c)　施設の維持管理の手引き

イ　市及び県は、一般建築物の安全を確保するため、次のとおり指導等を行う。

(ｱ) 不特定多数の人が使用する建築物の安全確保

必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(ｲ) 著しく劣化している建築物の安全確保

防災パトロール等の機会を利用して、防災点検の必要性を啓発する。

(ｳ) 落下物等による災害防止

建築物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

(ｴ) 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(ｵ) 地下施設等の浸水防止対策

地下施設等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

また、避難路や救助のための進入路の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。

(ｶ) がけ地等における安全立地

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対し、建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(ｷ) 市は平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

⑵　達成目標

ア　建築物の減災対策を行うことは、物的・人的被害の軽減に結びつくことから、市民に対し、自宅改修に係る補助制度、融資制度を周知し、耐災率を向上させる。

イ　学校等の校舎、体育館の耐災化を推進し、安心して避難できる環境づくりを推進する。

⑶　要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難所となる施設においては、段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備及び避難や救助のために必要な措置に努める。

⑷　積雪期での対応

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難所となる施設においては、積雪期の利用の利便の確保に努める。

イ　住宅等の一般建築物においては、積雪期の震災による被害を防止するため、克雪住宅の普及・促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

⑵　地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

⑶　企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物等の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

ウ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3　市の役割

⑴　防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア　市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
イ　事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

⑵　一般建築物の安全確保対策
所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
⑶　老朽化した建築物の長寿命化計画
市は老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　県の役割

⑴　防災上重要な建築物の災害予防推進対策
ア　県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
イ　市及び事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
⑵　一般建築物の安全確保対策
所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
⑶　老朽化した建物物の長寿命化計画
県は老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

５　防災関係機関の役割

新発田地域広域事務組合
⑴　防災上重要な建築物の災害予防推進対策
ア　新発田地域広域事務組合が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
　特に、防災上重要な建築物である消防本部、新発田署については、浸水想定区域外への移転及び盛土等により災害拠点機能を確保する。
イ　消防本部は防災上重要な建築物の災害予防対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。
⑵　老朽化した建築物の長寿命化計画
組合は老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第７節　気象等防災観測体制の整備

１　計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることから、市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台、県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

⑴　基本方針

ア　気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

イ　その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報体制等を整備する。

⑵　観測の体系

- 新潟地方気象台の観測体制
  - 地上気象観測体制（気象官署）
  - 地域気象観測通信システム体制
  - 気象レーダー観測体制
  - 高層気象観測体制
- その他の機関の観測体制
  - 北陸地方整備局の観測体制
  - 県の観測体制
  - 市の観測体制
  - ＪＲ各社の観測体制
  - 東日本高速道路㈱新潟支社の観測体制
- 今後の観測体制整備の方向

２　新潟地方気象台の観測体制

⑴　地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

⑵　レーダー気象観測

気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

⑶　高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10km までの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

⑷　静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800km の静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風当の解析などを行っている。

3　市の観測体制

市では、支所、消防本部等において観測している、気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等の気象観測データを活用している。

また、積雪時期は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県防災局危機対策課に報告しており、さらに県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

降積雪量県指定観測地点（令和２年 12 月１日現在）

	観測地点	所在地
県指定	新発田地域振興局	豊町 3-3-2
	新発田市豊浦支所	乙次 281-2
	健康プラザしうんじ（紫雲寺支所）	真野原外 3331 番地 5
	新発田市加治川支所	住田 510
	新発田地区公民館赤谷分館	赤谷 2689
市指定	菅谷コミュニティセンター	菅谷 3350

4　その他の機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

⑴　国土交通省北陸地方整備局の観測体制

国土交通省北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。

なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く配信されている。

⑵　県の観測体制

ア　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内ＬＡＮや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く配信されている。

イ　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ　発電施設関係

県企業局では、発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

⑶　ＪＲ各社の観測体制

ＪＲ各社は、県内の駅等の観測地点で、社員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。

また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

ア　社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数カ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

⑷　東日本高速道路㈱新潟支社の観測体制

東日本高速道路㈱新潟支社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報版や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断など道路管理に活用されている。

５　気象情報の収集体制

市は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、次のとおり気象情報の早期収集に努める。

⑴　新潟地方気象台

注意報、警報及び気象予報の収集（http://www.jma-net.go.jp/niigata/index.shtml）

⑵　国土交通省

「川の防災情報（http://www.river.go.jp/）」による河川情報収集

⑶　県

ア　「県土木防災情報システム（http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/）」による情報収集（河川防災情報システム、土砂災害警戒情報システム）

イ　「県雪情報システム（http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/）」による降雪量予測情報の収集

６　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。

また、市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第８節　道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

⑵　達成目標

市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

⑶　計画の重点

ア　緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、１次から３次の緊急輸送道路として指定する。

(ｱ) １次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ) ２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路（市役所等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ｳ) ３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ　市の緊急輸送道路ネットワークの形成

県指定の緊急輸送ネットワークを踏まえ、市で指定する。（資料編を参照）

ウ　道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ｱ) 道路管理者等は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(ｲ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

(ｳ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

２　各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者等である市及び県、国土交通省、東日本高速道路㈱はその管理する道路について日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

⑴　道路施設の整備・強化

ア　法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ　排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設等には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ　橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ　ハザードマップの活用

各道路管理者等は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ　道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(ｲ) 道路占用物や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通じてそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(ｳ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

⑵　防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関や県と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる㈳新潟県建設業協会や㈳新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置などによる道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ　道路通行規制

異常気象時、被災時の道路交通規制に関する基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3　市の役割

災害時において道路は、応急対策、復旧対策の基幹となるものであり、円滑な災害対応を実施するため、市及び防災関係機関は、次の事項について実施に努める。

⑴　緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定する。

⑵　危険調査等

災害時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

⑶　橋梁点検等

定期的に橋梁の点検を行い、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

⑷　道路付属設備

定期的に標識、照明灯等の付属設備の点検を行い、災害時に転倒、落下等が起きないよう維持管理に努める。

⑸　街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないよう、維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては耐風性等を考慮する。

第９節　漁港施設の風水害対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

市及び企業・事業所、関係機関は、平時より関係機関と情報交換を行い、風水害の発生に備え防災体制を整備する。

⑵　達成目標

ア　市は、風水害の発生に備え防災体制を確立し災害予防に努め、被災時における応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び、対応の整備を図るとともに、災害防止のための漁港施設の整備に努める。また、老朽化した漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、風水害の発生に備え防災体制を整えておく。

２　企業・事業所の役割

漁港付近にある企業・事業所は、風水害発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、企業・事業所及び関係機関相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

３　市の役割

⑴　防災体制の確立

ア　高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ　災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や㈳新潟県建設業協会（新発田支部）、㈳建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協力し、人員及び資材の確保や情報の連絡体制の整備に努める。

⑵　防波堤の整備

漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、漁港計画に基づき防波堤等の外郭団来の計画的整備に努める。

⑶　避難緑地等の整備

緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割も期待できることから、荷さばき・配送等を考慮して整備に努める。

４　防災関係機関の役割

⑴　漁協の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑な応急対策活動を図るため、防災関係機関は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 10 節　鉄道事業者の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

東日本旅客鉄道㈱新潟支社及び日本貨物鉄道㈱新潟支店（各鉄道事業者）は、風水害が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

⑵　達成目標

施設の保守管理等の補強、取替等の計画を定め、減災対策に取り組むとともに、市、県との緊急な連絡体制及び部内期間相互間の情報伝達体制を整備し必要な訓練を実施する。

2　市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等の必要な準備を整えておく。

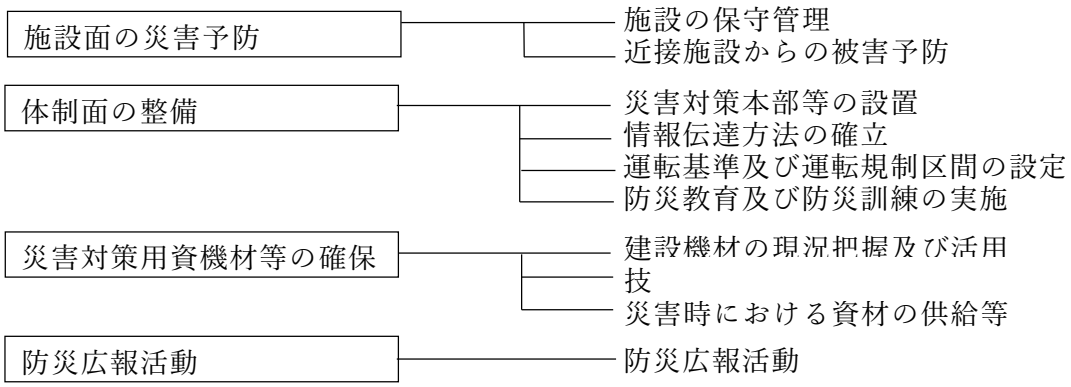
3　県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等の必要な準備を整えておく。

4　各鉄道事業者の役割

⑴　計画の体系



⑵　施設面の災害予防

ア　施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ　近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理者に施設整備及びその推進を要請する。

⑶　体制面の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ　情報伝達方法の確立

(ｱ) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

a　緊急連絡用電話

b　指令専用電話

c　ファクシミリ

d　列車無線

e　携帯無線機等

(ｲ)　風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ｱ) 災害発生時の旅客の案内

(ｲ) 避難誘導等混乱防止対策

(ｳ) 緊急時の通信確保・利用方法

(ｴ) 旅客対策等

⑷　災害対策用資機材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定める。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定める。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握するとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定める。

⑸　防災広報活動

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第 11 節　土砂災害予防計画

（「個別災害対策編」第 8 章　土砂災害対策　を参照）

第 12 節　河川・海岸災害予防計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

市及び県は、洪水、高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平時から洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所の確認及び非常用食料等を準備する。

イ　市の責務

市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。（準用河川、普通河川）

ウ　国、県の責務

国、県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画に上回る被害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、県民の主体的な避難行動につながる県民目線のソフト対策の充実を図る。

エ　気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的、計画的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

⑶　達成目標

市及び県は、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行い、市民の安全確保を図る。

また、市は、洪水ハザードマップの作成、配布等により重要水防箇所や危険箇所を市民へ周知する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、浸水想定区域内の要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう、洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、市民へ周知する体制を整備する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

⑸　積雪期での対応

市は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行う。

2　市民及び企業等の役割

⑴　市民及び企業等の役割

市民及び企業等は、平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部、新発田警察署等へ連絡する。また、洪水ハザードマップ等により避難路や指定緊急避難場所や指定避難所等を確認しておく。

本地域防災計画(「資料編」参照)に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等､警戒避難体制の整備を図る。

⑵　地域の役割

市民は、自治会・町内会又は自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時において、消防団（水防団）等からの要請により水防活動に従事する。

3　市の役割

⑴　洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施するとともに、市が管理する施設については、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

(ｳ)　県と連携し災害危険箇所の定期的な調査を行う。

イ　河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ　下水道施設による雨水排除対策

(ｱ) 市街地においては、少なくとも５年に１回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

(ｲ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

⑵　減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団及び水防管理団体の水防組織を整備する。

(ｲ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全を確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ　要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報を㈱エフエムしばた緊急割込放送、緊急告知ＦＭラジオ、新発田あんしんメール等により伝達する。

ウ　警戒避難体制の整備

(ｱ) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(ｲ) 緊急時の伝達媒体である緊急告知ＦＭラジオを整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ　市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施するよう努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。

オ　市民の防災意識の向上

(ｱ) 洪水ハザードマップの配布
(ｲ) 水防警報河川、水位情報周知河川の周知
(ｳ) 防災情報提供の充実
(ｴ) ダム放流警報スピーカーによる避難情報の広報
(ｵ) 防災意識の向上に向けた啓発
(ｶ) 学校教育等との連携による防災教育の推進

4　県の役割

(1)　洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ　河川管理施設の整備及び維持管理

以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

(ｱ) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

特に、社会経済活動への影響が広範囲にわたる河川については早期完成を目標に改修を推進する。また、破堤、越水した場合に人家や重要施設などへの影響が大きい河川や危険性が高い河川における河床掘削・伐木等の実施やボトルネック部の局部改良等を推進する。

(ｲ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
(ｳ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
(ｴ) 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ　下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

エ　臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員や資機材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

⑵　洪水への減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 新潟県水防計画の策定
(ｲ) 緊急用の水防資機材の確保
(ｳ) 情報管理手法の確立
(ｴ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体（市）との合同巡視

イ　防災体制の充実

(ｱ) 河川防災情報システムの機器更新整備
(ｲ) 河川情報の共有化

ウ　市民の防災意識の向上

(ｱ) 洪水ハザードマップの作成支援
(ｲ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充
(ｳ) 洪水予報河川の拡充
(ｴ) 防災情報提供の充実※

※インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より県民に分かりやすい情報提供に努める。また、河川監視カメラや危機管理型水位計の施設整備を推進し、防災情報提供の充実を図る。

(ｵ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実※

※ダム異常洪水時防災操作移行の際の県民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。
また、市の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。

(ｶ) 防災意識の向上に向けた啓発
(ｷ) 学校教育等との協力による防災教育の推進

エ　河川管理施設の機能の維持向上

(ｱ) 堤防等の点検強化
(ｲ) 河川巡視の強化
(ｳ) 河川管理施設の保全※

※水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。

⑶　高潮や波浪への防災対策

ア　海岸保全区域、災害危険箇所の点検
イ　低地における海岸堤防の整備
ウ　海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切な維持管理

⑷　高潮や波浪への減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 緊急用の水防資機材の確保

(ｲ) 情報管理手法の確立

(ｳ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

イ　市民の防災意識の向上

５　関係機関の役割

⑴　北陸地方整備局

ア　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ　必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ　災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県・市等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ　応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行う。

⑵　㈳新潟県建設業協会等（新発田支部）

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 13 節　農地・農業用施設等の災害予防計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

農地・農業用施設等の災害の未然防止及び被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備・強化を図る。

ア　各施設の共通的な災害予防対策

(ｱ) 農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立等により管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(ｲ) 常に気象予警報に注意し､出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ｳ) 農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ　農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに、施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

治水協定を締結したダムは、流域治水の一環として事前放流等を行い、洪水調節容量を確保する。

ウ　用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し効果の早期発現に努める。

エ　ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池防災支援システムの降雨予測等により事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの及び堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置

による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報を自治体等へ提供することで、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

⑵　応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、市民の生命、身体及び住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を講じる。

⑶　達成目標

ア　各施設管理者は、風水害による被害軽減のため、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

また、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い安全確保に努める。

イ　用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び新発田警察署に通知するとともに、地域住民に周知させる。

2　市の役割

⑴　土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

⑵　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

⑶　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

⑷　被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑸　応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。

また、被害の状況から止むを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

⑹　緊急用資材等の備蓄

緊急用資機材について、災害時における応援業務に関する協定等に基づき、各種協定締結企業等と協力し備蓄に努めるものとする。

3　県の役割

⑴　市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるとともに、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

⑵　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

⑶　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。

また、必要に応じて市が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡し、市民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

⑷　被害状況の把握

市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑸　応急対策等の実施

市の役割に同じ。

4　土地改良区・施設管理者等の役割

⑴　市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるとともに、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

⑵　気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

⑶　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡し、市民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

⑷　被害状況の把握

市と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑸　応急対策等の実施

市の役割に同じ。

5　防災関係機関の役割

⑴　北陸農政局（新潟農政事務所）

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ　農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

⑵　新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第 14 節　防災通信施設の整備と風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

ア　防災関係機関は災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ　防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

⑵　達成目標

ア　市は、通信施設のバックアップとして、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットなど、特性の違う複数の情報伝達手段の導入及び整備に努める。

イ　県は消防防災ヘリコプター、テレビ携帯電話などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を配信できる体制を構築する。

2　市の役割

⑴　市防災行政無線等の整備

ア　緊急告知ＦＭラジオの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を行うための整備を推進する。

イ　移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

ウ　地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための通信施設の整備に努める。

⑵　防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努める。

⑶　新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

⑷　市・県（ＶＳＡＴ）防災行政無線施設の運用

ア　勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ　平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

⑸　無線以外の通信手段の確保

ア　防災行政無線の交信不能地域に衛星携帯電話を配備し、情報連絡手段を確保する。

イ　インターネットや携帯電話によるメールを有効に活用し、災害情報を関係職員等に一斉に配信するなど、情報の共有化を図るための整備を進める。

⑹　停電対策

商業電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

⑺　通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足となる事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

3　県の役割

⑴　新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握して・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

⑵　新潟県防災行政無線施設の整備

ア　地上系、衛星系無線施設

イ　移動系無線施設

⑶　防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

⑷　停電対策

ア　商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で 72 時間以上、有人施設で 6 時間以上を目安とする。

⑸　新潟県防災行政無線施設の運用

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和 50 年 5 月 26 日新潟県告示第 590 号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

オ　平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

⑹　通信機器の配備及び調達体制の整備

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。

ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ　ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ　ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

4　防災関係機関の役割

⑴　消防本部

ア　消防デジタル無線の整備

防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ　停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ　風水害対策

無線通信設備及び情報処理システムの風水害対策を図り、危機の万全に努める。

エ　通信の確保

(ｱ) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平時から市、防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

⑵　北陸地方整備局

ア　水防・道路用通信施設の整備

(ｱ) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線総合化の計画的な推進に努める。

(ｲ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

(ｳ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。

(ｴ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ　停電対策

(ｱ) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

(ｲ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。

ウ　点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

⑶　新潟海上保安部

ア　通信設備の維持管理

(ｱ) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的に実施する。

(ｲ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ　通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ　通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

⑷　新発田警察署、県警本部、関東管区警察局

ア　警察無線通信施設の整備

(ｱ) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(ｲ) ＮＴＴ東日本専用回線の２ルート化に努める。

イ　停電対策

(ｱ) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(ｲ) 商用電源の２ルート化に努める。

ウ　通信の確保

(ｱ) 平時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第 15 節　コミュニティ放送等放送事業者の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等を迅速かつ広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

⑵　達成目標

放送事業者は、平時から防災体制の整備を図るとともに、風水害発生時における放送の責務を果たすため、安全確保と十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう体制を整備し、非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

2　㈱エフエムしばたの対策

⑴　必要な対策

ア　放送設備の落下又は転倒を防止するための補強対策に努める。

イ　重要部品、資機材等の常備に努める。

ウ　非常用電源の確保に努める。

⑵　対策の計画

ア　風水害による被害状況を予測し、予備機器等の整備の検討

イ　防災意識の高揚

ウ　各種防災対策の強化

⑶　体制面の整備

ア　災害時の対応について、連絡体制の整備を図る。

イ　新発田市災害緊急放送に関する協定に基づき、緊急割込放送及び緊急告知ＦＭラジオを活用した情報伝達体制の整備・強化を図る。

ウ　市が実施する防災訓練等に積極的に参加・協力する。

第 16 節　電気通信事業者の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

⑵　達成目標

災害時においても重要通信を確保できるよう平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

2　計画の体系



3　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

⑴　電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ　倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

ウ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

⑵　バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成、あるいは２ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備・促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

⑶　災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点施設等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧光ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

４　体制面の整備

平時における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

⑴　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にする。

ア　情報連絡室の設置

イ　支援本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

⑵　復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

⑶　防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ　中央防災会議及び県、市が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

５　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備・充実を図る。

⑴　復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
イ　電気通信設備の予備パッケージ等

⑵　復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

⑶　災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。確保が困難な場合は、市又は県に依頼して迅速な確保を図る。

６　防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者の対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備する。

⑴　防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ
イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
ウ　インターネットを通じての周知

⑵　広報項目

ア　被害状況
イ　復旧見込み
ウ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
エ　災害用伝言サービス提供に関する事項
オ　災害時の不要不急な通信は控えることの周知

７　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定める。

第 17 節　電力供給事業者の風水害対策

1　計画の方針

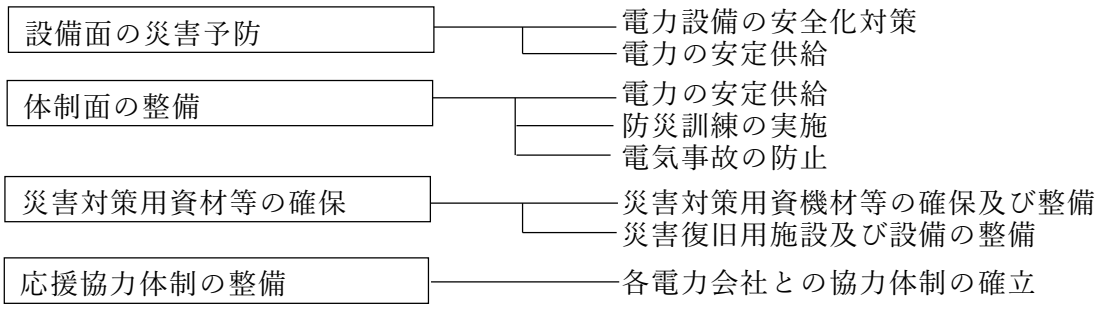
⑴　基本方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

⑵　達成目標

電力設備の各設備毎に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分に考慮するとともに、災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計及び設置を図る。

2　計画の体系



3　設備面の災害予防

⑴　電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講じる。

⑵　電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力供給各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は 2 回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も 2 重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

4　体制面の整備

⑴　電力の安定供給

新潟給電指令所、新潟技術センター制御所及び新発田電力センターにおいて 24 時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

⑵　防災訓練の実施

風水害等を意識し、従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、市及び国、県が実施する防災訓練には積極的に参加する。

⑶　電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

５　災害対策用資機材等の確保

⑴　災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

⑵　災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備するとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定する。

６　防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

７　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備する。

また、関連工事会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備する。

第 18 節　ガス事業者等の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

新発田ガス㈱及びＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）は、各主体の責務に定める対策を行うこと。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、風水害発生時の取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

イ　都市ガス供給設備及びＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）の責務

(ｱ) 都市ガス供給設備及びＬＰガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(ｲ) 消費者に対して、風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ｳ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

ウ　ＬＰガス事業者の責務

指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

エ　市の責務

(ｱ) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のＬＰガス等による代替措置を確保する。

(ｲ) 風水害発生時にとるべき安全措置等について普及・啓発を図る。

オ　県の責務

県は、風水害発生時にとるべき安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。

⑶　達成目標

ガス事業者は、風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、地震に強い信頼性の高いガス設備の設計・設置を図る。

⑷　要配慮者に対する配慮

風水害発生時において、要配慮者が居住するガス設備の安全措置が実施できる体制を整備するとともに、保護責任者に対して知識の普及・啓発を図る。

⑸　積雪地域での対応

ア　市民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

イ　ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2　ガス事業者の役割

⑴　風水害により被害を最小限に食い止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限に食い止める措置

(ｱ) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(ｲ) 消費者に対して、ＬＰガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ　二次災害防止のための措置

(ｱ) 消費者に対して、風水害発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
(ｲ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
(ｳ) ＬＰガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
(ｴ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

⑵　複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。

⑶　速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

⑷　積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びＬＰガス容器周辺の除雪について協力を求める。

⑸　ＬＰガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　市民及び企業等の役割

⑴　所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。

⑵　風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解する。

⑶　ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

⑷　積雪期における風水害発生時の事故防止と緊急点検及び安全点検のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

４　市の役割

⑴　公共施設等でガスが使用できなくなった場合は、災害救援協定に基づき、ＬＰガス協会によりＬＰガス等による代替措置を確保する。

⑵　一般家庭及び事業所に対し、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、普及・啓発を図る。

　また、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対し、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

⑶　防災訓練において、地域住民とともに、避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

５　県の役割

ＬＰガス事業者に対し、次の事項について指導する。

⑴　ＬＰガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進

⑵　被害の生じたＬＰガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

⑶　都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

⑷　一般家庭・事業所での、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性についての普及・啓発

⑸　ＬＰガス容器の流出防止対策の推進

６　防災関係機関の役割

⑴　新潟県ガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対し、風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対し、普及・啓発を図る。

⑵　㈠社新潟県ＬＰガス協会（新発田支部）

ア　研修会・講習会を開催することにより、ＬＰガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第 19 節　上水道事業者の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

給水機能の停止は、被災市民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるとともに、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講じる。

⑵　各主体の責務

ア　水道事業者（水道局）の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の防災対策を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

イ　市民の責務

市民は、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

ウ　市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

エ　県の責務

県は、水道事業者及び市の緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

⑶　達成目標

ア　市民は、概ね３日関に必要な飲料水は、自ら備蓄する。

イ　市は、風水害による水道の断減水を最小限に食い止めるとともに、緊急時における飲料水等を確保するため、災害に強い上水道設備の設計及び設置を図る。

ウ　被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの１人当たりの応急給水目標水量を設定する。

エ　風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐災化の目標	具体例
①応急復旧期間	災害発生後、概ね１ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（３ﾘｯﾄﾙ／日） ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30 ﾘｯﾄﾙ／日） ・２週間後は生活水量の確保（40 ﾘｯﾄﾙ／日） ・１ヶ月後は各戸１給水栓の設置

⑷　積雪地域（中山間地）での対応

ア　水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、風水害による土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）にあたっては、その位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ　市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

ウ　水道事業者は、ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討し、災害に備える。

エ　水道事業者は、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。

オ　市及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

⑸　積雪期での対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2　水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、災害対策本部が行う緊急時における飲料水等の確保対策応じて、飲料水等の確保に努める。

⑴　施設の防災対策

ア　主要施設の防災性の強化

(ｱ) 貯水・取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(ｲ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。

また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定する。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(ｳ) 広域的な連絡管の整備

隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

イ　付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて１日以上（孤立が予想される集落は３日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

⑵　体制面の防災対策

ア　水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ　風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

(ｱ) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(ｲ) 応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定する。

c　応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｳ) 応急復旧計画

a　応急復旧期間を設定する。

b　浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c　拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d　応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｴ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

a　給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b　給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立する。

⑶　施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

３　水道事業者・市の役割

⑴　飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

⑵　連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

⑶　防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会・町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

ア　市民に対する広報、啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低１人３ﾘｯﾄﾙ３日分程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

イ　自治会等への防災活動の研修

自治会や自主防災組織等に対して、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

ウ　医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対して、災害直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の向上について、広報及び指導に努める。

4　県の役割

⑴　水道事業者及び市からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市に対して助言等を行う。

⑵　災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者及び市における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

⑶　関係機関との防災体制の構築

市からの応援要請に対応できるよう平時から（㈳）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

⑷　連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

5　防災関係機関の役割

⑴　日本水道協会新潟県支部

災害時における水道事業者、市及び県からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

⑵　新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第 20 節　下水道事業者の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

道路、河川等の公共土木施設は、災害発生時には応急対策、復旧対策活動に重要な役割を果たすため、災害時において公共土木の被害を最小限に食い止めるため、平時から施設の構造強化など予防対策の推進及び防災体制の整備に努める。

⑵　各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

(ｱ) 風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識する。

(ｲ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

(ｳ) 風水害発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市の責務

(ｱ) 風水害から市民を守るために、あらかじめ、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成する。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。

(ｲ) 必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策を図る。

(ｳ) 集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

(ｴ) 施設が被害を受けた場合は、直ちに、被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ組織体制を整備する。

(ｵ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備する。

(ｶ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保する。

(ｷ) 施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ　県の責務

(ｱ) 風水害の際、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成する。

(ｲ) 河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。

(ｳ) 必要に応じ、施設の浸水対策マニュアルを作成する。

(ｴ) 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備する。

(ｵ) 被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに市に連絡し、市から下水道等使用不能地域の情報を市民に周知する。

(ｶ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保する。

(ｷ) 施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

⑶　達成目標

ア　市民は、風水害発生から３日程度に必要な携帯トイレ等は自らの備蓄で賄う。

イ　市は、風水害から市民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成する。

ウ　市及び県は、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備え、地震に強い信頼性の高い下水道設備の設計及び設置を図る。

エ　市及び県は、下水道施設等復旧を、概ね次の計画を目安にする。

風水害後 ～３日目程度	○風水害対策運転、施設の浸水対策 ○市民への情報提供、使用制限の広報 ○処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後　３日目程度 ～１週間程度	○応急調査着手、応急計画策定 ○施設応急対策実施
風水害後　１週間程度 ～１ヶ月程度	○本復旧調査着手 ○応急復旧着手・完了
風水害後 １ヶ月～	○本復旧調査完了、本復旧計画策定 ○災害査定実施、本復旧着手

オ　市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

カ　市及び県は、新設及び既存の施設に対し、風水害対策を講ずるように努める。

キ　下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化（ストックマネジメント）計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ　市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

⑸　積雪地域での対応

市及び県は積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

２　市民、企業等の役割

⑴　市民及び地域の役割

ア　各家庭において、風水害発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ　地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

⑵　企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所、学校等において、風水害発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

３　市の役割

⑴　緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ　応急対策マニュアルの作成

⑵　災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

ア　一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るよう努める。

イ　マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

⑶　下水道等施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　県と協力して、早期に機能回復できるように努める。

ウ　下水道等施設の被災に関する情報を市民、関係機関に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

４　県の役割

⑴　緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　流域下水道の応急対策マニュアルの作成

⑵　市に対する支援体制の整備

ア　大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　市の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するよう努める。

ウ　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

⑶　災害時における下水道等の使用に関する市民への普及・啓発

一般家庭及び事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及・啓発を図るように努める。

⑷　流域下水道施設の管理

ア　流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　流域関連公共下水道管理者である市の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。

ウ　流域下水道に関する情報について、市、関係機関、市民に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

５　関係機関の役割

⑴　地方共同法人日本下水道事業団

ア　県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査･復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

⑵　(一社)地域環境資源センター

ア　県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査･復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

⑶　（公社）日本下水道管路管理業協会

ア　県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

⑷　(一社)新潟県下水道維持改築協会

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

⑸　（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア　県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等､災害時の対応に協力するよう努める。

第 21 節　危険物等施設の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、事業者、市、消防本部、新潟海上保安部、県は、必要な対策を講ずる。

⑵　各主体の責務

ア　事業者の責務

事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ　市及び県、消防本部の責務

市及び県、消防本部は、危険物等を取り扱う事業者に対し、法令の基準を遵守及び指導の強化を図る。

⑶　達成目標

ア　市及び県、消防本部は、危険物等を取り扱う事業者に対し、法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

イ　事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

⑷　積雪地域での対応

ア　事業者は、降雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。

イ　市及び事業者は、積雪期において除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2　事業者の役割

⑴　共通事項

ア　災害発生時の消防本部、新発田警察署等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し、保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ　危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

⑵　危険物施設

ア　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ　危険物取扱者等の人材確保及び防護資機材調達等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領の作成等により体制整備に努める。

⑶　火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、災害時の応急対策について、保安教育計画に定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

⑷　高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取り扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

⑸　毒物劇物貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑹　有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に石綿飛散・ばく露防止に係る応急対策を迅速に実施するため、建築物における石綿使用状況を把握しておく。

⑺　放射性物質使用施設等

ア　保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

⑻　危険物等積載船舶等

ア　危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ　海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

3　市の役割

⑴　危険物等施設の設置状況を把握する。

⑵　危険物等施設の安全対策

県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物等施設の管理者に対し、法令及び安全規則の遵守等による適正な施設の管理について、適切な指導及び助言を行う。

また、危険物等取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物等の爆発や漏えい、放射性同位元素による被爆等による災害の防止及び被害拡大防止を図るよう指導に努める。

⑶　学校や研究施設等における危険物等の安全対策

県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量の危険物、薬品等について、管理者に法令及び安全規則の遵守等による適正な管理について指導及び助言する。

⑷　火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限移譲を受けた場合、その事項。

4　県の役割

⑴　危険物施設安全対策

ア　市及び消防本部に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して、危険物施設の安全確保を図るよう要請する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

⑵　火薬類製造施設等安全対策

ア　火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ　消防本部と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ　㈳新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

⑶　高圧ガス製造施設等安全対策

ア　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

イ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

ウ　㈳新潟県高圧ガス保安協会、㈳新潟県ＬＰガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

エ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

⑷　毒物劇物貯蔵施設安全対策

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施して、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者の実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

⑸　有害物質取扱施設等安全対策

ア　有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置方及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施して、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

５　防災関係機関の役割

⑴　消防本部

ア　所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施する。

イ　危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

⑵　新潟海上保安部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、平時からこれら船舶及び岸壁の点検を実施して、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及・啓発を行う。

第 22 節　火災予防計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害等発生時の火災の発生を防止するため、市民、地域、企業・事業所、学校、市及び消防本部、県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ　市及び消防本部の責務

市及び消防本部は、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ　県の責務

県は、市、消防本部の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ　市及び県の責務

市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

⑶　達成目標

ア　市民（各家庭、地域、企業・事業所、学校等）は、自治会や自主防災組織を通じた初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えにより異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するなど風水害等発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。

イ　市は、消防本部と連携し、自治会や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努めるとともに、消防施設・資機材の整備及び消防団の充実・強化を図る。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市は、消防本部と連携し、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

⑸　積雪地域での対応

市及び消防本部、消防団は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ　安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
エ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
オ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。
カ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。
キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
ク　自治会や市が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

⑵　地域の役割

自治会や自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から地域における火災防止意識の醸成に努める。

⑶　企業・事業所等の役割

ア　防災管理者及び防火管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
イ　救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
エ　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3　市の役割

⑴　消防力の整備

消防団及び消防車両等について消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努める。

⑵　消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

⑶　消防団の充実強化

ア　地域住民、事業所等の消防団活動への理解を促進し、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所等との情報交換等により協力関係を強化する。
イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

⑷　自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

⑸　臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

⑹　出火防止対策

風水害等発生時の火災発生を防止するため、消防本部及び消防団と協力し耐震自動消火装置付火気器具の普及に努めるとともに、台所など火を使う場所の不燃化、カーテン、じゅうたん等への防炎製品の使用を推進・啓発する。

⑺　初期消火体制

消防本部及び消防団と協力し、消防訓練やチラシ等を通じて住民の防火意識の向上を図るとともに、消火器等を使った初期消火訓練、避難訓練等の実施を促進する。

⑻　火災拡大防止体制

異常乾燥及び強風時には、同時多発火災及び大規模火災が予想されることから、消防力の整備・充実に努め、被害の軽減を図る。

4　消防本部の役割

⑴　市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

⑵　市民等に対し、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

⑶　不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

⑷　初期消火体制の確立を図るため、防災管理者又は防火管理者を置く事業所に対し消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

⑸　消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

⑹　単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

⑺　消防職員及び消防車両等について消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努める。

5　県の役割

⑴　防火思想の普及促進

市民に対し、市、消防本部と連携し、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

⑵　自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

⑶　消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

⑷　広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

6　防災関係機関の役割

新潟海上保安部

風水害発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第 23 節　水防管理団体の体制整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

水害時において、迅速かつ的確な対応が不可欠であることから、市及び国、県、水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、平時から地域における水防活動体制を整備する。

⑵　各主体の責務

ア　市及び水防管理団体の責務

(ｱ) 水防管理団体は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

(ｲ) 市は、県水防計画（新発田地域振興局版）に応じて、市の地域における水防計画を策定し、水防団（消防団）の育成強化や、水防施設を整備する。

イ　県の責務

県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

⑶　達成目標

市は、県水防計画に応じて、市の地域における水防計画を策定し、水防団・消防団の育成強化や、水防施設を整備する。

⑷　要配慮者に対する配慮

要配慮者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

⑸　積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備する。

2　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

ア　日頃から、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性ととるべき避難行動等について認識を深める。

イ　風水害時において、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防本部消防長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

⑵　地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。

また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

⑶　企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(一社)新潟県建設業協会は、平時から応急復旧用資機材の点検及び備蓄に努める。

⑷　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市町村地域防災計画にその名称と所在地を定められたよう配慮　者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3　市の役割

⑴　水防計画の策定

県水防計画に応じて、市の地域における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防団等の水防組織を整備する。

ア　河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討する。

イ　河川及び砂防施設等について、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備する。

ウ　水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成する。

⑵　水防協力団体の指定

公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

⑶　水防団（消防団）の育成強化

ア　平時から、水防団（消防団）の研修や訓練の計画を定め、水防団（消防団）組織の充実と習熟に努める。

イ　自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的に実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ　毎年出水期に１回以上水防訓練を行う。

⑷　水防施設の整備

水防活動の拠点となる水防倉庫等の施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

⑸　地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

⑹　災害発生時の処置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

⑺　予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市町村長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

4　県の役割

⑴　水防計画の策定

ア　洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ　水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ　危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

⑵　水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

※新発田市は指定水防管理団体である。

⑶　水防資器材

ア　緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び㈠社)新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資器材の整備に努める。

イ　非常の際の水防資器材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

⑷　重要水防箇所の調査

洪水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

５　防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県及び水防管理団体と合同で実施する。

第 24 節　廃棄物処理体制の整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物、落下物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

⑵　各主体の責務

ア　市（各家庭）の責務

(ｱ) 市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(ｲ) 豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を２階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。

イ　市の責務

市は、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。

ウ　新発田地域広域事務組合の責務

新発田地域広域事務組合は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧体制の整備に努める。

エ　県の責務

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

⑶　達成目標

市は、災害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を作成し、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備に努める。

2　市民の役割

ア　各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。

イ　市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3　市の役割

⑴　災害廃棄物処理計画の策定

ア　災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。

イ　市民に協力を求める事項(ごみの排出方法等）について、防災訓練等に際して啓発を行う。

⑵　協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、自治会、自主防災組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

４　新発田地域広域事務組合の役割

⑴　一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

５　県の役割

広域処理体制の整備

ア　県内市町村間の広域処理体制の整備

県内市町村の収集･処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

イ　関係団体との協力体制…災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

ウ　近隣他県との協力体制…災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

６　関係機関の役割

⑴　環境省関東地方環境事務所

ア　災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ　大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

⑵　新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県･市からの要請によるし尿･災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

⑶　㈠社)新潟県産業資源循環協会（新発田支部）

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

⑷　㈠社)新潟県浄化槽整備協会（新発田支部）

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

⑸　㈠社)新潟県解体工事業協会（下越支部）

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

⑹　㈶)新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 25 節　救急・救助体制の整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等が同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制並びに要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

⑵　各主体の責務

ア　消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ　市及び新発田警察署、消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ　県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、新発田警察署、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ　県、消防本部、㈳新発田北蒲原医師会（以下「医師会」という。）及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ　県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、新発田警察署及び消防本部は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ　市、県、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

キ　市民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

ク　県、県警察本部、新潟海上保安部、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

ケ　県、新発田警察署、消防本部、新潟海上保安部、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

コ　県及び消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

⑶　達成目標

ア　市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

イ　新発田警察署は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速かつ的確な警察活動を実施するための体制確立を図る。

⑷　要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部、県、新発田警察署は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

⑸　積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

2　市民・企業等の役割

⑴　市民の役割

市民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減に努める。

⑵　企業・事務所の役割

ア　医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等と連携し、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3　市及び消防本部の役割

⑴　消防団員の確保及び充実

市は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

⑵　消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

⑶　消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

⑷　防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は県、新発田警察署、近隣消防本部（局）、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

⑸　市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

⑹　救急・救助活動における交通確保

市は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策について、新発田警察署、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し対策を講じる。

⑺　民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

⑻　医療機関との情報交換及び緊急搬送者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確に行うために、新潟県緊急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

⑼　医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会等を通じて、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

⑽　医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

⑾　県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく、応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

⑿　緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

4　県の役割

⑴　救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察本部、市及び消防本部間の連絡体制を確保する。

⑵　救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防本部、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

⑶　救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

⑷　緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

⑸　医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社) 新潟県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

⑹　航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

⑺　航空機保有機関等との協力体制の確保

県、県警察、新潟海上保安部、自衛隊等及び新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院)、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

５　防災関係機関の役割

⑴　新潟海上保安部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救急技術の向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化に努める。

⑵　県医師会

県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

⑶　㈠社㈡新発田北蒲原医師会

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、市から要請があったときは、速やかに医療活動を行う。

⑷　日本赤十字社新潟県支部

県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

⑸　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関（県立新発田病院）の対策

ア　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等から要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等においても救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ　新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第 26 節　医療救護体制の整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

市、県、医療機関及び医療関係機関は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築するものとする。

⑵　各主体の責務

ア　市・県の責務

(ｱ) 風水害等から市民の生命及び健康を守るため、それぞれの地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

(ｲ) 災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制の整備を行う。

イ　県の責務

(ｱ) 災害発生時に市、医療機関等からの支援要請等に迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制整備を行う。

(ｲ) 広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(ｳ) 被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者の受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院（県立新発田病院）から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑶　活動の調整

ア　県災害対策本部は、救護班の派遣調整等を行うため、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等の医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ　県は、医療需給の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等業務を行うため、新発田保健所長を災害医療コーディネーターとし、(一社)新発田北蒲原医師会、(一社)新発田市歯科医師会など医療関係機関、県立新発田病院、市、新発田保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

⑷　達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制の整備を図る。

⑸　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

⑹　降雪期での対応

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2　市民及び医療機関等の役割

⑴　市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるよう、平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

⑵　医療機関等の役割

ア　病院

(ｱ) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(ｲ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

a　災害対策委員会の設置

b　防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

c　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）

d　自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

e　病院に患者を受け入れ対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

f　人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

g　その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ｳ) 広域災害緊急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ　診療所

診療所は、病床の有無及び規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

(ｱ) 地域災害拠点病院（県立新発田病院）

a　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b　地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(ｲ) 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院）

a　基幹災害拠点病院は、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

b　基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資機材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関（県立新発田病院）

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ　医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県助産師会等）

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなど医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

３　市の役割

⑴　救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位により患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ　救護所のスタッフの編成

市は、㈳新発田北蒲原医師会、㈳新発田市歯科医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

⑵　救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

４　県の役割

⑴　新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＭＡＴは、原則として１チームにつき医師１名、看護師２名、業務調整員１名の各４名で構成する。

⑵　県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請等に迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア　県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名の５名で構成し、全県で 25 班編成とする。

イ　県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名の４名で構成し、全県で８班編成とする。

⑶　新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＰＡＴは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた４～５名で構成する。

⑷　救護センター（患者の動向等を踏まえた一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア　救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ　救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師１名、看護師２名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名、精神科医師１名、精神ソーシャルワーカー１名及び補助者１名の編成計画を定める。

ウ　救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

⑸　災害拠点病院（県立新発田病院）の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑹　救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制の整備を行う。

⑺　医療資器材等の確保

ア　医療資器材等の配備

県は、県医療救護班と県歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、３群市医師会に配備する。

イ　医療資器材等の供給支援

県は、市及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

⑻　広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための施設(ＳＣＵ)・設備の確保に努める。

⑼　電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

⑽　平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、県医師会等の医療関係者等で構成する県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第 27 節　避難体制の整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市民、市、県及び防災関係機関は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

ア　浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
イ　警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
エ　避難誘導体制の整備
オ　指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

⑵　達成目標

ア　市民は、市が配布した「新発田市ハザードマップ」から安全に避難するための知識の習得に努める。

また、近隣住民等が被災者となることも想定し、地域で支え合い救助活動や避難行動を行う体制づくりに努める。

イ　要配慮者が利用する施設の管理者や不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を作成する。
ウ　市は、ハザードマップ等を配布し危険区域や指定避難所を周知し、災害予防、減災対策を啓発する。

⑶　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
イ　早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
ウ　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
エ　避難先での安否確認及び生活面の配慮

⑷　積雪期での対応

冬期間の積雪、寒冷、天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮する。

ア　当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
イ　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
ウ　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

⑸　広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車輌等の事前確保
ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2　市民及び企業等の役割

⑴　市民等に求められる役割

ア　市民及び企業等の役割

自らの責任において、自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努める。

(ｱ) ハザードマップ等により、浸水、土砂災害等、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、市民同士の呼びかけによる避難体制を構築すること。

(ｳ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の人が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意したうえ、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の企業・事業所、自治会、自主防災組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ) その他の不特定多数の人が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

⑵　地域に求められる役割

ア　市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項により平時から努める。

(ｱ) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(ｲ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ) 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として次の事項により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(ｲ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、指定緊急避難場所、指定避難所の指定と周知及び即応体制の整備、「避難行動要支援者避難支援プラン」作成及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

⑴　地域の危険に関する情報の事前周知

ア　市民・企業等に対して、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、市民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、市民等の理解の促進を図り、市民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ウ　ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の最大リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあつこと、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ　防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

⑵　避難指示等の情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、緊急告知ＦＭラジオ、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンアプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難指示等の伝達に当たり、㈱エフエムしばたとの災害緊急放送に関する協定に基づき、迅速な情報配信が行えるよう事前に手続き等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

カ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ　避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておくこと。

ク　躊躇なく避難指示等を発令出来るよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

⑶　避難指示等の発令の客観的基準の設定

市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

ア　洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ　その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難化の区当の発令基準を設定する。

ウ　避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令するものとし、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位とすることを原則とする。また、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲を必要に応じて見直すよう努める。

オ　高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合は直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大迄の高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

カ　市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

キ　避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

⑷　避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法の確立に努める。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

オ　避難指示等の発令の際には、指定避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するよう努める。

⑸　避難場所、避難所等の指定

ア　指定と周知

(ｱ) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(ｲ) 避難所等を指定したときは、広報紙、ハザードマップ・防災マップ等、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

(ｳ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(ｴ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ　指定に当たっての注意点

(ｱ) 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、市は、災害に伴う高浪や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(ｲ) 指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ｳ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。

なお、面積の目安は、避難場所（屋外）は1人当たり1.0㎡とし、避難所（屋内）は避難者1人当たり3~4㎡のスペースとすることに努める。

(ｶ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(ｷ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｸ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｹ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(ｺ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険がない建物とするよう努める。

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

(ｻ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備の整備に努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(ｼ)　避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｽ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

(ｾ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

(ｿ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課等や市民等の関係者と調整を図ること。

(ﾀ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ﾁ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ　即応体制の整備

(ｱ) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(ｲ) 指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行うための、管理体制の整備に努める。

(ｳ) 指定避難所管理に当たる職員を、施設近傍に居住する職員の中から事前に指定するよう努める。

(ｴ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

(ｵ) 指定避難所予定施設には、市民等が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｶ) 指定避難所の開設・運営について、自治会、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議するよう努める。

(ｷ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ｸ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　福祉避難所の指定

(ｱ) 市長は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(ｲ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ｳ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

⑹　広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ) 市は避難の際に必要となる市民への情報伝達を迅速に行えるよう体制整備に努める。
(ｲ) 市は国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し避難者が避難先で必要な情報や支援･サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
(ｳ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備
(ｱ) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
(ｲ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制整備に努める。

⑺　住民避難誘導訓練の実施
ア　地区別にあらかじめ定められた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップ等を作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップ等を活用した訓練を行う。
エ　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

４　県の役割

⑴　市民への防災に関する情報の提供
ア　風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
イ　県管理河川の水位情報等や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により市民に提供する。

⑵　市の避難体制整備の支援
ア　地域の危険情報の提供
(ｱ) 主要河川について、氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。
(ｲ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
(ｳ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
(ｴ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ　市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援
(ｱ) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。
(ｲ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
(ｳ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
(ｴ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

(ｵ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　避難場所、避難所等の確保への協力

(ｱ) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(ｴ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

(ｱ) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め､併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

⑶　広域避難に係る市町村の調整

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難市民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

イ　広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援

避難者が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ　大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

５　防災関係機関の役割

⑴　北陸地方整備局

ア　市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時市民に提供する。

ウ　過去の河川氾濫の実績や堤防氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

⑵　新潟地方気象台

ア　市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など市民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

ウ　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

エ　気象特別警報、警報及び注意報を発表する場合は、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表する。また、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

オ　注意報や警報及び特別警報の発表基準については、適宜見直しを行い、適切な基準を維持する。

⑶　北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

⑷　福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市が作成した避難行動要支援者避難支援プランの定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防本部との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し対応できる体制を定める。

第 28 節　要配慮者の安全確保計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、又は自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、 避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健･福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 新発田市避難行動要支援者避難支援プラン

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難情報に関するガイドラインに基づき、「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」等を作成するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画である「新発田市避難行動要支援者避難個別支援プラン」を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、職員、市民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

(ｲ) 避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）を活用し、情報共有に努める。

イ　県の責務

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

なお、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ　介護保健事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市又は県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第30節「学校等の風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ　国際交流団体、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市・県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ　地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会・町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、民生委員、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画である避難支援プラン（個別支援プラン）を策定する等の安全確保を図る体制づくりに努める。

カ　避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。

⑶　積雪期での対応

関係機関の協力を得て必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保のため、適時除雪等を実施する。

⑷　達成目標

ア　市は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、市民や関係機関・団体と連携し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた避難行動要支援者避難支援プランを作成する。

また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。

イ　避難支援者等は、災害発生時における円滑な避難支援体制を構築するため、市及び防災関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者個別避難支援プランの作成に努める。

ウ　行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を整備する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体・市民主体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、特に避難行動要支援者の支援を図る。

⑵　民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図り、市、県、防災関係者と協力して、避難行動要支援者の支援に努める。

⑶　介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入れ体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第 2 章第 30 節「学校等の風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

⑷　外国人関係団体の役割

ア　国際交流協会

市及び県の国際交流会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

⑸　障がい者を雇用している企業及び特別支援学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるよう努める。

3　市の役割

⑴　避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備蓄等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防本部、新発田警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は、市条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

⑵　避難誘導・避難所の管理等

ア　避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、新発田警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した伝達手段を確保に配慮する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑶　生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮するとともに、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

また、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

⑷　保健・福祉対策

ア　実施体制の確保

市は、災害の規模に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行えるように、体制整備を図る。また、県や他市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、災害ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

イ　保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ) 巡回相談・栄養指導

(ｲ) こころのケア

(ｳ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

イ　福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備を図る。

(ｲ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ) 情報提供

市は県と連携し、災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備に努める。

⑸ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備に努める。

⑹ 外国人支援

ア　現状・ニーズ把握、普及・啓発等

市は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ　多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ　防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ　情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4　県の役割

⑴ 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図る。

また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

⑵ 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

⑶ 保健・福祉対策

ア　実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ　保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

⑷　介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等へ要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

⑸　外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第 29 節　食料・生活必需品等の確保計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

住家や施設の被災により備蓄した飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。また、備蓄及び物資の調達は、必要最低限の備蓄以外は救援協定企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民（家庭、企業・事業所、学校等）は、災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低３日、推奨１週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市・県の責務

(ｱ) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(ｲ) 市は、備蓄及び物資の調達は、必要最低限の備蓄以外は救援協定企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を行う。

(ｳ) 県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

(ｴ) 市及び県は上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(ｵ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどの協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ｶ) 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(ｷ) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、養成手続等の確認を行うよう努めるものとする。

⑶　達成目標

ア　市民（家庭、企業・事業所、地域、学校等）は、災害発生から流通機構の復活が見込まれる３日程度の間に必要な物資等は、自らの備蓄で賄う。

イ　災害救援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに物資等を被災者へ供給できるよう、緊急連絡・調達体制を整備する。

ウ　市は、市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、簡易トイレ等）の公的備蓄に努める。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等食事に特別な配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シュミレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制の整備に努める。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

イ　市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

⑸　夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

⑹　積雪地域での対応

ア　輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の指定避難所予定施設に事前配備する。

イ　指定避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ　指定避難所予定施設において、停電時でも災害状況の把握ができるよう、防災行政無線及び緊急告知ＦＭラジオ等を事前配備する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民の役割

ア　各家庭において、家族の３日分、出来れば１週間分程度の物資等の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも２週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

⑵　企業・事業所、学校等の役割

ア　企業･事業所及び学校等は、長距離通勤･通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、当該者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

ウ　福祉施設･病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分(推奨１週間分)の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

３　市の役割

⑴　物資等の備蓄

ア　市及び県の備蓄分担割合に基づき食料及び物資等を備蓄する。

イ　災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、簡易トイレ等）の公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

⑵　物資拠点の選定（※第２章第４節参照）

避難所までの輸送体制を確保するため、県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等ができる施設（地域内輸送拠点）を選定する。

⑶　物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ　住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

⑷　燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

⑸　市民への普及啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して、地域住民とともに避難所備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

４　県の役割

⑴　物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。

⑵　物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

⑶　物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

⑷　燃料の緊急供給体制の整備

ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連施設の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

⑸　市に対する支援体制の整備

市に対して、燃料や物資の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

⑹　市民への普及・啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して普及啓発する。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5　防災関係機関の役割

⑴　日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

⑵　（㈳）新潟県トラック協会（下越支部）

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

⑶　災害救援協定締結企業

ア　災害救援協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備する。

イ　緊急輸送・配付ができる体制を整備する。

ウ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等（夜間・休日等含む。）について、市と情報交換し連絡を密にする。

⑷　新潟県石油業協同組合

ア　県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第 30 節　学校等の風水害対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合、学校、保育園等における児童生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全について迅速な対応を図る。

⑵　各主体の責務

ア　学校の責務

各学校は、市及び県地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ　学校設置者（市、県、学校法人等）の責務

学校設置者は、学校の施設について、風水害の被害を最小限度に食い止めるため、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ　市の責務

市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ　県の責務

県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。

また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

⑶　達成目標

ア　市は、本計画、学校防災計画に基づき学校、保育園等の取組を支援するとともに、学校間の緊急連絡網を整備する。

また、学校は災害時に避難所として使用されることから、災害発生に備えて耐震補強、耐震診断等を実施して災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回路の途絶等の事態に備えて、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。

イ　学校は、学校防災計画を作成し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施するとともに、教職員、児童生徒に対する防災教育を行う。

⑷　要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 28 節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

⑸　積雪地域の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

２　学校の役割

⑴　学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

ア　予防対策

(ｱ) 学校防災組織の編成
(ｲ) 施設・設備等の点検・整備
(ｳ) 防災用具等の整備
(ｴ) 防災教育の実施
(ｵ) 教職員の緊急出動体制の整備
(ｶ) 家庭との連絡体制の整備　など

イ　応急対策

(ｱ) 災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等
(ｲ) 災害発生直後の生徒等の安全確保
(ｳ) 避難誘導
(ｴ) 生徒等の安否確認
(ｵ) 気象情報の収集
(ｶ) 被災状況の把握と報告
(ｷ) 下校又は保護の継続
(ｸ) 避難所開設・運営協力
(ｹ) 教育活動の再開
(ｺ) 生徒等の心のケア　など

⑵　防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等について、教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定める。

⑶　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬季には雪囲い用の資材が倒れないようにするとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておくこと。

⑷　防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、緊急告知ＦＭラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知する。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができる体制を整備する。

⑸　教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知する。

⑹　家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し徹底する。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

⑺　防災教育の実施

ア　教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ｱ) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対し、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

(ｲ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

(ｳ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

⑻　防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ　登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮し事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知する。

ウ　地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。

3　学校設置者の役割

⑴　災害の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

⑵　地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、本計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整備する。

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

(ｳ) 和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｴ) 飲料水、生活用水等の確保

ａ　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

ｂ　生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ　設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ　情報連絡体制

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ｳ) 情報収集のためのテレビ・緊急告知ＦＭラジオ等の整備

４　市の役割

⑴　市立学校の設置者としての役割

前項記載のとおり。

⑵　学校に対する支援及び助言

市は、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

５　県の役割

⑴　県立学校の設置者としての役割

第３項記載のとおり

⑵　学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

⑶　公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第 31 節　文化財の風水害対策

1　計画の方針

基本方針

文化財調査や文化財所有者に適宜予防措置等の指導・助言を行い、文化財所有者は、地震から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

⑵　各主体の責務

ア　文化財所有者の責務

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市の責務

市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ　県の責務

県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとととともに、市及び文化財所有者に対し、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

⑶　達成目標

ア　市は、本計画に基づき、施設・設備等は定期的に点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・修繕に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪期の避難路を確保し、避難訓練の実施に努める。

イ　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修繕、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

⑷　文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は、定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等を防止するため、事前の措置を講じる。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　市民及び地域等の役割

⑴　市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

⑵　地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し確立する。

⑶　文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立する。

3　市の役割

⑴　指定文化財への対策

ア　国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し確認する。

イ　市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

⑵　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4　県の役割

⑴　指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策及び災害時の対応についての啓発・助言を行う。

⑵　未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対し、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第 32 節　ボランティアの受入れ体制の整備

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

⑵　事前体制整備

ア　県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働で災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

イ　新発田市社会福祉協議会は、市の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる新発田市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

災害ボランティアの受入計画は概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センター設置運営、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
避難指示解除後 ２日以内	災害ボランティア受入広報の発信

⑶　達成目標

市は、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、研修や新発田市社会福祉協議会及び各種団体等とのネットワークを形成する。

2　県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

⑴　情報の受発信に係る体制の整備

ア　被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。

イ　被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

ウ　マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

⑵　ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

ア　ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について連絡調整を行う支援体制を整備する。

イ　調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3　新発田市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、新発田市社会福祉協議会が主体となり、市災害対策本部と協議して、ボランティアセンターを設置・運営する。

⑴　災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア　災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

⑵　ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの運営を行う。

4　市の役割

⑴　災害ボランティアの受入体制の整備

ア　災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前に指定する。

イ　ボランティアセンターの体制整備については、新発田市社会福祉協議会と協議する。

⑵　ボランティアセンターの運営支援

ア　ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ　ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

⑶　災害ボランティア活動に対する市民への普及・啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発に努める。また、普及啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。

5　県の役割

県支援センターの体制支援

⑴　県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

⑵　県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。

⑶　県外の行政機関や県内外の支援団体等との調整を図るため、職員を配置できる体制を整備する。

6　関係機関の役割

⑴　新潟県社会福祉協議会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ　県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

⑵　日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ　他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

⑶　県内ＮＰＯ及び㈱新発田青年会議所

県支援センターやボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第 33 節　事業所等の事業継続

1　計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2　市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

⑴　実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況等、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

⑵　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

⑶　地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

⑷　事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

【事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan)】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3　県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

⑴　実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況等、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

⑵　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

4　新発田商工会議所等の商工団体の役割

⑴　事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

⑵　会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

⑶　市等の行政の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

⑷　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5　事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

⑴　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐために、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ　二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、市等の行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、市民や市等との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

⑵　平時の防災対策

ア　事業継続計画の策定

事業所等は､災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ　事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保の実施など、平時からの危機管理体制の構築に努める。

〔参考〕
　国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。
【内閣府】
●中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン第一版」
●「企業等の事業継続・防災評価検討委員会」の検討の経緯と成果について
【中小企業庁】
●「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」

第 34 節　行政機関等の業務継続計画

１　計画の方針

風水害発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画（ＢＣＰ）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

２　市の役割

⑴　基本事項

風水害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

⑵　業務継続計画の対象となる非常時優先業務

ア　非常時優先業務の対象

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

イ　非常時優先業務の選定基準

選定にあたっては、「災害発生後１か月以内に業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する業務」に該当することを基準とする。

ウ　業務開始目標時間の設定

非常時優先業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間帯を「業務開始目標時間」とし、各業務において業務開始目標時間を定める。

エ　平時の取組

各所属は、職員の参集可能時間を考慮した要因の指名等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。

⑶　業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第３章第２節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等への反映に努める。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　庁内の応援体制の確立

(ｱ) 主管課等内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他課などによる応援体制の確立に努める。

(ｲ) 主管課等は課等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各課等の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ　庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ　受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク　その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策の検討に努める。

⑷　執務環境の確保

ア　庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ　執務スペース

(ｱ) 物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

(ｲ) 執務スペースに被害があった場合

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片付け、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ　通信（電話・防災行政無線）

(ｱ) 通信障害対策

不測の事故が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

(ｲ) 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ、代替通信手段を選定する。

エ　通信（電子メール）

(ｱ) 庁内 LAN の復旧対策

通信事業者との間に、災害時における庁内 LAN 回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

(ｲ) 障害があった場合の対応

庁内 LAN 回線については、通信事業者に対して、優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ　情報システム

(ｱ) システムを利用しない代替手続等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

(ｲ) システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

(ｳ) 停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

(ｴ) 障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ　電源

(ｱ) 電源が利用できない場合の対応

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。なお、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

(ｲ) 停電対応訓練

非常用発電機による電源電源供給箇所の確認停電時にとるべき対策等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ　上下水道、工業用水道（雑用水）

(ｱ) 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

(ｲ) 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク　エレベーター・空調設備

(ｱ) エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

(ｲ) 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

(ｳ) 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ　職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

(ｱ) 職員の備蓄対策

家庭において最低3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には2～3日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低1週間分の食料等を備蓄するよう周知する。

(ｲ) 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

(ｳ) 発災時の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定の締結先に物資の供給を依頼する。

コ　庁舎の代替施設

(ｱ) 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

(ｲ) 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

(ｳ) 本庁舎の移転に係る対応

・　移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で被害状況等を考慮して決定する。

・　移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ　その他

所属長は、上記の他、重要業務を実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

⑸　業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

⑹　教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

⑺　業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3　防災関係機関の役割

本節「2市の役割」の⑴に同じ。

第１編　風水害等共通対策

第３章　災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール..... 143

第１節　災害対策本部の組織・運営計画.....149
第２節　風水害等配備体制..... 166
第３節　防災関係機関の相互協力体制.....171
第４節　気象情報等伝達計画..... 179
第５節　洪水予報・水防警報伝達計画.....187

第６節　災害時の通信確保..... 192
第７節　被災状況等収集伝達計画..... 198
第８節　広報計画.....207
第９節　住民等避難計画.....215
第 10 節　避難所運営計画.....225

第 11 節　避難所外避難者の支援計画..... 232
第 12 節　自衛隊の災害派遣計画..... 234
第 13 節　輸送計画.....240
第 14 節　警備・保安及び交通規制計画..... 248
第 15 節　海上における災害応急対策..... 255

第 16 節　消火活動計画.....258
第 17 節　水防活動計画.....264
第 18 節　救急・救助活動計画.....270
第 19 節　医療救護活動計画.....278
第 20 節　防疫及び保健衛生計画..... 289

第 21 節　こころのケア対策計画..... 294
第 22 節　児童生徒等に対するこころのケア対策計画.....298
第 23 節　廃棄物の処理計画.....300
第 24 節　トイレ対策計画.....305
第 25 節　入浴対策計画.....308

第 26 節　食料・生活必需品等供給計画..... 310
第 27 節　要配慮者の応急対策.....320
第 28 節　学校等における応急対策..... 324
第 29 節　文化財応急対策.....329
第 30 節　障害物の処理計画.....331

第 31 節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画.....335
第 32 節　愛玩動物の保護対策.....340

第 33 節　災害時の放送……344
第 34 節　公衆通信の確保……346
第 35 節　電力供給応急対策……349

第 36 節　ガスの安全、供給対策……352
第 37 節　給水・上水道施設応急対策……356
第 38 節　下水道等施設応急対策……361
第 39 節　危険物等施設応急対策……366
第 40 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策……372

第 41 節　漁港施設の応急対策……375
第 42 節　鉄道事業者の応急対策……378
第 43 節　土砂災害・斜面災害応急対策……381
第 44 節　河川・海岸施設の応急対策……382
第 45 節　農地・農業用施設等の応急対策……388

第 46 節　農林水産業応急対策……392
第 47 節　商工業応急対策……400
第 48 節　応急住宅対策……403
第 49 節　被害認定調査・罹災証明書発行対策……411
第 50 節　ボランティアの受入れ計画……413

第 51 節　義援金の受入れ・配分計画……417
第 52 節　義援物資対策……419
第 53 節　災害救助法による救助……422

災害応急対策タイムスケジュール

1　計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、市民、防災関係機関がともに理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

⑴　豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

○　気象警報の伝達
○　災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
○　防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
○　土砂災害警戒情報の発表、水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
○　土砂災害緊急情報の通知
○　住民避難情報の収集

ア　高齢者等避難の発表
・指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
・避難行動要支援者の安否確認、避難所等への移動
・市民等の高齢者等避難
・児童・生徒の安全確保

イ　避難の勧告
・住民の移動避難、避難所への収容
・避難所備蓄物資による対応
・避難者の状況把握

ウ　避難の指示(緊急)
・残留住民の移動避難、建物上層階等への垂直避難

エ　警戒区域の設定
・立入りの制限又は禁止、残留住民の退去

⑵　豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

○　災害対策本部の設置
○　被害情報の収集
○　市長・県知事の緊急アピール
○　水防活動等被害拡大防止活動の実施
○　土砂災害緊急情報の通知

○ 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
○ 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
○ 交通規制の実施
○ 県災害ボランティア支援センターの設置
○ 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
○ 避難所等への食糧・生活必需品の輸送
○ 避難所等への仮設トイレの設置
○ 被災地への救護所の設置
○ 避難所での要配慮者支援対策の実施

⑶ 避難指示等の解除から 24 時間以内
○ 災害救助法の適用
○ 通信途絶地域への仮設通信設備設置
○ 各地の被害状況の把握
○ 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
○ 避難所外避難者の状況の把握
○ 市災害ボランティアセンターの設置・ボランティアの受付開始
○ 義援金の受付

⑷ 避難指示等の解除から 3 日以内
○ ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
○ 健康相談の実施
○ 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
○ 断水地域への給水車による給水
○ ボランティアの作業開始

2　災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。

本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール　【風水害等対策編】

No.	節名	高齢者等避難	避難指示	浸水・暴風雨による	
1	災害対策本部の組織・運営計画	・警戒本部の設置 ・災害対策本部設置 ・現地災害対策本部設置		・災害対策本部会議の開催 ・現地災害対策本部会議の開催	・関係機関へ防災会議連絡員室への派遣要請
2	風水害等配備体制				
3	防災関係機関の相互協力体制	・職員の登庁・非常配備 ・稼働可能職員数の把握		・緊急消防援助隊派遣要請、応援協定に基づく応援要請、自衛隊への派遣要請、職員配備の体制強化	・県に対し自衛隊の派遣要請 ・災害救援協定締結企業、民間団体等に対する要請
4	気象情報等伝達計画	・気象情報の発表 ・注意報、警報の伝達	土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害緊急情報の伝達	・各種情報の伝達	
5	洪水予報・水防警報伝達計画	・氾濫注意水位（警戒水位）	・避難判断水位到達の周知 ・水防警報の伝達	・水防団の待機及び出動	
6	災害時の通信確保			・防災行政無線の疎通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・防災相互波の開局確認	・非常通信の取扱い要請 ・無線局開局 ・アマチュア無線に協力要請
7	被災状況等収集伝達計画	・水位情報、気象情報の把握 ・地域の状況等把握		・市有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 ・火災の発生状況 ・医療機関の被災状況、受入可否	・市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 ・人的被害の把握 ・県への被災状況報告
8	広報計画	・高齢者等避難の呼びかけ	・避難指示発令の呼びかけ	・災害発生の呼びかけ ・初動対策に必要な情報の提供 ・被害状況の発表（以後、随時）	・ライフラインに関する情報の提供 ・交通に関する情報の提供 ・避難所に関する情報の提供 ・医療機関の被災状況・受入可否
9	住民等避難計画	・避難行動要支援者避難開始 ・避難の準備 ・避難所の開設	・住民避難		・避難行動要支援者の移動
10	避難所運営計画	・避難所の開設 ・避難者数・内訳の把握	・タオル、毛布日用品等提供 ・要配慮者別室・別施設の確保	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置	
11	避難所外避難者の支援計画		・避難所外での避難状況調査		
12	自衛隊の災害派遣計画			・県に対し派遣要請	・救護活動実施 ・被災状況の把握
13	輸送計画		・避難者の輸送	・緊急交通路の確保（ヘリポート含） ・緊急輸送ネットワーク・輸送車両確保	・食料の輸送 ・医療物資・人員、患者等搬送
14	警備・保安及び交通規制計画			・緊急交通路の確保、交通規制 ・救助	・被災地・避難場所の警備
15	海上における災害応急対策				
16	消火活動計画			・初期消火 ・地域の防災力による消火	・緊急消防救助隊による消火
17	水防活動計画	・浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒	・警戒区域の設定	・被害拡大防止活動	
18	救急・救助活動計画		・初期救急救助活動の実施	・重傷者等の搬送 ・消防本部等による救助活動	
19	医療救護活動計画		・医療機関の被災状況受入可否 ・職員の招集	・救護所設置 ・負傷者等・救護所の設置状況把握 ・医療救護班の派遣	・関係団体への要請 ・医療関係ボランティアの把握
20	防疫及び保健衛生計画			・緊急食品の衛生確保 ・炊き出し等の衛生指導	・避難場所環境整備
21	こころのケア対策計画				
22	児童生徒等に対するこころのケア対策計画				
23	廃棄物の処理計画			・収集体制の検討	
24	トイレ対策計画			・レンタル会社への打診 ・仮設トイレ設置	
25	入浴対策計画				
26	食料・生活必需品等供給計画		・食料供給量の把握 ・避難所備蓄品による対応	・調達食の配給 ・協定に基づく食料等の調達	・避難所への寝具、日用品、乳幼児品

被害発生中	避難指示等解除	解除後１日以内	解除後３日以内	事後１週間以内	事後１ヶ月以内	事後３ヶ月以内
・災害救助法			・本部組織の見直し再編	・激甚法		
・市有被災状況把握 ・インフラ被害等の被災状況把握、取りまとめ			・道路等公共土木施設の復旧状況、農業土木施設等の被災状況	・被害金額等の概算集計		
・人的、建物、公共施設被害状況 ・公共土木施設の被災状況 ・教育機関の被災情報、生徒等の安否	・避難指示等解除の呼びかけ	・人的、建物、公共施設、ライフライン被害状況 ・交通規制 ・避難所に関する情報 ・学校等の休校等に関する情報	・水、食糧、生活物資供給、災害ごみの処理に関する情報の提供 ・その他、応急対策に必要な情報の提供 ・市民等の安否情報 ・医療関係、社会福祉の情報	・被災相談に関する情報の提供（罹災証明の発行等） ・その他、復旧対策に必要な情報の提供	・生活再建に関する情報の提供（生活再建支援制度等）	・復興に関する情報の提供
		・閉鎖、期間延長の判断				
		・避難者の健康管理、指導	・食料、物資の供給 ・新たな避難先の提供			
			・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達 ・浸水地域の消毒、感染症予防対策		・巡回栄養指導	
		（県にこころのケアホットライン開設） （県は災害時精神科医療体制を整備） ・普及啓発の取組開始	・県に対しこころのケアチーム派遣要請	（県は災害時精神科医療後方支援体制を整備）		
			・生徒等のこころのケア	・教員への説明会		
		・し尿収集開始	・ごみ収集開始 ・堆積汚泥処理		・がれき類の収集開始、広域応援要請	
		・仮設トイレ設置開始 ・し尿くみ取り開始				
			・自衛隊入浴施設支援要請	・旅館、公共入浴施設等へ協力要請		
		・炊出し等による食料の供給 ・その他生活必需品の供給				

災害応急対策タイムスケジュール　【風水害等対策編】

No.	節名	高齢者等避難	避難指示		浸水・暴風雨による
27	要配慮者の応急対策	・市、報道機関等の情報提供 ・地域力による誘導・集団避難（屋内避難：可） ・避難状況の把握	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認	・要配慮者対策の強化 ・社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認	・社会福祉施設等への緊急入所
28	学校等における応急対策	・避難所開設・運営協力 ・在学生徒等の安全確保		・保護者への安否情報の提供 ・被災状況の把握	
29	文化財応急対策			・入館者等の安全確保 ・被災状況の把握	
30	障害物の処理計画				
31	遺体等の捜索・処理・埋葬計画				
32	愛玩動物の保護対策			・支援物資の提供、動物保護活動	
33	災害時の放送	・高齢者等避難の放送	・避難指示の放送	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送 ・施設点検	
34	公衆通信の確保			・被災状況の把握 ・重要通信の確保	・復旧人員、資機材の調達 ・被災状況の広報
35	電力供給応急対策			・被災状況の把握 ・病院等重要施設の復旧	・復旧人員、資機材の調達 ・被災状況の広報
36	ガスの安全、供給対策			・被災状況の把握 ・二次災害防止措置	・供給停止判断、供給再開判断 ・二次災害防止措置
37	給水・上水道施設応急対策			・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応	・市民への広報
38	下水道等施設応急対策			・処理場等の緊急点検、緊急調査、緊急措置	
39	危険物等施設応急対策			・施設等被災状況把握 ・取扱作業緊急停止	・初期消火、流出防止措置 ・現地調査
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策			・被災状況の把握 ・交通規制	・緊急措置 ・緊急交通路確保
41	漁港施設の応急対策			・被害概要調査 ・立入禁止等緊急措置 ・市民への周知	・応急工事
42	鉄道事業者の応急対策			・運休等の措置、安全確保 ・乗客、市民への広報 ・被災状況の把握	・応急復旧
43	土砂災害・斜面災害応急対策	・土砂災害危険箇所等の警戒	・土砂災害緊急情報の伝達	・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置
44	河川・海岸施設の応急対策	・浸水区域の警戒		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置
45	農地・農業用施設等の応急対策			・緊急措置	
46	農林水産業応急対策			・被害状況把握（聞き取り）	
47	商工業応急対策				
48	応急住宅対策				
49	被害認定調査・罹災証明書発行対策				
50	ボランティアの受入れ計画				（県：災害ボランティアセンター設置）
51	義援金の受入れ・配分計画				
52	義援物資対策				
53	災害救助法による救助			・被害状況の把握	・災害救助法の適用手続き

被害発生中	避難指示等解除	解除後１日以内	解除後３日以内	事後１週間以内	事後１ヶ月以内	事後３ヶ月以内
		・学校再開の時期等の判断・準備	・学用品等の手配			
		・輸送路等障害物情報収集 ・緊急輸送路障害物除去 ・その他障害物除去				
		・遺体等の捜索 ・霊柩車、棺、骨壷等確保 ・火葬場の受入可否確認等	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
	・相談窓口開設 ・動物の一時預かり			・動物救済本部の設置 ・飼い主捜し	・仮設住宅での動物飼育支援 ・被災動物の健康管理支援	
			・食料等供給に係る情報の発信 ・復旧復興生活関連情報の発信 ・ボランティア等情報発信			
・仮復旧工事			・本復旧工事			
・復旧工事						
			・緊急点検完了（LPガス） ・安全確認完了（LPガス）		・供給再開完了（都市ガス）	
			・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧	・各戸１給水栓の設置 ・恒久復旧
・二次災害防止措置 ・応急対策、応急復旧			・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対応 ・下水道施設の復旧計画	
・応急復旧						
					・公共土木施設災害復旧事業	
				・本復旧		
・応急復旧			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
			・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害防止措置	・応急復旧 ・被害状況の広報	・災害復旧事業	
		・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
			・被害状況把握			
			・公営住宅の空地提供、空き家情報広報 ・民間賃貸住宅の斡旋、紹介	・被災戸数の確定 ・共与対象者の確定 ・応急修理	・仮設住宅の建設着工	・仮設住宅の供与（２カ月以内）
		・被害区域の把握、区域分担地図作成等、被害認定調査実施に向けた準備	・被害認定調査の開始及び罹災証明の発行			
		・市災害ボランティアセンターの設置、ニーズの把握 ・県ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ本部員派遣要請	・ボランティア受入広報の発信			
		・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分	
			・初期必要物資、義援物資の受付、保管場所の公表	・今後必要とする物資の公表	・今後必要とする物資の公表	
・災害救助法による救助						

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

１　計画の方針

市内で大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、市は、県及び防災関係機関等と相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

⑴　災害対策本部等の種類

市は、風水害等が発生した場合、又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置する。

設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等
名　　称	○○災害対策本部	○○警戒本部
設　置　者	市長	副市長（防災監）
本　部　長	市長	副市長（防災監）
副本部長	副市長（防災監）、教育長	地域安全課長（副防災監）
本部長の職務代理	副本部長	地域安全課長（副防災監）
本　部　員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等
事務局の名称	○○災害対策本部事務局	○○警戒本部事務局
事務局長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）

※以下、本節において、副市長を「防災監」、地域安全課長を「副防災監」という。

⑵　災害対策本部等の設置基準

ア　初動時の対応

市内で風水害が発生又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置して、情報収集・提供等を行う。

イ　情報収集後の対応

被害の状況等から、市長が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各課等がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「警戒本部」を設置する。

【風水害等による災害対策本部等の設置区分】

次の基準を勘案し、総合的判断により行う。

配備種別		配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応
警戒体制	警戒配備体制	1　気象警報が発表された場合 2　台風情報が発表され影響が予想される場合 3　河川管理者から水防警報が発表された場合 4　気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6　その他、防災監が必要と認める場合	地域安全課職員を中心に気象・河川情報及び関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。 ※推移の把握に努め、組織体制の構築を図る段階	1　大きな被害の発生が判明した場合 →　市長の判断で「災害対策本部」を設置 2　被害が小さい場合 →　各課等で対応「警戒体制」(必要に応じ「警戒本部」を設置)
警戒本部	第1次配備体制	1　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 4　その他、防災監が必要と認める場合	主として課長以上が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。 ※高齢者等避難の発令を判断できる体制	
	第2次配備体制	1　河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4　その他、市長が必要と認める場合	主として課長補佐以上(副参事含む)が参集し、気象・河川及び被害状況等の情報収集及び伝達を行う。また、必要に応じて応急対策を実施する。 ※避難指示の発令を判断できる体制	

配備種別		配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応
災害対策本部	第3次配備体制	1　河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2　台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合 3　その他、市長が必要と認める場合	全職員が参集し、初動体制を確立し対応する。 ※全職員が定められた配置に参集し、防災対応にあたる体制	

⑶　災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。

2　災害対策本部

⑴　災害対策本部の設置

市長は、市の地域において風水害等による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置し災害に即応できる組織体制を確立する。

ア　設置基準

(ｱ) 河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合

(ｲ) 台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合

(ｳ) その他、市長が必要と認める場合

イ　廃止基準

(ｱ) 災害応急対策が概ね完了した場合

(ｲ) その他必要がなくなったと認めた場合

ウ　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市本庁舎 5 階 501～504 会議室に設置する。ただし、市本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、次の施設とする。

(ｱ) 第 1 予備施設:豊浦支所

(ｲ) 本部長の指定する他の市有施設

エ　災害対策本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

オ　災害対策本部設置の庁内周知

災害対策本部を設置しようとするとき、又は災害対策本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内ＬＡＮパソコン、災害時職員等参集メールシステム又は庁内放送（本庁)、ＦＡＸ、無線等により行う。

カ　災害対策本部を設置又は廃止した場合の通知等

(ｱ) 市長は、災害対策本部が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる防災会議構成機関等に通知等を行う。

a　県知事への報告
b　陸上自衛隊第 30 普通科連隊への通知
c　新発田警察署への通知
d　消防本部への通知
e　ライフライン関係機関への通知
f　その他関係機関への通知

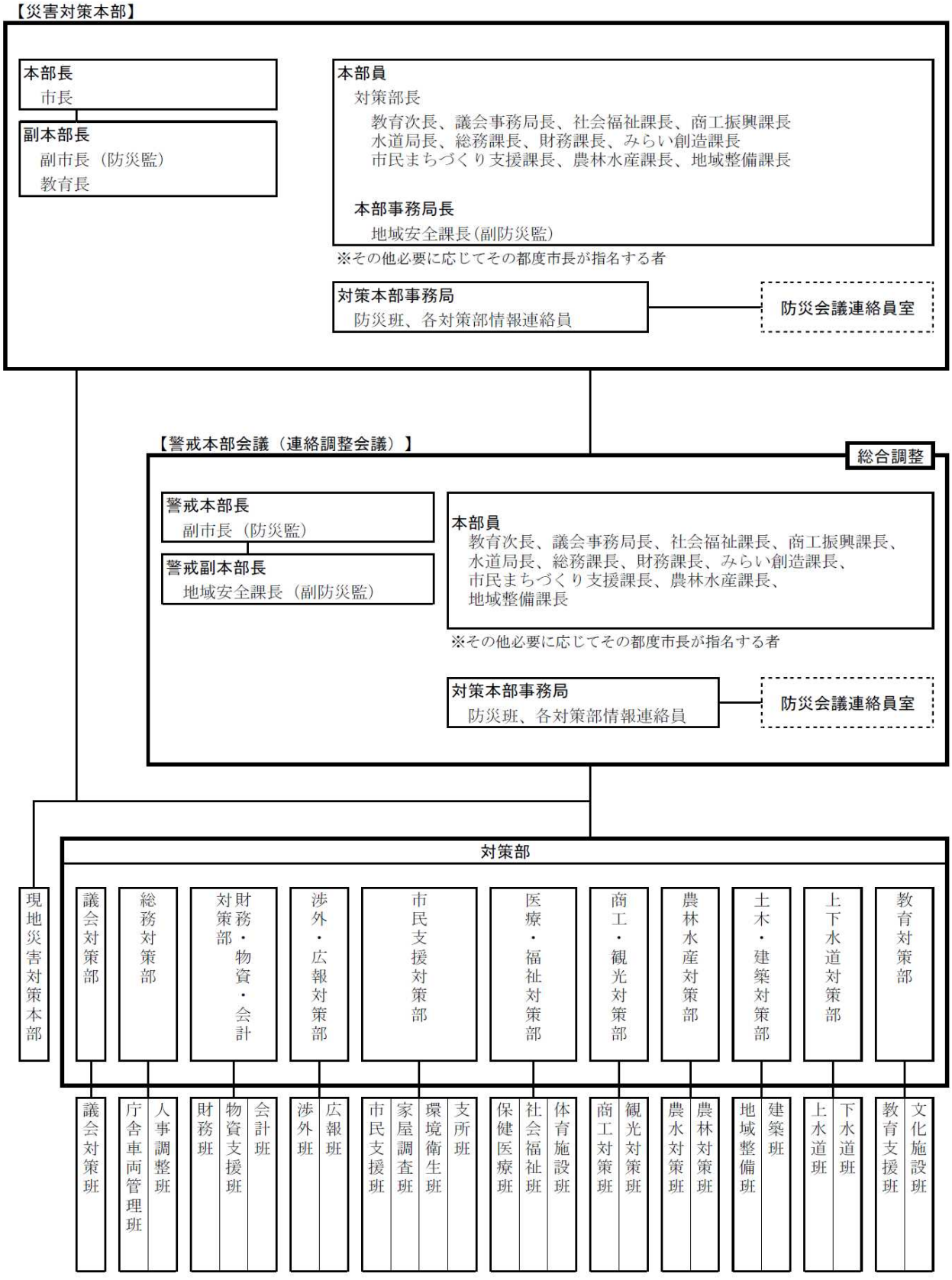
(ｲ) みらい創造課長は、災害対策本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ及び緊急告知ＦＭラジオ等により市民へ周知する。

キ　防災会議連絡員室の設置

(ｱ) 災害対策本部が設置された場合は、新発田市防災会議は市本庁舎 5 階会議室 502・503 に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

(ｲ) 防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣・駐在させ、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2)　新発田市災害対策本部組織図



※各班において、別表（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。

⑶　災害対策本部の組織、運営等

ア　本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ　副本部長（防災監、教育長）

(ｱ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ｲ) 本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第１順位：防災監（副市長）

第２順位：教育長

第３順位：副防災監（地域安全課長）

ウ　緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又は時間的余裕がないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告する。

エ　本部員

(ｱ) 本部員の構成は、災害対策本部運営規程第２条第１項から第３項に規定する者及び本部長が指名する職員をもって充てる。

(ｲ) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

⑷　災害対策本部会議

災害対策に関する重要事項の協議を行うため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

ア　構成

災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員及び本部長がその都度指名する職員とする。

イ　所掌事務

災害対策本部会議の分掌事務は、次のとおりとする。

(ｱ) 被害状況、災害応急対策状況等の総合的な掌握に関すること

(ｲ) 高齢者等避難、避難指示に関すること

(ｳ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること

(ｴ) 災害救助法等の適用協議に関すること

(ｵ) 県及び他市町村、自衛隊等への災害派遣要請に関すること

(ｵ) 現地災害対策本部の設置に関すること

(ｷ) 防災会議構成機関等との協議に関すること

(ｸ) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

ウ　招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

エ　開催場所

原則として、市本庁舎５階会議室 501 で開催する。

⑸　災害対策本部事務局

本部の活動を掌理するとともに、各対策部、現地本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行うため、災害対策本部に事務局を置く。

ア　構成

(ｱ) 事務局長

ａ　災害対策本部事務局に、事務局長を置き、副防災監をもって充てる。

ｂ　事務局長は、本部長の命を受け、災害対策本部事務局の事務を掌理する。

(ｲ) 事務局次長

a　災害対策本部事務局に、事務局長次長を置き、地域安全課課長補佐をもって充てる。

b　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ｳ) 事務局員

a　事務局員は地域安全課職員及び事務局長が指名する者をもって充てる。

b　事務局員は事務局長の指揮の下、災害対策本部事務局の事務に従事する。

イ　分掌事務

災害対策本部事務局の所掌事務は、別表のとおりとする。

⑹　連絡調整会議

ア　事務局長は、災害応急対策に関して各対策部及び県、防災関係機関との連絡及び情報共有を図るため、必要に応じて連絡調整会議を招集する。

イ　連絡調整会議の構成は、災害対策本部事務局、防災会議連絡員室の職員及び事務局長がその都度指名する職員等で構成する。

⑺　対策部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。

ア　部長

(ｱ) 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ｲ) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ　副部長

(ｱ) 副部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ｲ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

⑻　部の組織

部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表のとおりとする。

ア　班長

(ｱ) 班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ｲ) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

イ　副班長

(ｱ) 副班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ｲ) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その事務を代行する。

ウ　班員

(ｱ) 班員は、班長又は副班長の所属する課又は機関の職員とする。

(ｲ) 班員は、班長の指揮の下、班の事務に従事する。

⑼　情報連絡員

部に情報連絡員を置く。

ア　情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。

イ　情報連絡員は、対策部長に対し所属対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況等を報告し、対策部長の指示等を所属対策部各班の長へ伝達する事務を行う。

また、防災関係機関及び県との連絡調整や情報を共有し効果的な災害対応策を検討する。

ウ　情報連絡員に事故のあるときは、対策部長が所属対策部の職員のうちから指名する者

がその職務を代理する。

⑽　現地災害対策本部

本部長は、風水害等により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ本部の一部の事務を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」）を置く。

ア　現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地域に近い支所庁舎又は他の市有施設に設置する。

イ　現地本部の組織

現地本部の組織は、次のとおりとする。

(ｱ) 現地本部長

a　現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。

b　現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(ｲ) 現地本部員

a　現地本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名する。

b　現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

(ｳ) 現地本部要員

a　現地本部長は、現地本部要員を確保するため、関係する部の職員の派遣を当該部長に求めることができる。

b　現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

ウ　現地本部の設置期間

現地本部は現地での主要な災害応急活動が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

3　警戒本部の設置

防災監は、市の地域において、風水害等による災害が発生し、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため、警戒本部を設置することができる。

⑴　設置基準

気象警報が発表され、市の地域で風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害への対応が必要になると予想される場合には、直ちに設置する。

⑵　廃止基準

ア　災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ　被害が軽減又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ　その他警戒本部長が必要となくなったと判断した場合

⑶　設置場所

警戒本部は、市本庁舎５階会議室 501～504 に設置する。

⑷　警戒本部設置又は廃止の周知等

ア　警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

(ｱ) 市各課等

庁内ＬＡＮパソコン、災害時職員等参集メールシステム、庁内放送（本庁）、ＦＡＸ、無線等

(ｲ) 県、防災会議構成機関等

新潟県総合防災情報システム、ＦＡＸ又はメール等

イ　警戒本部を設置又は廃止した場合は、みらい創造課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ及び緊急告知ＦＭラジオ等により市民へ周知する。

⑸　警戒本部の組織

ア　警戒本部長

(ｱ) 警戒本部長は、防災監をもって充てる。

(ｲ) 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部職員を指揮監督する。

イ　警戒副本部長

(ｱ) 警戒副本部長は、副防災監をもって充てる。

(ｲ) 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

ウ　警戒本部を構成する課等

(ｱ) 警戒本部を構成する部局・課等は、本章第２節「風水害等配備体制」のとおりとする。

(ｲ) 人員及び課等は、災害の状況等に応じ、警戒本部長が拡充又は縮小することができる。

エ　分掌事務

(ｱ) 警戒本部に必要な人員の配備

(ｲ) 気象情報及び防災関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達・処理

(ｳ) 災害の発生が予想される地域への警戒パトロール及び広報活動

(ｴ) 市民及び報道機関等への情報提供

(ｵ) その他災害の経験及び応急対応に必要な事務

⑹　警戒本部会議

風水害等の警戒に関する指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて警戒本部会議を開催する。

ア　警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部を構成する課等の長をもって構成し、警戒本部長が主宰する。

イ　警戒本部長は、必要に応じ防災会議構成機関等の職員に警戒本部会議への出席を依頼することができる。

⑺　警戒本部事務局

警戒本部の活動を掌理するとともに、庁内及び防災会議構成機関等との連絡・調整を円滑に行うため、警戒本部に事務局を置く。

ア　警戒本部事務局に、事務局長を置き、副防災監をもって充てる。

イ　事務局長は、本部長の命を受け、警戒本部事務局の事務を掌理する。

ウ　事務局員は、地域安全課職員及び事務局長が指名する者をもって充てる。

エ　警戒本部を構成する課等

(ｱ) 警戒本部を構成する課等は、本章第２節「風水害等配備体制」のとおりとする。

(ｲ) 人員及び課等は、災害の状況等に応じ、警戒本部長が拡充又は縮小することができる。

４　市の活動体制

市は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市・県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

⑴　組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含めあらかじめ定める。

また、対策部等の分掌事務に記載のない事項についても、災害の状況により他部への動員又は協力により横断的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

⑵　配備指令

配備体制による指令は、次のとおりとする。

ア　警戒体制（警戒配備体制）

副防災監

イ　警戒本部（第１・２次配備体制）

防災監

ウ　対策本部（第３次配備体制）

本部長（市長）

⑶　災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事（防災局危機対策課）へ報告するとともに、新発田警察署、消防本部等の防災会議構成機関に通知等を行う。

⑷　災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

⑸　勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整備する。

⑹　避難所の開設

市長は、災害状況に応じて、施設管理者、自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。

５　災害時行動マニュアルの作成及び見直し

⑴　災害時行動マニュアルの作成及び見直し

各対策部各班は、本計画を踏まえ、各対策部各班の分掌事務を十分考慮しそれぞれ災害時を想定した災害時行動マニュアルを作成する。

また、作成したマニュアルは、防災訓練などの機会に確認・検証するとともに適時見直しを行い、効果的かつ実効性のあるマニュアルとする。

⑵　災害対策本部事務局への提出

災害時行動マニュアルを作成し、又は修正した場合は、速やかに災害対策本部事務局長へ提出する。

⑶　所属職員への周知徹底

作成した災害時行動マニュアルは、所属職員へ周知・徹底し、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合には迅速かつ的確な初動体制を確立する。

⑷　災害時行動マニュアル掲載事項（共通）

災害時行動マニュアルの作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

ア　各班の全ての分掌事務に対応した時系列活動に関する事項

イ　他班、関係機関及び関係協定団体等との連絡方法及び具体的手順に関する事項

ウ　各種伝達系統図に関する事項
エ　職員の配備計画に関する事項
オ　その他各班が応急対策を行うために必要な事項

６　防災関係機関等の活動体制

防災関係機関等は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整備する。

別表（第８条、第９条、第１０条関係）

災害対策本部事務局の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 （副防災監） 事務局次長 地域安全課長補佐（防災班長兼務）	**防災班** 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1　災害状況等の収集・伝達の総括に関すること 2　災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃止に関すること 3　災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務に関すること 4　現地災害対策本部との連絡調整に関すること 5　連絡調整会議に関すること 6　各対策部との連絡調整に関すること 7　防災行政無線局等の機能確保に関すること 8　消防団員の警戒・出動に関すること ※（注１）緊急時に消防団員が避難所開設にあたる場合の消防団員への指示を含む 9　県災害対策本部及び防災会議構成機関等との連絡調整に関すること 10　自衛隊及び防災関係機関・団体等への災害派遣要請及び受入れに関すること 11　災害救助法等の適用申請事務に関すること 12　被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関すること 13　事務分掌外事案に係る対応調整に関すること	同左

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

対策部・班等の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務 初動対応期	分掌事務 応急復旧期
議会対策部 部長 議会事務局長 副部長・情報連絡員 議会事務局次長	議会対策班 議会事務局 班長 庶務調査係長	1　市議会議員の安否確認・連絡調整に関すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長（庁舎車両管理班長兼務） 情報連絡員 情報政策課長補佐	**庁舎車両管理班** 総務課 総務係･庶務文書係 ふるさと応援係･秘書係 車両係 法制執務室 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 （総務課兼務） 選挙管理室	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　本部長及び副本部長の秘書に関すること 4　本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査に関すること 5　本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管理に関すること 6　応急対策車両の配車及び借上げに関すること 7　緊急通行車両の確認手続事務に関すること 8　車両の管理及び配車に関すること 9　人員及び救援物資の輸送に関すること 10　情報システムの機能確保及び管理に関すること	左記に加え 11　災害関係法令等の解釈に関すること 12 災害情報関連システムの調整に関すること
	人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1　職員の配備体制及び人員の調整に関すること 2　職員及びその家族の安否確認並びに被害状況の把握に関すること 3　本部員等の保健衛生に関すること 4　他自治体等への職員の派遣要請及び受入れに関すること	
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 （会計班長兼務） 情報連絡員 財務課長補佐	財務班 財務課 班長 財務係長	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　災害対策関係予算に関すること	左記に加え 4　市有財産関係の被害金額の取りまとめに関すること 5　災害関係予算の算定等に関すること 6　災害関係補助金等の調整に関すること
	物資支援班 ○契約検査課 工事検査室 監査委員事務局	1　食糧、物資等に関する集約及び対応に関すること 2　応援協定及び災害救援協定に基づく県、他市町村及び民間企業等からの食糧・物資の調達に関すること 3　物資調達業者及び工事関係業者の指導及び連絡等に関すること 4　支援物資の受入窓口の開設及び受付等に関すること	同左
	会計班 ○会計課	1　義援金の受付、受入窓口等に関すること 2　災害見舞金の受入れ、管理等に関すること 3　勤務時間外における災害発生時の市役所代表電話の交換に関すること	左記に加え 4　義援金の配分委員会設置、配分額等に関すること

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間
※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間
※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務 初動対応期	分掌事務 応急復旧期
渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJIﾀｰﾝ支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係･行革推進係 班長 企画政策係長	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　被災地の視察、慰問、激励等の調整に関すること 4　被災地の視察者等の接遇に関すること 5　国、県等への要望の総括に関すること	左記に加え 6　災害に係る陳情、請願等に関すること
	広報班 みらい創造課 広報広聴係･ﾗｲﾌﾃﾞｻﾞｲﾝ係 班長 広報広聴係長	1　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害情報等の伝達・広報に関すること 2　市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関すること 3　災害情報等の放送要請に関すること 4　報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関すること	左記に加え 5　災害記録（写真・映像）に関すること 6　災害復興記録等の作成に関すること
市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　市民の安否確認及び問合せに関すること 4　外国人に対する支援に関すること 5　被災外国人との連絡調整に関すること 6　自治会・町内会長等への連絡調整に関すること 7　人権擁護に関すること 8　交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関すること 9　埋火葬の総括に関すること	左記に加え 10　被災者等の市民相談の総括に関すること
	家屋調査班 ○税務課	1　家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関すること	左記に加え 2　建物被害調査に関すること 3　被災者台帳作成事務に関すること 4　罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関すること 5　税金の災害減免に関すること
	環境衛生班 ○環境衛生課	1　廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること 2　応急仮設トイレの設置に関すること 3　し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること 4　死亡した獣畜等の除去に関すること 5　廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関すること 6　ごみの臨時ステーションの選定に関すること 7　ごみ及びし尿の収集状況の把握に関すること 8　防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関すること 9　ペット等被災動物に関すること 10　消毒の実施に関すること	同左
	支所班 ○豊浦支所 ○紫雲寺支所 ○加治川支所	1　支所区域内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2　支所区域内の被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関すること 3　支所区域内に所在する避難所の開設及び運営への協力に関すること 4　支所区域内の自治会、町内会会長等への連絡調整の協力に関すること 5　各対策部との連絡調整に関すること	左記に加え 6　支所区域の被災者の相談に関すること

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間
※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間
※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務 初動対応期	分掌事務 応急復旧期
医療・福祉対策部 部長 社会福祉課長 副部長 健康推進課長（健康医療班長兼務） 情報連絡員 健康推進課長補佐 社会福祉課長補佐 スポーツ推進課長補佐	保健医療班 ○健康推進課	1　救護班の編成及び救護所の設置に関すること 2　医療資器材等の調達に関すること 3　医療関係団体等の連絡調整に関すること 4　感染症発生予防及び発生時の対策に関すること 5　臨時予防接種の実施に関すること 6　避難所の衛生指導に関すること 7　健康調査、健康診断及び助産に関すること 8　避難所の栄養管理指導に関すること 9　こころのケア対策の総括に関すること 10　職員の保健衛生及び健康の保持に関すること	同左
	社会福祉班 保険年金課 ○高齢福祉課 健康長寿ｱｸﾃｨﾌﾞ交流ｾﾝﾀｰ こども課 こども家庭センター こども発達相談室 社会福祉課 ふれあい福祉ｾﾝﾀｰ 新発田駅前複合施設 避難所担当職員	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　要配慮者対策等の総括に関すること 4　避難所運営の総括に関すること 5　福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること 6　避難所担当職員に関すること 7　避難住民の誘導及び収容に関すること 8　避難者名簿の作成に関すること 9　社会福祉施設等の被害状況の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること 10　社会福祉団体との連絡調整に関すること 11　遺体の安置及び移送に関すること 12　災害ボランティア活動の支援の総括に関すること 13　災害ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 14　県・市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること 15　園児(幼稚園、保育園、ひまわり学園等)の避難・誘導に関すること 16　園児及び職員の被災状況及び保育への影響状況調査に関すること 17　保育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること	左記に加え 18　災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給に関すること 19　災害援護資金、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の貸付等に関すること 20　生業資金の貸付けに関すること 21　応急仮設住宅入居者選定に関すること
	体育施設班 ○スポーツ推進課	1　社会体育施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2　社会体育施設の使用に関すること 3　避難所の開設及び運営への協力に関すること	同左
商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策班長兼務） 情報連絡員 観光振興課長補佐	商工対策班 ○商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　商工業関係の被害調査、報告等に関すること 4　商工業関係団体との連絡調整に関すること	5　商工業者に対する災害融資関連事業に関すること
	観光対策班 ○観光振興課	1　観光施設の被害状況の把握に関すること 2　観光関係団体との連絡調整に関すること 3　観光滞在者の対応に関すること	左記に加え 4　観光施設の風評被害対策に関すること

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間
※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間
※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務 初動対応期	分掌事務 応急復旧期
農林水産対策部 部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長（農林対策班長兼務） 情報連絡員 農業委員会事務局次長	農水対策班 ○農林水産課(里山保全係除く) 班長 農林水産課長補佐	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　農業、水産業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 4　農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関すること 5　家畜伝染病の防疫に関すること	左記に加え 6　農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関すること 7　農・水産物の風評被害対策に関すること
	農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1　林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関すること 2　貯木及び流木の災害対策に関すること 3　林業関係団体との連絡調整に関すること	左記に加え 4　林業者に対する災害融資関連事務に関すること 5　林産物の風評被害対策に関すること
土木・建築対策部 部長 地域整備課長 副部長 維持管理課長 情報連絡員 財産管理課長補佐	地域整備班 地域整備課 維持管理課 ○財産管理課	1　部内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関すること 4　路上障害物の排除及び道路交通の確保に関すること 5　排水機場の運転及び機能確保に関すること 6　緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関すること 7　除排雪に関すること 8　災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関すること 9　風水害等の予防、警戒及び防御に関すること 10　市有地の使用に関すること 11　漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関すること 12　農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関すること 13　農地のたん水排除に関すること	左記に加え 14　応急仮設住宅用地の確保に関すること
	建築班 ○建築課	1　建築物及び宅地等の応急危険度判定に関すること 2　被災建築物及び宅地等に係る二次災害防止指導及び監督等に関すること	左記に加え 3　市有施設の応急修繕に関すること 4　応急仮設住宅の建設に関すること 5　災害復興住宅資金等の融資相談に関すること 6　住宅相談の実施に関すること
上下水道対策部 部長 水道局長（水道局業務課長） 副部長 水道局浄水課長（上水道班長兼務） 情報連絡員 下水道課長補佐	**上水道班** 水道局業務課 ○水道局浄水課 副班長 水道局業務課長補佐	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 4　水道水の応急給水に関すること 5　水道施設の機能・安全確保に関すること 6　上水道情報の広報に関すること 7　給水応援の受入れに関すること 8　災害関係費用に関すること 9　資材、燃料等の確保・調達に関すること	同左
	下水道班 ○下水道課	1　下水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 2　下水道施設の機能・安全確保に関すること 3　下水道情報の広報に関すること	同左

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間
※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間
※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務 初動対応期	分掌事務 応急復旧期
教育対策部 部長 教育次長（教育総務課長） 副部長 教育総務課長 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	**教育支援班** 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設 副班長 教育総務課長補佐	1　部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2　部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3　避難所の開設及び運営への協力に関すること 4　教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5　児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関すること 6　児童生徒のこころのケア対策に関すること 7　学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること 8　学校への指示、伝達等に関すること 9　給食調理施設の使用に関すること	左記に加え 10　応急教育の指導に関すること
	文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習ｾﾝﾀｰ 青少年健全育成ｾﾝﾀｰ 児童ｾﾝﾀｰ	1　生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2　文化財の被害状況等の把握に関すること 3　生涯学習施設の使用に関すること 4　避難所の開設及び運営への協力に関すること	同左

※「初動対応期」　災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間
※「応急復旧期」　初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間
※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

全対策部共通分掌事務

1　対策部間の協力・応援に関すること
2　所管施設利用者の安全確保に関すること
3　所管施設の被害調査及び応急対策、応急復旧等に関すること
4　災害対策本部事務局への報告に関すること
⑴災害対策活動状況
⑵職員の活動状況
⑶その他必要な事項
5　各対策部情報連絡員は災害対策本部事務局に参集すること
6　地域防災計画に基づいた災害時行動マニュアルの作成及び災害対策本部事務局への提出に関すること（平常時）

第２節　風水害等配備体制

１　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等の被害を最小限に食い止めるため、災害発生時の迅速な初動対応に必要な職員の配備を実施する。

配備体制については、下記の風水害等配備基本方針をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員の配備を実現する。

【風水害等配備基本方針】

配備種別		配備基準	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制	1　気象警報が発表された場合 2　台風情報が発表され影響が予想される場合 3　河川管理者から水防警報が発表された場合 4　気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合 5　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合 6　その他、防災監が必要と認める場合	1　必要な職員の配備 2　関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3　必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4　災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5　必要に応じ、第１次配備体制に移行
警戒本部	第１次配備体制	1　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合 4　その他、防災監が必要と認める場合	（警戒体制配備の活動に加え） 1　必要な職員の配備 2　必要に応じた避難者の受入体制の確立 3　市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握 4　必要に応じ応急活動の実施 5　必要に応じ広報体制の確立 6　市幹部職員等への状況報告 7　必要に応じ、第２次配備体制に移行
	第２次配備体制	1　河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され影響が予想された場合 4　その他、市長が必要と認める場合	（第１次配備体制の活動に加え） 1　必要な職員を配備 2　情報収集・伝達及び処理 3　避難者の受入れ 4　応急活動の実施 5　広報活動の実施 6　必要に応じ、第３次配備体制に移行

配備種別		配備基準	主な活動内容
災害対策本部	第3次配備体制	1　河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2　台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合 3　その他、市長が必要と認める場合	1　全職員の配備 2　災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3　各対策部のマニュアルに基づいた応急対策

※平時夜間・休日等は本庁警備員との連絡体制を確立し、24時間体制で災害に備える。

⑵　達成目標

地域安全課において、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各課等に職員配備の連絡を行い、各対策部各班は、災害時行動マニュアルに基づき初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。

⑶　被災地及び積雪期での対応

被災地や降雪期における災害時には、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、登庁が不可能な職員は、電話又は災害時職員等参集メール等を活用してその旨所属長等に報告し必要な指示を受ける。

2　業務の内容

⑴　勤務時間内における対応

ア　配備基準の要件となる情報の伝達方法

地域安全課職員は、気象・河川情報等の受信又は防災関係機関等及び県からの情報収集により、必要に応じて庁内ＬＡＮパソコン又は庁内放送（本庁）、災害時職員等参集メールシステム、電話、ＦＡＸ、無線等により各対策部へ気象・河川情報等を伝達する。

イ　配備指令

勤務時間内において、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、災害対策本部事務局の指令の下、各対策部は必要に応じて応急対策を実施する。

また、各対策部は、気象・河川情報等の状況から、災害対策本部事務局の照会を待つことなく、市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所の点検、市民生活への影響等の被害情報等を実施し被害の有無等について、災害対策本部事務局へ報告する。

この場合、学校、幼稚園、保育園、その他公共施設の所管課等においては、児童生徒、市民等の安全確保に努める。

⑵　勤務時間外（夜間・休日）における対応

ア　配備基準の要件となる情報の伝達方法

地域安全課職員は、配備基準となる気象警報や被害の発生の情報等を県、新発田警察署、消防本部、市本庁舎警備員室を通じての新潟地方気象台からの気象情報又はテレビやラジオ等から情報を得た場合は、速やかに登庁し情報収集に当たる。

また、必要に応じて災害時職員等参集メールシステム、電話等により職員等に配備を伝達する。

イ　配備指令

災害が発生するおそれがある、又は発生した場合、迅速な初動対応を行うため、速やかにテレビやラジオ等により気象警報等の情報を得たときは、別表に基づき、参集の指示を待つことなく直ちに参集し災害応急対策に当たる。

ウ　初動対応

登庁した職員は、速やかに所属対策部長、又は班長へ登庁報告を行い、被害状況等の情報収集・伝達及び必要な応急対策を実施する。

エ　参集体制の原則

市内において、警戒本部配備体制・災害対策本部配備体制に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、次の参集区分により、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。

別表　風水害等発生時の参集区分

<table>
<tr><th colspan="2">配備種別</th><th>配備基準</th><th>参集区分</th><th>参集場所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td rowspan="2">1　気象警報が発表された場合
2　台風情報が発表され影響が予想される場合
3　河川管理者から水防警報が発表された場合
4　気象情報を考慮し、県から土砂災害前ぶれ注意情報が伝達された場合
5　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害の発生が予想される場合
6　その他防災監が必要と認める場合</td><td>1　副防災監
2　地域安全課職員
3　維持管理課職員</td><td>執務室</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">警戒本部</td><td rowspan="5">第一次配備体制</td><td rowspan="5">1　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、流域の降雨状況や降雨予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合
2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合
3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表された場合
4　その他防災監が必要と認める場合</td><td>※上記警戒配備体制の参集区分に加え
1　防災監
2　防災監付
3　対策部長</td><td>警戒本部
（会議室 501～504）</td></tr>
<tr><td>5　情報連絡員</td><td>本部事務局</td></tr>
<tr><td>6　課長以上の職員</td><td>執務室</td></tr>
<tr><td>7　対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員</td><td>対策部長が指定した場所</td></tr>
<tr><td>※避難所を開設する場合
8　開設する避難所を担当する職員（消防団員含む）</td><td>指定された避難所</td></tr>
</table>

配備種別		配備基準	参集区分	参集場所
			※いずれにも該当しない職員は待機	
	第二次配備体制	1　河川の水位が避難判断水位に達することが予想される場合 2　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、さらなる被害の拡大が予想される場合 3　新潟地方気象台及び県共同による土砂災害警戒情報が発表され、影響が予想される場合 4　その他市長が必要と認める場合	※上記第１次配備体制の参集区分に加え、課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室
災害対策本部	第三次配備体制	1　河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を超え、流域の降雨状況や雨量予測等から、今後さらに水位の上昇が予想される場合 2　台風や集中豪雨等により甚大な被害の発生が予測される場合、又は発生し、全市的な対応が必要な場合 3　その他市長が必要と認める場合	1　本部長 2　副本部長 3　防災監付 4　副防災監 5　対策部長	災害対策本部 （会議室 501～504）
			7　情報連絡員 8　地域安全課職員	本部事務局
			9　維持管理課職員	執務室
			10　対策部長が参集を必要と判断した当該対策部員	対策部長が指定した場所
			※避難所を開設する場合 11　開設する避難所を担当する職員（消防団員含む）	指定された避難所
			12　参集しなければならない職員のうち被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い市本庁舎又は支所、水道局、地域整備各庁舎
			※いずれにも該当しない職員は待機	

オ　参集手段

参集時の交通手段は、原則自転車、バイク又は徒歩とする。

カ　参集途中の措置

職員は、参集途中において、可能な限り被害状況を調査し、所属対策部長又は班長に報告する。また、要救護者を発見した場合は、救護措置を行った後、速やかに参集する。

キ　参集時の服装

原則、市の作業服（上下）とし、ヘルメット、腕章を着用するが、身の回りに関することは各自の判断で、災害対策に適する服装により参集する。

⑶　配備状況の報告

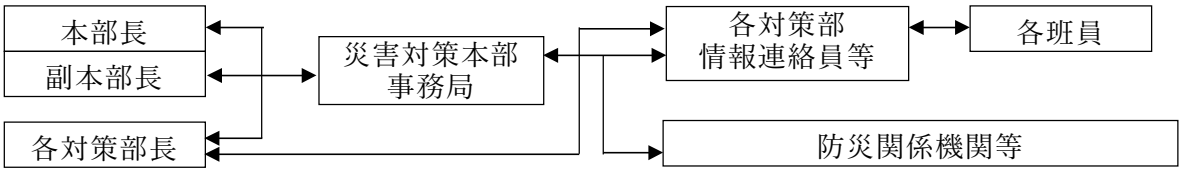
各対策部又は警戒本部を構成する課は、職員の配備状況について、定期的に災害対策本部事務局、又は警戒本部事務局に報告する。

⑷　職員の調整

総務対策部長は、災害対策本部会議で決定した災害応急対策計画に基づき職員の配置について調整を行う。

3　情報伝達系統図（基本）

情報の伝達系統は次のとおりとする。



4　防災関係機関等の配備体制

災害初動対応が必要な防災関係機関等の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定める。

第３節　防災関係機関の相互協力体制

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、事業者等、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定や事業者等と災害時救援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 市が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

(ｲ) 他市町村が被災し、市が応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(ｳ) 他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

(ｴ) 市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(ｵ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備に努める。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国・県や他市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備に努める。

(ｷ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報共有するなど連携に努める。

イ　県の責務

(ｱ) 県は、国、公共機関、被災した市と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な災害応急対策が実施できない場合には、速やかに他の都道府県等の関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。

(ｲ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、市に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

(ｳ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

(ｴ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や漁港施設等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ｵ) 隣接県等との協定の締結促進に努め、相互応援体制の強化を図る。

(ｶ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国又は他の都道府県等等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(ｷ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合､地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

(ｸ) 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

(ｹ) 市と連絡不通時は県職員の派遣、大規模災害時における県の自主的応援を含めた支援を行う。

(ｺ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

ウ　その他の防災関係機関の責務

(ｱ) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

(ｲ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

(ｳ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

(ｴ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

(ｵ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

⑶　達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

ア　災害時相互応援に関する協定の締結

イ　災害時の情報収集、連絡体制の確立

ウ　受援計画の整備など応援受入体制の確立

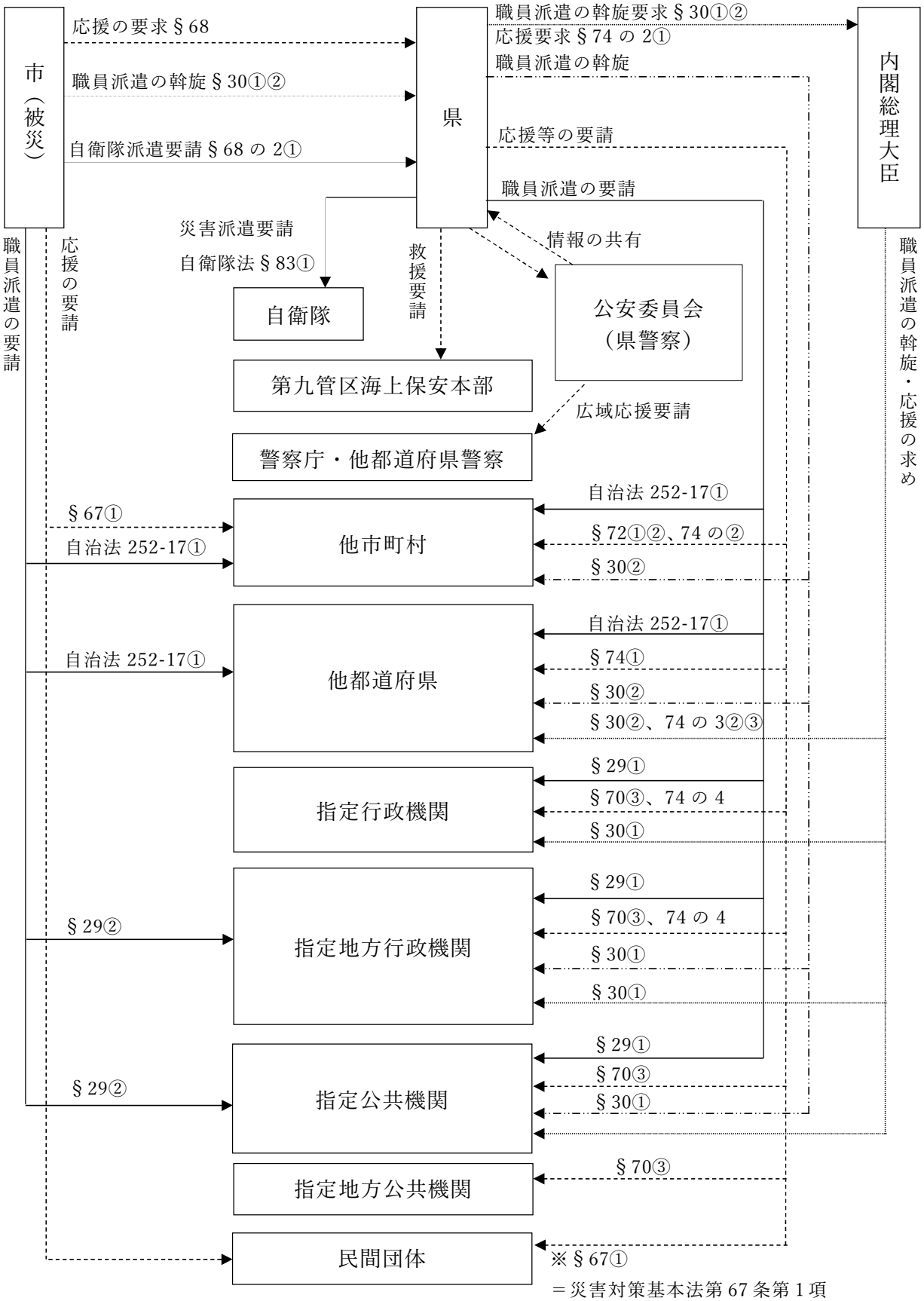
エ　応援計画の整備など応援体制の確立

⑷　積雪期での対応

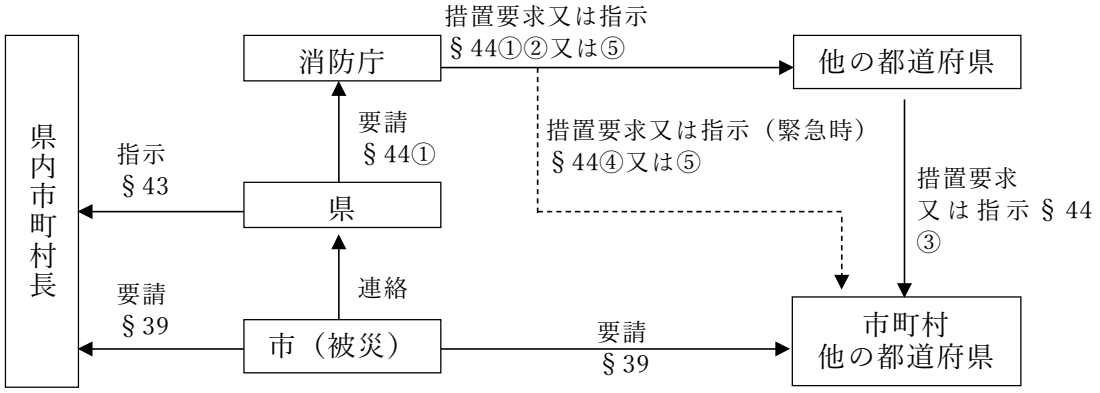
市は、積雪期において、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

2　情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3　業務の内容

(1)　応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市長	○他市町村への応援要請 　災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は災害応急対策実施の要請 　災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 　災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 （第3章第12節） ○消防の広域応援の要請 （第3章第16節、第17節）	災害時相互応援協定締結市町村長等 県知事 協定事業者等
県知事	○他の市町村への応援の指示等 　市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。 ○他の都道府県等への応援の要請 　県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援を要請する。 ○他の都道府県等への応援の要請 　上記協定締結県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通	他の市町村長 北海道・東北ﾌﾞﾛｯｸ協定締結県、五県協定締結県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）、三県協定締結県（群馬県、埼玉県）、中日本四県協定締結県（長野県、山梨県、静岡県）富山県、石川県、兵庫県、栃木県、群馬県）、三県協定締結県（群馬県、埼玉県）、中日本四県協定締結県（長野県、山梨県、静岡県）富山県、石川県、兵庫県、

実施主体	対　策	協力依頼先
	じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。	全国知事会指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関
	○指定行政機関等への応急措置の実施要請 県内における応急対策措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。 ○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や漁港施設等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長
	○第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。	第九管区海上保安本部
	○民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。 ○自衛隊に対する災害派遣要請 （県地域防災計画第 3 章第 11 節） ○消防の広域応援の要請 （県地域防災計画第 3 章第 16 節、第 17 節）	民間団体等
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	○応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、市長、知事又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	知事、市長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	○指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市長

※応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする場所
ウ　応援を必要とする期間
エ　その他応援に関し必要な事項

⑵　職員の派遣（斡旋）等に関する応援

実施主体	対　策	協力依頼先
市	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、他の市町村長若しくは県知事又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣の斡旋の要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣について斡旋を要請する。	県知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事
県	○職員の派遣要請 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣の斡旋の要請 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣について斡旋を要請する。	都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関 内閣総理大臣

※職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣について必要な事項

⑶　応援受入体制の確立

実施主体	対　策	協力依頼先
市及び県	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・	

実施主体	対　策	協力依頼先
	的確にその状況を把握し、国及び県、他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 国、関係都道府県、他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

⑷　防災関係機関の活動拠点施設の指定及び確保

ア　五十公野公園大駐車場

イ　その他、必要に応じた市有施設

⑸　応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市・県・国機関		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部
	前線本部	災害対策本部

⑹　宿泊場所の確保

ア　避難所として指定されていない公共施設

イ　自衛隊については、原則陸上自衛隊第 30 普通科連隊（新発田駐屯地）とする。

ウ　被災状況、応援対応の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町村等に依頼し確保する。

⑺　車両集結場所

ア　宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ　不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げ等により確保する。

⑻　燃料確保及び供給

ア　災害応援車両への燃料の供給は、災害時における石油等供給に関する協定に基づき、新潟県石油商業組合北蒲原支部新発田支会の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ　被災状況等により、確保又は供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

⑼　食料の供給及び炊事施設の確保

自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

⑽　他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第４節　気象情報等伝達計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等は、気象情報の収集により災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ的確に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ　市の責務

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、ＮＴＴ及び関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、関係機関に通報するとともに、市民等に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、市民が主体的かつ適切な避難行動がとれるよう、直ちに緊急告知ＦＭラジオ、エリアメール・新発田あんしんメール、広報車等により市民に周知する。また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ　県の責務

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、直ちに市に通知するよう努める。特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ通知しなければならない。

エ　国の責務

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

⑶　達成目標

気象等の警報や災害関係予報、災害関係情報をホームページ、携帯電話によるメール、緊急告知ＦＭラジオによる緊急割込放送、広報車等を活用し、関係機関及び市民等に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

２　業務の体系

気象業務法に定める特別警報・警報・注意報等	特別警報・警報・注意報の種類 特別警報・警報・注意報の概要
消防法に定める火災気象通報及び火災警報	火災気象通報 火災警報

３　業務の内容

⑴　特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

ア　特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準

種類及び概要は以下のとおり。発表基準は気象庁ホームページ又は市地域防災計画(資料編）の値を確認のこと。

なお、大雨・洪水の発表基準については、過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている(令和元年 5 月 29 日運用開始)。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ　特別警報・警報・注意報の発表対象区域

新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。(下越抜粋）なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、一次細分区域や市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
下越	岩船地域	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田地域	新発田市、胎内市、聖籠町
	新潟地域	新潟市、燕市、阿賀野市、弥彦村
	五泉地域	五泉市、阿賀町

ウ　気象情報等

(ｱ) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短期間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、降雪が大雪警報の基準を大幅

に上回り、一層の警戒が必要となる場合には、「除雪が困難となる積雪になっており」等の表現を用いた新潟県気象情報が発表される。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(ｳ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況せあり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(ｴ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効機関は、発表から概ね１時間である。

(ｵ) 阿賀野川洪水予報等は河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や市民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水予報の標題（種類）は気象庁ホームページを参照のこと（標題に応じて警戒レベル２～５に相当）。

(ｶ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）

災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当。

・「危険」（紫）

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）

高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。。

・「注意」（黄）

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

・流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

・大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・洪水警報の危険度分布情報

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報当が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「非常に危険」（うす紫）

避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

・「警戒」（赤）

高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

・「注意」（黄）

避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(ｷ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ　市の業務

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。

オ　県の業務

県知事は、⑴ア又はイの通報を受けたときは、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市長に伝達する。

また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

カ　新潟地方気象台の業務

(ｱ) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等（鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、市等の関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(ｲ) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部海域（佐渡沖等）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。（海上風警報、海上濃霧警報等）

地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

(ｳ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

a　新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。

b　新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報（雷雨警戒報等）を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を行う。

キ　ＮＴＴ東日本の業務

ＮＴＴ東日本（障害時にはＮＴＴ西日本）は、⑴ア(ｱ)及び(ｲ)の通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（ＦＡＸ）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを市長に伝達する。

ク　放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、⑴ア又はイの通報を受けたときは、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。

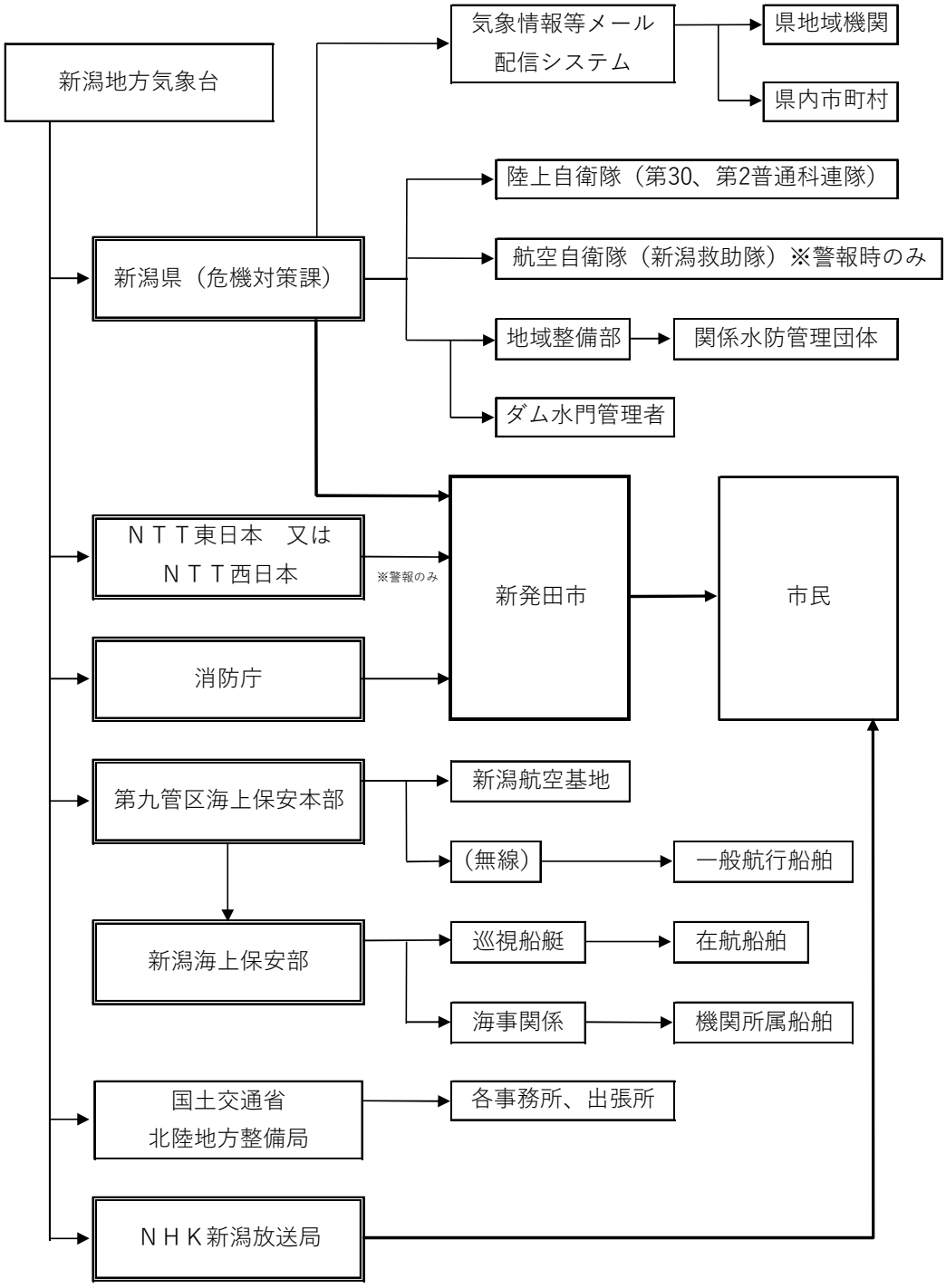
ケ　第九管区海上保安本部の業務

第九管区海上保安本部長は、⑴ア又はイの通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するのものとする。

コ　水防警報等の取扱い

第５節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

気象注意報・警報等の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

サ　異常現象発見時における措置

(ｱ) 異常現象の種別

a　竜巻

農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの

b　強い降ひょう

農作物等に被害を与える程度以上のもの

c　異常潮位

天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの

d　異常波浪

海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの

e　なだれ

建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

f　その他異常なもの

(ｲ) 通報手続き

a　異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。

b　通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市長に通報する。

c　(ｲ)のａ又はｂにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。

(a)　新潟地方気象台

(b)　その地域を管轄する県地域機関その他関係機関

(c)　当該災害に関係する隣接市町村

d　新発田地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

e　県危機対策課長及び県警察本部警備第二課長・地域課長は、相互に連絡するとともに、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。

⑵　火災気象通報

ア　新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ　県の業務

県知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

ウ　火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

⑶　火災警報

ア　市の業務

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の規定により「火災警報」の発令など火災予防上適切な措置を講ずる。

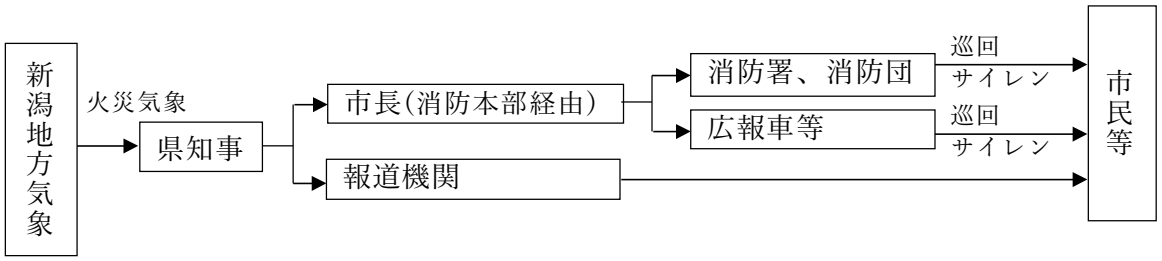
市長から「火災警報」が発せられたときは、市の区域に在る者は、新発田地域広域事務組合の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、本計画の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ　県の業務

県消防課は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

⑷　火災気象通報及び火災警報の伝達



第５節　洪水予報・水防警報伝達計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び市民等に対し迅速かつ的確に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　市の責務

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、市民等への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団（消防団）及び消防本部を経由し消防機関を準備又は出動させる。

ウ　国及び県の責務

(ｱ) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｲ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位：警戒水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は市及び県に、県は水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ｳ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は市及び県に、県は水防管理者（市長)、その他水防関係機関に通知する。

(ｴ) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

⑶　達成目標

県は、洪水予報、水防警報及び水位情報周を行う河川を拡充する。

市は、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報をホームページ、緊急告知ＦＭラジオによる割込放送等を活用し、市民等に迅速かつ的確に伝達する。

⑷　要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難（警戒レベル３）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

⑸　積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河川の埋塞等への対応は、本計画に準じて行う。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	○河川の水位の状況
新発田地域振興局	関係行政機関	○河川の水位の状況
北陸地方整備局（河川事務所）	関係行政機関	○河川の水位の状況

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者	○避難情報
新発田地域振興局	市、市民、報道機関	○河川の水位又は流量
北陸地方整備局（河川事務所）	市、市民、報道機関	○河川の水位又は流量

３　設定水位の種類（水位情報周知河川：加治川）

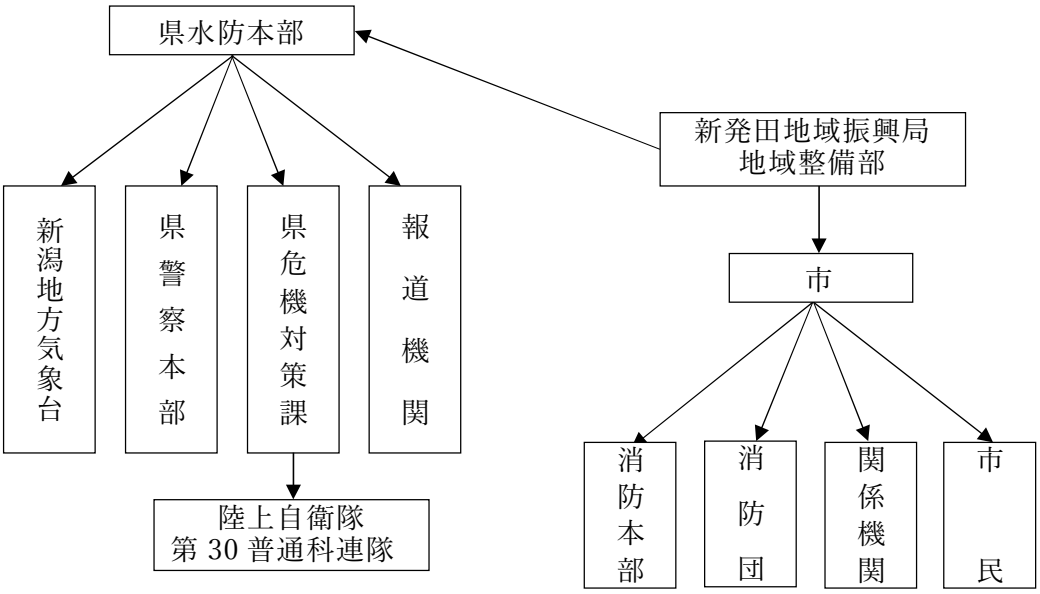
河川法第 13 条第２項の規定により県知事が水位情報の通知を行う河川

警戒レベル	水位	内容	水位観測所	
			岡田	小松
5	氾濫発生	溢水の発生、又は堤防が破堤し、極めて危険な状態	－	－
4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	市長が避難指示発令の判断水位 通常の避難行動が出来る方がが避難を開始する参考となる水。	16.18m	13.43m
3	避難判断水位	市長が高齢者等避難発令の判断水位 避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位	15.30m	13.01m
2	氾濫注意水位（警戒水位）	水防団の出動の目安となる水位	14.30m	11.94m
1	水防団待機水位（通報水位）	通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位	13.80m	11.00m

令和３年５月 20 日現在

4　業務の体系

水防警報の伝達系統図（加治川）



5　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
国又は県	1　洪水予報河川の指定 2　水位又は流量の通知及び公表 3　水防警報河川及び水位情報周知河川の指定 4　河川防災情報の一般への提供	新潟地方気象台、市、報道機関、市民
市	1　水防団の準備・出動 2　避難情報の発令	水防（消防）団、市民、報道機関

6　市の水防活動

⑴　市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

⑵　避難情報の発令

国、県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

⑶　水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市及び県の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

⑷　水防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、市及び県の水防計画に定めるところにより、水防団及び消防本部を経由し消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

⑸　水防法に定める水防警報

河川法第 16 条の規定により、予報区間の全部又は一部において破堤、溢水等により重大な災害が起こるおそれがあると判断されたときに県知事は水防警報を発令する。

河川名	観測所名	避難判断水位	区　域
加治川	岡田	15.30m	左岸：新発田市赤谷 右岸：新発田市赤谷 から海岸まで
	小松	13.01m	

7　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難体制の整備（水防法第 15 条）

⑴　浸水想定区域（水防法第 14 条）における円滑かつ迅速な避難の確保

水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

⑵　避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

要配慮者利用施設管理者等は、当該施設等利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため，避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。

また，避難確保計画を作成又は変更したときは，市長に報告しなければならない。

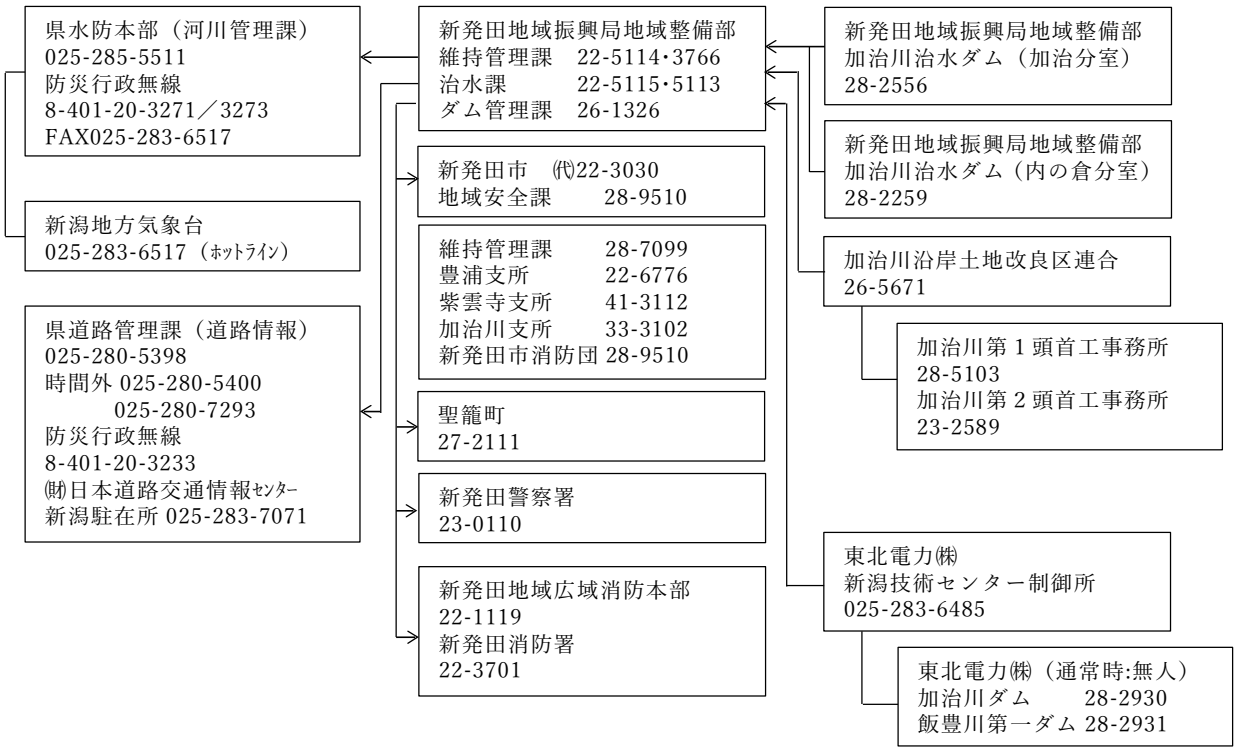
⑶　避難確保計画の作成指導等

市は，ハザードマップ等を活用し浸水想定区域内の要配慮者施設等の実態調査を実施するとともに、要配慮者利用施設管理者等に対し、避難確保計画の作成に必要な指導を行うものとする。

⑷　洪水予報等の情報伝達体制の整備

市は、要配慮者施設等に対し、電話、ＦＡＸ、電子メール等に加え、緊急告知ＦＭラジオ、広報車等による洪水予報等の情報伝達体制の整備を図るものとする。

8　加治川水系連絡系統図



第６節　災害時の通信確保

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

イ　県の責務

(ｱ) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(ｲ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

(ｳ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

ウ　防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

⑶　達成目標

ア　災害発生後１時間以内に通信の状態を確認する。

イ　被災による通信の途絶を確認した場合、概ね３時間以内に県災害対策本部と被災地（現地災害対策本部）間及び防災関係機関との通信を確保する。

ウ　被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね６時間以内に確保する。

２　情報の流れ

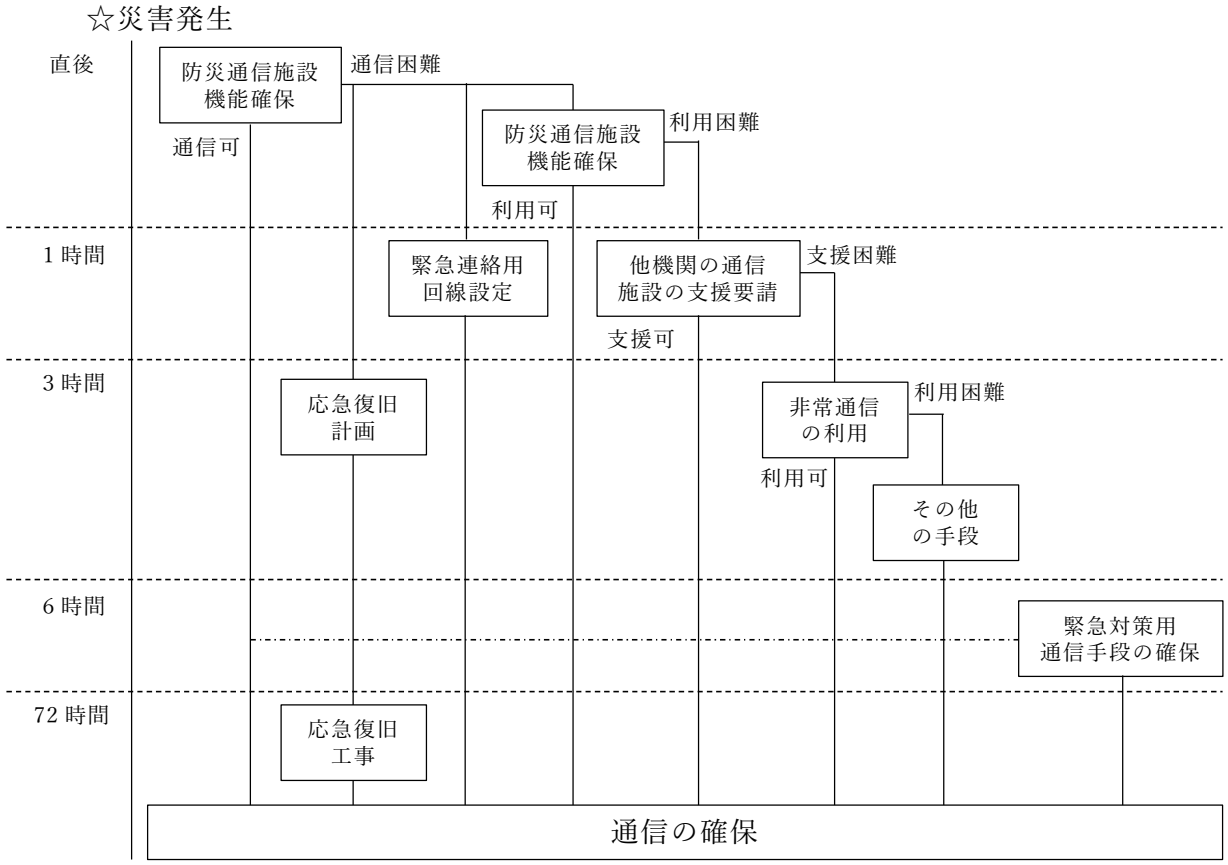
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○通信施設の状況 ○非常時に利用する通信手段の通知 ○通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	○通信手段確保の要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○通信施設の状況 ○復旧の見込み ○非常時に利用する通信手段の通知 ○提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	○提供可能な通信手段の情報

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　防災通信施設機能確認

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 2　所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。 3　県総合防災情報システムの機能を確保する。	県
県	1　遠隔監視装置及び実通話試験により、県防災行政無線の機能を確認する。 2　㈶自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。	県防災行政無線設備設置機関、㈶自治体衛星通信機

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　消防防災無線の機能を確認する。 4　水防・道路無線の機能を確認する。 5　中央防災無線の機能を確認する。 6　県総合防災情報システムの機能を確認する。 7　所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 8　通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。	構、消防庁、国土交通省
県防災行政無線設備設置機関	1　各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 2　庁舎が停電している場合は、無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。	
防災相互通信用無線設置機関	1　所管する通信設備の状況を確認する。 2　所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
(一財)自治体衛星通信機構	・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。	

⑵　電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 2　災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。 3　携帯電話、メール（インターネット、ＬＧＷＡＮ等）を利用して通信を確保する。	電気通信業者
県	1　災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 2　災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。 3　携帯電話、メール（インターネット、ＬＧＷＡＮ等）を利用して通信を確保する。	電気通信業者
電気通信事業者	・市又は県からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

⑶　緊急連絡用回線設定

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
県	1　県新発田地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 2　県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 3　電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	・市又は県からの要請に基づき通信機器を貸与する。	
総務省	・総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。	

⑷　他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 2　県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等、自衛隊
県	1　関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 2　市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等、自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	・県又は市からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	・県からの要請に基づき通信支援を行う。	

⑸　応急復旧計画

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	・各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況をもとに復旧計画を策定する。	

⑹　非常通信の利用

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 2　非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
県	1　非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 2　非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	・市及び県の要請に基づき通信の仲介をする。	

⑺　その他の手段

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 2　いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	㈳日本アマチュア無線連盟新潟県支部
県	1　通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 2　いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	㈳日本アマチュア無線連盟新潟県支部
㈳日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・市又は県からの要請に基づき通信の仲介をする。	

⑻　応急復旧工事

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

⑼　緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 2　必要に応じて、総務省信越総合通信局に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 3　通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
県	1　所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 2　必要に応じて、総務省信越総合通信局に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 3　利用可能な通信手段の情報を市に提供する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	・市又は県からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	・市又は県からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

第７節　被災状況等収集伝達計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び県、防災機関は、一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行う。

また、収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県、防災関係機関等及び被災地内外の市民等に地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）の活用など各種手段を使って情報を配信して情報の共有化を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

イ　市・消防本部の責務

(ｱ) 災害発生前後の概括的被害情報を収集し被害規模を推定するための関連情報を収集する。

(ｲ) 情報収集に当たっては、消防団、自治会、自主防災組織等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

(ｳ) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(ｴ) 災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ　県の責務

(ｱ) 市、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(ｲ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ｳ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(ｴ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(ｵ) 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(ｶ) 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(ｷ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。
また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
(ｸ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

エ　県警察本部の責務
(ｱ) 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
(ｲ) ヘリコプターテレビシステム・交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ県警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ　防災関係機関の責務
災害により被害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、巡視船艇、パトロールカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

⑶　活動の調整
市、県、新発田警察署、消防本部及び防災関係機関等は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

⑷　達成目標
災害関連情報等を集約し、市、新発田警察署、消防本部、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を推進するとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を進める。

⑸　要配慮者に対する配慮
市は、要配慮者に対する情報伝達のため、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。
県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

⑹　積雪期での対応
市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について市民等に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。
また、県は関係機関の協力のもと、市の取組を支援するものとする。

⑺　孤立状況の把握
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧情報と合わせ、市及び県へ報告する。
また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防団、自治会、自主防災組織、市民等	市、新発田警察署、消防本部等	○地域の状況 ○被害状況等
市、新発田警察署、消防本部等	県、報道機関	
県	国、防災関係機関	

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	○地域の状況 ○被害状況等
市、新発田警察署、消防本部等	自治会、自主防災組織、市民等	
自治会、自主防災組織、市民等		

3　業務の内容

⑴　情報収集

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　本節により詳細な被害状況を調査する。 2　避難所を開設したとき、又は自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	消防本部、新発田警察署
県	1　被害の発生が見込まれる市、消防本部及び県警本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 2　消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 3　必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対し被災状況の把握活動を要請する。 4　必要に応じて市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。	市、消防本部、警察本部、自衛隊、新潟海上保安部、国土交通省、北陸地方整備局、ＪＡＸＡ
県警察本部	1　パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 2　ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集し、必要に応じ、警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。	県、市、消防機関、各種報道機関

	3　交通規制を実施した場合については、県、市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	
防災関係機関	・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

⑵　連絡体制

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　県に被害状況を報告する。 2　避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
県	1　自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 2　災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）に被害状況を報告する。 3　収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
防災関係機関	1　病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を県地域医療政策課へ報告する。 2　ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。	

4　災害情報収集・伝達体制

⑴　災害発生直後における情報の収集

ア　収集する情報の内容

災害発生前後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区　分	主な内容
気象・河川水位情報	・気象予警報等の発表状況 ・河川の水位及びダムの放流状況 ・風向風速の情報
人的被害情報	・死者、負傷者、行方不明者の情報（氏名・性別等） ・要配慮者の情報
危険発生情報	・火災の発生情報 ・越水、浸水情報 ・土砂災害発生情報 ・危険物の漏えい、ガス漏れ情報 ・樹木、建築物等の倒壊情報
生活関連情報	・公共施設の被害情報 ・ライフライン情報 ・道路など活動上重要な施設の被害状況

イ　情報収集の方法

災害対策本部事務局及び各対策部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、風水害発生等における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

(ｱ) 災害対策本部事務局

a　県、新発田警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、衛星ＦＡＸ等による通報又は聴取

b　新潟地方気象台及び県等の防災気象情報システム等による状況確認

c　テレビ、ラジオ等からのモニタリング

d　各対策部からの報告

e　職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(ｲ) 各対策部

a　所管施設の被害確認

b　市民等からの通報

c　職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

⑵　被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局及び各対策部、防災関係機関等は、それぞれ主に次表のとおり担当する情報の収集に当たる。

ア　災害対策本部が行う情報収集

災害対策本部事務局は、各対策部が担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

<table>
<tr><th colspan="2">情報区分</th><th>主に収集する情報内容</th><th></th><th>収集担当</th></tr>
<tr><td colspan="2">気象情報等</td><td>・気象予警報等の発表状況
・水防警報の発表状況
・河川の水位及びダムの放流状況
・降雨量及び風向風速の情報</td><td></td><td>本部事務局</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被害情報</td><td>人的被害</td><td>・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等
・負傷者の負傷程度及び収容先</td><td>死者・行方不明者・負傷者</td><td>医療・福祉対策部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物被害</td><td rowspan="2">・被災棟数及び被害の程度
・建物の名称及び所在地
・罹災世帯及び罹災者数</td><td>住家・非住家</td><td>土木・建築対策部、市民支援対策部</td></tr>
<tr><td>企業・事業所等</td><td>商工・観光対策部</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市管理施設被害</td><td rowspan="3">・被災棟数及び被害の程度
・建物の名称及び所在地
・利用者の被災状況及び避難状況</td><td>福祉施設</td><td>医療・福祉対策部</td></tr>
<tr><td>教育施設</td><td>教育対策部</td></tr>
<tr><td>その他施設</td><td>所管対策部、各支所</td></tr>
<tr><td>市管理土木施設被害</td><td>・被害箇所と被害の程度
・応急措置等の対応状況
・道路の通行止め箇所</td><td>道路・橋梁
トンネル・公園</td><td>土木・建築対策部</td></tr>
<tr><td>農林水産施設被害</td><td>・被害箇所と被害の程度</td><td>農林水産関係</td><td>農林水産対策部</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライフライン情報</td><td>・被害箇所と被害の程度
・応急措置等の対応状況
・断水状況</td><td>上・下水道関係</td><td>上下水道対策部</td></tr>
</table>

情報区分	主に収集する情報内容		収集担当
避難情報	・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況		渉外・広報対策部、医療・福祉対策部、教育対策部
医療救護状況	・医療機関の被害状況 ・医療資器材の需給状況 ・救護所の設置状況		医療・福祉対策部
市職員 被災情報	・本人、家族及び家屋等の被災状況		総務対策部
その他情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害	土木・建築対策部
		その他	所管対策部 各支所

イ　防災関係機関等からの情報収集

災害対策本部（警戒本部）及び各対策部は、必要に応じて防災関係機関等から情報を収集する。

収集担当	主に収集する情報内容	収集先
災害対策本部 事務局	・降雨量、気象情報等	新潟地方気象台
	・119 番通報入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設の被害状況 ・その他被害発生状況	消防本部
	・ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数、ガス漏れ･ガス供給停止状況等）と復旧状況	東北電力㈱新発田電力センター、ＮＴＴ東日本㈱新潟支店、新発田ガス㈱
	・県内の被害情報	県防災局危機対策課
	・死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	新発田警察署
医療・福祉対策部	・医療施設の被害状況及び診療状況等 ・医療従事者の確保状況	医師会、歯科医師会、下越薬剤師会、日本赤十字社新潟県支部、県看護協会等
	・ボランティア受入状況等	市社会福祉協議会
総務対策部	・物流機能の被害と復旧状況等	県トラック協会
	・バス交通の被害と復旧状況	新潟交通北観光バス㈱
	・鉄道の被害と復旧状況	ＪＲ東日本㈱新潟支社
土木・建築対策部	・国道管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	北陸地方整備局新潟国道事務所新発田維持出張所
	・県管理道路及び公園の被害と復旧状況等 ・県管理河川及び海岸の被害状況等	新発田地域振興局

収集担当	主に収集する情報内容	収集先
	・高速道路の被害と復旧状況等	東日本高速道路㈱新潟支社新潟管理事務所
市民支援対策部	・清掃施設の被害と復旧状況	新発田地域広域事務組合
農林水産対策部	・漁港施設の被害と復旧状況	新潟漁業協同組合（北蒲原支所）
共通	・分掌事務による必要な情報	各種関係機関・団体

ウ　防災関係機関等が行う情報収集

防災関係機関等は、防災業務計画に基づき、それぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行い、市及び必要と認める機関に伝達する。

また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とする。

なお、防災会議連絡員室が設置された場合、防災会議構成機関は、職員を派遣し情報の収集・伝達を行うとともに、機関相互の情報を共有する。

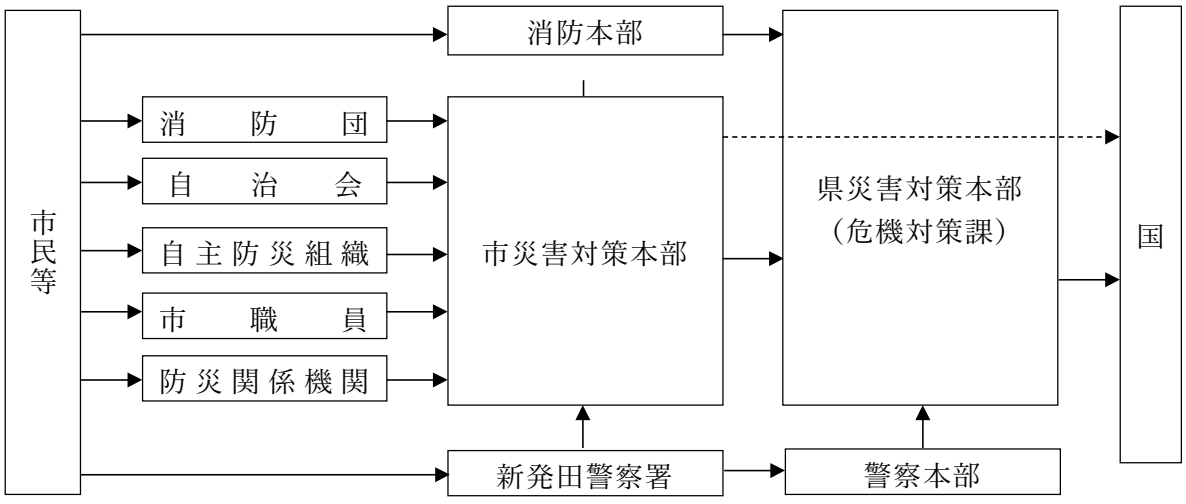
⑶　防災関係機関との情報連絡体制の確保

災害対策本部は、防災関係機関等との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

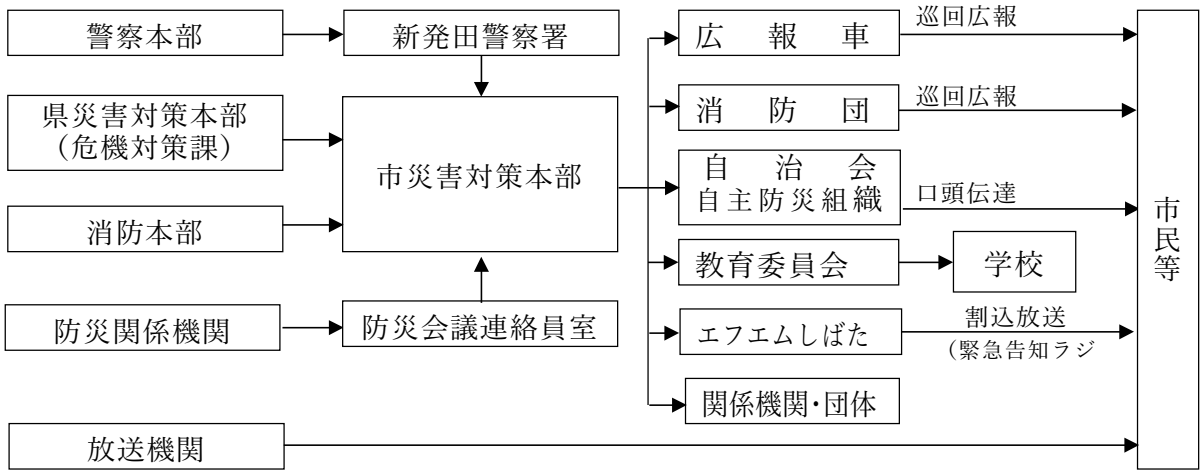
⑷　被害情報等の伝達系統

災害対策本部は、災害発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。

ア　情報の収集



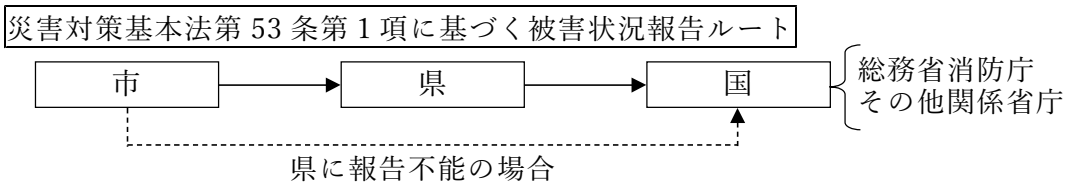
イ　情報の伝達



⑸　被害状況報告

市は、各段階において把握した被害状況を県、防災関係機関及び市民等に伝達する。

被害報告は、市から県、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国の各省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。



⑹　ヘリコプター等による情報収集

市は、地震による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、消防本部を通じて県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

要請する主な調査項目

ア　災害発生状況
イ　道路・橋梁被害状況
ウ　建築物被害状況
エ　公共機関及び施設の被災状況
オ　その他災害発生場所の把握

⑺　災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、災害対策本部会議を公開するなど、報道機関、防災関係機関等に逐次還元する。

市民等に対しては、第８節「広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

ア　緊急割込放送や緊急告知ＦＭラジオによる㈱エフエムしばたの活用
イ　被災地から全国へ情報配信できるホームページの活用
ウ　避難所に備え付けられた緊急告知ＦＭラジオの活用
エ　回覧板、掲示板による情報伝達
オ　放送事業者の活用（第 33 節「災害時の放送」に基づき行う。）

⑻　自治会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

ア　避難情報

イ　人的被害

ウ　住民避難状況

エ　住家被害状況

オ　ライフライン被害状況

第８節　広報計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

市、県、防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報の広報を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ　市の責務

市は、県からの情報及び自ら収集した情報を市民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ウ　県の責務

県は、災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。

また、災害発生後は、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

エ　新発田警察署の責務

新発田警察署は、生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

オ　新潟地方気象台の責務

新潟地方気象台は、災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

カ　北陸地方整備局の責務

北陸地方整備局は、災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

また、災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

キ　ライフライン関係機関の責務

ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ク　公共交通機関の責務

公共交通機関（鉄道、バス）は、避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ケ　報道機関の責務

報道機関は、災害に関する情報を入信したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

⑶　達成目標

本節「４災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ　視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語によるＦＭ放送、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ　高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、市民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ　地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

２　業務の体系

☆災害発生前

気象情報・水防情報等の伝達
（注意報、河川の水位、水防情報等による日常的注意喚起情報の伝達）

災害発生直前☆

気象・水防警報・土砂災害警戒情報等警戒の伝達
（気象警報、水防警報等の警戒情報等災害発生の危険情報、警戒情報の伝達）

避難指示等の伝達
（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達）
（避難場所等の伝達）

☆災害発生

災害発生直後

災害発生情報の伝達
・発生地域、箇所、規模、二次災害の危険性（冷静な行動、避難の呼びかけ含む。）

その他、初動対応策に必要な情報

災害発生後
３時間以内

人的、建物被害、公共施設等の被害状況（数量、程度）

ライフラインの被害状況と使用に関する情報

交通規制情報

避難所に関する情報（避難者数等）

市民等の安否情報

災害発生後
12 時間以内

水や食料、生活物資供給に関する情報

医療関係機関に関する情報

災害発生後
24 時間以内

保育園の休園、学校の休校等に関する情報

社会福祉施設等の稼動状況、受け入れ状況に関する情報

災害発生後
72 時間以内

災害ごみの処理に関する情報

その他、応急対策に必要な情報

災害発生後
３日以降

被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）

生活再建に関する情報（生活再建支援制度等）

その他、復旧・復興対策に必要な情報

3　各機関の役割

⑴　市の役割

ア　役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ　広報・広聴すべき事項（災害対策本部事務局、渉外・広報対策部）

(ｱ) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
(ｲ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
(ｳ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
(ｴ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
(ｵ) 自治会、自主防災組織等からの相談・要望等
(ｶ) 被災者の相談、要望、意見
(ｷ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ　手段（災害対策本部事務局、渉外・広報対策部）

(ｱ) 電話、新発田あんしんメール等、緊急告知ＦＭラジオ・個別訪問、広報車による呼びかけ
(ｲ) 広報紙、印刷物（チラシ等）の配付・掲示
(ｳ) 市民相談窓口の開設
(ｴ) 県を通じての報道機関への依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
(ｵ) 緊急割込放送（緊急告知ＦＭラジオ含む）による㈱エフエムしばたへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。）
(ｶ) 緊急速報メール（エリアメール）による情報発信
(ｷ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
(ｸ) 新潟県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティＦＭ放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

⑵　県の役割

報道機関への情報提供、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策、復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

⑶　新潟地方気象台及び北陸地方整備局の役割

ア　主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ　市及び県、報道機関、防災関係機関への気象予測説明会の実施

⑷　ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道、情報通信事業者）の役割

ア　主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ　聴覚障がい者に配慮し、テレビ放送では音声やテロップを挿入するなど必要な措置を講じる。

ウ　外国人の被災者のため、外国語によるＦＭ放送を行う。

⑸　公共交通機関の役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

⑹　県警察の役割

ア　被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ　市長から要求があった場合等の避難指示広報を行う。

⑺　その他防災関係機関等の役割

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

⑻　インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4　災害発生時の各段階における広報

⑴　災害発生直前

実施主体	対　策	協力依頼先
市	ア　災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（準備・勧告・指示）を広報車、県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、新発田あんしんメール、及び緊急告知ＦＭラジオ等で広報するとともに、消防団、自主防災組織、自治会等と協力して漏れなく伝達する。 イ　緊急速報メール等により旅行者等に避難情報（準備・勧告・指示）を伝達する。	消防団、自主防災組織、自治会等
新潟地方気象台	ア　気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 イ　必要に応じて、県、市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。	市、県、報道機関
新潟地方気象台、北陸地方整備局、地方公共団（県、市）	・被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて市民に速やかに伝達する。	県、市、報道機関、防災関係機関
県	ア　河川の水位又は流量等を市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び県民の協力を求めて一般に周知する。 イ　土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市、報道機関を通じて市民に周知する。	北陸地方整備局、市、報道機関、防災関係機関
県、北陸地方整備局	・土砂災害緊急情報等を市に通知する。	市、防災関係機関
報道機関	・入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。	

⑵　災害発生直後

実施主体	対　策	協力依頼先
市	ア　危険地域の市民に、広報車、県総合防災情システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、新発田あんしんメール、及び緊急告知ＦＭラジオ等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 イ　消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団、自主防災組織、自治会等
県 県知事	ア　災害が大規模にかつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の市防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに市民等に伝達する。 イ　被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 ウ　緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急宣言を行う。	市、報道機関
報道機関	・入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアル等に基づき報道する。	

⑶　災害応急対策初動期

実施主体	対　策	協力依頼先
市	ア　継続中の避難情報 イ　避難所の開設等 ウ　医療、救護、衛生及び健康に関する情報 エ　給水・炊き出しの実施及び物資の配給	
県	ア　人身・家屋・公共施設等の被害及び市民の避難状況に関する情報 イ　公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ウ　医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 エ　教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 オ　物資・食糧の受入情報 カ　ボランティア受け入れ情報 キ　各種相談窓口に関する情報	
県知事	・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出	報道機関

実施主体	対　策	協力依頼先
	動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく市民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。	
県警察	ア　災害に乗じた犯罪の抑止情報 イ　交通規制情報 ウ　市長から要求があった場合等の避難指示広報	
ライフライン関係機関	ア　被災による使用不能状況 イ　使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	ア　被災による不通区間の状況、運休及び運行のとりやめ イ　臨時ダイヤ等	

⑷　災害応急対策本格稼働期

実施主体	対　策	協力依頼先
市	ア　消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 イ　小中学校の授業再開予定 ウ　仮設住宅への入居	
県	ア　被害金額等の概算集計 イ　公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ウ　義援金受入	
県知事	・必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて市民に分かりやすく説明する。	報道関係
ライフライン関係機関、公共交通機関	ア　復旧見込み イ　災害時の特例措置の実施状況	

⑸　復旧対策期

実施主体	対　策	協力依頼先
市	ア　罹災証明書の発行 イ　生活再建資金の貸付け ウ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 エ　その他生活再建に関する情報	
県	・広域的な復旧計画等	

5　広聴活動

⑴　災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く市内外に求め、市の災害対応の参考とする。

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難所における相談、要望などの受け付け 2　自治会及び自主防災組織等からの相談・要望等の受付け 3　被災者のための相談窓口の設置	自主防災組織、自治会、市民等
県	1　市の行う被災者のための相談活動に対する支援 2　災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取	
ライフライン関係機関	1　利用者相談窓口の開設 2　所管事項に関する相談窓口の開設	

⑵　情報の提供

ア　新発田警察署、消防本部、医療機関、その他関係機関と連絡調整を行い、県からの情報及び自ら収集した情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、市民等に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

イ　救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起するとともに、被災住民のプライバシーに配慮した広報活動を行う。

6　市民等からの問い合わせに対する対応

市、県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第９節　住民等避難計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

(ｱ) 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行う。

(ｲ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

※　「平成 30 年７月豪雨」を教訓として、市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年６月１日から防災情報を５段階の警戒レベルにより提供している。

ａ　〔警戒レベル３〕高齢者等避難

いつでも避難できるよう準備を整える。避難行動要支援者は、避難所等の安全な場所へ移動する。

ｂ　〔警戒レベル４〕避難指示→原則全ての住民は避難所等へ避難する。

ｃ　〔警戒レベル５〕緊急安全確保→命の危険　直ちに安全確保

ｄ　警戒区域設定→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

(ｳ) 異状を発見した場合は、直ちに市、新発田警察署及び消防本部等に通報する。

(ｴ) 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。

(ｵ) 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ　市の責務

(ｱ) 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から市民に注意喚起の広報を行う。

(ｲ) 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(ｳ) 避難指示等の伝達体制を整備し、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、市の広報車、消防団車両、㈱エフエムしばたによる緊急割込放送（緊急告知ＦＭラジオ含む。）、携帯電話によるメール、自治会長等向け情報配信システム、スマートフォン用アプリなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

(ｴ) 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等による積極的な避難行動の喚起に努める。

(ｵ) 消防本部及び新発田警察署の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。

(ｶ) 避難指示等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発令前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。

(ｷ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

ウ　県の責務

(ｱ) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(ｲ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

(ｳ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁応急対策室に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

(ｴ) 県知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

(ｵ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

(ｶ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の確保に係る支援を行う。

(ｷ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施の為に特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

エ　県教育委員会の責務

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

オ　県警察本部の責務

(ｱ) 市民等の避難途上の安全確保に協力する。

(ｲ) 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

⑶　達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難発令等により、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ　市は、あらかじめ作成した「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、消防本部、新発田警察署、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

⑸　積雪期での対応

ア　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ　寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

⑹　広域避難への対応

ア　市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該他市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。

イ　県による協議等

県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ　県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ　避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者等の情報の共有に努める。

2　情報の流れ

⑴　避難行動

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	○気象情報、河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報
市	自治会、市民等	○避難指示等
自治会、市民等	市	○避難行動

⑵　救助活動（被災地から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
自治会、市民等	市、消防本部、新発田警察署等	○地域の状況 ○安否情報 ○被害情報 ○被災地ニーズ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○集約された被害情報 ○集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	○活動範囲 ○業務内容

⑶　救助活動等（被災地へ）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○活動範囲 ○部隊規模 ○受入体制
市	自治会、自主防災組織、市民等	○避難所の開設 ○運営協力要請 ○支援規模等の情報
自治会、自主防災組織、市民等	その他の被災地域	○支援体制

3　業務の体系

地域の状況（気象警報、河川情報等）
↓ 危険地域からの自主避難
高齢者等避難（警戒レベル３）の発令
↓ 市民等、県及び報道機関への情報伝達、避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援
避難所の準備及び開設（それ以外の市民等については、避難の準備又は避難行動）
避難指示（警戒レベル４）の発令
↓ 市民等の安否確認、孤立者等への救助活動（必要に応じて警戒区域の設定）
避難
避難者ニーズの取りまとめ

4　業務の内容

⑴　高齢者等避難　等

実施主体	対　策	協力依頼先
消防団、自治会、自主防災組織、市民等	1　地域の状況の連絡 2　自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	市、消防本部、県警察
市	1　避難所の開設と避難状況の収集 2　県及び報道機関への情報提供と発信 3　要配慮者への対応	指定避難所設置者、消防本部、県警察、報道機関等
県	1　避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 2　自衛隊、消防庁、県警察本部等への連絡	放送機関、自衛隊、消防庁、第九管区

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　管理施設の避難所開放	海上保安本部、県警察等
防災関係機関	1　避難状況の把握及び緊急通報への対応 2　広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	市、県警察、消防本部

⑵　避難指示　等

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　市民等への伝達と避難の指示 2　避難の広報及び避難誘導 3　避難路の安全確保及び指定避難所の開設 4　報道機関、消防本部、新発田警察署等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、県警察
県	1　避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 2　関係機関に災害派遣等を要請 3　応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、国土交通省北陸地方整備局、県警察等
防災関係機関等	1　避難指示の地域からの避難誘導 2　交通規制の実施 3　犯罪予防	県警察、消防本部

⑶　避難誘導及び救助

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握及び避難誘導及び救助要請	
市	1　被害状況の収集と指定避難所の開設及び避難者の概数把握 2　被害情報の提供と発信 3　自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防本部、県警察等
県	1　被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 2　自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請 3　管理施設の避難所開放	放送機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、県警察等
防災関係機関等	1　避難状況の収集及び緊急通報への対応 2　広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	市、消防本部、県警察

5　高齢者等避難及び避難指示の発令

⑴　避難情報の実施者

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
高齢者等避難	市長	避難指示発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき	県知事に報告
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち	

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
		退きの必要があるとき（災害対策基本法第 60 条第 1 項）	
	県知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第 60 条第 6 項）	告示を要する
避難指示	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき、又は市長から要請があったとき（災害対策基本法第 61 条）	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示に必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る（自衛隊法第 94 条）	
	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（地すべり等防止法第 25 条）	警察署長に通知
	県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（水防法第 29 条）	

⑵　高齢者等避難、避難指示の発令基準

高齢者等避難、避難指示は、次の状況が認められたときを基準として、総合的に判断し実施する。

ア　土砂災害を除く風水害等全般の基準

二次災害を防止するため、基準の到達が夜間になると思われる場合は、基準より早く勧告等を行う。また、火急の推移により発令が夜間になる場合は、屋内待避の勧告等を行う。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
高齢者等避難(警戒レベル３)	1　加治川の岡田水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 15.30m に到達した場合 2　加治川の小松水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 13.01m に到達した場合 3　その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒」(警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 4　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合	避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。 ※避難支援者等は、避難支援を開始する。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
	5　発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 6　その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合	
避難指示(警戒レベル４)	1　加治川の岡田水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)（レベル４水位）である 16.18m に到達した場合 2　加治川の小松水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)（レベル４水位）である 13.43m に到達した場合 3　加治川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫)」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で大きく超過する場合） 4　その他の河川は、洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布が「危険（紫)」(警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 5　ダム管理者（新発田地域振興局地域整備部ダム管理課）から、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う予定の通知を受けた場合 6　堤防に異常な漏水・浸食等を発見した場合 7　発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 8　その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、市長が必要と認める場合	通常の避難行動ができる者は、指定避難所等へ避難行動を開始する。
緊急安全確保(警戒レベル５)	（災害が切迫） 1　加治川の岡田水位観測所の水位が、堤防高である 17.37ｍに到達した場合 2　加治川の小松水位観測所の水位が、堤防高である 15.60ｍに到達した場合 3　加治川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒)」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）	命を守る最善の行動をとる。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
	4　その他の河川は、洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 5　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 6　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認） 7　堤防の決壊や越水･溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合	

※発令単位は原則として、規模に応じ自治会毎、地区毎、地域毎とする。「○○川右岸」等の表現の方が通念上、認識しやすい場合は、それらの表現を用いる。

イ　土砂災害に関する基準

土砂災害の性質上、屋内退避の指示等が好ましくなく、また、夜間の避難による二次災害を防ぐことからも早期の指示等を行う。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
高齢者等避難(警戒レベル３)	1　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合 2　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3　発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
避難指示（警戒レベル４）	1　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2　土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が出現し、新潟地方気象台の助言を踏まえ、必要と判断した場合 3　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 4　発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	危険な場所から全員避難立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保(警戒レベル５)	1　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2　土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3　土砂災害の発生が確認された場合	命の危険　直ちに安全確保 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※発令単位は原則として、土砂災害警戒区域に該当する自治会毎とする。自治会の範囲が広い場合で、絞り込みが可能で、かつ認識しやすいときは、それらの表現を用いる。

⑶　避難情報の発表・発令

ア　避難情報の発表・発令は、次の事項を明示して行う。

(ｱ) 避難対象地域

(ｲ) 避難理由

(ｳ) 避難時の注意事項

イ　避難情報の発表・発令は、次の事項を明示して行うよう努める。

(ｱ) 避難先

(ｲ) 避難路

ウ　避難情報を発表・発令したときは、市の広報車及び消防団車両、㈱エフエムしばたによる緊急告知ＦＭラジオを活用した緊急割込放送による伝達のほか、その他報道機関、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、直ちに対象地域の住民に的確に伝達し、避難の周知・徹底を行う。

⑷　避難住民の誘導・救助

避難誘導は、市、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等が協力し、避難行動要支援者の避難誘導を優先して行う。

また、避難住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

６　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

⑴　警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区　分	実施者	基　準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命、身体の保護を目的	災害対策基本法第 63 条第 1 項
	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	自衛官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき	災害対策基本法第 63 条第 3 項
火災の現場における警戒区域設定権 水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第 28 条第 1 項、第 36 条
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	

⑵　警戒区域の設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等により呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

⑶　避難所への受入れ

警戒区域の設定により、一時的に居所を失った住民がいる場合、市長は必要に応じて避難所を開設して受け入れる。

第 10 節　避難所運営計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害の場合の指定避難所は、当該地域への避難指示等発令後、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。

避難指示等の発令がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女双方及び性的少数者の視点の違いに十分配慮する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ　市の責務

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、ＮＰＯ等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。

なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くに避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ウ　県の責務

県は、市の避難所の確保・開設・運営を支援する。

エ　県警察の責務

県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ　指定避難所及び避難所予定施設の管理者の責務

指定避難所及び避難所予定管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

⑶　達成目標

ア　避難に関する最初の情報の発令後、速やかに開設する。（施設の安全確認、職員配置）

イ　開設６時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

ウ　開設 12 時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ　開設から概ね３日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ　避難所での生活をおおむね開設から２か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

⑷　避難所運営の留意点

ア　一般的事項

(ｱ) 市は、避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(ｲ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。
(ｳ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
(ｴ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
(ｵ) 避難者１人当たり 3~4 ㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2m（最低 1m）空けることを意識するよう努める。
(ｶ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
(ｷ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
　なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
(ｸ) テレビ、ラジオ、特設公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
(ｹ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的で円滑な運営に移行するよう努める。
(ｺ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
(ｻ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
(ｼ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
(ｽ) 市は指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
(ｾ) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
(ｿ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
(ﾀ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
(ﾁ) 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ　男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

　避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
(ｱ) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
(ｲ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
(ｳ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。。
(ｴ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を、整備する。

(ｵ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
(ｶ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
(ｷ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。
(ｸ) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

⑸ 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ｱ) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
(ｲ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
(ｳ) 要配慮者のニーズに応じて、生活や健康状態に影響の少ないスペースの確保に努める。
例）トイレに近い場所や通路や廊下等に出やすい場所、おむつ交換のできる場所、個室など
(ｴ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。
通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

(ｱ) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
(ｲ) 県は、(ｱ)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
(ｳ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

⑹ 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容するよう努める。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

⑺ 外来者、一時滞在者への支援

外来者、一時滞在者の避難については、新発田警察署、消防本部、自治会、自主防災組織、施設管理者等の協力を得て行うものとし、避難先については、最寄りの指定避難所とする。また、交通情報等の周知に努めるものとする。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	○避難者数 ○ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	○避難所・避難者数 ○ニーズ
	市災害ボランティアセンター	
県災害対策本部	国、関係機関等	○避難状況 ○支援・供給要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	○支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3　業務の体系

☆風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）

0～3時間	避難所開設
～6時間	避難者の状況把握、避難者名簿作成
～12時間	防災関係機関等外部からの応援受入開始、仮設トイレ設置
～24時間	避難行動要支援者の移動
～3日	避難所の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	避難所の集約化
～2ヶ月	避難所の解消

4　業務の内容

⑴　避難所の開設・報告

避難所担当職員※は、当該地域への避難指示等が発令されることが予想される場合は、指定避難所に速やかに参集し、避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設するとともに、災害対策本部事務局へ開設を報告する。※第3章第2節「参集区分表」参照

ア　避難所担当職員

避難所施設が開設しているときは施設の勤務者、夜間・休日等で施設が閉鎖しているときは、避難所担当職員が主体となり避難所を開設する。

なお、避難所担当職員は、避難所運営職員（医療・福祉対策部）が到着した後、災害対策本部事務局長の指示により所属対策部に復帰し分掌事務による応急対策を実施する。

イ　避難所を開設する時間的余裕がない場合の措置

市民は、緊急に避難を必要とするときは、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保する。

(ｱ) 避難所及びその周辺の被災状況を観察し、安全を確認する。
(ｲ) 鍵管理者からの開錠を原則とするが、緊急を要する場合は、出入り口、窓等進入可能な箇所を破壊し避難する。
(ｳ) 分散せずまとまって開設者の到着を待つ。
(ｴ) 避難所内の危険な場所には近づかない。

ウ　避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間等を県知事に報告する。

エ　応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設したときは、速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等を準備し、避難者の応急的居住環境を整える。

オ　二次災害の回避

市は、避難所を開設したときは、二次災害から避難者を守る措置を講じる。

⑵　避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて、段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

⑶　管理・運営体制

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、自治会、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもと、次の事項に留意し実施する。

ア　管理体制

避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、自治会、自主防災組織等と協力し、避難所運営委員会を組織して管理する。

イ　運営体制

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

(ｱ) 要配慮者を優先した運営
(ｲ) 保健師等の巡回、健康相談及び医療・救護活動と連携した健康管理
(ｳ) 防疫活動による伝染病の発生防止等の衛生管理
(ｴ) 避難者のプライバシー保護
(ｵ) 冬期間における暖房器具、防寒衣等の提供
(ｶ) 男女共同参画及び性的少数者の視点に沿った運営

ウ　情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取を次のとおり実施する。

(ｱ) 掲示板の設置、広報紙の配付等
(ｲ) テレビ、ラジオ（緊急告知ＦＭラジオ含む。）放送
(ｳ) 相談窓口等の設置

⑷　避難所開設後の業務

ア　避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　指定避難所開設（～３時間） ア　職員配置及び指定避難所開設報告 イ　福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ ウ　施設の安全確認 2　避難者の状況把握（～６時間） ア　避難者名簿の作成・報告 イ　避難者ニーズの把握・報告 ウ　避難所備蓄物資の提供 エ　避難所運営委員会等の設置 3　外部からの応援受入開始（～12 時間） ア　避難所運営応援職員の受入れ イ　ボランティアの配置 ウ　食糧・生活必需品提供の開始 エ　仮設トイレ設置 オ　冷房器具の手配（夏季） カ　暖房器具及び燃料の手配（冬季） キ　市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 ク　避難行動要支援者支援要員の配置 4　避難行動要支援者の移動（～24 時間） ア　傷病者等の医療機関への搬送 イ　福祉施設等への緊急入所	介護事業者等、県災対本部、施設管理者、避難者、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ、市医師会、市歯科医師会、保健所、消防本部、福祉施設
県	1　指定避難所開設時の支援（～３時間） ア　県施設避難所の開設への協力 イ　施設の応急危険度判定要員派遣 2　避難所運営の応援（～12 時間） ア　避難所運営応援職員の派遣 イ　食料・生活必需品の調達・配送 ウ　県備蓄物資の提供 エ　仮設トイレの手配 オ　県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 カ　看護師及び保健師の派遣 3　避難行動要支援者の移動（～24 時間） ア　受入れ医療機関の確保 イ　福祉関係者への協力依頼	市、協定締結道県協定企業等、県ﾄﾗｯｸ協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等障害者施設、介護事業者等
避難所予定施設の管理者	避難所予定施設の安全確認（～３時間）避難所開設作業への協力	
自衛隊	1　県の要請により食料・物資を輸送 2　県の要請により傷病者等を搬送	

イ　避難所開設後３日目以内の業務

実施主体	対　策	協力依頼先
市	１　避難所の拡張・充実 ア　屋外避難者へのテント等提供 イ　避難所環境の改善（パーティション、間仕切り等設置） ウ　避難者による自治組織編成	県災害対策本部、自治会等、避難者
新発田警察署	１　避難所における保安対策の実施 ２　市民が避難した地域の保安・警備	市、自主防災組織
電力供給事業者（東北電力㈱）	避難所施設の電力供給再開	

ウ　避難所開設後３日目以降の業務

実施主体	対　策	協力依頼先
市	避難者サービスの充実（３日～） ア　入浴機会の確保 イ　避難所での炊飯開始 ウ　避難者の随伴ペット保護（原則として飼い主による飼育用資器材、飼料の手配） エ　特設公衆電話等の設置を要請	県災対本部、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ等、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会、電気通信事業者
県	１　避難者サービス充実への協力（３日～） ア　自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 イ　入浴施設への協力依頼 ２　避難所・避難者の集約（７日～）	自衛隊、市、新潟県生活衛生同業組合連合会、LPｶﾞｽ協会
自衛隊	避難者サービス充実への協力（３日～） 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（３日～） 市の要請により、特設公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

５　避難所の開設

避難所の開設は、次の区分により行う。

指定避難所・自主避難所の開設基準

指定避難所	１　洪水や土砂災害により避難が必要な地域に対して避難情報を発令する場合 ２　その他、市長が必要と認める場合
自主避難所	１　台風が新発田市に上陸・接近するおそれがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合に、市民等からの問い合わせや気象状況等などを考慮したうえで、事前の避難を希望される方がいる場合 ２　その他、市長が必要と認める場合

第 11 節　避難所外避難者の支援計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

※　「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内、車中）に避難した被災者をいう。

⑵　各主体の責務

ア　避難所外避難者の責務

避難所外避難者は、市、消防本部、新発田警察署又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ　市の責務

市は、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付､保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ　県の責務

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の責務避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供するものとする。

⑶　達成目標

避難所外避難者の状況は、避難開始後３日以内に把握し、必要な支援に努める。

⑷　要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した避難行動要支援者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

⑸　積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	○避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	○避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	国、関係機関等	○避難状況 ○支援・供給要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	○避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	○避難所外避難者の支援に関する情報

3　業務の体系

☆風水害等発生

避難所外避難者の状況調査

発災から
72 時間（3 日）
以内

・避難者及び必要な支援の把握

必要な支援の実施

・避難状況の注意喚起
・食料等の配布状況の周知
・エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

4　業務の内容

⑴　避難所外避難者の状況調査実施（発災後 3 日以内）

実施主体	対　策	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	自治会等
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市町村災害対策本部への連絡	避難所管理者

⑵　必要な支援の実施（発災後 3 日以内に開始）

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） 2　食料・物資の供給 3　避難者の健康管理、健康指導	自治会等、県災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援ｾﾝﾀｰ、市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ、NPO
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県等

⑶　エコノミークラス症候群の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えることによる、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次のとおり避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
イ　こまめに十分な水分補給を行う。
ウ　アルコール、喫煙を控える。
エ　ゆったりとした服装でベルトをきつく締めない。
オ　寝るときは足を上げる。

⑷　排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排気ガスの車内充満等の危険性もあることから、マフラー付近の除雪を心がけるよう呼びかける。

第 12 節　自衛隊の災害派遣計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

⑵　達成目標

市は、災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、平時から防災体制を強化し、災害時の応援又は受入れのための体制を確保する。

⑶　積雪期での対応

市は積雪期において、災害が発生し応援要請を行う場合は、災害派遣部隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

2　自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

⑴　公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

⑵　緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

⑶　非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

3　自衛隊の災害派遣要請手続き及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等

⑴　市が実施する手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で県知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を県知事に通知する。

⑵　派遣要請事項

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を要請する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

※口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後ＦＡＸで処理すること。

⑶　県の自衛隊災害派遣担当窓口

担当窓口	新潟県防災局危機対策課危機対策第１
住所	〒950-8570　新潟市中央区新光町４番地１
ＮＴＴ回線	TEL：025-285-5511（代表）　内線 6434・6435・6436 TEL：025-282-1638（直通）　FAX：025-282-1640
地域衛星通信ネットワーク	8-40120-（6434・6435・6436）　FAX：8-401-881

⑷　自衛隊災害派遣要請窓口

ア　陸上自衛隊

災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第 30 普通科連隊長）
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第 30 普通科連隊第３科
住所	〒957-8530　新発田市大手町６丁目４番 16 号
ＮＴＴ回線	TEL：0254-22-3151　内線 230、236 FAX：0254-22-3151　FAX 切替　内 537
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30

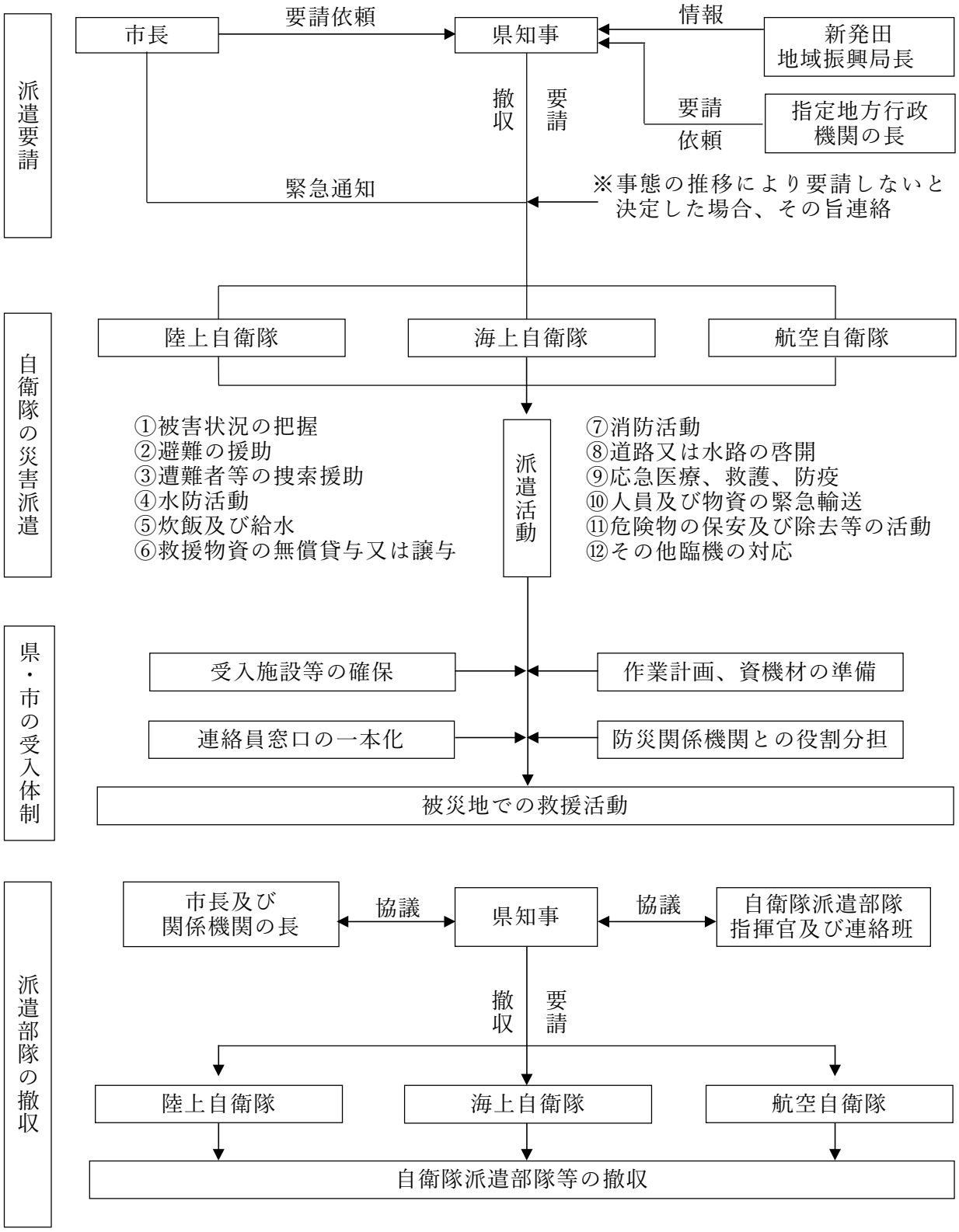
イ　海上自衛隊

災害派遣要請先	舞鶴地方総監
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室
住所	〒950-0047　新潟市東区臨海町１番１号
ＮＴＴ回線	TEL：025-273-7771　内線 431 FAX：025-273-7771　FAX 切替
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20

ウ　航空自衛隊

災害派遣要請先	航空総隊司令官（偵察機による調査活動） 航空支援集団司令官（輸送機の派遣） 航空救難団司令（救援機の派遣）
災害派遣要請連絡窓口	航空自衛隊新潟救難隊飛行班
住所	〒950-0031　新潟市東区船江町３丁目 135
ＮＴＴ回線	TEL：025-273-9211　内線 218、221 FAX：025-273-9211　FAX 切替　内線 227
地域衛星通信ネットワーク	8-503-10

4　自衛隊の災害派遣フロー図



5　自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

⑴　救援活動内容

救援活動区分	内　容
1　被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
2　避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3　遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
4　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5　消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要場合は、航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。
6　道路又は水路等交通路上の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
7　応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
9　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
10　物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（平成 19 年内閣府令第二号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11　危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
12　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
13　予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合に、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

⑵　陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

6　自衛隊の災害派遣部隊の受入れ体制

市及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

⑴　派遣部隊と市と連絡窓口及び責任者の決定

⑵　作業計画の協議、調整及び資機材の準備

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業実施に必要な図面

エ　作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所

⑶　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

ア　市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

(ｱ) 自衛隊事務室

市災害対策本部設置の施設又は近傍の市施設等におく。

(ｲ) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

資料編「ヘリポート」に参照

(ｳ) 駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

(ｴ) 宿営地又は宿泊施設

学校施設、公民館など。但し、原則として陸上部隊は新発田駐屯地等に駐屯する。

イ　県知事は、派遣部隊に対し施設等を確保する。

⑷　派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

7　業務の内容

⑴　救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	市関係機関
県	1　事前の情報連絡　→　災害派遣要請 2　連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市
防災関係機関	・救助における調整及び情報共有	自治会、市民等

⑵　給食、医療等民生支援業務

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	自治会、自主防災組織など
県	1　事前の情報連絡　→　災害派遣要請 2　連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市
自治会等	・民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	市民等

8　災害派遣部隊の撤収

知事は、自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に当たり、民生の安定等に支障がないよう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

９　救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

ア　災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
イ　災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
ウ　災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
エ　災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第 13 節　輸送計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート)、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点)、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 災害の発生が予測され、市民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船舶等により市民等を安全な地域へ輸送する。

(ｲ) 車両、船舶等の調達先、予定数及び物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

(ｳ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ　県の責務

(ｱ) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

(ｲ) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

(ｳ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき関係機関に協力を要請する。

(ｴ) 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

(ｵ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ　新発田警察署の責務

(ｱ) 緊急輸送道路の内、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

(ｲ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ　輸送関係機関

自動車・海上・漁港運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、市・県災害対策本部と連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

オ　輸送施設管理者

道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防本部及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

⑶　達成目標

ア　輸送手段の確保

(ｱ) 車両等の輸送手段は、おおむね６時間以内に確保する。

(ｲ) 避難所への水、食料、生活物資等の供給は、災害救援協定企業から避難所へ直接、配送されるよう調整する。

イ　緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送ネットワークは、おおむね 24 時間以内に確保する。

ウ　輸送活動の優先順位は次のとおりとする。

総括的に 優先されるもの	1　人命の救助及び安全の確保 2　被害の拡大防止 3　災害応急対策の円滑な実施
災害発生直後の 初動期 （第１段階）	1　救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 3　被災地外の医療救護機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 4　市災害対策本部要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5　緊急輸送に必要な物資輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
応急対策活動期 （第２段階）	1　第１段階の続行 2　食料、水、燃料等生命・生活に必要な物資 3　傷病者及び市外へ退去する被災者 4　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
復旧活動期 （第３段階）	1　第２段階の続行 2　災害復旧に必要な人員及び物資 3　生活用品 4　郵便物 5　廃棄物の運搬

⑷　積雪期での対応

ア　各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ　各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

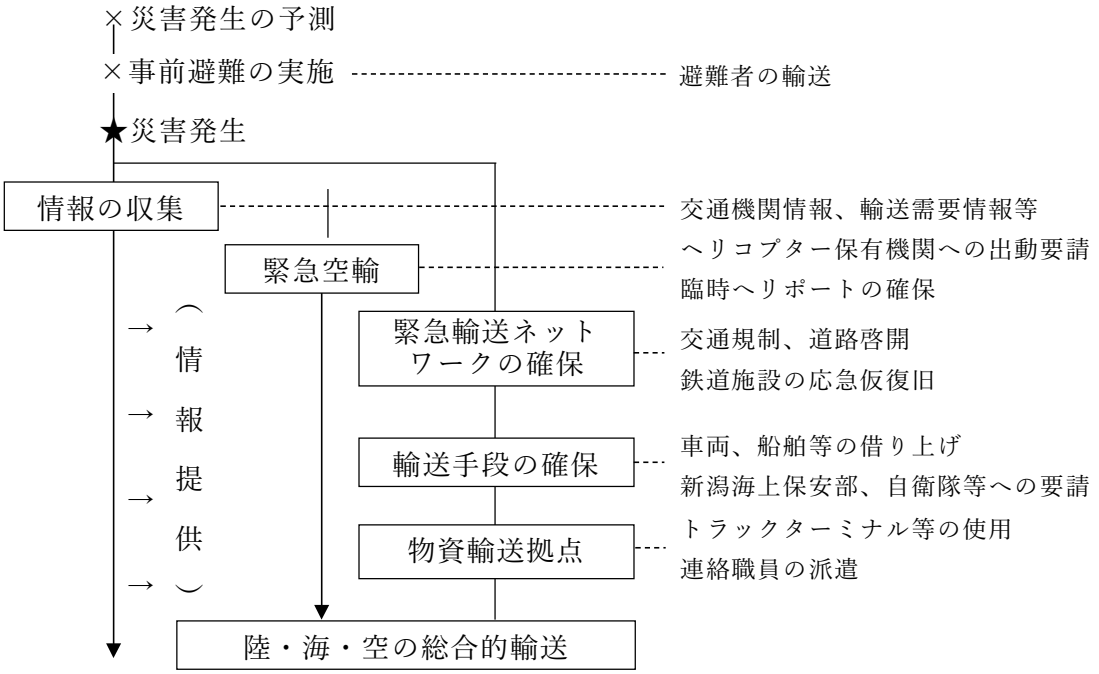
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市、県	○輸送施設の被災状況 ○交通規制等の状況
市	県	○輸送施設の被災状況 ○臨時ヘリポートの確保状況 ○応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	○輸送施設の被災状況（収集した広域

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
		的情報） ○輸送体制確保についての応援要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○輸送体制確保についての応援の内容 ○輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
新発田警察署、道路管理者	関係機関 市民	○交通の確保及び交通規制の実施状況 ○渋滞の状況

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　事前避難の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・事前避難の実施	県

⑵　緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・発災初期のヘリコプターによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県	・緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復	

実施主体	対　策	協力依頼先
	旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
新発田警察署、道路管理者	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区域については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

ア　緊急輸送道路の指定

(ｱ) 市は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に災害時緊急輸送道路を指定する。

(ｲ) 災害時に、緊急性の高い路線から被災後 24 時間及び 72 時間を目標として道路啓開するよう努め、その路線をあらかじめ指定する。

※資料編「緊急輸送道路ネットワーク計画」(緊急輸送道路　起・終点表(市)) を参照

イ　被害情報の収集・伝達

新発田警察署及び道路管理者は、災害発生後直ちに災害緊急輸送道路を主体に被害状況を収集し、速やかに市、県警察本部及び関係機関に伝達する。

ウ　交通規制の実施

市及び新発田警察署は、直ちに道路情報を収集し、緊急輸送道路確保のため、次の措置を行う。

(ｱ) 市内への車両乗り入れ規制

(ｲ) 市内の交通規制

(ｳ) 広域圏での交通規制

(ｴ) 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

エ　緊急交通路の啓開

(ｱ) 市は、新発田警察署、消防本部、自衛隊の協力のもと、建設関係業者等の動員を図り、他の復旧作業に優先して、緊急輸送道路を確保する。

a　道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

b　通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）

c　仮設橋の架橋

d　復旧資材の確保

e　道路除雪（積雪期）

(ｲ) 市は、国・県道の道路管理者とあらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決める。

(ｳ) 輸送経路及び輸送手段の決定

市は、道路の被災状況等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じて新発田警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

⑶　輸送手段の確保

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 2　災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県等に調達の斡旋を要請する。	県、災害時相互応援協定締結の他市町村、災害救援協定締結の事業者等

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局、新潟運輸支局、県ﾄﾗｯｸ協会、自衛隊、防災関係機関等

⑷　物資輸送拠点の確保

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	市、施設管理者、県倉庫協会
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県、施設管理者

ア　広域物資輸送拠点の機能
(ｱ) 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
(ｲ) 地域内輸送拠点等への物資の配送
※注：配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

イ　地域内輸送拠点の機能
(ｱ) 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
(ｲ) 避難所等への物資の配送
※注：配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

ウ　物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務
(ｱ) 物資輸送拠点の施設管理者との調整
(ｲ) 物資輸送拠点への職員等の派遣
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
(ｳ) 物資輸送拠点への資機材等の配備
(ｴ) 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保

⑸　緊急通行車両の確認

実施主体	対　策	協力依頼先
県、新発田地域振興局	・緊急通行車両の確認（県有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両）	
新発田警察署	・緊急通行車両の確認（市、国、公共的団体及びその他の者が所有する車両（県知事が確認する車両以外の車両））	

⑹　応援要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場	県、災害時相互応

	合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県等に応援要請を行う。	援協定締結の他市町村、災害救援協定締結の事業者等
県	1　市からの応援要請に基づき、(公社) 県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 2　ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 3　ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	(公社) 県ﾄﾗｯｸ協会、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第九管区海上保安部、他都道府県

(7)　輸送の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 2　配送、保管にあたり衛生面に配慮する。	県、災害時相互応援協定締結の他市町村、災害救援協定締結の事業者等
県	1　県有車両等については、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部が集中管理して運用する。 2　緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。	陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、北陸信越運輸局新潟運輸支局、第九管区海上保安部
北陸信越運輸局新潟運輸支局	・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。	
第九管区海上保安部	・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第 3 章第 12 節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局新潟空港事務所	・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機の斡旋を行う。	
(公社) 県トラック協会	・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	

実施主体	対　策	協力依頼先
（㈳）県バス協会	・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
鉄道事業者	・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

５　市の緊急輸送実施体制

⑴　輸送拠点の指定及び確保

市は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と効果的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。また、必要に応じ、災害救援協定に基づき、民間施設を活用する。

ア　市指定輸送拠点施設

(ｱ) サン・ビレッジしばた

(ｲ) 維持管理事務所車庫

(ｳ) その他、必要に応じた市有施設

イ　必要に応じ要請

(ｱ) イオンモール新発田店（駐車場）

(ｲ) パワーコメリ新発田店（駐車場）

(ｳ) ホームセンタームサシ新発田コモ店（駐車場）

ウ　県指定緊急時輸送施設及び輸送拠点

地区名・施設名	名　称	所在地	ヘリ発着
県施設	新発田地域振興局	新発田市豊町３-３-２	×
	その他県施設		
港湾・漁港	新潟東港		×
ＪＲターミナル	新発田駅、中条駅		×
車両ターミナル	新潟運輸㈱新発田支店 東港ターミナル	聖籠町東港 3-6240-42	中
	新潟運輸㈱中条支店 中条ターミナル	胎内市近江新 214-13	中

（注）このほか、必要に応じて近隣市町村に協力を求め、公的施設の提供を受ける。

⑵　輸送拠点の機能

輸送拠点においての業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し次の業務を行う。

ア　他地域からの救援物資（食料、飲料水、生活用品等）の一時集積及び分類

イ　緊急物資の集積及び分類

ウ　配送先別の仕分け

エ　車両、ヘリコプター等への積み替え、配送

⑶　県等への斡旋要請

市は、災害時において必要な車両は市有車両を使用するものとし、不足が生じる場合は、県又は他市町村に対し車両の斡旋を依頼する。

なお、車両の斡旋に当たり、次の事項を明示して要請する。

要請事項

ア　輸送区間及び借り上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要事項

⑷　燃料の確保

市は、災害時において緊急輸送活動に必要な燃料の調達及び供給は、災害救援協定に基づき、新潟県石油商業組合下越支部新発田支会に依頼し、給油場所を指定し供給する。

⑸　車両による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第 76 条の規程により、緊急交通路が指定されていない場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

ア　緊急通行車両の確認

市及び公共団体が所有する車両の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、その都度公安委員会（県警察本部交通規制課）、新発田警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があることから、各機関はあらかじめ新発田警察署に手続きを行う。

(ｱ) 緊急通行車両の申し出は、新発田警察署等に事前に届出るか、又はその都度行う。
(ｲ) 確認は、新発田警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるため、出動時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
(ｳ) 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携行する。

イ　緊急車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害対策の業務に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

(ｱ) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
(ｲ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
(ｳ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
(ｴ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
(ｵ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
(ｶ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
(ｷ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
(ｸ) 緊急輸送の確保に関するもの
(ｹ) 上記の他、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

第 14 節　警備・保安及び交通規制計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

警察本部及び新発田警察署は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

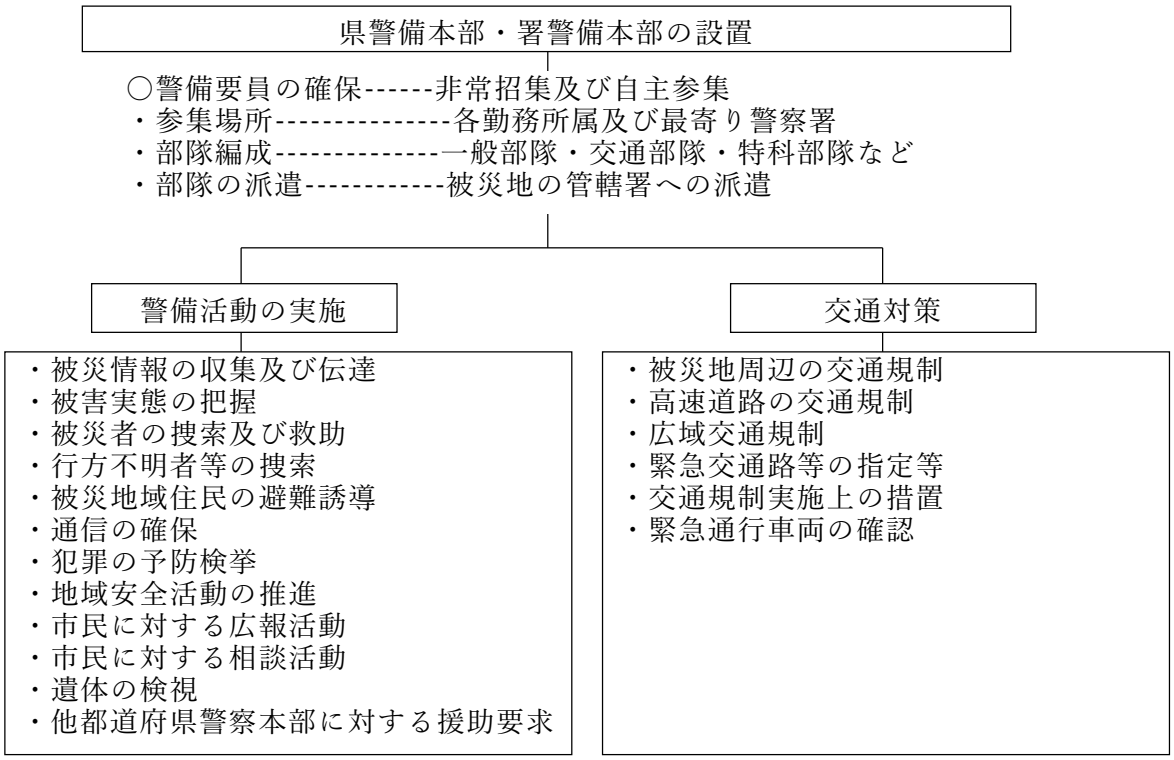
⑵　要配慮者に対する配慮

市民等の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

⑶　積雪期での対応

積雪期での災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2　県警察本部における応急対策フロー図



3　大規模災害に備えての措置

新発田警察署は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

ア　警察施設の耐久性の点検、補強等

イ　装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実

ウ　通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実

エ　通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保

オ　県警備本部の代替設置施設の確保

カ　部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
キ　装備資機材保有業者及びリース業者の把握
ク　部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
ケ　非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
コ　関係機関との連絡体制の整備
サ　交通信号機への電源付加装置の設置等の確保

4　県警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

⑴　警備体制の確立
ア　指揮体制の確立
イ　警備要員の確保

⑵　警備活動の重点
ア　情報の収集及び伝達
イ　被害実態の把握
市災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の交換に当たる。
(ｱ) 初期段階における主な情報収集項目
a　火災の発生状況
b　死傷者等人的被害の発生状況
c　家屋の倒壊等建物被害の発生状況
d　市民の避難状況
e　主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
f　堤防、護岸等の損壊状況
g　市・消防等の活動状況
h　災害拡大の見通し
i　危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
j　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
(ｲ) 初期段階以降における主な情報収集項目
a　「初期段階」に掲げる事項
b　火災の発生及び被害拡大の原因
c　被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
d　市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
e　被災者の動向
f　電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
g　被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
ウ　被災者の捜索及び救助
捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。負傷者については、応急処置をした後、市、県、消防本部、日本赤十字社新潟県支部等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。
エ　行方不明者等の捜索
大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

(ｱ) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。

(ｲ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。

(ｳ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。

(ｴ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ　警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ｱ) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(ｲ) 被災地域住民の避難誘導

a　市、消防本部、消防団、自主防災組織等関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施に当たっては、本章第９節「住民等避難計画」に基づき実施する。

b　被災の危険が予想される場合は、市民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の市民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い混乱による事件事故の防止を図ること。

c　駅、学校、病院、福祉施設、その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ　通信の確保

キ　犯罪の予防検挙

ク　地域安全活動の推進

(ｱ) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施して、被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く市民に情報を提供する。

(ｲ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。

(ｳ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めると共に、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(ｴ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。

(ｵ) 自治等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。

(ｶ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び市・県、日赤その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

(ｷ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ　住民に対する広報活動

コ　相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ　遺体の検視

災害発生時から検視規則等に基づき遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市に引き継ぐ。

シ　他都道府県警察本部等に対する援助要求

5　各主体の責務

⑴　市及び県

ア　一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。

イ　警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に市及び県災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

⑵　消防本部

ア　消防活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。

イ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当地域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

⑶　その他関係機関

ア　被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

イ　被災地の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

6　道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

⑴　情報の収集

⑵　交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、市民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア　被災地周辺の交通規制

新発田警察署は、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ　高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を聖籠新発田インターチェンジから流出並びに流入を禁止する。

ウ　広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

(ｱ) 広域交通規制の対象道路

日本海沿岸東北自動車道、国道 7 号、国道 49 号、国道 113 号

※ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(ｲ) 検問所の設置

エ　緊急交通路等の指定等

⑶　交通規制実施上の措置

ア　交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

イ　主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

⑷　緊急通行車両及び規制除外車両の確認

ア　緊急通行車両の確認範囲

(ｱ) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
(ｲ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
(ｳ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
(ｴ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
(ｵ) 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの
(ｶ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
(ｷ) 犯罪の予防、交通規制その他、被災地域の社会秩序の維持に関するもの
(ｸ) 緊急輸送の確保に関するもの
(ｹ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ　規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用されてる車両であり、主に次の業務に従事する車両を順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

(ｱ) 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
(ｲ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
(ｳ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置のあるものに限る。）
(ｴ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

(ｵ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
(ｶ) 路線バス・高速バス
(ｷ) 霊柩車
(ｸ) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ　確認事務の実施区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	・市及び国、公共的団体及びその他の者が所有する車両	・県警本部交通規制課 ・新発田警察署 ・交通検問所 ※交通検問所は、原則、事前届出済証携帯車両のみ
県知事	・県有車両 ・県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ・災害応急対応を実施するため県が調達、借上等をする車両 ・県との災害協定を締結している団体が使用する車両	・県防災局危機対策課 ・新発田地域振興局

エ　緊急通行車両の事前確認届出
オ　緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

7　運転者のとるべき措置

新発田警察署は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

⑴　車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。
ア　できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
イ　停止後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
ウ　引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
エ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

⑵　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。
(ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
(ｲ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。(その警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。)

8　関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

9　広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知・徹底を図る。

第 15 節　海上における災害応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

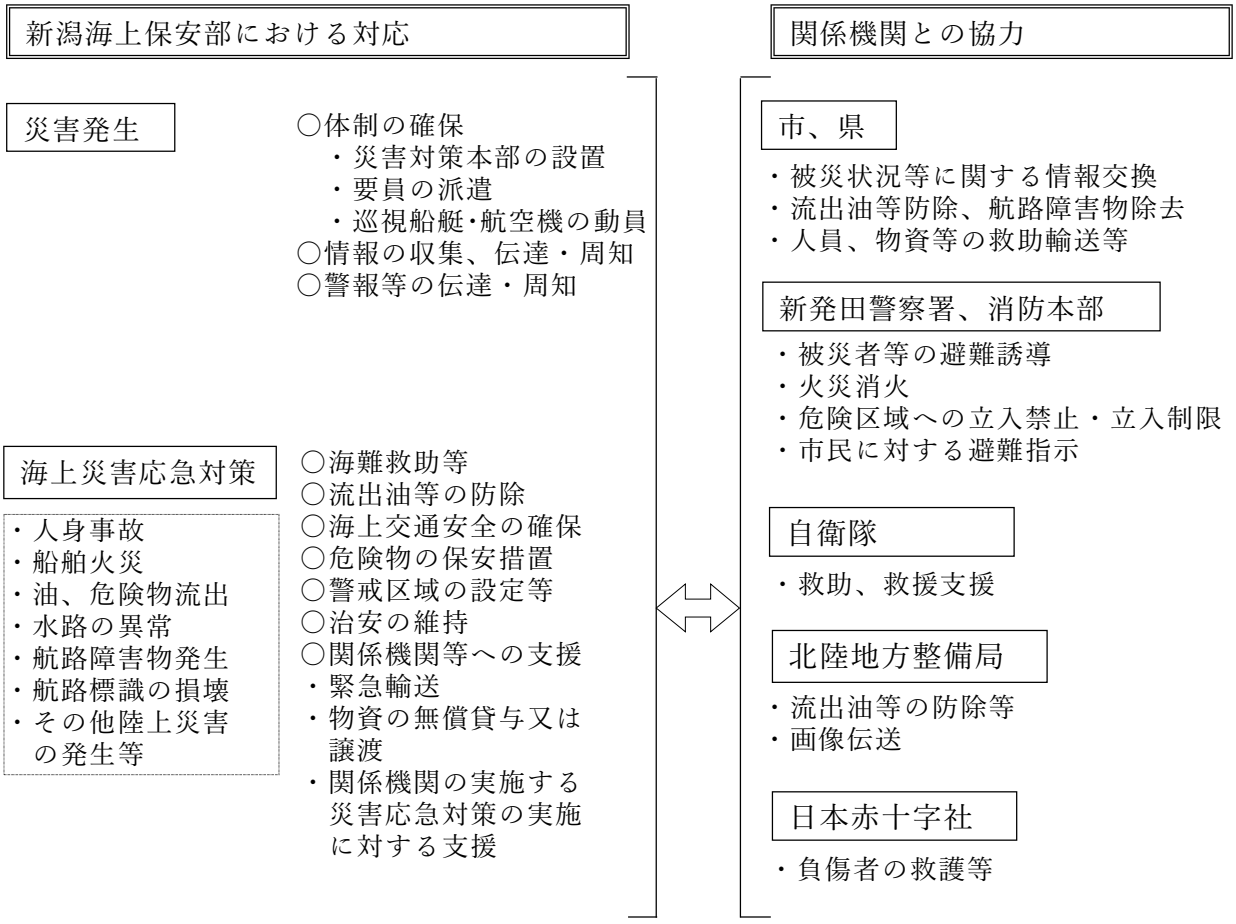
台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により、船舶の転覆及び座礁等の海難、それらに起因する大量の油又は有害液体物質の流出、人身事故の発生が予想される。

これら災害による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、新潟海上保安部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

⑵　達成目標

市は、新潟海上保安部及び県と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

2　新潟海上保安部における応急対策フロー図



3　新潟海上保安部における災害発生時の対応

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

⑴　体制の確保

ア　対策本部の設置

イ　要員の派遣

ウ　巡視船艇・航空機の動員

⑵　情報の収集及び伝達・周知
⑶　船舶等への警報等の伝達・周知

4　新潟海上保安部における海上災害応急対策

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

⑴　海難救助等
⑵　流出油等の防除
⑶　海上交通安全の確保
⑷　危険物の保安措置
⑸　警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

⑹　海上における治安の維持

5　新潟海上保安部から関係機関等への支援

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を行う。

⑴　緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

⑵　物資の無償貸付け又は譲与
⑶　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

6　関係機関との協力

風水害等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、県、市、新発田警察署、消防本部、自衛隊等はそれぞれの活動状況を相互に把握し効果的な災害応急活動を行う。

⑴　市・県

ア　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
イ　漁港管理者は関係機関と協力し、漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
ウ　新潟海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
エ　新潟海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

⑵　新発田警察署

ア　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
イ　油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
ウ　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

⑶　消防本部

ア　関係機関と共に、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

イ　初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

ウ　負傷者の収容先医療機関の選定､後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

エ　流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

オ　関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

⑷　自衛隊

ア　新潟海上保安部及び県、市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ　被災者の捜索及び救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

⑸　北陸地方整備局

ア　関係機関と連携し、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

イ　新潟海上保安部等が撮影した画像情報の関係機関への伝送等について協力する。

⑹　日本赤十字社新潟県支部

関係機関と連携し、負傷者の救護に当たる。

第 16 節　消火活動計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

⑵　各主体の責務

ア　市民等の責務

市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ　消防団の責務

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ　消防本部の責務

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うと共に、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防救助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ　新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合消防本部）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ　県の責務

県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

⑶　達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

⑷　要配慮者に対する配慮

地域住民、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保しつつ、初期消火に努める。

⑸　積雪期での対応

ア　市民の対応

(ｱ) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(ｲ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ　消防機関の対応

(ｱ) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ｲ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ｳ) 火災発生時に速やかな消化活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

⑹　惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2　情報の流れ

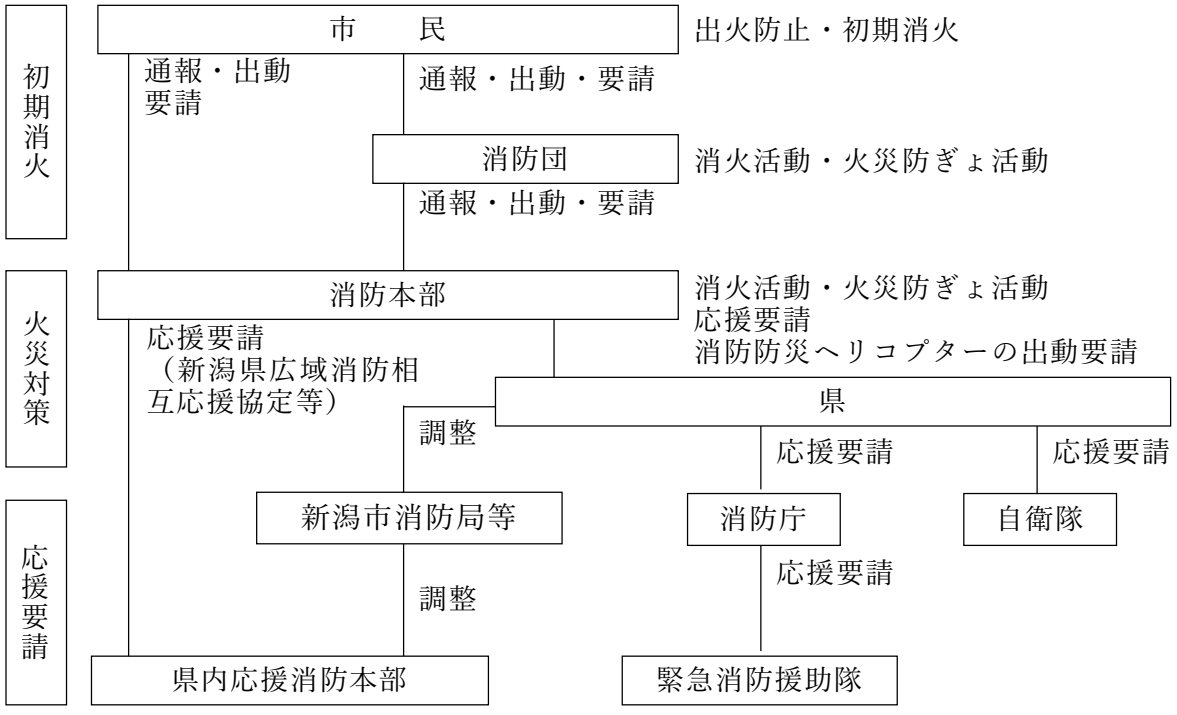
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民	消防本部	○出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市、消防団	○出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請
市、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)、県	○出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	○出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市、消防本部、消防団	市民等	○出火・延焼等被害状況・避難・消火活動
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市、県、消防本部	○県内広域消防応援部隊出動
県	市、消防本部	○緊急消防援助隊応援出動
消防庁、自衛隊	県	○自衛隊出動

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　初期消火

実施主体	対　策	協力依頼先
市民等	市民等（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。 ア　コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ　電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。 ウ　出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 エ　消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。	消防本部、市（消防団）
自主防災組織	・地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防本部・消防団の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。	消防本部、市（消防団）
消防団	消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 ア　消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属分団部へ参集し消防資機材等を準備する。 イ　初期消火の広報 出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 ウ　情報の収集、伝達 現地の火災状況等を市・消防本部へ電話、無線等により連絡する。 エ　消火活動 消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防本部

⑵　火災対策

実施主体	対　策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、火災が発生した場合、消防団とともに、適切な消火活動を行う。 ア　消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。	消防団

実施主体	対　策	協力依頼先
	イ　火災情報の収集 　119 番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による無線・電話等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。 ウ　緊急車両等の通行路の確保 (ｱ) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (ｲ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 エ　火災防ぎょ活動 (ｱ) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し鎮圧する。 (ｲ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ｳ) 指定避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 オ　消防水利の確保 　消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。	新発田警察署、道路管理者
消防団	・消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に、「新発田市消防団の運営に関する規定」及び「新発田市消防団災害時活動マニュアル」により火災防ぎょ活動に当たる。	消防本部
県	・県は、大規模な火災が発生した場合、県警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察
新潟海上保安部	・海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内	消防本部、消防団

実施主体	対　策	協力依頼先
	等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防本部、消防団とともに速やかに消火活動を行う。	

⑶　広域応援の要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。	県（防災局）、自衛隊
消防本部	ア　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 イ　消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ　消防本部は、上記ア、イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部、新潟市消防局等、県
新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む。）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、消防庁、県内消防本部
県	ア　県は、被災地状況や市、消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合、又は要請に備える必要がある場合は、	新潟市消防局等、県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊

実施主体	対　策	協力依頼先
	県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ　新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ　県は、市、消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ　県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 　自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先（長野県、群馬県、栃木県、茨城県）

第 17 節　水防活動計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害が発生し、又は発生が予測される場合、これを警戒、防御し、災害による被害を軽減し、かつ危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された水防活動を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

(ｱ) 水防管理者（市長)、水防団長（消防団長）又は消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。

(ｲ) 堤防その他の施設が決壊したときは、市（水防団)、国、県又は消防機関に直ちに連絡する。

イ　市（水防団）の責務

洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

ウ　国及び県の責務

国及び県は、洪水、雨水出水、津波、又は高潮により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は洪水、雨水出水、津波、又は高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

⑶　達成目標

ア　国、県及び市は連携して、洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

イ　市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全の確保のため、ハザードマップに基づき、市民等に対する避難のための高齢者等避難又は避難指示及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施する。

⑷　危険地域の住民の誘導誘導

水防管理団体（市)、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域の住民及び滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

⑸　積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民	水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部、水防管理団体（市）	○河川の水位状況 ○溢水箇所、被災箇所
水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	水防管理団体（市）	○河川の水位状況 ○溢水箇所、被災箇所
水防管理団体（市）	水防本部又は水防支部（県）	○水防活動状況

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
水防本部又は支部（県）	水防管理団体（市）	○防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体（市）	水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	○防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
	要配慮者施設の管理者	○洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するための情報
水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	市民	○防災情報 ○水防活動の状況 ○避難等に係る情報

3　業務フロー

☆風水害等発生が予想される

水防態勢の確立　・気象の予警報及び風水害被害の状況に応じて

水防活動

- 水防団
水防協力団体
消防機関
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒
  - ・警戒区域の設定
  - ・被害拡大防止活動
- 水防管理団体(市)
  - ・河川等の巡視
  - ・浸水区域の警戒配備の指令
  - ・市民の安全確保
  - ・被害拡大防止活動
- 水防本部又は県
  - ・水防管理団体が円滑に水防活動ができる支援
  - ・被害拡大防止活動
  - ・市民の安全確保

4　業務の内容

(1)　水防態勢の確立

実施主体	対　策	協力依頼先
水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	・気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防管理団体（市）から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体（市）	・気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	
県	・気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2)　河川等の巡視

実施主体	対　策	協力依頼先
水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	・水防団長（消防団長）又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
水防管理団体（市）	・随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険を認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。	河川、海岸管理者
県	・県は必要に応じ河川・海岸巡視を実施するとともに、巡視の結果や水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。	

(3)　浸水区域の警戒

実施主体	対　策	協力依頼先
水防団（消防団）、水防協力団体、消防本部	河川管理施設や海岸保全施設は、洪水、高潮又は高波の災害から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備・出動にあっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア　河川施設 ・河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 ・過去に洪水被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地災害防止の観点から弱堤箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	

実施主体	対　策	協力依頼先
	イ　海岸施設 ・過去に高潮や高波被害を生じた箇所 ・二次被害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	
水防管理団体（市）	適時に水防団（消防団）が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

⑷　警戒区域の設定

実施主体	対　策	協力依頼先
市、水防団（消防団）、消防本部	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、水防協力団体の構成員及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

⑸　市民の安全確保

実施主体	対　策	協力依頼先
水防管理団体（市）	ア　必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。 イ　災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。 ウ　市民に対する避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。 特に市長は、避難措置実施の第１次責任者として必要に応じ、県、新発田警察署、消防本部、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講じるものとする。 エ　避難を指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	警察機関、自衛隊
県	・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。	

⑹　被害拡大防止活動

実施主体	対　策	協力依頼先
水防管理団体（市）、水防団（消	ア　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長（消防団長）、水防協力団体の代表者及び消防機関の長は、直ちにその状況を関	

実施主体	対　策	協力依頼先
防団)、水防協力団体、消防本部	係者(北陸地方整備局河川事務所長、新発田地域振興局地域整備部長、保線区長、新発田警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。 イ　決壊後も排水ポンプ車により排水作業を行うなど、可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。	
水防本部又は水防支部（県）	洪水、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。 ア　当該災害の発生に伴い侵入した水の排除 イ　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動	

⑺　水防管理団体（市）が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対　策
県	県は、水防管理団体（市）が円滑に水防活動できるように努めるものとする。 ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と市民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資機材の提供

5　市の水防体制

⑴　水防団の非常配備

水防管理者（市長）が水防団（消防団）に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待　機	市長（水防管理者）は、その後の情勢を把握することに努め、団員を待機させ、直ちに次の段階に入り得るような態勢をさせる	水防に関係ある気象の予報又は注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合
準　備	水防団長（消防団長）は、所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、排水ポンプ車の出動準備、作業員の配備計画に当たり、ダム、水門、閘門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員に出動させる	水防団待機水位を超え、かつ氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
出　動	水防団の全員が所定に集合し、警戒配備につく	河川の水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき

※配備指令は、水防管理者（市長）が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- 水防警報指定河川（加治川）について、水防警報が発せられた場合
- 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

⑵　水防警報の対象となる指定水位観測所

（河川法第 16 条の規定により、県知事が水防警報を行う河川）

河川名	観測所名	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位 （洪水特別警戒水位）	堤防高
加治川	岡　田	13.80m	14.30m	15.30m	16.18m	17.37m
	小　松	11.00m	11.94m	13.01m	13.43m	15.60m

第 18 節　救急・救助活動計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、新発田警察署、消防本部・消防団、自主防災組織、自治会等、市民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民等の責務

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防本部等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

イ　市の責務

直ちに医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

ウ　市及び消防本部の責務

管内の消防力等で対応できない場合は、消防本部を通じて必要に応じ新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

エ　消防本部及び消防団の責務

(ｱ) 直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。

(ｲ)　救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民等の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ　新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合消防本部）以下「新潟市消防局等」という。）の責務

広域消防応援の必要がある場合は、消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

カ　県の責務

県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

キ　県及び県警察本部の責務

(ｱ) 県、県警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(ｲ) 県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

ク　県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）の責務

県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救助処置等の活動を行う。

また、新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用することができる。

⑶　達成目標

ア　市民等又は自治会、自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。

イ　消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

ウ　新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

エ　市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

オ　ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　地域住民、市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

イ　県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

⑸　積雪期での対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治会、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、新発田警察署、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

⑹　惨事ストレス対策

ア　救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては､必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民等、消防団、自主防災組織など	消防本部､新発田警察署	○被災状況 ○救急・救助要請
消防本部､新発田警察署	県、県警察本部	○救急・救助、応援 ○ヘリコプターの要請
県、県警察本部	消防庁、警察庁など	○広域応援要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、県警察本部	○広域応援出動
県、県警察本部	消防本部､新発田警察署	○救急・救助、応援 ○ヘリコプターの出動
消防本部､新発田警察署	市民等、消防団、自主防災組織など	○救急・救助活動

3　業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、市、消防本部、消防団、県、新発田警察署等、地域における初動対応
↓
消防本部、新発田警察署等の救急・救助隊等による救急・救助
↓
新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護
↓
県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動
↓
広域応援等の要請
↓
広域応援部隊及び関係機関の総合調整
↓
航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4　業務の内容

⑴　市民等、市、消防本部、消防団、県、新発田警察署等における初動活動

実施主体	対　策	要請等連絡先
市民等、自主防災組織等	1　救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 2　電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 3　災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限り協力する。	消防本部、新発田警察署、消防団、自主防災組織、市、県等
市、消防本部	・市民、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、市、県、新発田警察署等
消防団	・消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、市民等の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防本部、新発田警察署、市、自主防災組織、市民等
県、新発田警察署	・県（防災局、福祉保健部及び新発田警察署）は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市、消防本部、県警察、防災関係機関等等

⑵　消防本部、新発田警察署等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対　策	要請等連絡先
消防本部	1　消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 2　消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。	消防団、市、県、新発田警察署

実施主体	対　策	要請等連絡先
	3　出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 4　必要に応じ、新発田警察署に救急・救助活動の応援を要請する。	
新発田警察署	・市等から救出救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

⑶　救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対　策	要請等連絡先
市	1　医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 2　負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 3　重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	医師会、医療機関、医療資器材業者、新発田警察署、県
消防本部	・新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等
新潟ＤＭＡＴ	1　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 2　消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 3　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。 4　被災地内で支援が必要な病院の長（主に県立新発田病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 5　必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした市外(県外)への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県、消防本部

⑷　県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動

実施主体	対　策	要請等連絡先
市、消防本部、医療機関、その他	・市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察本部ヘリコプター等による搬送を要請する。	県、新発田警察署

実施主体	対　策	要請等連絡先
	ただし、医療機関等その他関係機関は、止むを得ない場合を除き、原則として、消防本部、新発田警察署等を通じて要請する。	
県、県警察	1　県及び県警察は、市等からの要請があった場合、又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 2　ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察本部がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県、新発田警察署

⑸　ドクターヘリによる救命救助活動

実施主体	対　策	要請等連絡先
市、消防本部、医療機関、その他	・市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	・市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。	新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）
新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）	・県から出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、消防本部と十分な調整をとった上で、ドクターヘリを出動させることができる。	県、消防本部

⑹　広域応援の要請

実施主体	対　策	要請等連絡先
市	・市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局）、自衛隊
消防本部	1　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 2　消防本部は、上記１によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。 3　消防本部は、上記１・２の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部	隣接消防本部、新潟市消防局（各地区代表消防本部）、県等

実施主体	対　策	要請等連絡先
	救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
新潟市消防局等	1　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 2　上記１による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 3　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、消防庁、県内消防本部
県	1　県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市防災局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 2　県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。 3　県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 4　県消防防災航空隊は上記２において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 5　県は、市から要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 6　県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	新潟市消防局等、県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊
県警察本部	・県警察本部は、災害の規模が大きく県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う必要	警察庁、関東管区警察局、他都道府県警察

実施主体	対　策	要請等連絡先
	があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	

⑺　広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対　策	要請等連絡先
市、消防本部	・市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	1　救急・救助活動に係る総合調整は、県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 2　消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とＤＭＡＴの連携体制を確立するものとする。 3　県は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部
県警察本部	・県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市、消防本部、緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部、ドクターヘリ基地病院、他県のドクターヘリ、新潟ＤＭＡＴ	・災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

⑻　航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対　策	要請等連絡先
市、消防本部	・市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は新発田警察署等に要請を行う。	県、県警察
県	1　緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。	

実施主体	対　策	要請等連絡先
	2　県災害対策本部統括調整部は、航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 3　県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 4　県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 5　ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、新潟海上保安部、新潟大学医歯学総合病院(ﾄﾞｸﾀｰﾍﾘ基地病院)、他県のドクターヘリ	・ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第 19 節　医療救護活動計画

1　計画の方針

⑴　基本計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護活動を行うものとする。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、発災直後に被災地内の医療機関等から必要な情報収集を行う。

(ｲ) 県と情報を共有し、市民等の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

(ｳ) 災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、医師会に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

イ　県の責務

(ｱ) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

(ｲ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

(ｳ) 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣に関する調整を依頼する。

ウ　市及び県の責務

県災害救援ボランティア支援センターと情報を共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

エ　新発田保健所の責務

新発田保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

オ　医療機関等の責務

(ｱ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(ｲ) 災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(ｳ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

(ｴ) 県立新発田病院（新潟ＤＭＡＴ指定医療機関）は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(ｵ) ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(ｶ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

カ　医師会の責務

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、市からの要請があった場合は、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するものとする。

⑶　活動の調整（主に県が行う）

ア　県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（県医師会、日本赤十字社新潟県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等)、新潟ＤＭＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有したうえで、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ　ＤＭＡＴ

災害時に、参集したＤＭＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＭＡＴ新潟県調整本部のほか、必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
ＤＭＡＴ新潟県調整本部	県災害対策本部	1　県内で活動する全ＤＭＡＴの指揮調整、ＤＭＡＴ新潟県調整本部以外の各ＤＭＡＴ本部の設置、指揮調整 2　県災害対策本部及び消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
ＤＭＡＴ活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院(県立新発田病院)	1　参集したＤＭＡＴの指揮調整、ＤＭＡＴに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 2　消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所	ＤＭＡＴが複数活動する病院(県立新発田病院等)、現場	1　病院支援活動、現場活動するＤＭＡＴの指揮調整 2　トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所	被災地内のＳＣＵ	1　ＳＣＵ、航空機内で活動するＤＭＡＴの指揮調整 2　搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ　ＤＰＡＴ

災害時に、参集したＤＰＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＰＡＴ調整本部のほか、必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	1　全ＤＰＡＴの指揮調整、拠点本部を指揮 2　県災害対策本部及びＤＰＡＴ事務局等の関係機関との連携・連絡及び調整
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	1　ＤＰＡＴ調整本部、保健所等との連携及び調整 2　参集したＤＰＡＴの指揮調整

エ　災害医療コーディネーター

被災地での医療機関の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、新発田保健所長を災害医療コーディネーターとし、市医師会、市歯科医師会などの医療関係団体、県立新発田病院（災害拠点病院）市、保健所及び県地域医療政策課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

オ　ＤＨＥＡＴ構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保険医療教育部（保険医療調整班）及び保健所を補助する。

⑷　達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報の共有と協力体制の下、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護活動を行う。

⑸　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市、代表消防本部（新潟市消防局）、県立新発田病院（災害拠点病院）	県地域医療政策課	○新潟ＤＭＡＴ派遣要請
市、消防本部、医療機関	県地域医療政策課	○ドクターヘリ派遣要請
市	医師会	○協定に基づく医療救護活動要請
	新発田保健所	○県救護センター設置要請 ○県医療救護班等派遣要請
病院、透析実施機関	県地域医療政策課	○被災状況 ○診療可否 ○患者転送要請 ○受入患者数 ○医療スタッフ要請・提供
診療所	新発田保健所	
新発田保健所	県地域医療政策課	○診療所の被災状況等 ○救護センター開設 ○県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネートチーム	災害医療コーディネーター	○被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	○県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県、厚生労働省	○県外ＤＭＡＴの派遣要請 ○医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	○県外ＤＰＡＴの派遣要請

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県福祉保健総務課	厚生労働省ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	○ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整依頼 ○ＤＨＥＡＴ応援要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市、代表消防本部（新潟市消防局）、消防本部、県立新発田病院（災害拠点病院）、医療機関	○新潟ＤＭＡＴの派遣 ○ドクターヘリの派遣
新発田保健所	市	○県救護センター設置 ○県医療救護班等派遣
医師会		○協定に基づく医療救護班派遣
県地域医療政策課	新発田保健所	○病院、透析実施機関の被災状況等 ○救護センター開設指示 ○新潟ＤＭＡＴ、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関、保健所、市	○新潟ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課、県障害福祉課	○県外ＤＭＡＴの派遣 ○県外ＤＰＡＴの派遣 ○医療救護に関する応援
厚生労働省ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	○ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果 ○ＤＨＥＡＴ応援派遣

３　業務の体系

災害発生
↓
新潟ＤＭＡＴの派遣
↓
ＤＭＡＴ本部の設置
↓
災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動
↓
国等へのＤＭＡＴ支援要請
　　国への支援要請
　　他県への支援要請

⑵　医療救護活動（ＤＭＡＴを除く）

災害発生
↓
被災状況把握
↓
災害保健対策現地本部の設置
　　災害保健対策現地本部の活動
↓　災害保健対策現地本部の体制

医療救護施設の設置
　↓　救護所及び救護センターの設置
災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整
　↓
救護所等における医療救護活動
　　救護所の医療救護活動
　　救護センターの医療救護活動
　　後方病院における医療救護活動
　　患者等の搬送
　　医療資器材等の供給
医療救護体制の支援
　↓
国等への支援要請
　　国への支援要請
　　他県への支援要請
　↓　医療関係団体への支援要請
医療関係ボランティアの活用
　↓
医療関係の災害時の対応

4　業務の内容

⑴　ＤＭＡＴ関係

ア　新潟ＤＭＡＴの派遣

実施主体	対　策	協力依頼先
県地域医療政策課	・市、消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟ＤＭＡＴ指定医療機関に対し新潟ＤＭＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関（県立新発田病院）
新潟ＤＭＡＴ指定医療機関（県立新発田病院）	・県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣する。	

イ　ＤＭＡＴ本部の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
県地域医療政策課	・県内で活動する全てのＤＭＡＴを指揮するＤＭＡＴ新潟県調整本部を設置する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関（県立新発田病院）
ＤＭＡＴ新潟県調整本部	・必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院（県立新発田病院）

ウ　災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動

実施主体	対　策	協力依頼先
新潟ＤＭＡＴ	1　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動）	県、厚生労働省、消防機関

実施主体	対　策	協力依頼先
	2　消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） 3　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） 4　被災地内で支援が必要な病院の長（主に県立新発田病院）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） 5　被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） 6　自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	

エ　国等へのＤＭＡＴ支援要請

実施体制	対　策	協力依頼先
県立新発田病院（最大拠点病院） 新潟ＤＭＡＴ	・県立新発田病院又は新潟ＤＭＡＴは、被災状況等により、県に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	・県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

⑵　ＤＰＡＴ関係

ア　新潟ＤＰＡＴの派遣

実施主体	対　策	協力依頼先
県障害福祉課	・被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（ＤＰＡＴ事務局）からの要請を受け、新潟ＤＰＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＰＡＴ

イ　ＤＰＡＴ本部の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
県障害福祉課	・県内で活動する全てのＤＰＡＴを指揮するＤＰＡＴ調整本部を設置する。	ＤＭＡＴ統括者

ウ　災害現場等におけるＤＰＡＴの活動

実施主体	対　策	協力依頼先
新潟ＤＰＡＴ	1　被災地内のＤＰＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 2　被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県、厚生労働省

エ　国等へのＤＰＡＴ支援要請

実施主体	対　策	協力依頼先
県障害福祉課	・県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外ＤＰＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

⑶　医療救護活動関係（ＤＭＡＴ関係を除く）

ア　被災状況把握

実施主体	対　策	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院	病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ　医療従事者の確保状況 オ医療資器材等の需給状況	病院 透析実施機関
新発田保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について、以下の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	1　救護所の設置状況 2　救護所及び医療機関への交通	市

イ　災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
新発田保健所	1　県災害保健対策現地本部の体制 ア　県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長が定める。 イ　県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。	市

実施主体	対　策	協力依頼先
	2　県災害保健対策現地本部の活動 ア　保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 イ　市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所職員の派遣 ウ　災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	

ウ　医療救護施設の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	市医師会、市歯科医師会
新発田保健所	・医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、新発田保健所に救護センターを設置する。	市医師会、市歯科医師会

エ　救護所等における医療救護活動

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア　初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） イ　災害拠点病院等への移送手配 ウ　医療救護活動の記録 エ　死亡の確認 オ　救護所の患者収容状況等活動状況報告 2　患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 3　医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	市医師会、市歯科医師会
新発田保健所	設置した県救護センターで、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。 ア　精神科患者の治療 イ　避難所への巡回診療及び相談 ウ　精神科医療機関への移送手配	市医師会、市歯科医師会

実施主体	対　策	協力依頼先
県地域医療政策課	1　ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 2　医療資器材等の供給 ア　災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、県薬剤師会と連携し、市災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。 イ　市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合へ供給を要請し確保する。 ウ　県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 3　医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。	
災害拠点病院（県立新発田病院）	災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア　被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ イ　医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
県医療救護班等	・医療救護活動に必要な医療資器材を携行し、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

オ　国等への支援要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会、市歯科医師会

実施主体	対　策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア　厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ　他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対し、医療救護活動の支援を要請する。 ウ　医療関係団体への支援要請 (ｱ) 県医師会への支援要請 協定に基づき県医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。 (ｲ) 県歯科医師会への支援要請 協定に基づき県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｳ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、救護班の派遣を要請する。	厚生労働省、他都道府県、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社新潟県支部
県	・被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
新発田保健所	・市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会。市歯科医師会
県医師会	1　県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2　市医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会
県歯科医師会	1　県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2　市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市歯科医師会
市医師会、市歯科医師会	・支援の要請があったときは、医療救護班又歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

カ　医療関係ボランティアの活用

実施主体	対　策	協力依頼先
市	県の設置する災害救援ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱを有効に活用する。	県災害救援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援センター、市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県地域医療政策課	県災害救援ボランティア支援センターと共に市災害ボランティアセンターと情報を共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援ｾﾝﾀｰ、市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ

キ　医療機関の災害時の対応

実施主体	対　策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

第 20 節　防疫及び保健衛生計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

イ　市の責務

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

ウ　県の責務

県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

また、県内での相互支援だけでは防疫及び保険衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。

⑶　要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

⑷　積雪期での対応

ア　冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

イ　雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2　被害状況等の把握

⑴　ライフラインの被害状況

⑵　避難所の設置及び収容状況

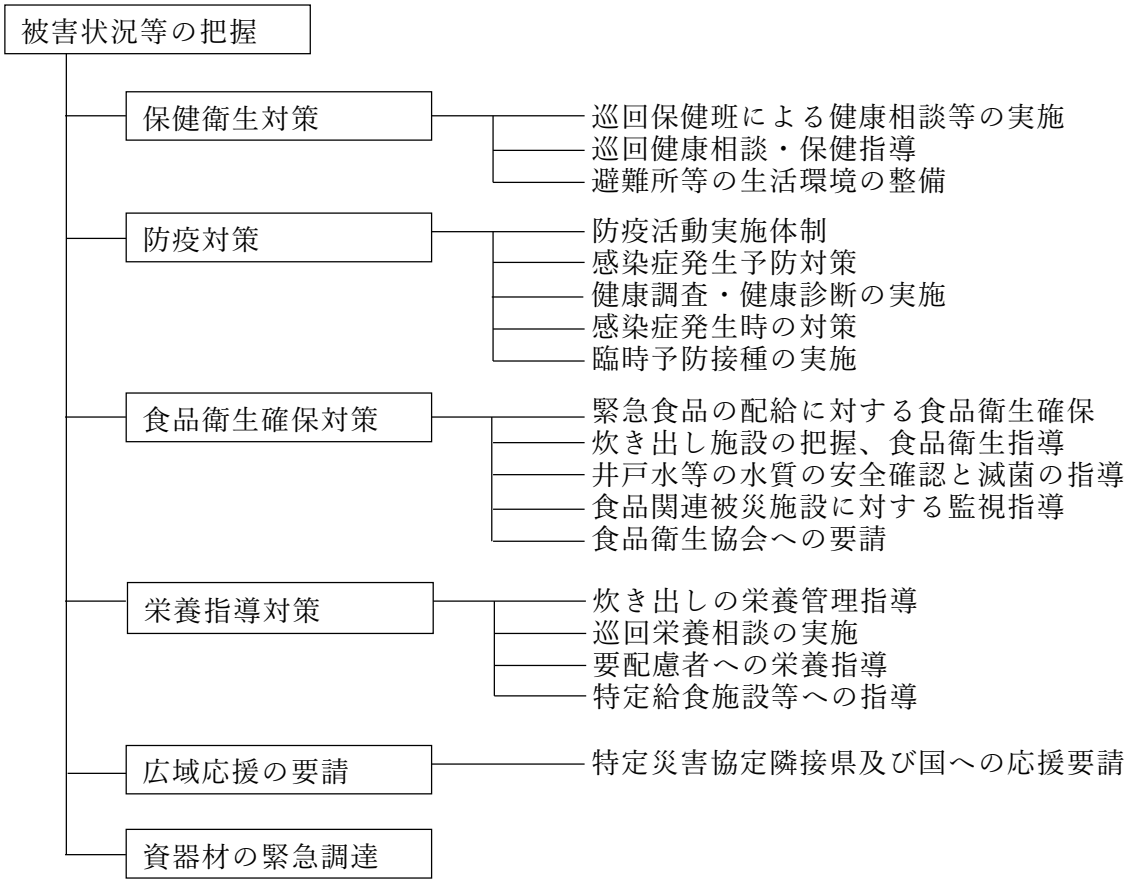
⑶　仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況

⑷　防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

⑸　食品及び食品関連施設の被害状況

⑹　特定給食施設等の被害状況

3　業務体系図



※　各業務は必要に応じて共同で実施する。

4　業務の内容

⑴　保健衛生対策

実施主体	対　策
市	1　被災者の避難状況把握及び県への報告 2　避難所等の整備、健康相談等の実施 3　避難所等の生活環境整備 ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ　衣類及び寝具の清潔の保持 ウ　身体の清潔の保持 エ　室温、換気等の環境 オ　睡眠及び休養の確保 カ　居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 キ　プライバシーの保護
県、新発田地域振興局	1　巡回保健班による健康相談等の実施 ア　新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ　市保健師の協力を得て、巡回計画作成 ウ　福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立

実施主体	対　策
	2　避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア　新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ　ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 (ｱ) 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 (ｲ) 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 (ｳ) インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 (ｴ) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 (ｵ) 不安の除去等メンタルヘルスへの対応 (ｶ) 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 3　避難所等の生活環境の整備 ア　避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言 イ　市が実施する生活環境の整備への助言・協力

⑵　防疫対策

実施主体	対　策
市	1　防疫活動実施体制 被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害の規模により市単独で対応ができない場合は、県に防疫活動の支援を要請する。 2　感染症発生予防対策の実施 ア　感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。 イ　パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導する。 ウ　道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持し、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施する。 エ　トイレ、台所等を中心に消毒を実施する。 オ　県が定めた地域内でねずみや衛生害虫等の駆除を行う。 3　感染症発生時の対策実施 ア　台所、トイレ、排水口等の消毒を実施する。 イ　汚物及びし尿は消毒後に処理する。
県、新発田地域振興局	1　防疫活動実施体制 ア　災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援 イ　新発田地域振興局健康福祉環境部は、必要に応じて、同部に災害防疫対策本部を設置 ウ　被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請

実施主体	対　策
	2　感染症発生予防対策の実施 市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施 3　健康調査及び健康診断の実施 ア　新発田地域振興局健康福祉環境部は、緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施） イ　新発田地域振興局健康福祉環境部は、健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 4　感染症発生時の対策実施 ア　新発田地域振興局健康福祉環境部は、入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容 イ　新発田地域振興局健康福祉環境部は、濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施 5　臨時予防接種の実施又は実施指示 ア　県感染症対策・薬務課は、疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期間を指定して、新発田地域振興局健康福祉環境部へ臨時予防接種の実施を指示 イ　市が実施することを特に適当と認めるときは、市長に指示

⑶　食品衛生確保対策

実施主体	対　策
新発田地域振興局	1　緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施（市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） 2　炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施 3　井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 4　食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 ア　冠水食品の廃棄の指導 イ　機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 ウ　施設・設備等の洗浄消毒の指導 5　食品衛生協会への要請 下越地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施

実施主体	対　策
県（生活衛生課）	・必要に応じて、地域機関間からの応援体制を確立

⑷　栄養指導対策

実施主体	対　策
新発田地域振興局	1　炊き出しの栄養管理指導 　新発田地域振興局健康福祉環境部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 2　巡回栄養相談 　避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施 3　要配慮者への栄養指導 　乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 4　特定給食施設等への指導 　給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※　1～4については、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康づくり支援課）	1　災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2　被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

⑸　広域応援の要請

実施主体	対　策
県	・県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

⑹　防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対　策
市	1　防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成及び実施 2　防疫資器材等の整備状況を新発田地域振興局健康福祉環境部に報告 3　緊急時、防疫資器材等の不足による確保を新発田地域振興局健康福祉環境部へ要請
県、新発田地域振興局	1　県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 2　災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 3　緊急時の防疫資器材等の調整 ア　新発田地域振興局健康福祉環境部は、管内調整を実施し、調整がつかない場合は、県感染症対策・薬務課へ確保要請 イ　県感染症対策・薬務課は、防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

第 21 節　こころのケア対策計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

避難所等における被災住民等の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く避難生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民等のこころの健康保持・増進に努める。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生じることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ　市の責務

(ｱ) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(ｲ) 必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(ｳ) 市職員のこころの健康保持・増進に努める。

ウ　県の責務

(ｱ) 国の「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）等の体制整備に努める。

(ｲ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ｳ) ＤＰＡＴを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(ｴ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

エ　報道機関の責務

(ｱ) 不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(ｲ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

オ　精神科医療機関の責務

(ｱ) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(ｲ) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

カ　精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

⑶　活動の調整

ア　ＤＰＡＴ運営委員会

ＤＰＡＴに関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、ＤＰＡＴ運営委員会を開催する。

イ　ＤＰＡＴ活動

県内に大規模災害等が発生し、ＤＰＡＴの派遣を要することが想定される場合は、県はＤＰＡＴの活動を統括するために、ＤＰＡＴ調整本部を設置する。ＤＰＡＴ調整本部はＤＰＡＴ統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	1　災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、ＤＭＡＴ調整本部、国等との連絡及び調整 2　ＤＰＡＴ派遣の開始及び終結の決定、ＤＰＡＴの派遣要請・派遣先調整 3　被災地域で活動するＤＰＡＴの指揮、調整、ロジスティクス 4　ＤＰＡＴ活動拠点本部の設置
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	1　ＤＰＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 2　ＤＰＡＴ調整本部の指揮下で、参集したＤＰＡＴの統括

⑷　達成目標

ア　発災直後から情報収集に努め、発災から概ね 48 時間以内に活動できるＤＰＡＴ先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

イ　先遣隊の後に中長期に渡り活動するＤＰＡＴにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援を行う。

ウ　「援助者への教育研修」

要請に応じ保育士や教員、ケアマネージャ等関係者に対し「被災時のこころのケア」に関する研修を実施する。

⑸　要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

２　情報の流れ

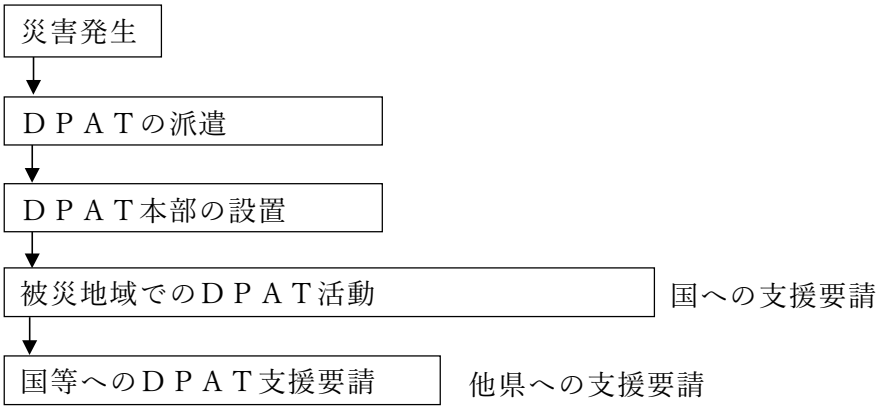
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請

⑵　被災地へ

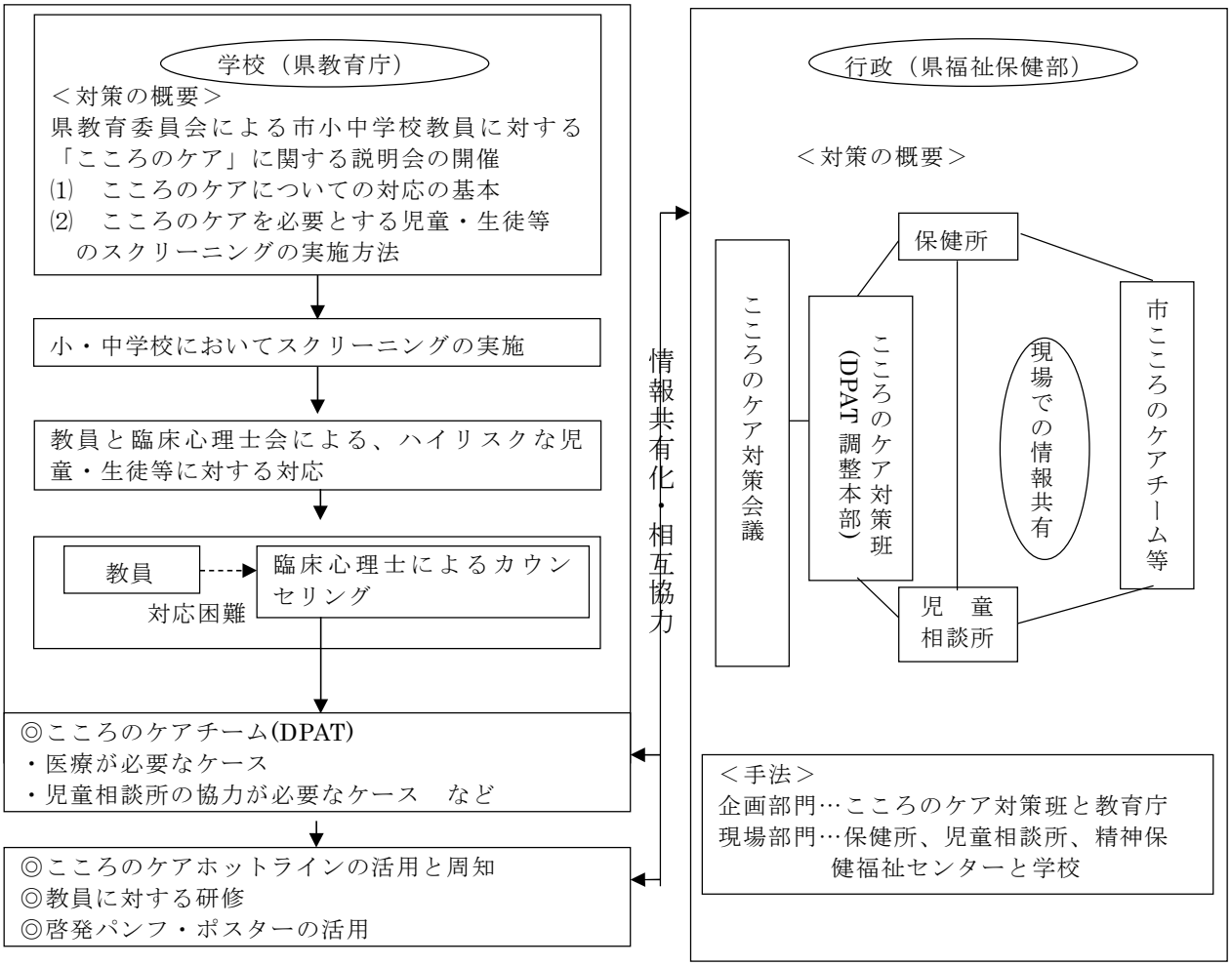
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣

3　業務の体系（県）



4　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
県障害福祉課	1　ＤＰＡＴ調整本部の設置 2　ＤＰＡＴの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局、新潟ＤＰＡＴ、精神科医療機関
ＤＰＡＴ	1　ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部において、ＤＰＡＴの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 2　ＥＭＩＳやＪ－ＳＰＥＥＤ、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 3　活動内容の情報発信を行う。 4　被災地での精神科医療の提供を行う。 5　被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 6　被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 7　被災者への専門的支援を行う。	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等



活動内容
・被災住民への共同支援活動
・医療救護チーム(ＤＭＡＴ)、こころのケアチーム(ＤＰＡＴ)
　合同ミーティング
　　①地区内の状況分析
　　②ケース検討、情報交換
　　③活動上の問題　　など

第 22 節　児童生徒等に対するこころのケア対策計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

児童生徒等が災害から受けるこころの衝撃は、大人より大きく、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童生徒等のこころの健康保持・増進に努める。

⑵　各主体の責務

ア　市教育委員会の責務

(ｱ) 市教育委員会は、カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ｲ) 保育園や家庭児童相談室等、児童に関する施設、相談窓口では、こころのケアに十分に配慮した対応を行い、関係機関と連携し適切な対策を講じる。

(ｳ) 被災した児童生徒等の対応にあたる職員についても、こころの健康保持・増進に努めるものとする。

イ　学校の責務

(ｱ) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

(ｲ) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

(ｳ) 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施。

ウ　県の責務

(ｱ) 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(ｲ) 市の学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

(ｳ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ　下越教育事務所の責務

下越教育事務所は、カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

⑶　達成目標

ア　災害救助法を適用する市の学校すべてに対して、災害発生から 1 週間後をめどに「該当学校教員への説明会」を実施する。

イ　災害救助法を適用する市の学校すべてに対して、災害発生から 2 週間後をめどにカウンセラー派遣を開始する。

⑷　要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め､家庭でのこころのケアの在り方等について､ガイドとなるパンフレット等を配付する。

2　情報の流れ

⑴被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	○カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒等、実施児童生徒数及び個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	○こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	○カウンセリング実施日、説明会実施日
市教育委員会	学校	

3　業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会の実施
↓
こころの健康調査の実施とスクリーニング
↓
カウンセラー派遣

4　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	県
県	・こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

第 23 節　廃棄物の処理計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時には、大量に生活ごみ、し尿、流入土砂、流木やがれき類などを迅速かつ適切に処理するとともに、生活環境を保全し市民生活の早期安定を確保する必要がある。このため、市は、被災状況に応じて、国・県をはじめ、新発田地域広域事務組合及び関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

(ｱ) ごみ処理

a　避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

b　家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

c　ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

(ｲ) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ　市の責務

(ｱ) 災害ごみの処理

a　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のごみ収集委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整え、ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、必要に応じて近隣市町村、民間団体等にも応援を要請し、迅速な災害ごみの収集・処理を行う。

b　避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

c　災害対策本部が収集した被害状況等により、災害ごみの発生量を予測し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。

d　災害ごみが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確保する。

e　ごみの収集方法を決定し市民に対して、ごみの分別や排出方法、収集時期、ルールの順守等について的確な周知を図る。

f　ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

g　仮置場を設置した場合は、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、環境汚染の未然防止等、周辺の環境対策を適切に実施する。

h　腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊等の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

ｉ　大量の災害ごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、新発田警察署の協力（交通規制）を得て、仮置場までの運搬ルートを確保する。

(ｲ) 災害がれき処理

ａ　災害対策基本法第64条第２項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

ｂ　災害対策本部が収集した損壊家屋の被害状況を把握し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定する。

ｃ　災害がれきが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確保する。

ｄ　災害がれきの処理方法を決定し市民に対して、的確な周知を図る。

ｅ　災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

ｆ　宅地内に堆積した土砂や流木、損壊家屋のがれき類等は、原則として被災者が処分するが、必要に応じて、市の関係部局が連携し、その支援を行うよう努める。

ｇ　仮置場を設置した場合は、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、環境汚染の未然防止等、周辺の環境対策を適切に実施する。

ｈ　損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、市民相談窓口を設けて支援体制を充実させる。

ｉ　被災住宅の解体修繕に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。

ｇ　災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村、民間団体等にも支援を要請する。

(ｳ) し尿処理

ａ　し尿処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のし尿収集・運搬委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整え、し尿の収集及び処理が困難な場合は、県及び近隣市町村、民間団体等にも応援を要請し、迅速なし尿の収集・処理を行う。

ｂ　避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。

ｃ　災害対策本部が収集した被害状況等により、し尿の発生量を予測し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する。

ウ　県の責務

(ｱ) 必要に応じ災害廃棄物処理実施計画を策定する。

(ｲ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

(ｳ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｴ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

(ｵ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

⑶　達成目標

ア　ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね２日～３日以内に開始する。災害ごみ収集は、おおむね２日～３日以内に開始し、５日～７日以内での収集完了に努める。

イ　し尿収集

し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。

ウ　災害がれきの収集

災害がれきの収集は、おおむね１か月以内に開始する。

⑷　要配慮者に対する配慮策

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

２　情報の流れ

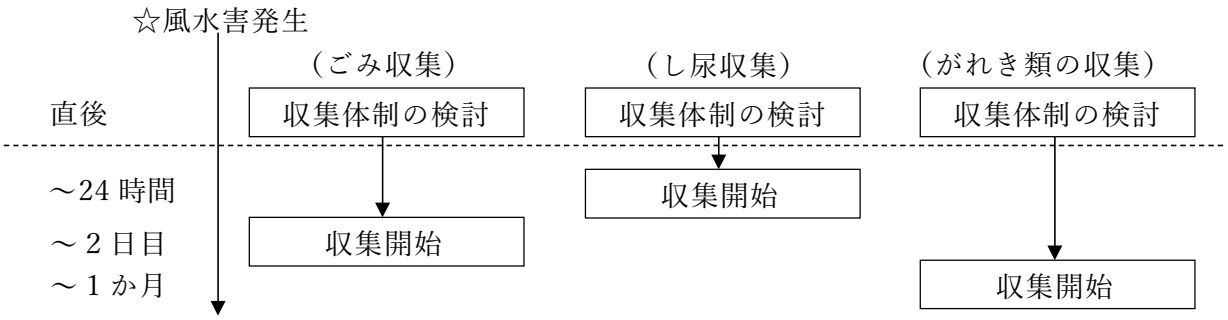
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	○広域支援の必要性
県	協定先・団体	○広域支援の要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○広域支援の情報
市	避難所、避難者	○ごみ、し尿の収集情報

３　業務の体系



４　業務の内容

⑴　災害ごみ処理の対応

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者	1　市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 2　各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市
市	1　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のごみ収集委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整える。 2　災害ごみの発生量を予測し、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定する。 3　避難所の生活ごみの収集体制を整備する。	県災害対策本部、新発田警察署、新発田地域広域事務組合、近隣市町村関係団体、ごみ収集委託委託業者、

	4　仮置場や臨時集積場の位置、ごみの分別、排出方法等について市民に周知する。 5　ごみの収集及び処理が困難な場合は、速やかに県及び近隣市町村、民間団体等に支援を要請する。 6　被害状況に応じて、仮置場及び臨時集積場を設置するとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 7　必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援ｾﾝﾀｰ、市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県	1　市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2　必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1　必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2　ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

⑵　災害がれき処理の対応

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき処理に協力する。	市
市	1　災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 2　被害規模に応じた災害がれき発生量を推計し、実行計画（がれき処理対策）を策定する。 3　災害がれきが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確保する。 4　市民等に災害がれき処理の方法を周知する。 5　災害がれきの処理体制を整備し、災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村及び民間団体等にも支援を要請する。 6　損壊家屋が多数に上る場合は、市民相談窓口を設置する。 7　被災住宅の解体等に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。	県、協定団体等、自衛隊、新発田地域広域事務組合、廃棄物処理・運搬業者

県	1　市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2　必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
自衛隊	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)県解体工事業協会	・市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれき処理に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1　必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2　ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

⑶　し尿処理の対応

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	1　し尿処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のし尿収集・運搬委託業者の収集能力を速やかに把握する。 2　被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定する。 3　避難所等の避難者数や仮設トイレの設置状況を把握し、し尿の収集・処理体制を整備する。 4　し尿の収集・処理体制を整備し、し尿の収集及び処理が困難な場合は、速やかに県及び近隣市町村及び民間団体等にも支援を要請する。	県、協定団体、し尿収集・運搬委託業者等
県	1　市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2　必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1　必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2　ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

第 24 節　トイレ対策計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが使用できない被災者に対し、仮設トイレ及び簡易トイレの提供、トイレトレーラーの設置により、被災地の環境衛生の維持を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

風水害発生から「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ　市の責務

(ｱ) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(ｲ) 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ｴ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ　県の責務

県は、市が把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

⑶　達成目標

ア　トイレ利用の確保

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所開設後 ～12 時間	○避難所公共トイレの使用 ○備蓄の携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレ等によるトイレ確保 ○トイレトレーラー設置によるトイレ確保 ○県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
避難所開設後 ～1 日目程度	○企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
避難所開設後 12 時間～2 日目程度	○企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
避難所開設後 2 日目程度～	○需要に応じてトイレ追加・再配置 ○需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

イ　トイレ用品の確保

トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

ウ　トイレ管理の実施

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ　要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

⑸　快適な利用の確保

ア　市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ　市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ　市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ　市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ　市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2　情報の流れ

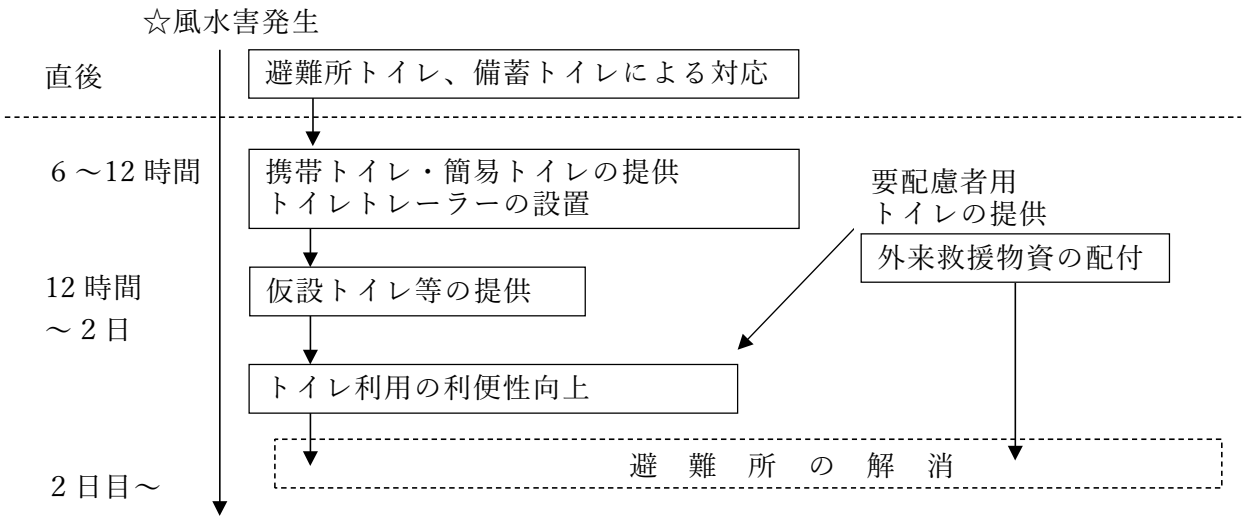
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	○調達情報

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○供給予定情報
市	避難所、避難者	

3　業務の体系



4　トイレの調達

⑴　備蓄の携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 2　避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレ等の適切な利用方法を周知する。 3　避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 4　市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災害対策本部、市社協、県災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援ｾﾝﾀｰ
県	・市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	（公社）県ﾄﾗｯｸ協会
（公社）県トラック協会	・県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

⑵　仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 2　企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 3　義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）。 4　調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	自治会長等、企業・団体等、県
県	1　市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 2　企業・団体等に対して、トイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体等、他都道府県
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第 25 節　入浴対策計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 旅館組合、又は被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(ｲ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(ｳ) 県への支援要請

イ　県の責務

(ｱ) 自衛隊に対する入浴支援要請

(ｲ) 県内市町村及び隣接県への協力要請

(ｳ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

ウ　旅館組合及び入浴施設管理者の責務

被災を免れた旅館組合及び入浴施設管理者等は、市の要請により施設の開放に積極的に協力するものとする。

⑶　達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から３日を目安とする。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、入浴施設までの交通手段を確保する。

イ　市及び県は、要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。

ウ　市及び県は、要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

エ　乳幼児に対する配慮

(ｱ) 沐浴に必要な物品の確保

(ｲ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うための助産師、助産師会への協力要請

(ｳ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

⑸　積雪期での対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○仮設入浴施設設置要請 ○入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	○入浴支援要請 ○施設利用協力要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	○入浴施設開設予定情報 ○入浴サービス提供情報

3　業務の体系

☆風水害発生

公衆浴場等の再開支援

新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

3日目～　仮設入浴施設の設置

4　業務の内容

⑴　公衆浴場の再開支援

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 2　要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 3　避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

⑵　新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合への協力要請を行う。 2　市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合
県	・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会

⑶　仮設入浴施設の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災害対策本部
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第 26 節　食料・生活必需品等供給計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

市は、被災者及び災害応急従事者等に対し、主要食料・副食及び生活必需品等を供給する必要が生じたときは、県及び災害救援協定企業、民間事業者、防災関係機関等との相互連携により、流通在庫等を確保し、速やかに供給する。

また、風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化等により、被災者は食料・飲料水及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の多くが浸水によって失っていることなどを想定して、供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、避難に当たり、最低限１食分の物資等を携行するよう心がける。

イ　市の責務

(ｱ) 被災者への物資等の供給を行う。

(ｲ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・災害救援協定事業者に支援を要請する。

(ｴ) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(ｵ)　物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ　県の責務

(ｱ) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(ｲ) 県は、物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ｳ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定事業者等に支援を要請する。

(ｴ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ　指定地方行政機関の責務

(ｱ) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(ｲ) 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

⑶　達成目標

ア　食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として１日３回提供する。

(ｱ) 避難～12 時間以内

市民等による自己確保又は避難所の備蓄食料

(ｲ) 避難 12 時間後～24 時間以内
おにぎり、パン等の簡単な調達食
(ｳ) 避難 24 時間後～
災害救援協定事業者からの食料供給、自衛隊等による配送食（温かいもの）

(ｴ) 避難 72 時間後～
自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

イ　生活必需品
タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等)、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用)、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握から概ね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね 24 時間以内に行うことを目標とする。

ウ　公的備蓄品
非常用発電機、投光器、簡易トイレなどは、あらかじめ指定避難所に備蓄し効果的な使用に努める。

⑷　要配慮者に対する配慮
ア　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）
イ　要配慮者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

⑸　積雪期での対応
ア　市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
イ　市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

２　情報の流れ

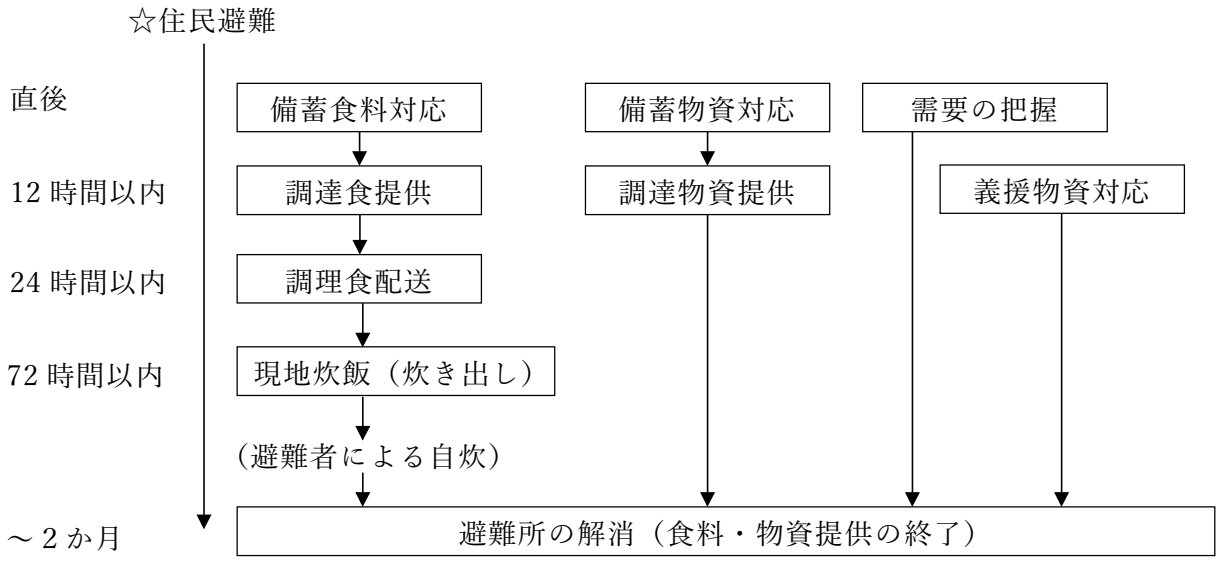
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	○被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部 協定締結事業者	○集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先企業、他県	○調達情報

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部､協定締結事業者	市災害対策本部	○供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	

3　業務の体系



4　食料品の供給

⑴　市の実施体制

ア　食料供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。

(ｱ) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者

(ｲ) 住家の被害によって炊事ができない者

(ｳ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者

(ｴ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせがない者

(ｵ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要としている者

(ｶ) その他災害により食料が必要な者

イ　調達する主な食料品

(ｱ) 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品

(ｲ) 乳児用ミルク、牛乳

(ｳ) 副食品（缶詰、漬物、佃煮）、調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

(ｴ) あめ、チョコレートなどの嗜好品類

(ｵ) その他被災地域周辺で容易に調達できる生鮮野菜類

ウ　調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、毛布、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、災害救援協定締結企業から調達するとともに、協定企業のもつ管理の十分行き届いた流通備蓄を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

エ　供給体制

市は、被災住民に食料を供給する場合、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

市は、炊き出しを実施する場合、次により行う。

(ｱ) 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは、仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。

(ｲ) 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日本赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

オ　広域的調達体制

(ｱ) 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結市町村等に次の事項を明示して応援を要請する。

a　食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

b　炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

(ｲ) 県への要請

市は、応援協定締結市町村等への応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

a　品目別の調達要請量

自己の調達可能量、他市町村等への調達要請の有無及び調達見込量

b　引渡を受ける場所及び引受責任者

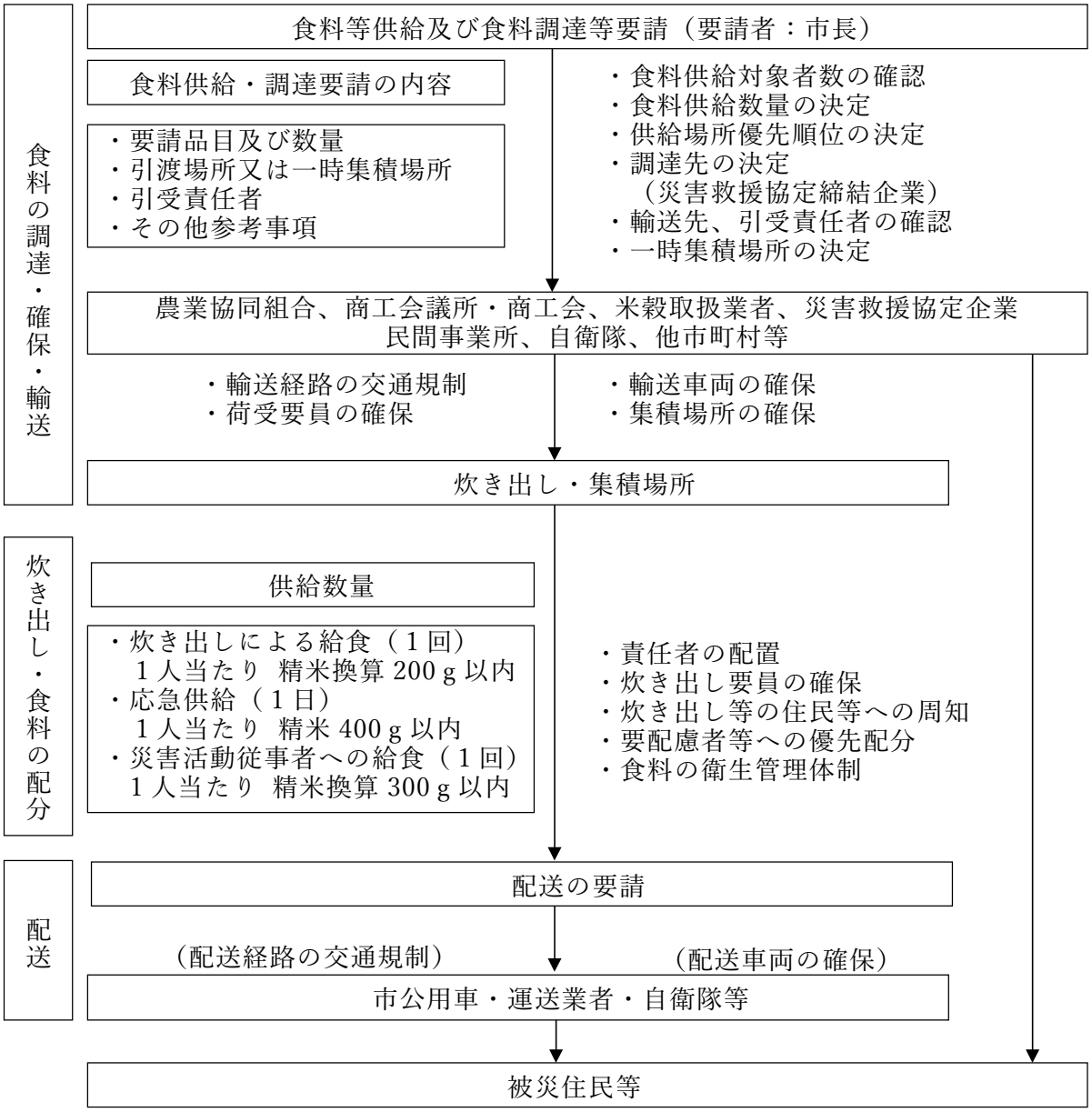
c　連絡担当部署及び連絡責任者

d　荷役作業員の派遣の必要の有無

カ　食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び衛生指導については、第 3 章第 20 節「防疫及び保健衛生計画」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

5　食料調達・供給フロー図



6　生活必需品の供給

⑴　市の実施体制

ア　生活必需品供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、生活必需品の給与を行う。

(ｱ) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、生活必需品の持ち合わせがない者

(ｲ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、生活必需品の調達ができない者

イ　生活必需品の範囲等

(ｱ) 寝具（毛布、布団等）

(ｲ) 被服（肌着等）

(ｳ) 炊飯道具（鍋、炊飯器、包丁等）

(ｴ) 食器（茶碗、皿、はし等）

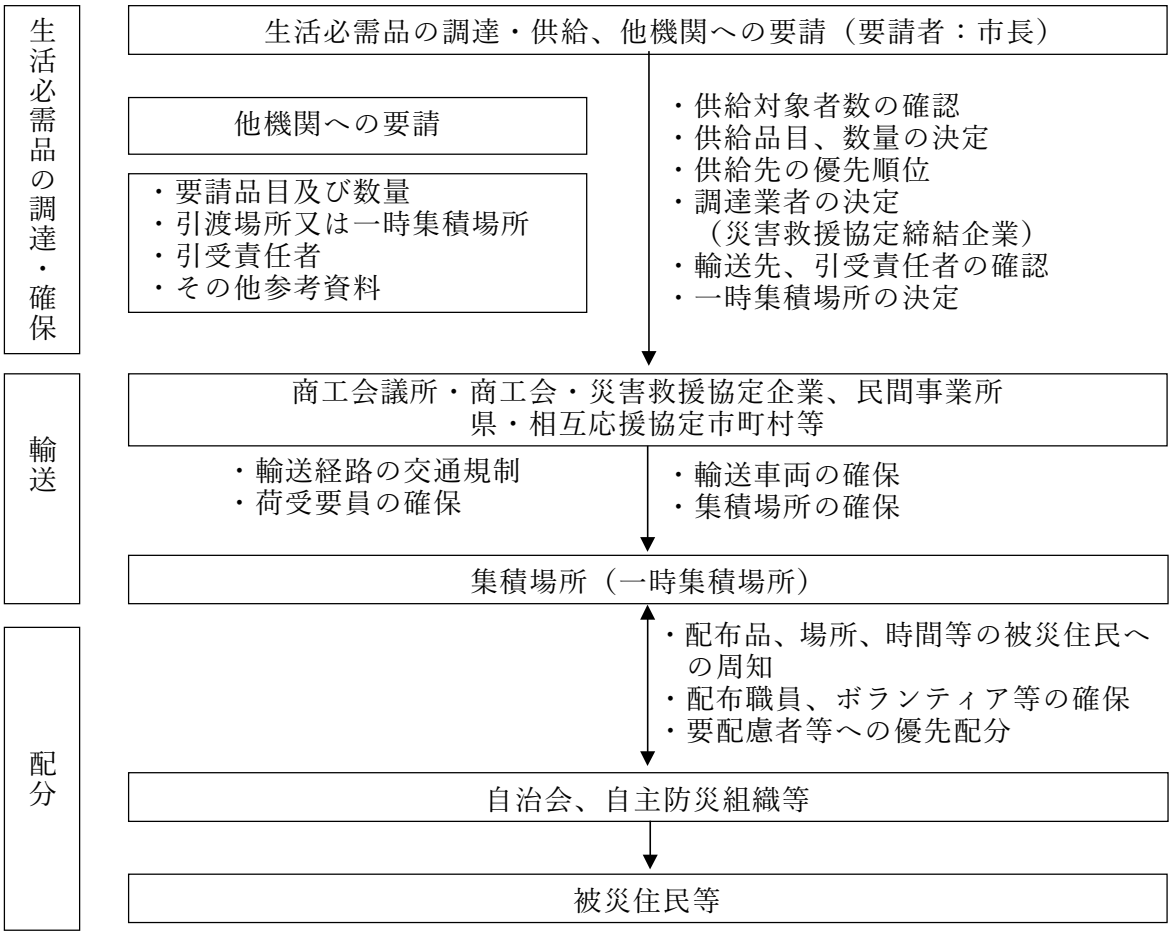
(ｵ) 保育用品（哺乳びん、おむつ等）

(ｶ) 光熱材料（マッチ、ローソク、コンロ等）
(ｷ) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
(ｸ) 生理用品（女性用生理用品・下着、大人用おむつ等）
(ｹ) その他（暖房器具、使い捨てカイロ等）

ウ　調達体制
(ｱ) 災害救援協定締結企業から調達する。
(ｲ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。

エ　供給・配分
市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。
(ｱ) 生活必需品を供給するときは、各避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び需給の適正を図る。
(ｲ) 市民への事前周知を徹底し、公平な配分を図る。
(ｳ) 要配慮者への優先配分を図る。

7　生活必需品等供給フロー図



8　業務の内容

⑴　備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12 時間程度）

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者、自主防災組織、企業等	1　自ら備蓄した物資等により対応する。 2　市職員とともに避難所等の食料・物資等を避難者に分配	市
市	1　避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 2　避難所で不足する物資等を災害救援協定企業からの配送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市社協、市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ自治会長
県	・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。	（公社）県ﾄﾗｯｸ協会、自衛隊、県倉庫協会
日本赤十字社新潟県支部	1　市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送（以下、「プル型支援」という。）する。 2　市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下、「プッシュ型支援」という。）を開始する。 　また、プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	

⑵　調達食・物資等の提供（住民避難 12 時間～24 時間程度）

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難者のニーズ把握 2　避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 3　協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資を提供する。 4　調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	自治会長、協定事業者等
県	1　市からの要請に基づき、プル型支援を行う。 2　市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。 　また、プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者、他都道府県
災害救援協定企業・団体等	・市及び県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

⑶　調理食配送による提供（住民避難 24 時間程度～72 時間程度）

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 2　日本赤十字社新潟県支部・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 3　避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県、市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県	1　市からのニーズを把握する。 2　自衛隊に給食支援を要請する。 3　炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	給食支援（調理及び配送）を行う。	

⑷　現地炊飯による提供（住民避難 72 時間以降）

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 2　自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 3　ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県、市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県	・市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

⑸　被災者による自炊（住民避難 2 週間以降）

実施主体	対　策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	1　被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 2　調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

⑹　物資等の供給及び輸送の要請等

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県

実施主体	対　策	協力依頼先
県	1　市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 2　災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又が求める。 3　緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 4　運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	国、指定地方行政機関等、運送事業者
指定地方行政機関等	1　県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求をまたないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 2　緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 3　運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県、指定地方行政機関等

⑺　義援物資の配布

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　受入れ物資を配布する。 2　物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ、自治会長等、報道機関
県	1　義援物資の送付先市町村を紹介する。 2　県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 3　自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊、(公社) 県ﾄﾗｯｸ協会、県倉庫協会

⑻　燃料の調達・供給

実施主体	対　策	協力依頼先
市町村、重要施設（病院等）	・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	1　市町村や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合には、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 2　被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 3　燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 4　市町村は複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合、政府災害対策本部

第 27 節　要配慮者の応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。

また、市、県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織及び関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 災害発生直後は地域住民、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織、介護保険事業者、及び社会福祉施設等の協力を得て、特に要配慮者の安全を確保する。

(ｲ) 必要に応じ、県、防災関係機関に協力要請や、避難行動要支援者情報の共有を行う。

(ｳ) 避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援やの安否確認を迅速に行う。

(ｴ) 避難後は、要配慮者支援の窓口となり、県及び地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

(ｵ) 外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ　県の責務

(ｱ) 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

(ｲ) 外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力に努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第 3 章第 28 節「学校等における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ　企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ　国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

(ｱ)　国際交流協会

市及び県の国際交流協会は、市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(ｲ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ　地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ　避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

⑶　達成目標

ア　避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

イ　避難所の設置・運営　※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

(ｱ) 避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

(ｲ) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院等により避難させる。

ウ　生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ　保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ　外国人支援

(ｱ) 外国人の被災・避難状況を確認する。

(ｲ) 多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

⑷　積雪期での対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2　情報の流れ

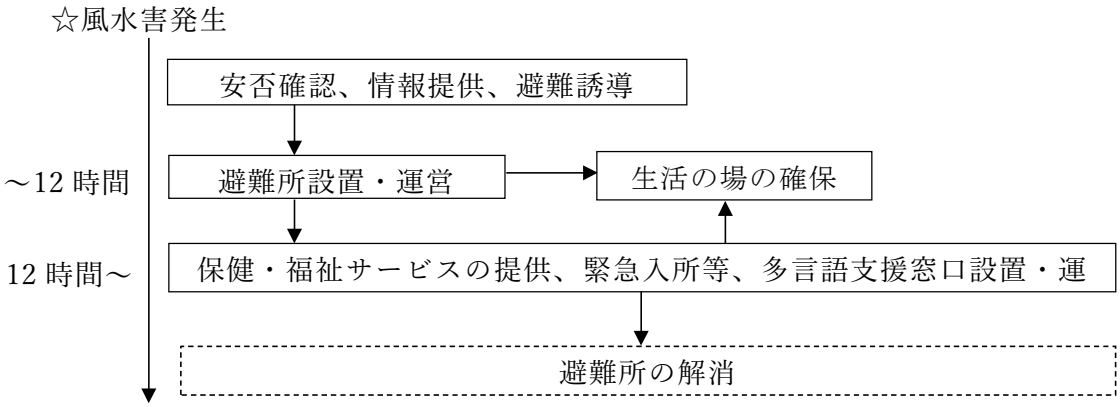
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、民生委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者	市	○要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、他都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○災害福祉支援チーム応援要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　避難誘導対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・避難指示等の発令基準に基づき高齢者等避難を伝達	自治会、民生委員等
	・避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	新発田警察署、消防本部、介護保険事業者、自治会等
	・避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、ＮＰＯ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等
	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等
避難支援者等	・避難行動要支援者に対し災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等の必要な避難支援の実施	

⑵　生活の場の確保

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・公営住宅等の確保	他市町村、都道府県
	・応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)県宅地建物取引業協会
県	・旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生共同業組合等

⑶　保健・福祉対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保険関係団体、他市町村、他都道府県等
	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村、他都道府県
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	市、県等

⑷　情報提供

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関、ＮＰＯ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等

⑸　外国人支援対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

第 28 節　学校等における応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時において、学校（小学校、中学校、幼稚園、保育園等含む。以下同じ。）をはじめとする関係機関は、迅速かつ適切に対応し、児童生徒等の安全を確保する。

⑵　各主体の責務

ア　学校の責務

(ｱ) あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

(ｲ) 指定避難所に指定されている学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

(ｳ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ　市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ　県の責務

(ｱ)　各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

(ｲ) 被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

⑶　達成目標

市は、学校防災計画に基づき、平成 16 年の 7 .13 豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後、概ね 1 週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
私立学校、大学等	県	○被害状況、臨時休業等
市立学校	市教育委員会	○被害状況、臨時休業等
市教育委員会	下越教育事務所 →県教育委員会	○集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	○被害状況、臨時休業等

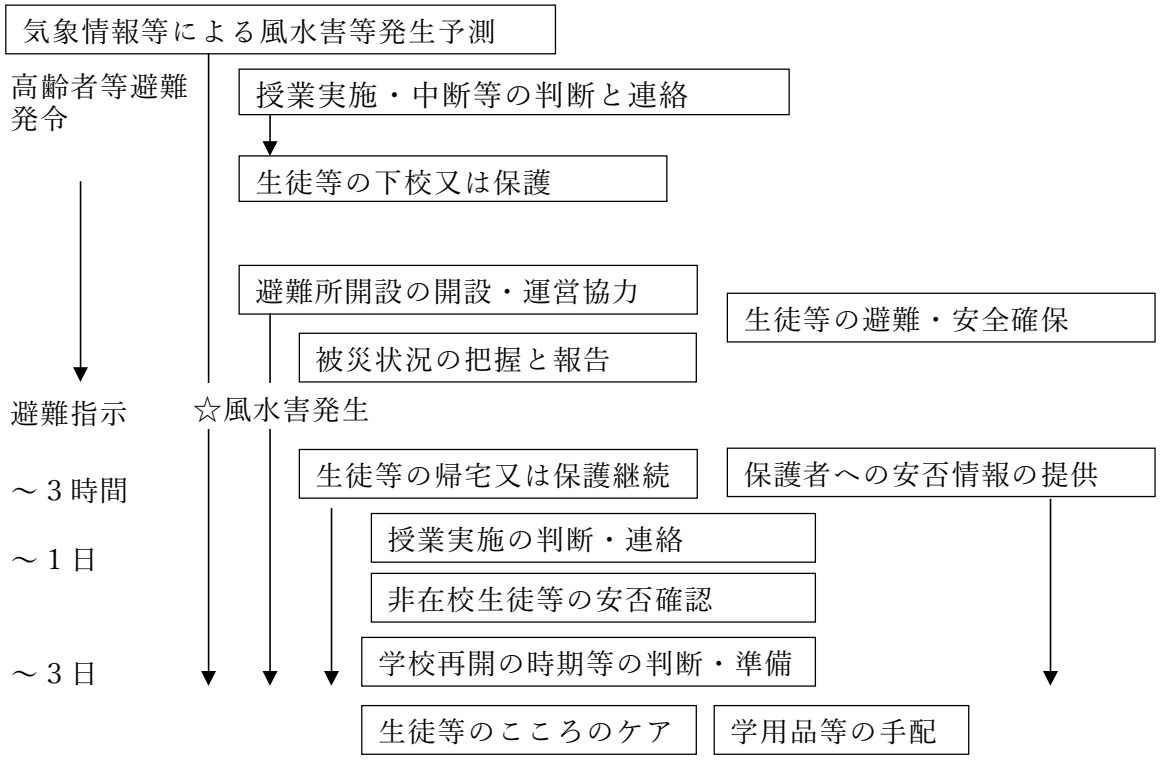
⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	私立学校、大学等	○指導、助言等
県教育委員会	県立学校	
県教育委員会 →下越教育事務所	市教育委員会	
市教育委員会	市立学校	

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市、県	生徒等、保護者	○学校被害状況、臨時休業等

（注）緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3　学校における業務の体系



4　学校における業務の内容

⑴　気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア　授業の実施・中断の判断と連絡

校長（保育園、幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(ｱ) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえ学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどして臨機に対応を行う。

(ｲ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長は上記２(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ　生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

⑵　風水害が発生した場合の措置

ア　生徒等の避難・安否確認

(ｱ) 生徒等が在校している場合

a　生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（準備・勧告・指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

b　避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(ｲ) 登下校時間帯の場合

a　生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ｱ)と同様に対応する。

b　生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部・新発田警察書等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ｳ) 夜間・休日等の場合

a　教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b　生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ　被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに市（県）に報告する。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに市（県）に報告する。なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第１報を行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下を行う。

ウ　保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ　生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

オ　授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市（県）に報告する。

カ　非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

⑶　教育活動の再開に向けた措置

ア　学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ　生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ　学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

⑷　学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、若しくは市民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ｱ) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(ｲ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ｳ) 主幹教諭･教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ｴ) 養護教諭
学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
(ｵ) 栄養教諭・学校栄養職員等
学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
(ｶ) 事務職員等
行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難場所として使用するときの注意
(ｱ) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。
(ｲ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。
また、特に必要があるときは普通教室も開放する。
(ｳ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
(ｴ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　市の業務内容

⑴　情報の集約・伝達
ア　学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達するとともに、県からの情報は学校に伝達する。
イ　学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や㈱エフエムしばたを活用して広報し、保護者等への伝達に努める。

⑵　学校への支援
市は、次の事項について、学校の取組を支援する。
ア　必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。
イ　避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

⑶　学用品等の支給
市は、学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

６　県の業務内容

⑴　情報の集約・広報
学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

⑵　学校や市への支援
以下の点等について、学校の取組を支援する。
ア　必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。
イ　必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。
ウ　国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市に斡旋する。

第 29 節　文化財応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関等は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。

⑵　各主体の責務

ア　文化財所有者の責務

(ｱ) 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市教育委員会等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(ｲ) 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

イ　市の責務

市は、市内に所在する文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ　県の責務

県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとととともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

⑶　文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者は、二次災害等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。

市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　市民・地域等の役割

⑴　市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

⑵　地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

⑶　文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3　市の役割

⑴　指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ　市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

⑵　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4　県の役割

⑴　指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ　市指定等文化財

市を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

⑵　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

第 30 節　障害物の処理計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

(ｲ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　県の責務

(ｱ) 県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

(ｲ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

(ｳ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ　道路管理者等の責務（市、国、県及び東日本高速道路㈱）

(ｱ) 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。

特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

(ｲ) あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

(ｳ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。

(ｴ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。

エ　河川、漁港管理者等の責務

(ｱ) 河川管理者、漁港管理者（市及び国、県）は、その所管する河川区域、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、

県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

(ｲ) 新潟海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

⑶　達成目標

緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

緊急交通路等の障害物情報収集	避難指示等解除後 1 日以内
緊急交通路等の障害物の除去	避難指示等解除後 1 日以内
その他の輸送路等の障害物の除去	避難指示等解除後 1 日以内

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

⑷　積雪期での対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	○被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	
その他の施設管理者		

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	○障害物除去に関する情報
	施設管理者	

3　業務の体系（避難指示等解除後の達成目標の目安）

☆避難指示等解除後

24 時間以内

- 被災地における障害物の情報収集
- 障害物処理計画の策定
- 緊急交通路の障害物の除去
- その他の輸送路等の障害物の除去

4　業務の内容

⑴　被災地における障害物の情報収集

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
県	1　障害物除去を必要とする道路、河川、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 2　建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
河川、漁港管理者	・管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
新潟海上保安部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報する。	

⑵　緊急交通路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物ついて主体となり除去する。 2　災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。	応援協定先企業団体等
県	1　被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 2　被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	1　管理区域の道路の障害物を除去する。 2　特に、あらかじめ定められた緊急交通路については、最優先に実施する。 3　あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	応援協定先企業団体等

実施主体	対　策	協力依頼先
河川、漁港管理者	・管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
新潟海上保安部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。	
応援協定先企業・団体等	・県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

第 31 節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害等により、家屋等の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は、県及び関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

市は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

イ　県の責務

県は、被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ　県警察本部、新潟海上保安部及び自衛隊等関係機関

県警察本部、新潟海上保安部及び自衛隊等関係機関は、市及び県等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

⑶　業務内容

遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

⑷　関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

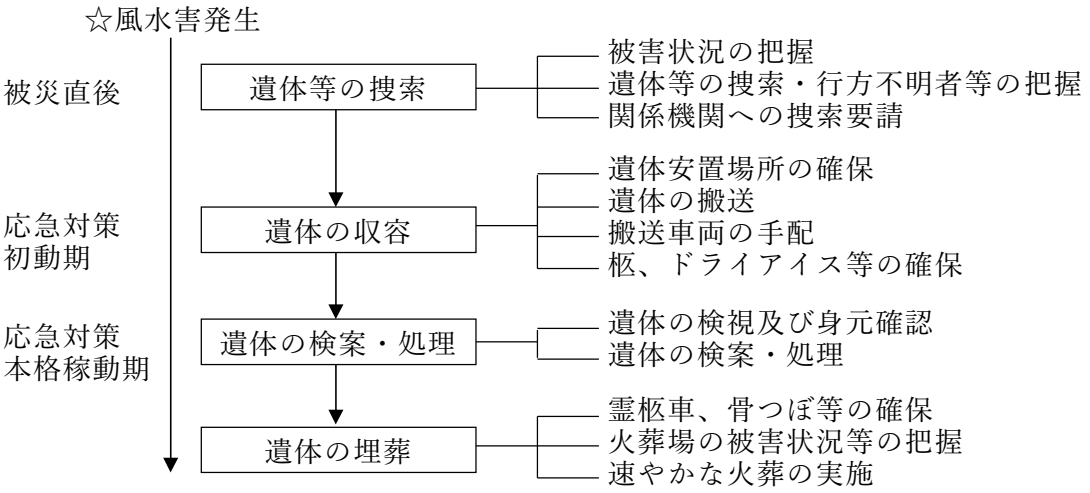
2　情報の流れ

被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○捜索状況の報告 ○自衛隊への応援要請依頼 ○搬送車両不足分の手配依頼 ○柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ○霊柩車が不足する場合の手配依頼 ○骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ○死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ○火葬場の被災状況の報告 ○広域火葬の応援要請 ○近隣市町村への応援要請

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	新発田地域広域事務組合（火葬場設置者）	○広域火葬の協力要請 ○火葬場の割振りの通知
	要請先	○自衛隊への応援要請（市の要請による） ○(公社)県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ○葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ○県内市町村等への応援要請（市の要請による） ○市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会へ要請

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　遺体等の捜索

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。 2　県に捜索状況を報告するとともに、市からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。	新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関
県	・県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊

実施主体	対　策	協力依頼先
新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関	1　遺体等の捜索を市と協力して行う。 2　新発田警察署は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

⑵　遺体の収容

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷等）を確保し、関係機関に連絡するものとする。 2　搬送車両が不足する場合は、(公社)県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 3　柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院、学校等、(公社)県ﾄﾗｯｸ協会、葬祭関係事業者
県	1　市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)県トラック協会に協定に基づき要請する。 2　市から柩、ﾄﾞﾗｲｱｲｽ等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	(公社)県ﾄﾗｯｸ協会、葬祭関係団体
新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関	・遺体の搬送を行うものとする。	
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により県協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・県協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。	

⑶　遺体の検案及び処理

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 2　新発田警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。	日本赤十字社新潟県支部、(一社)県医師会、新発田警察署等
県	・市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部、(一社)県医師会
新発田警察署、新潟海上保安部	1　収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	2　身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部、(一社)県医師会	1　死因その他の医学的検査を行う。 2　検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

⑷　遺体の埋葬

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　搬送車両が不足する場合は、(公社)県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 2　骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 3　死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。	(公社) 県ﾄﾗｯｸ協会、葬祭関係団体、厚生労働省
火葬場	1　災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 2　被災状況等を県及び市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	1　市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公社)県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 2　市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 3　市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	(公社)県ﾄﾗｯｸ協会、葬祭関係団体
(公社) 県トラック協会	・搬送車両により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保するものとする。	

5　身元不明遺体の取扱い

ア　市が新発田警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるものとする。

イ　新発田警察署は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

6　広域応援体制の整備

ア　市は、自ら遺体等の捜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請し、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

イ　県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

(ｱ) 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

(ｲ) 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

(ｳ) 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができる体制

第 32 節　愛玩動物の保護対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民等が動物を同行して被災者が避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県が県獣医師会及び県動物愛護協会等と設置する「動物救済本部」を通じ飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。

⑵　達成目標

市は、「動物救済本部」と協力し、避難所及び仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、飼い主と動物が一緒に避難できる避難施設を設置するよう配慮する。

⑶　各主体の責務

ア　飼い主の責務

(ｱ) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(ｲ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ　市の責務

(ｱ) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

(ｲ) 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(ｳ) 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

ウ　県の責務

(ｱ) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(ｲ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(ｴ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

(ｵ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(ｶ) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(ｷ) 必要に応じ、国、他都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ　㈳新潟県獣医師会（下越支部）の責務

(ｱ) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(ｲ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請に備える。

オ　(一社)新潟県動物愛護協会（下越支部）の責務

(ｱ) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(ｲ) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

カ　動物救済本部の責務

(ｱ) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。

(ｲ) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(ｳ) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(ｴ) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。

(ｵ) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(ｶ) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(ｷ) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(ｸ) ボランティア及び募金の受付・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

⑷　活動調整

県災害対策本部（保険医療教育部)、市災害対策本部

⑸　達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

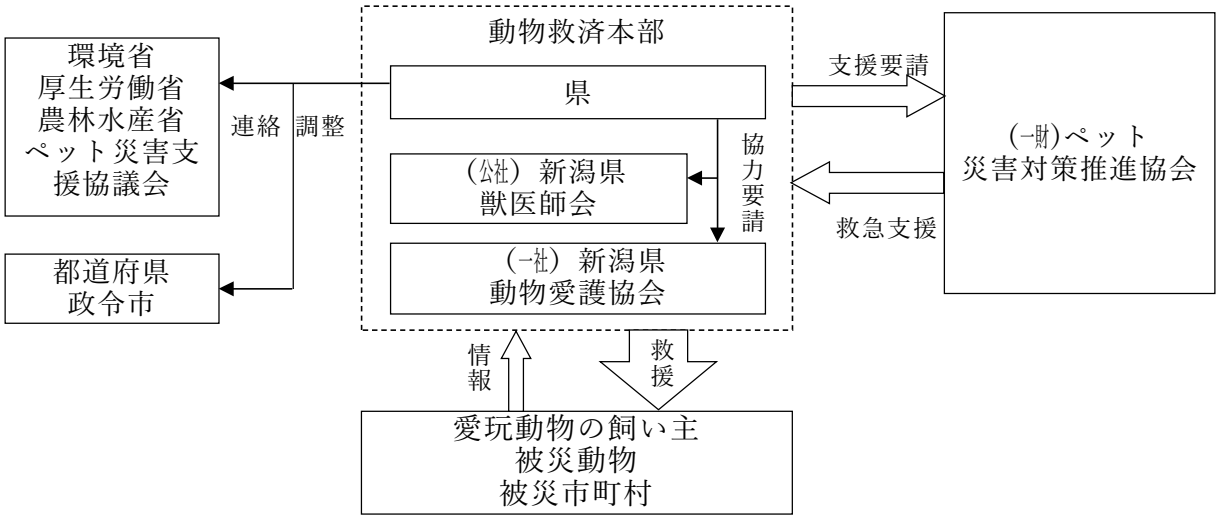
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災対本部	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市災対本部	県・動物救済本部	集約された被災者ニーズ

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市災対本部	ペット関連の支援内容
市災対本部	避難所、避難者	

3　組織の体系

組織図



☆地震発生	市	県・動物救済本部
～１日	動物同校避難所設置	危険動物の飼育状況確認
		負傷動物等の保護
～３日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設
		動物救済本部の設置
～７日		避難所での動物飼育支援、物資提供
		ペットの一時預かり
～２月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

4　業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対　象	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	1　自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 2　避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市
市	1　動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 2　避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。	県、動物救済本部

実施主体	対　象	協力依頼先
	3　避難者に動物飼育関連物資を配布する。 4　市民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 5　仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	
県	1　危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 2　負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 3　動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。 4　動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 5　環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	1　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2　避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	1　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2　被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	1　被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 2　被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市の災害対策本部に提供する。 3　県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 4　被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 5　被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 6　被災動物の健康管理支援を行う。 7　仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 8　ボランティアの受付、調整を行う。	

第 33 節　災害時の放送

1　計画の方針

⑴　基本方針

放送機関は、風水害等に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

なお、風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

⑵　達成目標

ア　放送事業者は、関係法令及び気象庁との申し合わせにより情報の通知を受け、内容を的確に放送する。

イ　市及び県から避難指示等の発令とその介助などの放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。

⑶　緊急放送の要請

市又は県は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア　緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民等への緊急の避難呼びかけとする。

イ　全県波放送局の連絡先

局　名	情報受信責任者
ＮＨＫ新潟放送局	放送部長
ＢＳＮ新潟放送	報道担当部長
ＮＳＴ新潟総合テレビ	報道制作部長
ＴｅＮＹテレビ新潟放送網	報道部長
新潟テレビ 21	報道グループ長
エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長

⑷　その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

⑸　コミュニティ放送局等への情報提供

災害緊急放送に関する協定に基づき、㈱エフエムしばたに災害に関する情報を逐次提供する。

情報提供の手続き、手段については、新発田市災害緊急放送要領による。

資料編（応援協定に関する資料【新発田市災害緊急放送に関する協定（株式会社エフエムしばた)】）を参照。

機関名	情報受信責任者
㈱エフエムしばた	放送局長

2　各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

県内各放送機関は、市・県から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

また、地震に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

第 34 節　公衆通信の確保

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

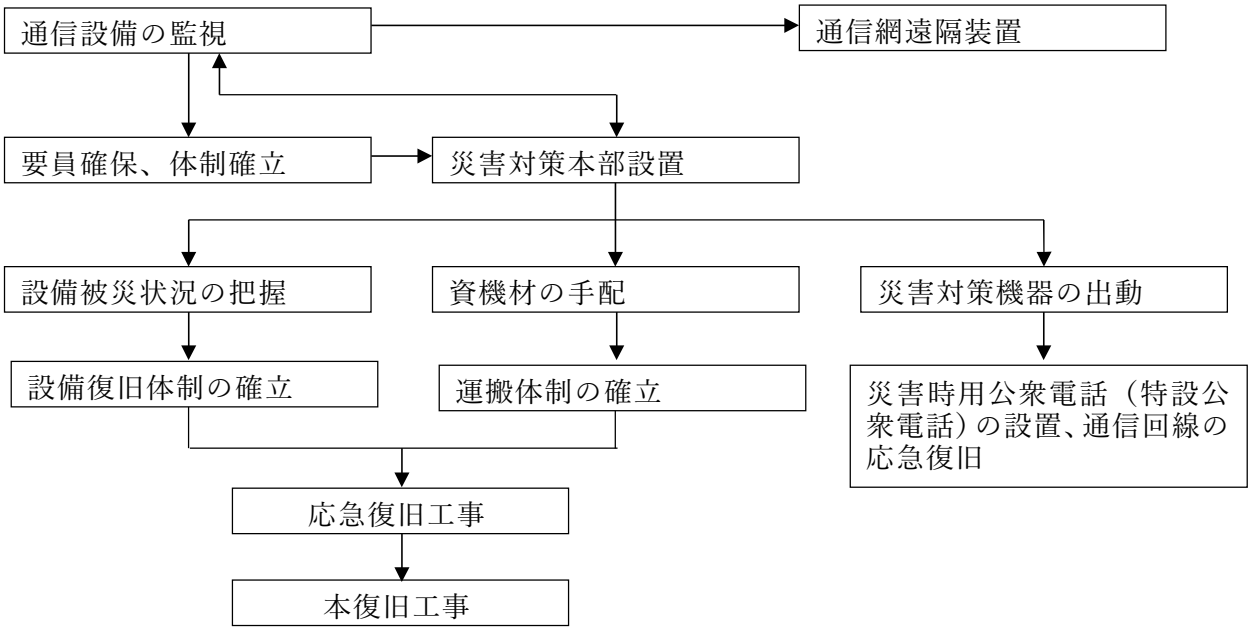
また、広報車及びインターネット等により市民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板ｗｅｂ171 の利用を可能とし被災地の民生の安定を図る。

⑵　達成目標

東日本電信電話㈱新潟支店は、市及び防災関係機関の通信確保を早期に実施する。

また、広報車及びインターネット等により市民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル 171、ｗｅｂ171 の利用を可能とし被災地の民生の安定を図る。

2　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本/ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図



3　応急対策

⑴　被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

⑵　災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、東日本電信電話㈱新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

⑶　新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

⑷　設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

⑸　被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

⑹　災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動基地局車

エ　移動電源車及び可搬電源装置

オ　応急復旧ケーブル

カ　ポータブル衛星車

キ　その他応急復旧用諸装置

⑺　復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、東日本電信電話㈱新潟支店及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

⑻　災害用伝言サービスの提供

災害発生時及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１及び災害用伝言板ｗｅｂ１７１、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

４　復旧計画

⑴　応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

⑵　復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、次表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

⑶　本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

⑴　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
⑵　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
⑶　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
⑷　住民に対して協力を要請する事項
⑸　災害用伝言サービス提供に関する事項
⑹　その他必要な事項

６　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、東日本電信電話㈱及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

⑴　応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、東日本電信電話㈱本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

⑵　全国の応援体制

東日本電信電話㈱本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第 35 節　電力供給応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

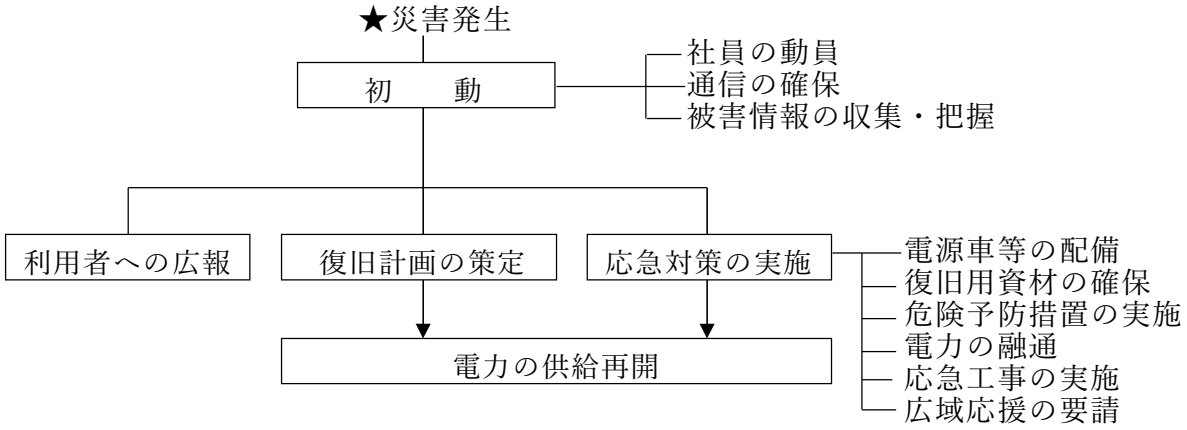
電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

⑵　達成目標

東北電力㈱新発田電力センター及び新潟技術センターは、市、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速かつ的確な復旧工事を実施する。

停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。

2　電力供給施設応急対策フロー図



3　復旧活動体制の組織

⑴　被災時の組織体制

東北電力㈱ネットワーク新発田電力センター（配電設備）及び新潟技術センター（変電・送電設備）は、災害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区　分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第１非常体制	新潟県および東北６県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第２非常体制	新潟県および東北６県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化は懸念される場合

⑵　動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、新発田電力センター管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で新発田電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

⑶　通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

⑷　被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

⑸　新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

４　応急対策

⑴　電源車等の配備

ア　県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ　県は、国、電気事業者等との調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努める。

⑵　復旧資材の確保

ア　新発田電力センターの対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

⑶　災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

⑷　電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑸　応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び市災害対策本部と連係し復旧計画を策定するものとする。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミュニティＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第 36 節　ガスの安全、供給対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

市及び新発田ガス㈱、その他ガス事業者は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設の影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定める復旧計画書に基づき、安全で効率的な復旧を進める。

また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

イ　市の責務

市は、二次災害防止のための広報を行う。

ウ　県の責務

県は、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

エ　ガス事業者の責務

都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。

(ｱ) ガス供給設備の安全点検

(ｲ) 二次災害防止のための広報

(ｳ) 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

(ｴ) 都市ガス事業者（新発田ガス㈱）は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

(ｵ) ＬＰガス事業者は、風水害発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。

また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

(ｶ) ＬＰガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

(ｷ) ＬＰガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

⑶　達成目標

(ｱ) 都市ガス事業者（新発田ガス㈱）

風水害発生後 ↓	○ガス供給設備等の被害状況の把握 ○供給停止判断・措置 ○二次災害防止措置 ○県への報告 ○消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	○供給再開完了　（注）

（注）　大規模な被害が生じた場合を除く。

(ｲ) ＬＰガス事業者

風水害発生中	○充填所及び販売施設等の被害状況の把握 ○二次災害防止措置 ○県への報告
避難指示解除後　２日	○消費先の緊急点検完了
避難指示解除後　３日	○充填所及び販売施設等の復旧（注１） ○消費先安全確認完了（注２）

注１　大規模な被害が生じた場合を除く。

注２　安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ　避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

⑸　積雪地域での対応

市民は、積雪期の風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

⑹　新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田ガス㈱は、新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、消防本部、新発田警察署	ガス事業者	○供給支障等状況 ○ガス漏れ、事故等発生状況
ガス事業者	市、県、消防本部、新発田警察署	○ガス漏れ、事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
	市、県	○供給支障等状況及び停止状況 ○復旧状況及び見込情報
	報道機関	○二次災害防止に関する注意事項 ○供給状況
	復旧支援団体等	○復旧支援の要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市、県、気象台	ガス事業者	○気象情報、河川・ダム情報
ガス事業者、市、県	被災者	○二次災害発生防止情報 ○供給支障等状況 ○復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者	○安全確保の指導
復旧支援団体等		○復旧支援予定情報

3　業務の体系

(1)　都市ガス事業者（新発田ガス㈱）

	［設備点検、復旧作業］	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告		
	消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
発生後	供給再開完了		
概ね 14 日			

(2)　ＬＰガス事業者

	［設備点検、復旧作業］	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害等	充填所及び販売施設等の点検	消費先設備の修理	
発生中	消費先ガス設備の点検		
	県への報告		
避難指示解除			二次災害防止措置
３時間後			
避難指示解除	消費先の緊急点検完了		
２日後			
避難指示解除	充填所及び販売施設等の復旧		
３日後	完了		
	消費先の安全確認完了		

4　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
市民等	1　風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行いガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 2　避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 3　ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	消防本部、新発田警察署 ガス事業者
ガス事業者	1　二次災害防止のための広報を行う。 2　ガス供給設備の安全点検を行う。 3　消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 4　復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。	報道機関、県、市 復旧支援団体等

実施主体	対　策	協力依頼先
	また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	
市	二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、県
県	1　ＬＰガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 2　ＬＰガス事業者に対して被害状況の調査を行う。 3　二次災害防止のための広報を行う。	ガス事業者団体等、市、報道機関

第 37 節　給水・上水道施設応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するとともに、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄したもので賄うよう努める。

イ　水道事業者（水道局）の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。

また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

ウ　市の責務

市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

エ　県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

⑶　達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から３日以内は１人１日３㍑、１週間以内に 20～30 ㍑、２週間以内に 30～40 ㍑の給水量を確保し、概ね１ヶ月以内に各戸１給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用　途
災害発生～３日目まで	１人１日３㍑	生命維持に必要な飲料水
１週間以内	１人１日 20～30 ㍑	炊事、洗面等の最低生活水量
２週間以内	１人１日 30～40 ㍑	生活用水の確保
概ね１ヶ月以内	各戸１給水栓	

⑷　要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

⑸　積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア　積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて県を通じて自衛隊等の派遣を国へ要請する。

イ　中山間地

(ｱ) 中山間地では、その地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水するおそれがあるため、関係課等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(ｲ) 土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

(ｳ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて県を通じて自衛隊等の派遣を国へ要請する。

2　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市、水道事業者(水道局)	県、関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ○被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況(水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等) ・応援部隊の要請 ○応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況(応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等) ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	○全般的な水道施設等の被災状況 ○応援部隊の派遣要請 ○全般的な復旧状況

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、水道事業者(水道局)	○広域的な被害情報 ○応援要請に関する助言 ○飲料水の衛生確保対策 ○支援制度に関する情報
市、水道事業者(水道局)	市民等	○断減水の影響範囲 ○応急給水及び応急復旧の実施方法 ○飲料水の衛生確保対策 ○応急復旧の見通し

3　業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	（供給水量）	（業務スケジュール）	
直後 ～3時間 ～6時間	3リットル／日 生命維持	○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
～12時間		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
3日	20～30リットル 最低生活水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
1週間	30～40リットル 生活水量の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
2週間			
1か月	各戸1給水栓	第4段階　各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

注）避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4　業務の内容

⑴　被害状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	市は、水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・関係課等から情報収集	水道工事業者
県	1　必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 2　必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	（公社）日本水道協会新潟県支部、県水道協会等

⑵　市民等への広報や報道機関への対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	・市は、水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民等に広報・周知するとともに報道機関へ対応する。	報道機関
県	・全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、市民に広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

⑶　緊急措置

実施主体	対　策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	1　二次災害の防止措置 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 2　被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民等に周知・指導	市、水道事業者、㈳日本水道協会新潟県支部

⑷　応急対策の方針決定

市及び水道事業者は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は市の被害が甚大なとき、応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対　策	協力依頼先
市 水道事業者（水道局）	1　被害状況の見積もり 主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 2　応援要請の必要性判断 動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	（㈳）日本水道協会新潟県支部、水道工事業者

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・被害が甚大な市に対し、応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	（公社）日本水道協会新潟県支部、県水道協会

⑸　応急給水活動

実施主体	対　策	協力依頼先
市 水道事業者（水道局）	1　被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 2　病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 3　衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 4　日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	1　緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 2　必要に応じて水道法第 40 条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

⑹　応急復旧活動

実施主体	対　策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	1　取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 2　病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 3　他のライフライン担当課等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 4　積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 5　日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	・異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当課等と協議する。	各ライフライン事業者

第 38 節　下水道等施設応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害発生時において、市は、施設の機能確保を図るため、応急体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

(ｱ) 風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

(ｲ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

(ｳ) 風水害発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市の責務

(ｱ)市は、被災時に、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。

(ｲ) 被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講じる。

(ｳ) 流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。

(ｴ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

(ｵ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ　県の責務

(ｱ) 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

(ｲ) 被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を市民に周知することができるようにする。

(ｳ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

⑶　達成目標

ア　下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

風水害後 ～３日目程度	○風水害対応運転及び施設の浸水対策 ○住民への情報提供及び使用制限の広報 ○処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後 ３日目程度～１週間程度	○応急調査着手及び応急計画策定 ○施設応急対策実施
風水害後 １週間程度～１か月程度	○本復旧調査着手 ○応急復旧着手・完了

風水害後 １ヶ月～	○本復旧調査完了及び本復旧計画策定 ○災害査定実施及び本復旧着手

イ　市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ　市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようにする。

⑸　積雪地域での対応

市及び県は積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

２　情報の流れ

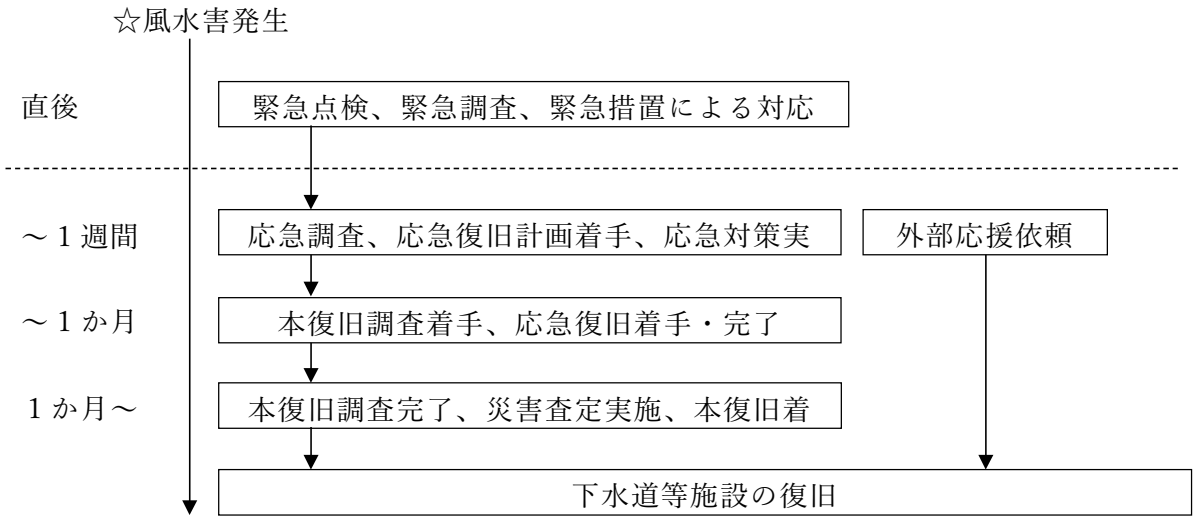
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ ○被災地情報、応援依頼等
県	（協定先）企業・団体、他県、国、市	○集約された被災地ニーズ ○被災地情報、応援依頼等

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○支援情報 ○流域下水道の被害状況
市	避難所、避難者	○復旧予定、供給予定情報

３　業務の体系



4　業務の内容

⑴　緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対　策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況又は処理場の異状、雨水排水不良等が確認できた場合に自治会長や市へ通報する。	市
市	1　下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県へ報告 2　緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3　流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等
県	1　流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 2　緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3　流域関連公共下水道管理者の市への連絡及び調整 4　市の被害状況の把握 5　被災状況の国への報告・連絡調整	国、市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会
地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、他県支部等
(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	本部、他県支部等

⑵　応急復旧による対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 2　仮設用資材調達に努める。 3　市民等に応急復旧状況等を周知する。 4　県に応急復旧状況等を連絡する。 5　避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等
県	1　応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 2　仮設用資材調達に努める。 3　市を通じて市民等に応急復旧状況等を周知する。 4　市の応急復旧状況等を把握する。	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下

実施主体	対　策	協力依頼先
	5　避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	水道維持改築協会、協定事業者
地方共同法人日本下水道事業団、	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、他県支部等
(一社)地域環境資源センター	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、他県支部等
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、他県支部等
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部、他県支部等

⑶　外部応援依頼による対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　県に支援、応援を依頼する。 2　協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 3　応援者の受入体制を整備する。	県、協定市町村、協定事業者等
県	1　協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 2　応援者の受入体制を整備する。	協定他県、協定政令市、協定事業者等

⑷　本復旧による対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 2　災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3　本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 4　市民等に本復旧状況等を周知する。 5　避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター
県	1　災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 2　災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3　本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 4　市を通じて市民等に本復旧状況等を周知する。	市、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会

実施主体	対　策	協力依頼先
	5　避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。	
地方共同法人日本下水道事業団	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)地域環境資源センター	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(公社)日本下水道管路管理業協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等

第 39 節　危険物等施設応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

危険物等は、災害発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、危険物等取扱施設については、災害による施設の被害を最小限に食い止め、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力して、これから施設被害を軽減するための対策を確立する。

⑵　各主体の責務

ア　事業者等の責務

事業者等は、風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ　消防本部の責務

消防本部は、風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ　市の責務

市は、危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の指示を行う。

エ　県の責務

県は、風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

⑶　達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

⑷　要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

ア　危険物施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	○災害・危険物等の種類
消防本部	市、県、新発田警察署等	○人的被害状況
県	防災関係機関	○被害の拡大見込　等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	市、県、消防本部、新発田警察署等	○災害・危険物等の種類 ○人的被害状況 ○被害の拡大見込　等
県	防災関係機関、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局等	

⑵　被災地へ

ア　危険物施設

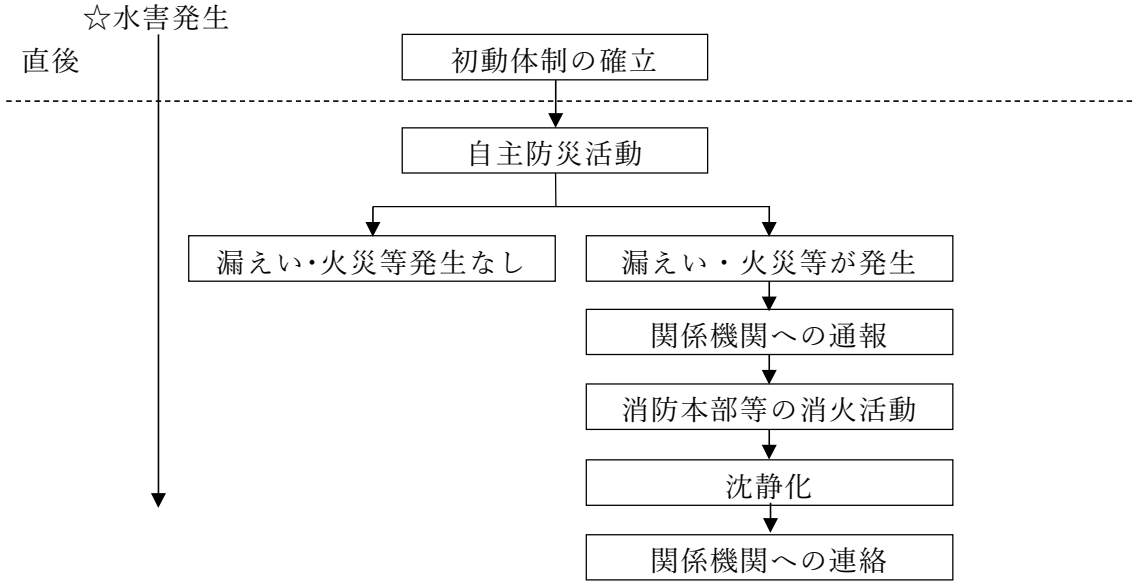
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	○防災資機材の調達可能量等
県	消防本部	○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況 ○緊急消防援助隊の派遣状況等
	市	○災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

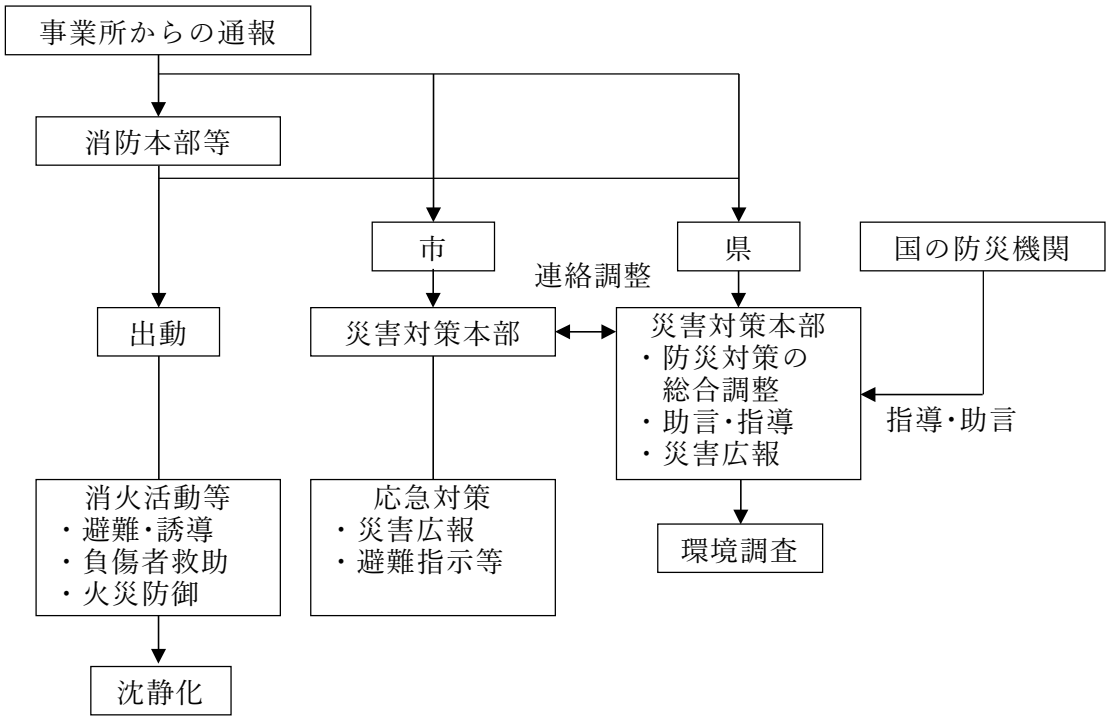
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	○防災資機材の調達可能量等
県	市、災害発生事業所	○災害広報及び避難誘導の要請 ○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況等
消防機関	災害発生事業所	○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況等

3　業務の体系

⑴　事業所における業務の体系



⑵　市・県等における業務の体系



4　業務の内容

⑴　風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示(緊急)を行う。	
事業所	1　風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 2　風水害により被害を受けた場合は、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 3　風水害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 4　危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 5　危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防本部、新発田警察署、隣接事業所
県	・消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設	

実施主体	対　策	協力依頼先
	の被害状況の周知及び危険物等により市民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
消防本部	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防御活動を実施する。	

⑵　風水害発生時の個別対応

実施主体	対　策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。	
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。	
放射性物質使用施設等の管理者	1　放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 2　放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれのある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
県	1　県知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 2　毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物	

実施主体	対　策	協力依頼先
	劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。 3　有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防本部	・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

⑶　危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市民等	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防本部、新発田警察署、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。	
市	1　付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。 2　飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防本部	・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
新潟海上保安部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。	
国及び県	1　飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 2　有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

⑷　市民等に対する広報対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市、消防本部	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び緊急告知ＦＭラジオ等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	㈱エフエムしばた
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民等への広報や避難誘導等の協力を求める。	
県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
新潟海上保安部	・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。	県、市、消防本部、事業所

第 40 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

⑵　達成目標

市は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関と密接な連携のもと、応急対策を迅速かつ的確に行う。

応急復旧作業は、避難指示解除後 24 時間以内に開始する。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	○被害の場所・状況 ○集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等		
道路管理者等（地域）	同左（対策本部）	

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	○道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	○被災状況及び復旧見込み
	市民等	○道路情報

3　業務の体系

風水害の発生

■　被災状況の把握

↓

■　通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■　施設の緊急点検

↓

■　道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4　業務内容

⑴　被災状況の把握

道路管理者等である市及び国、県、東日本高速道路㈱は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場

所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は、最優先に情報収集する。

⑵　通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア　通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ　道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

⑶　施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

⑷　道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア　道路啓開

(ｱ) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(ｲ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事に派遣要請を依頼する。

(ｳ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動を行う。

(ｴ) 道路啓開は原則として、２車線の通行を確保する。被災状況により止むを得ない場合には部分的に１車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(ｵ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ　応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ　道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

⑸　道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

⑹　円滑な道路交通確保対策

新発田警察署は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

ア　信号機等の緊急措置

風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、新発田警察は迅速にこれに対処するため、被災地域内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置するほか、既設の非常用電源装置を併用して、被災地域並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

イ　交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警察本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

ウ　交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

⑺　市民に対する広報

道路管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

ア　所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

イ　施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

ウ　緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ　その他広報を行う必要がある事項

第 41 節　漁港施設の応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害により漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。また、風水害による施設の破損箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携し迅速な対応を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、風水害による漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は新発田警察署へ通報する。

イ　市の責務

風水害による、漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

また、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

⑶　達成目標

市は、速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

⑷　積雪期での対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2　情報の流れ

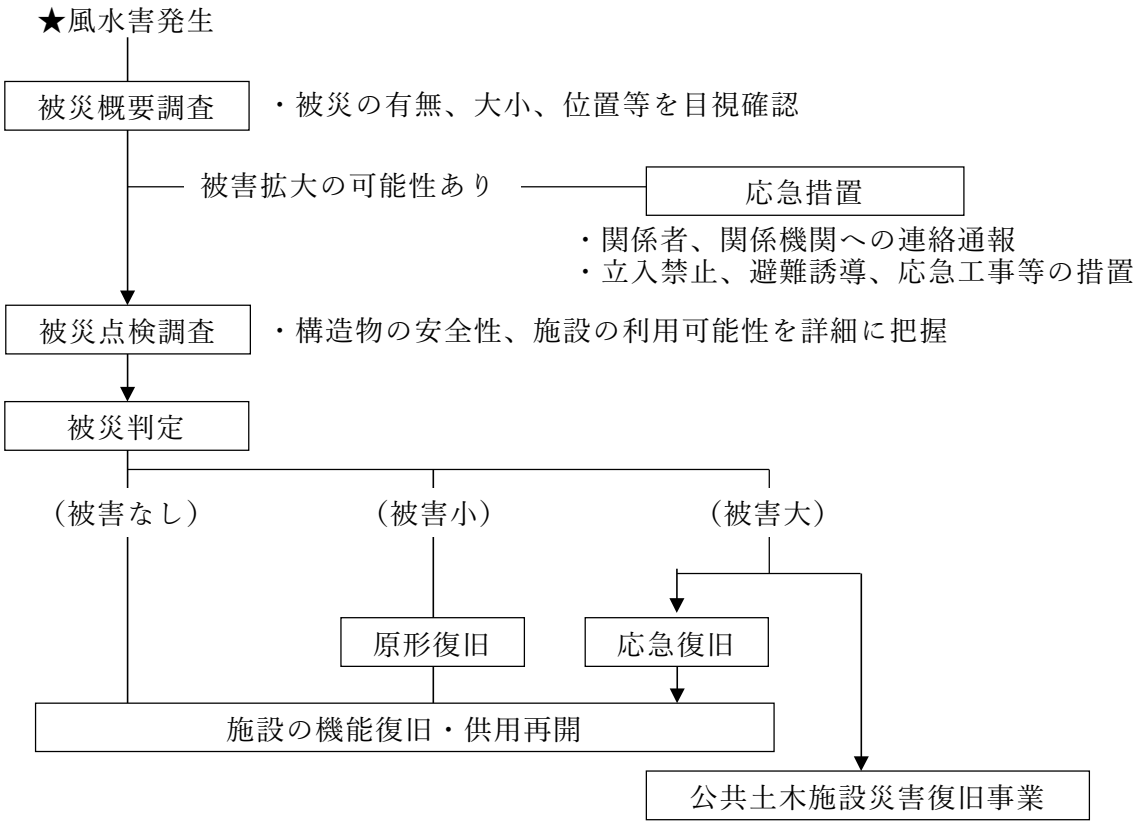
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民等、消防本部、新発田警察署、新潟漁業協同組合北蒲原支所	市、県	○被災施設の情報
市	県	
県	北陸地方整備局、各協会等	○応援要請

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、消防本部、新発田警察署	○応急対策情報 ○復旧進捗情報
市、県	市民等、消防本部、新発田警察署	

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に避難に対する勧告、指示(緊急)及び避難誘導を実施する。 2　高潮や風浪により被害が発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。 3　パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。	県、消防本部、新発田警察署、新潟業協同組合北蒲原支所等

⑵　被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、立入禁止措置を講じる。	県、消防本部、新発田警察署、新潟業協同組合北蒲原支所等

実施主体	対　策	協力依頼先
	2　応急措置の実施 　被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 3　被災箇所の巡視等危険防止のための監視 　被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。	

⑶　障害物の処理

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・漁港区域内等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を実施する。	県、消防本部、新発田警察署、新潟業協同組合北蒲原支所等

⑷　応急復旧

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。	県、新潟漁業協同組合北蒲原支所等

⑸　施設利用者及び市民に対する広報

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係機関へ周知する。 2　被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民及び関係機関へ周知する。	県、新潟漁業協同組合北蒲原支所等

第 42 節　鉄道事業者の応急対策

1　計画の方針

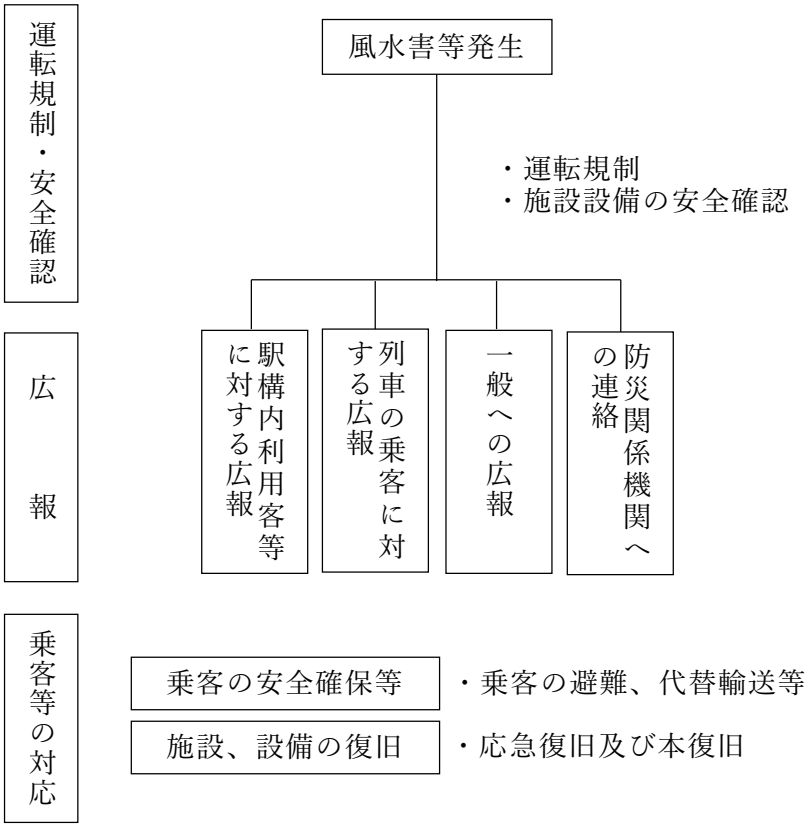
⑴　基本方針

東日本旅客鉄道㈱新潟支社、日本貨物鉄道㈱新潟支店（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

⑵　達成目標

各鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行う。災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため、応急工事を実施する。

2　業務の体系



3　業務の内容

⑴　新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

⑵　風水害時の運転基準及び運転規制区間

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　強風の取扱い

風速 20m／s 以上	早目運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転

風速 25m／s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m／s 以上	早目運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ　豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）及び河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの速度中止警報表示	運転中止

ウ　なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	運転中止

⑶　旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ｱ) 災害の規模
(ｲ) 被害範囲
(ｳ) 被害の状況
(ｴ) 不通線区
(ｵ) 開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

(ｱ) 停車地点と理由
(ｲ) 災害の規模
(ｳ) 被害の状況
(ｴ) 運転再開の見込み
(ｵ) 避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

⑷　救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防本部に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、市、新発田警察署、消防本部等に協力を依頼する。

⑸　代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

⑹　応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ　道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

⑺　市民等に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、㈱エフエムしばた等に、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

⑻　市・県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県へ報告する。

⑼　情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	（勤務時間外）
ＪＲ東日本新潟支社	総務部企画室 （運輸部輸送課司令室）	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166
ＪＲ貨物新潟支社	新潟支店 （貨物指令室）	TEL:025-248-5151 FAX:025-248-5152	TEL:025-247-0522 FAX:025-247-0516

第 43 節　土砂災害・斜面災害応急対策

（第 2 編個別災害対策「第 8 章土砂災害対策」を参照）

第 44 節　河川・海岸施設の応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

河川・海岸管理者は、災害時による施設の損壊箇所の機能確保を図るため、応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携のもと、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、河川・海岸施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部及び新発田警察署へ連絡する。

イ　市の責務

(ｱ) 市は、市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

(ｲ) 施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等の安全を確保するため、避難のための勧告、指示(緊急)及び避難誘導等を実施する。

ウ　県・国の責務

県・国は、風水害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

⑶　達成目標

市及び県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から 24 時間以内に応急工事に着手する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

イ　要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図れるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

⑸　積雪地域での対応

ア　河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

イ　積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

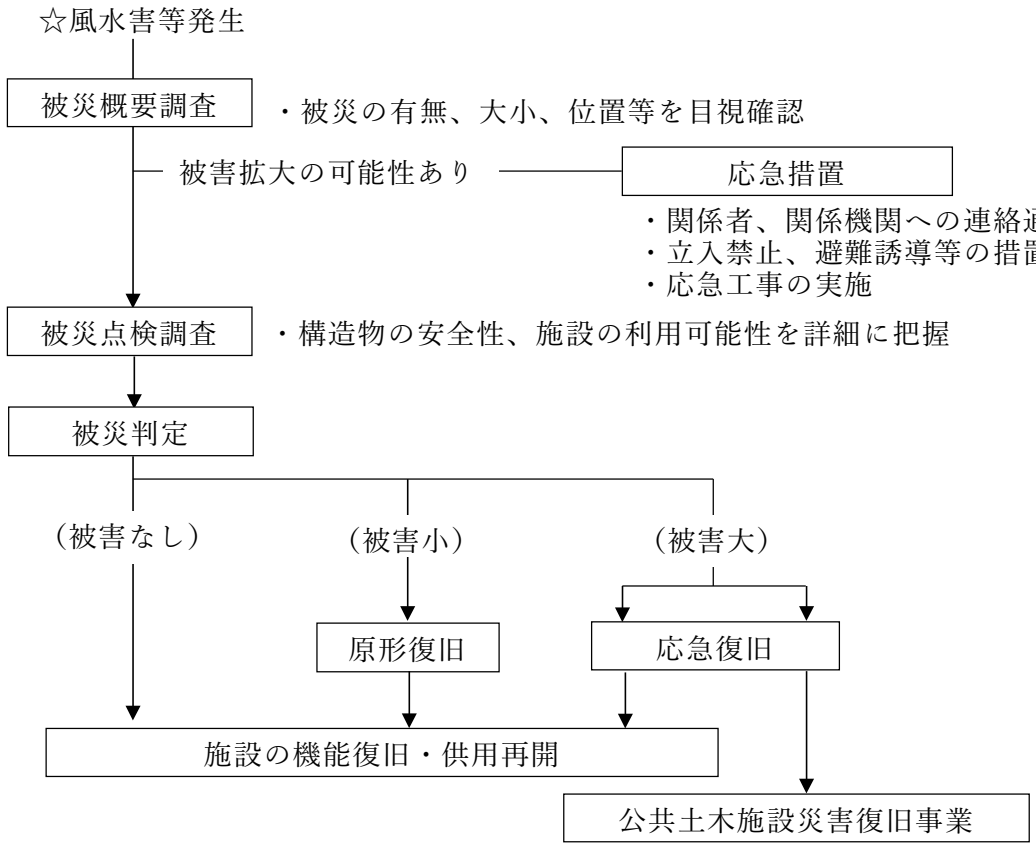
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民等、新発田警察署、消防本部	市	○施設被災の通報
市	県	○詳細な施設被災情報

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	協定先機関	○被災点検 ○応急対策調査及び応急工事指示
	国	○被害情報 ○洪水予報・水防警報 ○水防活動状況 ○緊急復旧情報 ○水位観測所の水位と堤防高等の関係 ○代表地点雨量 ○破堤した場合の被害想定 ○破堤箇所 ○水位標高等

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、新発田警察署、消防本部	○施設被害の規模と状況の推移 ○応急工事の状況報告
市	市民等、新発田警察署、消防本部	○施設被害の規模と状況の推移 ○応急工事の状況報告 ○避難指示等の発令

3　業務の体系



4　業務の内容

(1)　災害の未然防止

実施主体	対　策	協力依頼先
市	施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示(緊急)及び避難誘導等を実施する。 1　降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。 ・河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に近づいている箇所 ・過去に洪水被害が生じた箇所 ・地形地質上脆弱な箇所 ・土地利用上からの弱堤箇所 ・二次災害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	各協会、建設技術センター、地域創造センター
北陸地方整備局、県	2　高潮や高波等により被害の発生するおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。 ・過去に高潮、高波等による被害が生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地利用上からの弱堤箇所 ・二次災害防止の観点からの低標高箇所 ・主要海岸保全施設設置箇所 3　点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 4　危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 5　施設の被災等により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防本部、新発田警察署へ通報する。	各協会、建設技術センター、地域創造センター

(2)　被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対　策	協力依頼先
北陸地方整備局、県	1　点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 2　河川管理施設及び許可工作物 ア　市民の安全確保 浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立入禁止等必要な措置を実施する。	各協会、建設技術センター、地域創造センター

実施主体	対　策	協力依頼先
	また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて市民へ周知を図る等の対策を講じる。 イ　被災箇所の応急措置 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。 ウ　低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。 エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧などについては、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。 オ　油や危険物等の流出時の措置 油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。 カ　倒木や流木等の処理 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。 キ　被災箇所の監視 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。 ク　その他河川管理に関する事項の調整 災害発生時は応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　ダム施設 ア　被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。 イ　放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。 4　海岸保全施設 ア　市民の安全確保 被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。 イ　海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。 ウ　低標高地域の浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。 エ　被災箇所の監視 被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。 オ　その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。	

(3)　応急復旧

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
北陸地方整備局、県	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

⑷　市民等に対する広報等

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民等へ逐次連絡する。 2　気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民等、新発田警察、消防本部等へ逐次連絡する。 3　被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
北陸地方整備局、県	1　気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市や新発田警察署、消防本部等へ逐次連絡する。 2　各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や新発田警察署、消防本部等へ逐次連絡する。	

第 45 節　農地・農業用施設等の応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害時において、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されるため、管理者である市、県、土地改良区等は、気象情報等の把握により事前に被害を軽減するための措置を行う。

また、災害発生時には、関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し機能確保に努める。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

市は、気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ　県の責務

県は、気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ　土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

⑶　達成目標

ア　緊急的な被災状況の把握を随時に行う。

イ　避難指示等解除後 3 日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

ウ　緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

エ　防災重点ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

⑷　災害発生の未然防止活動

ア　施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

イ　施設管理者は、洪水又は高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び新発田警察署に通知する。市及び新発田警察署はその通知の旨を市民等に周知する。

⑸　危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、市民等に対する避難のための勧告・指示(緊急)等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2　情報の流れ

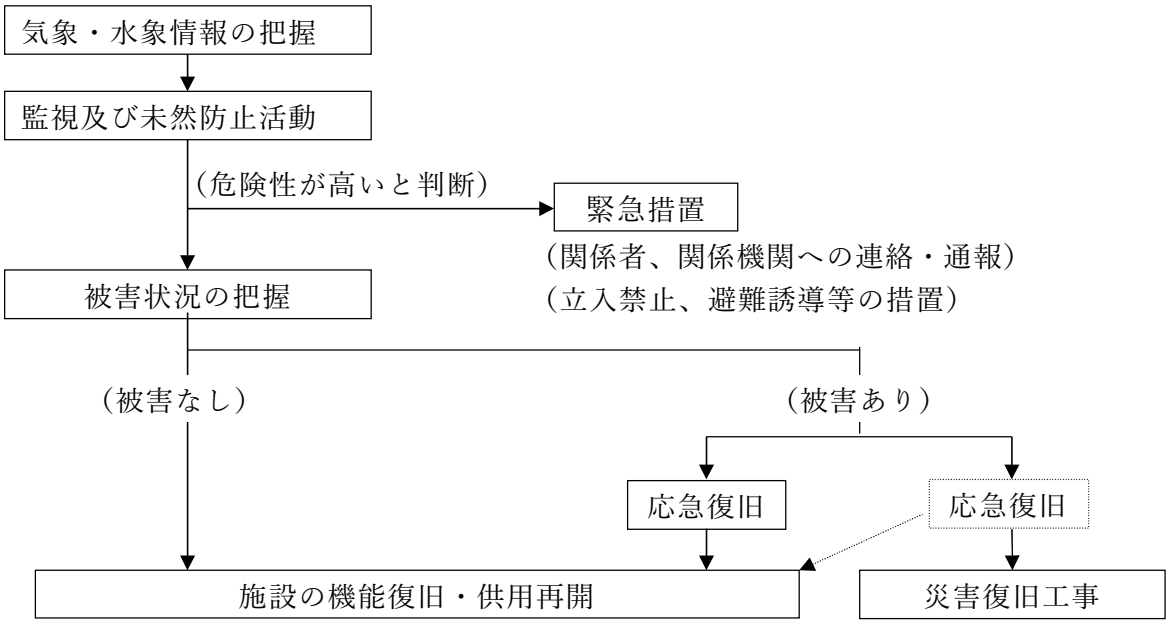
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
土地改良区､施設管理者等	市	○被害情報 ○危険箇所等の情報
市	県	○被害情報 ○避難情報等 ○危険箇所等の情報
県	北陸農政局	○被害情報 ○危険箇所等の情報

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○県管理施設の被害情報
市	土地改良区､施設管理者等	○緊急資材等調達・輸送情報 ○応急工事の実施予定等

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	1　パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 2　危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 3　二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局、他関係機関、建設業協会、専門技術者等
土地改良区、施設管理者	1　パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 2　危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市、県、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

⑵　主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2　パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 3　二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県、他関係機関、建設業協会、専門技術者等
県	1　専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2　パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 3　二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局、市、他関係機関、建設業協会、専門技術者等
土地改良区、施設管理者	1　専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2　パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。	市、県、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

⑶　浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2　不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県、他関係機関、建設業協会等

実施主体	対　策	協力依頼先
県	1　締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 2　不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局、市、他関係機関、建設業協会等
土地改良区、施設管理者	1　締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2　不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	市、県、他関係機関、建設業協会等

⑷　集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2　通行が危険な道路については県、新発田警察署等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	県、他関係機関、建設業協会等
土地改良区、施設管理者	1　避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2　通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	市、県、他関係機関、建設業協会等

第 46 節　農林水産業応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

市は、災害時において、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想されることから、農林水産業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

⑵　各主体の責務

ア　農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

(ｱ) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

(ｲ) 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。

(ｳ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう、平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(ｴ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市及び関係団体等へ速やかに連絡する。

イ　関係団体の責務

(ｱ) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

(ｲ) 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

(ｳ) 新潟県農業協同組合中央会

a　農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

b　農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ提供する。

(ｴ) 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(ｵ) 森林組合・木材組合

a　市、新潟地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市及び新潟地域振興局へ報告する。

b　市、新潟地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(ｶ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(ｷ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に協力し、把握する。

(ｸ) 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会
県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

ウ　市の責務

(ｱ) 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、新発田・新潟地域振興局等に報告する。

(ｲ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

(ｳ) 県、関係団体等との協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ　県の責務

(ｱ) 新発田・新潟地域振興局は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

(ｲ) 新発田・新潟地域振興局は、必要に応じ市及び関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

(ｳ) 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

(ｴ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

⑶　達成目標

市は、次のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

ア　24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。

イ　被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導及び指示を行う。

ウ　被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

⑷　積雪期での対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2　情報の流れ

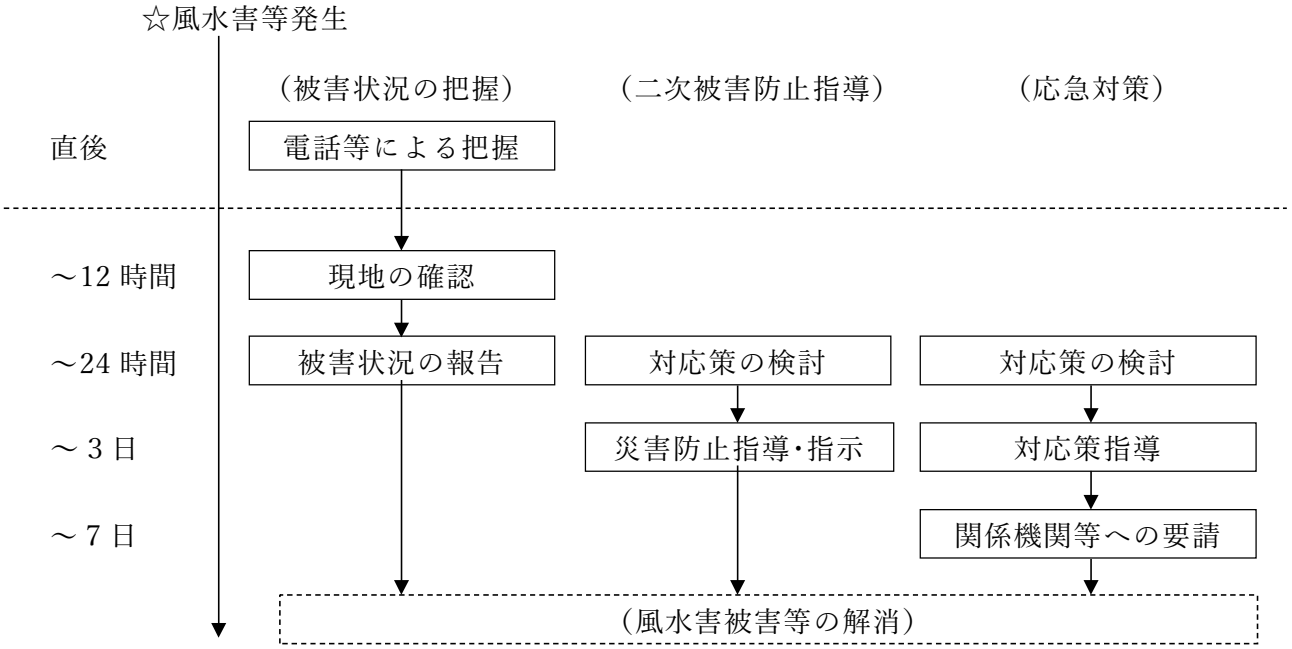
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	○被害状況
市	新発田･新潟地域振興局	○被災者ニーズ
新発田･新潟地域振興局	県災害対策本部	○集約された被害状況

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	新発田･新潟地域振興局	○応急対策等の内容
新発田･新潟地域振興局	市	○具体的な指導

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　農作物及び農業用施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、県新発田地域振興局に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県新発田地域振興局	・市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	・県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ　二次災害防止指導

実施主体	対　策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 ⑴　浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 ⑵　農業用燃料の漏出防止措置 ⑶　土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

実施主体	対　策	協力依頼先
	⑷　農舎、農業施設等の火災防止措置	

ウ　応急対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県新発田地域振興局	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 ⑴　農作物の病害虫発生予防のための措置 ⑵　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ⑶　応急対策用農業用資機材の円滑な供給 ⑷　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 ⑸　種苗の供給体制の確保 ⑹　消雪促進のための措置 ⑺　農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	・被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

⑵　家畜及び家畜飼養施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所	・市等の協力を得ながら、県新発田地域振興局及び県下越家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、県農業共済組合連合会、(公社)県畜産協会、(公社)県獣医師会

イ　二次災害防止対策

実施主体	対　策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 ⑴　畜舎の二次倒壊防止措置 ⑵　停電発生農場への電源供給 ⑶　生存家畜の救出	農業協同組合、農業共済組合

実施主体	対　策	協力依頼先
	⑷　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲及び収容による市民等への危害防止措置	
県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所	二次災害防止及び応急対策の調整をする。 ⑴　二次災害防止対策への協力 ⑵　関係機関及び団体への協力要請	市、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、県農業共済組合連合会、(公社)県畜産協会、(公社)県獣医師会

ウ　応急対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市	県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所
県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所	市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 ⑴　死亡・廃用家畜の処理 ア　死亡家畜の受入れ体制確保 イ　死亡家畜の埋却許可 ウ　傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 エ　家畜廃用認定 オ　家畜緊急輸送 ⑵　家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ア　家畜飼養者に対する衛生指導 イ　被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ウ　家畜伝染病予防接種体制の確保 ⑶　動物用医薬品及び飼料等の供給 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ⑷　家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	県化製興業㈱福祉保健部、新潟市、県食肉衛生検査センター、県農業共済組合連合会、県家畜商協同組合 農業協同組合、農業共済組合、(公社)県畜産協会、(公社)県獣医師会 県動物薬品器材協会、(公社)県獣医師会、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、(公社)県獣医師会

⑶　林産物及び林産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
生産者等	1　市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 2　近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体

実施主体	対　策	協力依頼先
関係団体	1　市、県新潟地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2　市、県新潟地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。	市、県新潟地域振興局
市	1　県新潟地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2　関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、県新潟地域振興局
県新潟地域振興局	1　県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 2　市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県	1　県新潟地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 2　必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ　二次災害防止

実施主体	対　策	協力依頼先
生産者等、関係団体	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県新潟地域振興局、関係団体
市	緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 ⑴　倒木等の除去 ⑵　林業等関係施設の倒壊防止措置 ⑶　燃料、ガス等漏出防止措置	県新潟地域振興局
県新潟地域振興局	・市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	・県新潟地域振興局へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ　応急対策

実施主体	対　策	協力依頼先
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県新潟地域振興局、関係機関
関係団体、市、県新潟地域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 ⑴　林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置	

実施主体	対　策	協力依頼先
	⑵　病害虫発生予防措置 ⑶　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ⑷　応急対策用資機材の円滑な供給 ⑸　林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

⑷　水産物及び水産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 2　被害状況を県に報告する。	漁業協同組合等
県	1　市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 2　被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ　二次災害防止

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 2　船舶の座礁、破損により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請をする。 3　養殖魚越冬施設の損壊や養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 4　融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。	新潟海上保安部、漁業協同組合
県	・油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講じる。	第九管区海上保安本部、漁業協同組合連合会

ウ　応急対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	1　水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。 2　応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。	漁業協同組合連合会

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 4　土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。	
県	・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第 47 節　商工業応急対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

風水害時において、商工業の事業資産の損害を最小限に食い止めるため、事業の継続、又は早期復旧を図る。

また、緊急時における企業活動への支援を行う。

⑵　各主体の責務

ア　企業・事業所の責務

企業・事業所は、災害による事業中断を最小限に食い止めるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ　商工団体の責務

(ｱ) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(ｲ) 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ　市の責務

(ｱ) 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(ｲ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ｳ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ　県の責務

(ｱ) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(ｲ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ｳ) 市を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

(ｴ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(ｵ) 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(ｶ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(ｷ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を　行い、風評被害を防止する。

※(ｵ)～(ｷ)は被災状況により対応

⑶　達成目標

ア　企業・事業所等は、災害発生時において、事業資産の損害を最小限に食い止めるため、事業の継続、又は早期復旧を可能とするために必要な初動対策を講じる。

イ　市は県等と協力し、災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

ウ　市及び県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後７日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

エ　県は災害発生後７日（特に被害が大きい場合は15日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2　情報の流れ

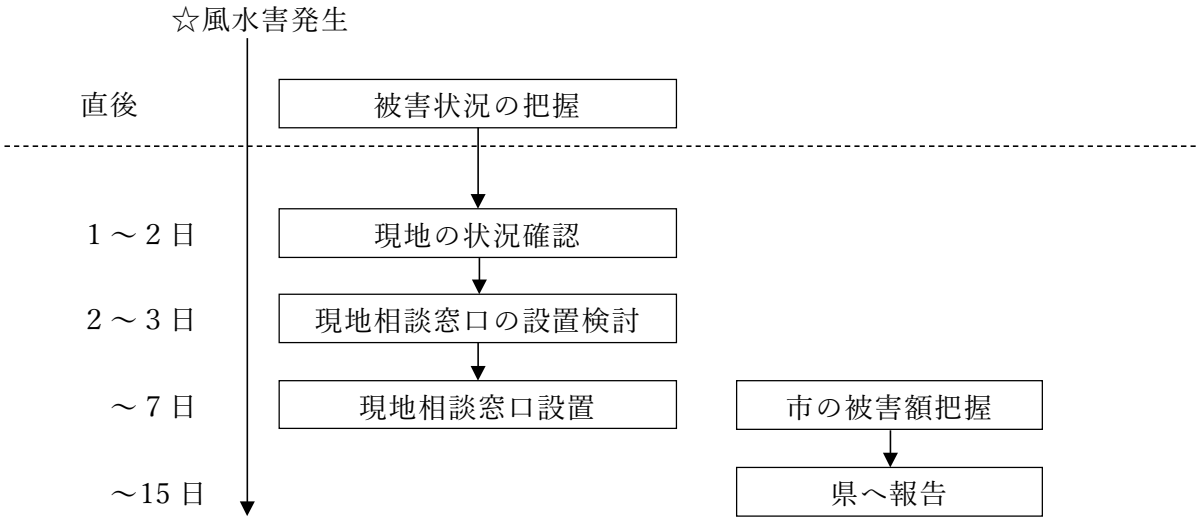
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会･商工会議所等商工団体、地場産地企業･産地組合、商店街組合、大規模小売店、共同店舗、工業団地等進出企業、観光施設、市	県	○被害状況

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、商工団体	○被災状況 ○現地相談窓口の設置 ○支援策
市、商工団体	企業・事業所	○現地相談窓口の設置 ○支援策

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　被災状況の把握

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業･事業所、商工団体
県	1　県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 2　技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。	企業･事業所、商工団体、市

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 4　国に被害状況を報告する。	

⑵　関係機関への協力・支援要請

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等

⑶　相談窓口の設置

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構、市、商工会・商工会議所、県信用保証協会、政府系金融機関

⑷　風評被害対策

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

第 48 節　応急住宅対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

(ｲ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

(ｳ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

(ｴ) 市営住宅の空き家を仮住宅として提供する。

(ｵ) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

イ　県の責務

(ｱ) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

(ｲ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

(ｳ) 県営住宅の空き家を仮住宅として提供する。

(ｴ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(ｵ) 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務を支援する。

⑶　達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

⑷　要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

⑸　積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

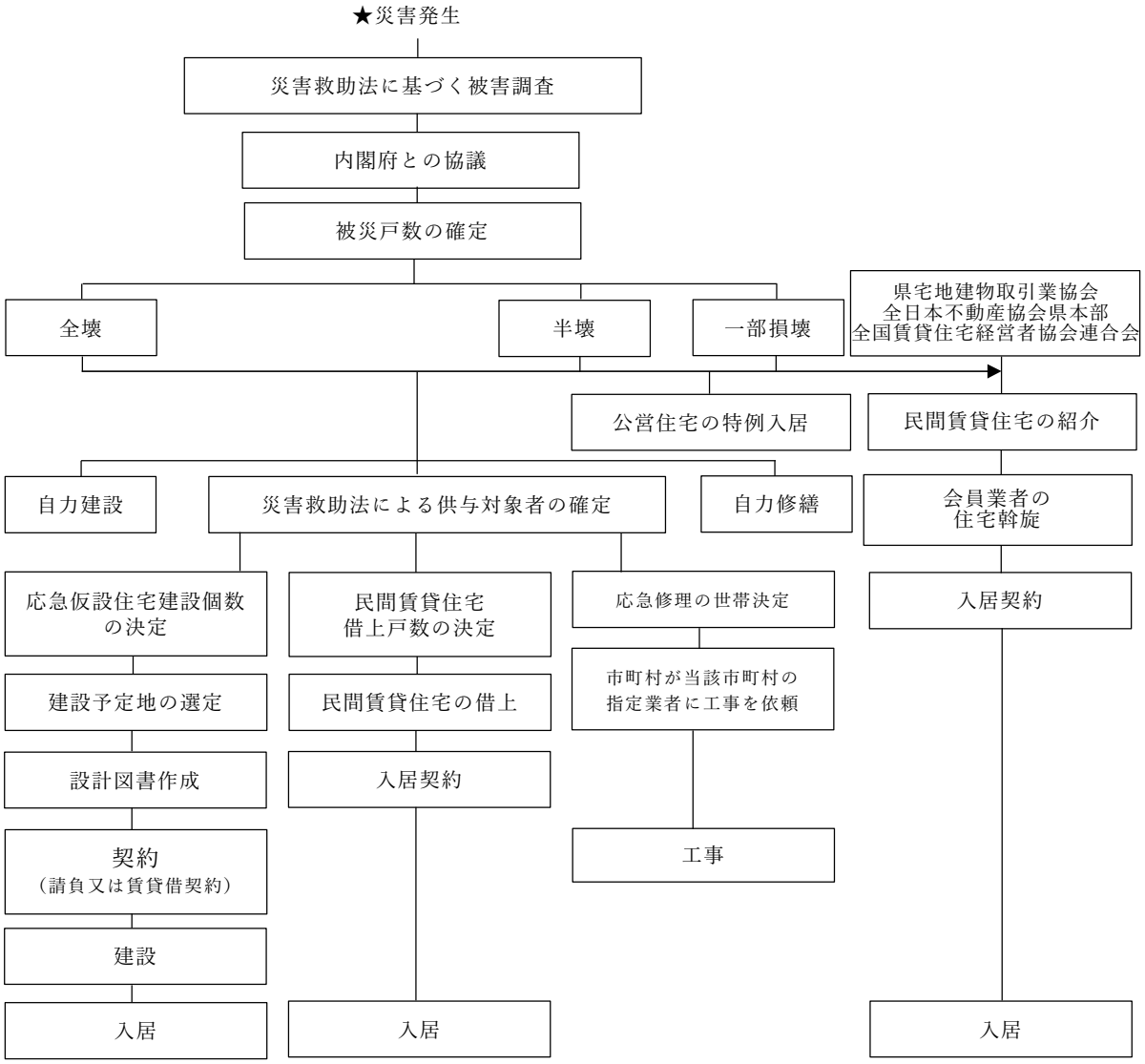
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	市	○住宅の被害状況 ○応急仮設住宅の入居希望 ○応急修理の希望 ○公営住宅等の入居希望

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○住宅の被災戸数 ○応急仮設住宅の必要戸数･建設予定地 ○応急修理希望世帯数等

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○応急仮設住宅の供与決定 ○応急修理事務の委任
市	被災者	○応急仮設住宅の入居申込み手続 ○応急修理の申込み手続
県		○応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 ○公営住宅等の空き家情報

3　業務の流れ



4　業務の内容

⑴　被災住宅調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。 （災害発生から１週間以内を目途） ⑴　住宅及び宅地の被害状況 ⑵　被災地における住民の動向 ⑶　応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ⑴　市調査に基づく被災戸数（災害発生から１週間以内を目途に確定） ⑵　市の住宅に関する要望事項 ⑶　市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 ⑷　応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 ⑸　その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市

⑵　応急仮設住宅の供与

実施主体	対　策	協力依頼先
市	１　建設候補地の選定 ⑴　市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議しておく。 ⑵　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 ２　入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ⑴　入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 ア　住家が全壊、全焼又は流失した者 イ　居住する住家がない者 ウ　自らの資力では、住宅を確保することができない者	

実施主体	対　策	協力依頼先
	⑵　入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ⑶　管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 ⑷　供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則２年以内とする。	
県	1　建設による供与 ⑴　建設の方針 ア　建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便性、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ　建物の規模及び費用 (ｱ) １戸当たりの建物面積及び費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (ｲ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ　建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から２ヶ月以内を目途とする。	市、(一社)プレハブ建築協会、(一社)県建設業協会

実施主体	対　策	協力依頼先
	エ　二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 2　応急仮設住宅の建設方法 ⑴　県知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。 ⑵　市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 3　協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 4　入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、県知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。 5　民間賃貸住宅借上げによる供与 ⑴　被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ県知事は、市長に借上げを委任することができる。 ⑵　入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	市、(公社)県宅地建物取引業協会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

⑶　被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　応急修理の対象者 ⑴　以下の全ての要件を満たす世帯 ア　県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 イ　半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 ウ　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 エ　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※ ※　応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が１ヶ月を超えると見込まれる	

実施主体	対　策	協力依頼先
	者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則６ヶ月） ⑵　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 2　応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。 3　応急修理の費用 応急修理に要する費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 4　応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として３か月以内（国の災害対策本部が設置された災害において６ヶ月以内）に完了する。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。 5　応急修理の手続 後述「応急修理事務手続き」を参照 6　制度の広報 広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

⑷　公営住宅の特例使用

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	1　市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可による。) 2　対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 3　県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。	近隣市町村、隣接県

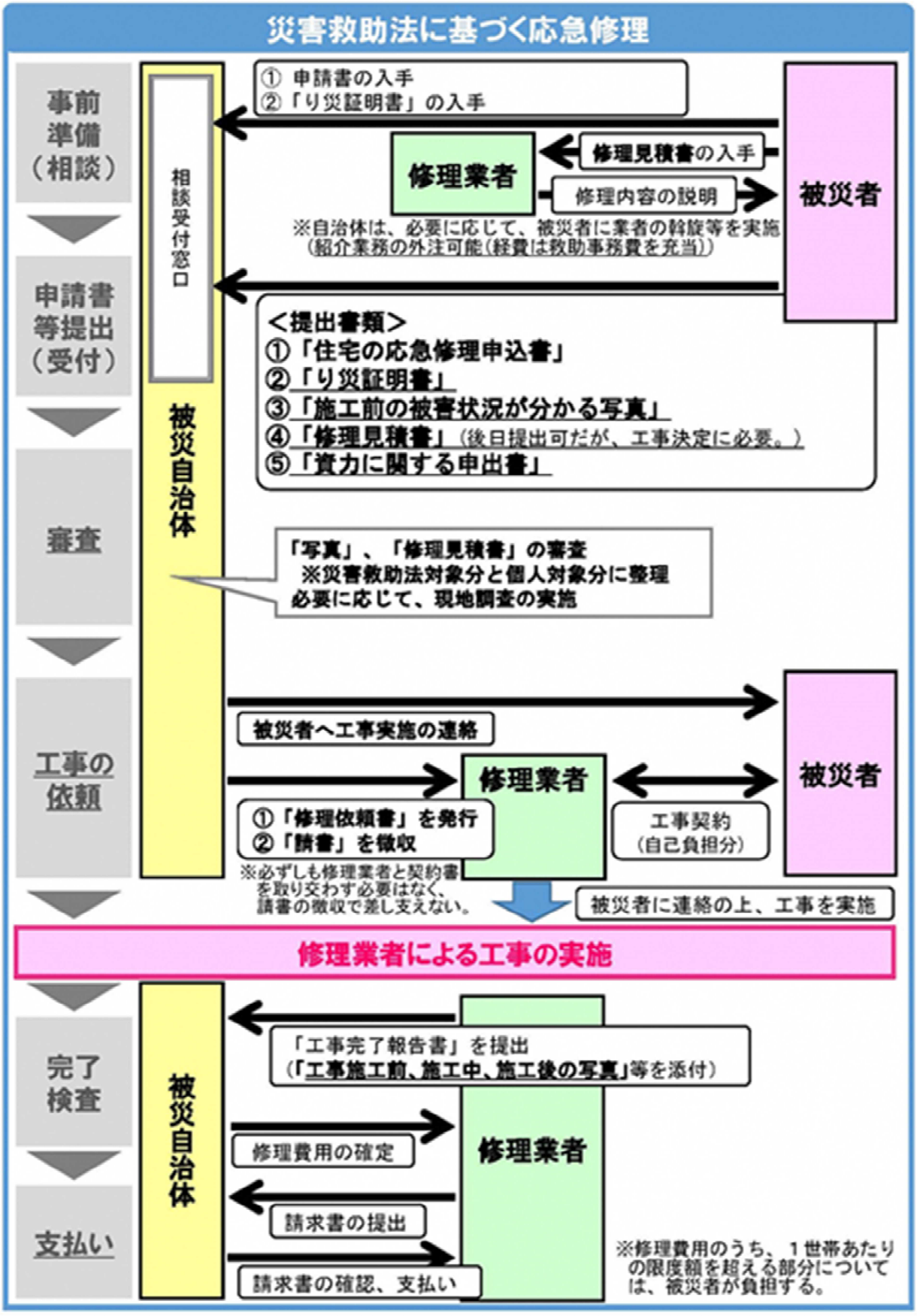
⑸　民間賃貸住宅の紹介・斡旋

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会新潟県本部
(公社)新潟県宅地建物取引業協会	・県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)県宅地建物取引業協会会員業者
(公社)全日本不動産協会新潟県本部	・県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)全日本不動産協会新潟県本部会員業者
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	・県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

⑹　住宅建設資材の斡旋

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋要請を行う。	新潟木材組合連合会、県森林組合連合会、木材輸入商社・卸、隣接県

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第 49 節　被害認定調査・罹災証明書発行対策

1　計画の方針

⑴　基本計画

市は、災害対策基本法、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他被災者支援対策を実施するため、家屋の被害の度合いを判定し罹災証明書を発行する。

⑵　各主体の責務

ア　市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、罹災証明書の目的を理解し、市及び国、県が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。

イ　市の責務

(ｱ) 被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(ｲ) 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

(ｳ) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考に、被害認定調査を実施する。

(ｴ) 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

(ｵ) 市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

⑶　達成目標

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給、又は被災生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調査し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2　業務の体系

☆風水害発生

避難指示等 解除後１日以内	被害区域の把握、区域分担地図の作成 被害認定調査実施に向けた準備
避難指示等 解除３日以内	被害認定調査の開始、罹災証明書の発行

3　業務の内容

⑴　情報収集

ア　河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。

イ　被害が広範囲にわたる場合は自治会長等に連絡し被害状況の事前照会を行う。

ウ　得られた情報から、被害地域の予測を行う。

⑵　被害認定調査準備

ア　腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ　画版、下げ振り、メジャー、デジタルカメラ、携帯電話、電卓、水平器、懐中電灯、雨具、安全靴、手袋、水筒、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達

ウ　調査票、調査済票、住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地把握のための必要書類の準備

エ　被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

⑶　市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

⑷　応援体制

ア　市の建築技師への共同調査依頼

イ　被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

⑸　被害認定調査

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施

⑹　被災台帳の作成

ア　各家屋、所有者ごとの被災台帳（被害状況調書）の作成

イ　被災者台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行

⑺　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法、第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明を発行する。

ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　全焼、半焼

⑻　罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

4　新潟県及び県内市町村共同利用型被災者生活再建支援システム

上記を円滑に行うため、新潟県及び県内市町村で運用する同システムを利用する。

また、新潟県において同システムの操作研修会等が毎年行われるため、関係職員の研修会への派遣を行う。

第 50 節　ボランティアの受入れ計画

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という）及び市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

⑵　各主体の責務

ア　新発田市社会福祉協議会の責務

(ｱ) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

(ｲ) ボランティアセンターの設置・運営は、新発田市社会福祉協議会が主体となり、各種団体、個人ボランティア等の協力を得て協働で組織する。

(ｳ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行い、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ　市の責務

(ｱ) 新発田市社会福祉協議会と協議し、ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。

(ｲ) ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(ｳ) 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する新発田市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

ウ　ボランティアセンターの責務

(ｱ) ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。

(ｲ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

(ｳ) 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。

(ｴ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

(ｵ) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

エ　県支援センターの責務

(ｱ) 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、同センターの運営を行う。

(ｲ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

オ　新潟県社会福祉協議会の責務

(ｱ) 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(ｲ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

カ　県の責務

(ｱ) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

(ｲ) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報提供を図る。
(ｳ) 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を派遣する。

⑶　達成目標

災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置運営、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	○市災害ボランティアセンターの設置 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○調整会議構成団体による市への先遣隊の受入
避難指示解除後 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2　情報の流れ

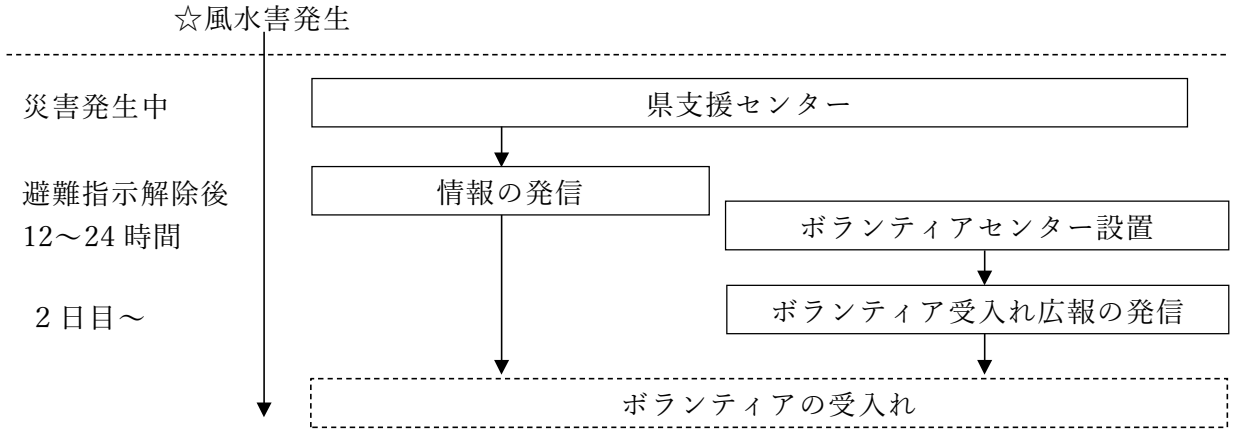
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、被災者	ボランティアセンター	○避難所などにおけるボランティアニーズ
市災害ボランティアセンター	県支援センター、市災害対策本部	○集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	同上
県災害対策本部	協定先企業・団体	○ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	○支援・協力予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市災害対策本部	
県支援センター、市災害対策本部	ボランティアセンター	
ボランティアセンター	避難所、被災者	

3　業務の体系



4　業務の内容

(1)　県支援センターの運営

実施主体	対　策	協力依頼先
県社会福祉協議会	1　センターに職員を派遣し運営を支援 2　運営に係る補佐及び資金管理	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	1　センター運営に係る場所や資機材の提供 2　センターに職員を派遣し運営を支援	国や他県等の行政機関
日本赤十字新潟県支部	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県の赤十字支部
新潟県共同募金会	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県等の共同募金会
県内 NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・センターに職員を派遣し運営を支援	県内外 NPO 等
新潟県災害ボランティア調整会議	・調整会議の活動に係る県災害ボランティア基金の活用	構成団体

(2)　ボランティアセンターの運営

実施主体	対　策	協力依頼先
新発田市社会福祉協議会	1　ボランティアセンターの運営 2　ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 3　ボランティアセンター運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市	1　ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 2　ボランティアセンター運営に係る資機材の提供	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	・ボランティアセンター運営に係る資機材調達の	国や他県等の行政

実施主体	対　策	協力依頼先
	支援	機関
県社会福祉協議会	・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内 NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外の NPO 等
新潟県災害ボランティア調整会議	・ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援	構成団体

第 51 節　義援金の受入れ・配分計画

1　計画の方針

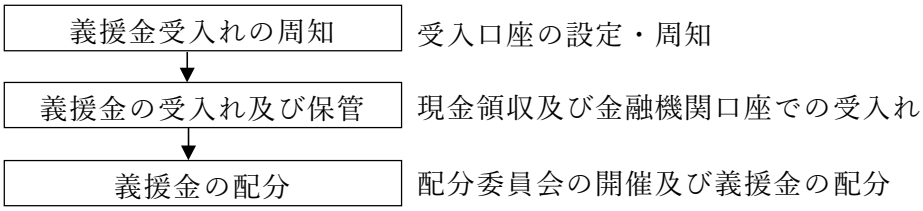
⑴　基本方針

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

⑵　達成目標

市は、義援金の適正な管理に努め、配分に当たっては、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保し、適正かつ円滑な配分を行う。

2　義援金の受入れ・配分フロー図



3　義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じ、日本赤十字社新潟県支部及び県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

ア　振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ　受入窓口（市、市社会福祉協議会）

4　義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

⑴　受入窓口

一般からの義援金の受入窓口は会計班（会計課）とする。

⑵　現金の受入れ

ア　一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として受け入れる。

イ　国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」として受け入れる。

⑶　義援金の管理

ア　一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ　国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」の歳入として管理する。

5　義援金の配分

⑴　義援金配分委員会の設置

市は、県、日本赤十字社新潟県支部及び県共同募金会等の義援金受入団体及び寄託者等に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

⑵　義援金配分委員の選任

義援金配分委員会の委員は、副市長（防災監）、地域安全課長（副防災監）、総務対策部長、財務・物資・会計対策部長、市民支援対策部長、医療・福祉対策部長で構成し、委員長は、副市長（防災監）をもって充てる。

特に必要があると認めるときは、社会福祉関係者、その他関係団体の代表者等を委員とすることができる。

⑶　配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第 52 節　義援物資対策

1　計画の方針

⑴　基本方針

ア　全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となることから、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

イ　小口・同梱の義援物資については、仕分け作業のために人員の不足を招くことから、善意を十分に理解した上で、必要に応じ廃棄する。

ウ　上記のことからも、可能な限り、義援金での支援を呼びかける。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握する。

(ｲ) 発災直後は、大量の物資を迅速かつ的確に被災者へ供給することが必要であることから、市は、災害救援協定等に基づき協定企業等から調達する。

(ｳ) ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ　県の責務

(ｱ) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

(ｲ) インターネット、マスコミ等により、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災６時間後には全国へ発信する。

⑶　達成目標

ア　災害発生直後において、救援を必要としている被災者に対し、迅速かつ的確な供給が必要なことから、市は他市町村との災害応援協定及び企業との災害救援協定等に基づき、食料、生活物資等を迅速に必要量を調達し供給する。

イ　市は、報道機関等の協力を得て、災害発生直後に不特定多数の個人からの義援物資を活かすことが困難であることについての理解と協力を呼びかけ、小口・同梱の義援物資については原則受け取らないという情報配信により、災害発生直後の義援物資の抑制に努める。

2　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、ＮＰＯ・ボランテイア	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ
	協定先企業・団体	○調達要請
	国民	○物資取扱方針
県	協定先企業・団体	○調達要請
	国民	○物資取扱方針

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○供給予定情報
市	被災者、避難所、ＮＰＯ・ボランティア	○供給情報

3　業務の体系

☆災害発生

	（提供申出対応）	（情報発信）	（情報収集）	
直後～ ６時間後	物資受入方針に基づく 電話･メール･FAX 対応	物資取扱方針 情報	被災地 ニーズ	交通情報
１日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ニーズ 要求、調達情報 交通情報	被災地 ニーズ	交通情報
市災害対策本部 縮小時期	電話対応（申出の御礼、受入停止の説明）	義援物資受入れの 停止宣言	被災地 ニーズ	

4　業務の内容

⑴　情報収集

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	1　最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び協定事業者及び提供申出者等からの提供可能量の把握 2　配送等にかかる道路・交通情報の把握	協定事業者、提供申出者、協定市区町村、県災害対策本部(生活基盤対策部)、ＮＰＯ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等

⑵　情報発信

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱いに係る方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページやマスコミを通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等

⑶　義援物資提供の受付対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市災害対策本部	1　被災地が必要としているもの、必要数、送付場所及び送付方法を的確に知らせ、提供を受ける。	協定事業者、提供申出者、協定市区

実施主体	対　策	協力依頼先
	2　在庫管理を実施しながら、避難所・避難場所等へ必要な物資を配布する。 3　集積場所 （市施設） ア　サンビレッジしばた イ　市維持管理事務所 ウ　月岡カリオンパーク ※その他、必要に応じた市有施設等 （民間施設） ア　イオンモール新発田店駐車場 イ　コメリパワー新発田店駐車場	町村、県災害対策本部　等

第 53 節　災害救助法による救助

1　計画の方針

⑴　基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ　県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

ウ　日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

⑶　達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

⑷　積雪期での対応

ア　法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ　要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記１「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記２「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

⑸　広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2　情報の流れ

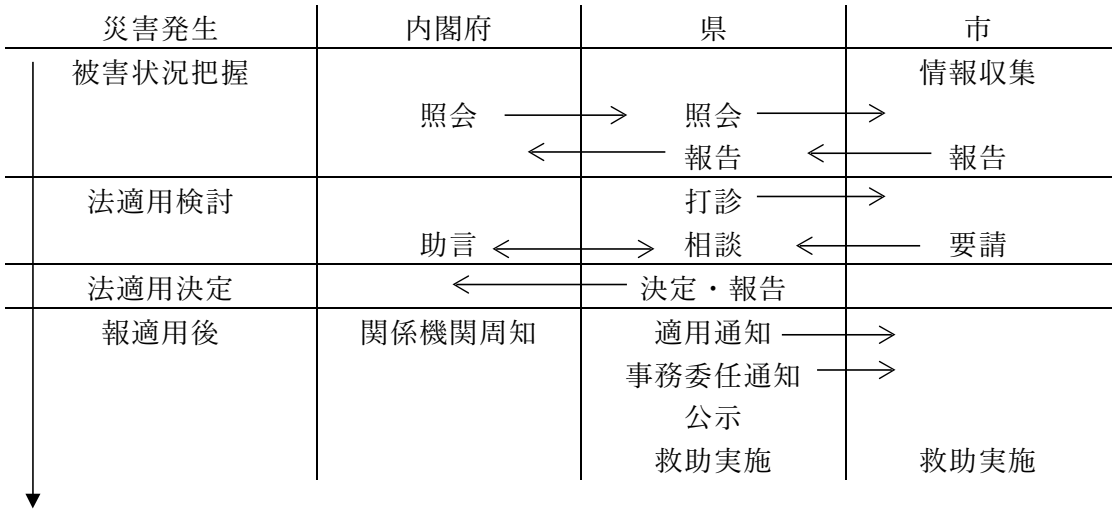
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	市	○被害情報、被災者のニーズ
市	県	○被害情報、法適用の要請
県	国	○被害情報、法適用相談等

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国	県	○法適用に際しての技術的助言
県	市	○法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	○法適用決定

3　業務の体系（フロー図）



4　災害救助法の適用

ア　県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第１条）

イ　県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第 13 条第１項、県法施行細則第 17 条）

ウ　市長は、上記⑵により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助するものとする。（法第 13 条第２項、県法施行細則第 17 条）

エ　市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事に協議するものとする。（県法施行細則第３条）

5　災害救助法の適用基準

⑴　基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。例外として、

(ｱ) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ) 時間的に接近して、市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

⑵　適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア　住家の滅失した世帯数が、市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第１の世帯数以上であるとき

イ　県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数がアの２分の１以上であるとき

ウ　県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき

6　災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

⑴　法が適用されない場合の救助

原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、本計画及び市災害救助条例に定める。

⑵　条例の適用

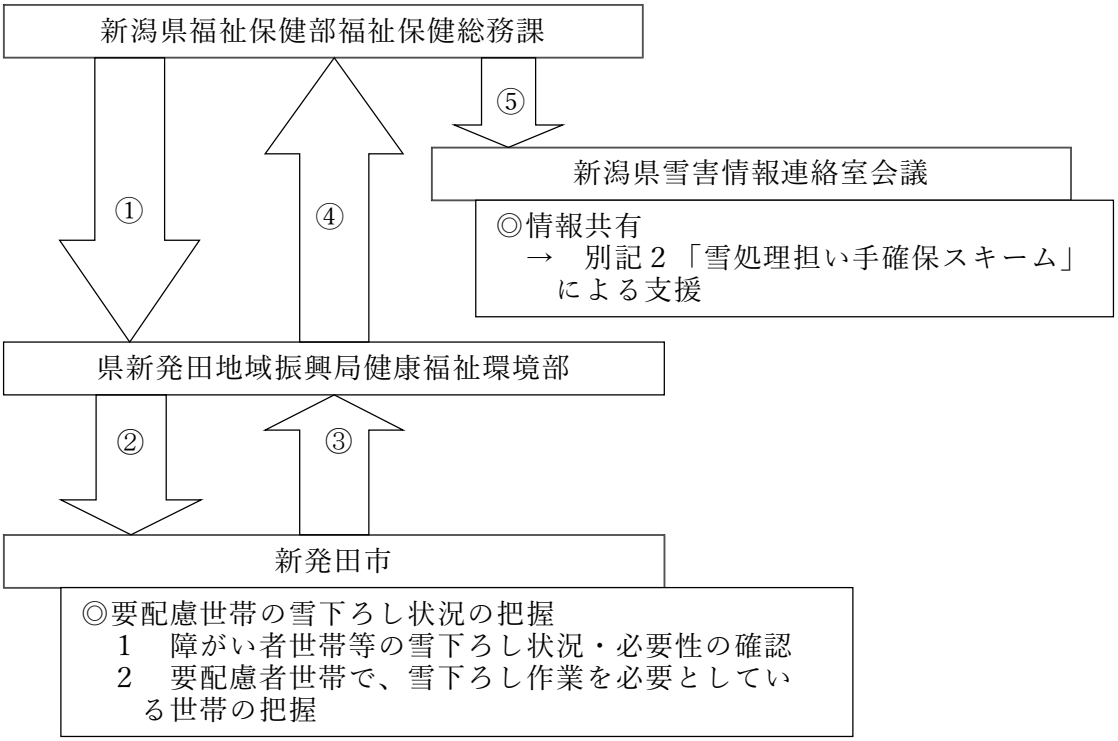
市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

⑶　条例適用基準

ア　市の人口に応じて、条例第２条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

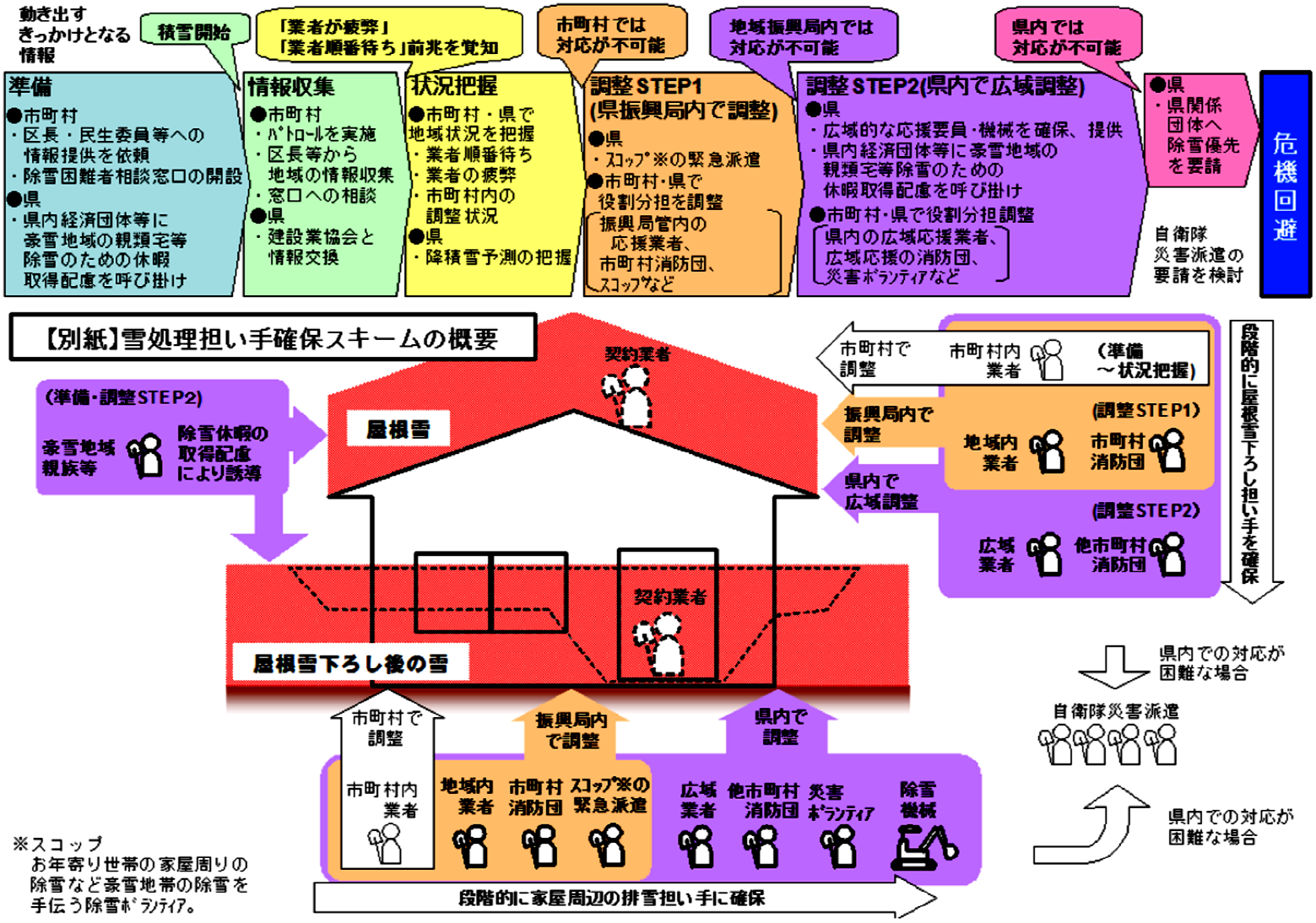
イ　県知事が特に必要と認めた場合

（別記１）　豪雪対応における要配慮者の状況把握



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会
③、④：支援の必要性の報告
（いつ、何人の人手が必要か）
⑤　　：県「雪害情報連絡会議」へ報告
↓
別記２「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

別記２　「雪処理担い手確保スキーム」



第１編　風水害等共通対策

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化対策.....426
第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画.....433
第３節　公共施設等災害復旧対策.....445
第４節　災害復興対策.....449

第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系

被災者のための相談、支援	相談窓口の開設、運営
罹災証明書の発行	迅速な体制整備
雇用の安定	特別相談窓口の設置、被災者の雇用促進 特別措置の要請及び実施 労働保険料の申告・納付期限の延長
応急金融措置	通貨供給の確保、非常金融措置
生活関連物資の需給、価格	調査監視及び情報の提供 物資の指定等
住宅対策	住宅復旧のための木材調達 被災者入居のための公営住宅の建設
租税の特例措置	県の特例措置 国及び市町村の特例措置
公共料金等の特例措置	電信電話事業、電気事業、都市ガス事業
市民への制度の周知	民生安定のための広報、相談窓口の周知、 制度内容の周知

３　被災者のための相談、支援

国、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

⑴　相談窓口の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市庁舎などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を、整備する。

⑵　相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

⑶　被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳（カルテ）の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

⑷　被災者等の生活再建等の支援

ア　市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ　市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ　市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ　市は、「大規模災害時における被災地生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。また、県と市は、被災者生活再建支援の円滑化に資するため、システムの導入等の検討に努める。

⑸　被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4　罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

5　雇用の安定

⑴　特別相談窓口等の設置

新発田公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

⑵　被災者の雇用促進

ア　新発田公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ　被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

⑶　特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

(ｱ) 証明書による失業の認定

新発田公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行う。

(ｲ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

新発田公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

厚生労働省新潟労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ｱ) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(ｲ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ｳ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

厚生労働省新潟労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対し、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

６　応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

⑴　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

イ　現金供給のための輸送及び通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図る。

ウ　通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

⑵　資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ　資金の貸付

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

⑶　金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

⑷　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア　被災者の便宜を図るため､財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ｱ) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し､預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(ｲ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ｳ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(ｴ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(ｵ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ　被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げる金融上の措置などを可及的速やかに要請する。

(ｱ) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(ｲ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ｳ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行けるよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

⑸　各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、⑶及び⑷に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

7　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

⑴　調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

⑵　物資の指定等

ア　県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ　県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8　住宅対策

⑴　住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。さらに、必要に応じ近県に対し、製材品の供給要請を行う。

⑵　被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

⑶　国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9　保険や共済制度の活用

風水害を対象とした保険や共済制度は、風水害等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

10　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

⑴　市税の特例措置

市は、被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は新発田市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア　期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ｱ) 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

(ｲ) その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は30日以内を限度として延長する。（市税条例第8条第3項）

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、止むを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

ウ　滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ　減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ｱ) 個人市民税（災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合）

(ｲ) 固定資産税（災害により土地又は家屋若しくは焼却資産について損害を受けた場合）

(ｳ) 都市計画税（災害により土地又は家屋について損害を受けた場合）

(ｴ) 特別土地保有税（災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合）

オ　国民健康保険料、保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

⑵　市及び国の特例措置

市及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11　その他公共料金の特例措置

⑴　郵便業務

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付（新発田郵便局長が決定する）。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除（日本郵政㈱信越支社長が決定する）。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｱ) 日本郵政㈱信越支社長が決定する。

(ｲ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ｳ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

⑵　電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア　避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免

避難指示の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。

イ　被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等を移転する契約者の移転工事費に限る。

⑶　電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除
ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

⑷ 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸
イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）
ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

12 市民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

⑴ 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
⑵ 広報車、広報紙、チラシ等
⑶ 市ホームページ、㈱エフエムしばたによるラジオ放送等
⑷ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

⑵　達成目標

市は、市民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金、見舞金等の支給を行う。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓　口	担当課
支給	⑴　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	社会福祉課
	⑵　災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長（社会福祉協議会）	社会福祉課
	⑶　災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	市	社会福祉課
	⑷　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	社会福祉課
貸付	⑸　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	社会福祉課
	⑹　生活福祉資金 ア　福祉費（災害臨時経費） イ　福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会（民生委員）	社会福祉課
	⑺　母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	県	（社会福祉課）新発田地域振興局健康福祉環境部
	⑻　住宅金融支援機構資金(災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築課
	⑼　新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市、金融機関	
	⑽　天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	農林水産課
	⑾　日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	⑿　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関、県信用保証協会	商工振興課

3　資金名等

⑴　災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。（平成 31 年 4 月 1 日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事 業 主 体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）
1　1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第 230 号による） 5　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1　実施主体 市（市条例による） 2　経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1／2 県1／4 市1／4 （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が5の場合 県1／2 市1／2 （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹 （※） ※　兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円 支給の制限 1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

問い合わせ窓口：社会福祉課

⑵　災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
（平成 31 年 4 月 1 日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）
1　1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害（以上、平成 25 年	1　実施主体 市（市条例による） 2　経費負担 国1／2 県1／4 市1／4 （災害弔慰金の支給等に関する法律）	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円 支給の制限 1　当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）
内閣府告示第 230 号による）			

問い合わせ窓口：社会福祉課

⑶　被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。　（令和４年４月１日現在）

対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問合せ窓口
1　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 2　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 3　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 4　１又は２の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。）に係る自然災害 5　１～３区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害 6　１若しくは２の市町村を含む都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）	1　事業主体 新潟県（※） ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県ｾﾝﾀｰへ委託している。 2　経費負担 国１/２ 県１/２ （被災者生活再建支援法(平成 10 年５月 22 日法律第 66 号）	左記の被害により 1　住宅が「全壊」した世帯 2　住宅は半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に移住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	別表のとおり	(公財)都道府県ｾﾝﾀｰ

(別表)

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の３／４の額)

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	―

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸
支給額	200 万円 （100 万円）	100 万円 （50 万円）	50 万円 （25 万円）

※支給額下段は、中規模半壊の場合の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

⑷　災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。　(平成 31 年 4 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円 に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体 市（市条例による） ３　経費負担 国２／３ 県１／３ ４　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １　世帯主の１か月以上の負傷 150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊 250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失 350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複 250 万円 イ　１と２のイの重複 270 万円 ウ　１と２のウの重複 350 万円 ４　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合　250 万円 イ　２のウの場合　350 万円 ウ　３のイの場合　350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合は５年） ２　償還期間 10 年 （据置期間を含む） ３　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４　貸付利率 年３％以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子） ５　延滞利息 年５％

問い合わせ窓口：社会福祉課

⑸　生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

ア　生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1　低所得世帯等（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） 2　高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3　障がい者世帯（障がい者の属する世帯、但し、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4　上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2　実施主体等 ⑴　実施主体 県社会福祉協議会 ⑵　窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150 万円 以内	1　据置期間 貸付の日から 6 カ月以内 2　償還期間 7 年以内 3　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと

イ　生活福祉資金（福祉費（住宅改修経費））

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1　低所得世帯（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） 2　高齢者世帯（日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） 3　障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4　上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1　「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2　実施主体等 ⑴　実施主体 県社会福祉協議会 ⑵　窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250 万円 以内	1　据置期間 貸付の日から 6 ヵ月以内 2　償還期間　7 年以内 3　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6　申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと

⑹　母子父子寡婦福祉資金貸付　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1　母子父子寡婦福祉法施行令第 7 条、第 31 条の 5 及び第 36 条 2　法施行令通知	貸付限度 200 万円	1　災害救助法の適用を要しない 2　据置期間 6 か月 3　償還期間 7 年以内 4　利率（年利） 無利子又は 1.0%（連帯保証人の有無による）

問い合わせ窓口：社会福祉課

＊その他（特例措置）

No.	項　目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第 19 条、第 31 条の 7 及び第 38 条、附則第 7 条及び附則第 8 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 ⑴　猶予期間　　1 年以内（1 年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） ⑵　添付書類　　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第 17 条、第 31 条の 7 及び第 38 条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 ⑴　添付書類　　市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第 8 条、第 31 条の 6 及び第 37 条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から 1 年以内に貸付けられる場合には、2 年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 ⑴　事業開始資金 15,000 円以上 30,000 円未満　6 か月 30,000 円以上　　1 年 ⑵　事業継続資金・住宅資金 15,000 円以上 30,000 円未満　6 か月 30,000 円以上 45,000 円未満　1 年 45,000 円以上　　1 年 6 か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第 32 条第 3 項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

⑺　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和４年 10 月１日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 1　建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合　3,700 万円 土地取得しない場合 2,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 ３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
2　住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金（土地取得資金含む） 3,700 万円	償還期間 35 年以内 木造（一般）25 年以内 据置期間 ３年間（その分償還期間延長） 利率　1.13%（団体用生命保険に加入しない場合）
3　補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 １年間 利率　1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

問い合わせ窓口：建築課

⑻　新潟県災害被災者住宅復興支援事業（問い合わせ窓口：建築課）

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

［利子補給］

事業主体　　市

利子補給期間　　５年間

補助対象　　被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金（補給率が１％を超える場合は１％が限度）

補助率　　１／２

［貸付金］

貸付対象　　住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額　　建設、購入　　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補修　　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

貸付利率

[当初 10 年]　　住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％

[11 年目以降]　　住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

⑼　天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、

その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（令和３年４月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	３～６年以内 激甚災害の場合は４～７年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補填に充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会5,000万円 激甚災害の場合は組合5,000万円、連合会7,500万円	6.5%以内	３年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

⑽　日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。　（令和５年１月19日現在）

区分	資金の種　類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利　率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	0.40~ 0.80%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40~ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 ⑴　農業施設の復旧	⑴農業を営む者	0.40~ 0.80%	⑴15年以内	⑴3年以内
		⑵　被災果樹の改植又は補植	⑵農協・同連合会（⑴への転貸に限定）		⑵25年以内	⑵10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40~ 0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40~ 0.80%	20年以内（林業経営改善計画に基づくもの25年以内）	3年以内（林業経営改善計画にもとづくもの7年以内）
業林	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小	0.40~ 0.80%	20年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
関係資金		林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人			
		〈主務大臣指定施設〉林業施設の復旧	林業を営む者	0.40~0.80%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.40~0.80%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40~0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40~0.80%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40~0.80%	15年以内	3年以内

（申込方法）農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。
（貸付限度）原則として８割で、額は各資金によって異なる。
（注）この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業家等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

⑾　中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ｱ) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(ｲ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ｳ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(ｴ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(ｵ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

(ｱ) 融資制度　（令和７年４月１日現在）

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県地域産業振興課	セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件	1　資金使途　運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3　融資限度　3,000 万円（別枠） 4　融資利率　融資期間３年以内　年 1.30% 融資期間３年超５年以内　年 1.50% 融資期間５年超７年以内　年 1.70% 5　融資期間　７年以内（うち据置期間２年以内） 6　担保　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めによる 8　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関）第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、ＪＡバンク新潟県信連、北新潟農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、魚沼農協、えちご上越農農協、佐渡農協
市	地方産業育成資金	1　資金使途　運転資金・設備資金 2　対象企業　中小企業者（市長の定めるところによる） 3　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可） 4　融資利率　保証付き責任共有対象外）年 1.85% 保証付き（責任共有対象）年 2.05% 保証なし　年 2.35% 5　融資期間　運転資金５年以内（うち据置期間６ヶ月以内） 設備資金７年以内（うち据置期間６ヶ月以内） （災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6　担保　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めによる 7　保証人　金融機関及び新潟県信用保証協会の定めによる 8　信用保証　市長の定めるところによる。	
日本政策金融公庫「国民生活事業」	災害貸付	1　資金使途　設備資金、運転資金 2　対象企業　災害により被害を受けた中小企業者 3　融資限度　それぞれの融資限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額 4　融資利率　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5　融資期間　それぞれの融資制度の期間以内 6　担保　7　保証人　公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫（国民生活事業）新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
日本政策金融公庫「中小企業事業」	災害復旧貸付	1　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　直接貸付　別枠1億5,000万円 代理貸付　上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4　融資利率　基準利率。(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。) 5　融資期間　運転10年以内　設備15年以内 (うち据置期間2年以内) 6　担保 7　保証人　公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫(中小企業事業)新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期) 2　対象企業　異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3　融資限度　金庫所定の限度内 4　融資利率　金庫所定の金利 5　融資期間　運転資金10年以内(うち据置期間3年以内) 設備資金20年以内(うち据置期間3年以内) 6　担保 7　保証人 8　信用保証　金庫の定めるところによる	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店

(ｲ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1　保証対象要件　激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合(市長の証明を要する。) 2　保証限度額　個人・法人　2億8,000万円 組合　4億8,000万円 3　保証料率　年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証(4号要件)	1　保証対象要件　経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者(市長の証明を要する。) 2　保証限度額　個人・法人　2億8,000万円 組合　4億8,000万円 3　保証料率　年0.80%	

4　制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

⑴　相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

⑵　制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア　市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

（県等の支援制度及び市個別制度の周知）

イ　県災害対策本部が実施するもの

(ｱ) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(ｲ) 新聞紙面による周知

(ｳ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

⑶　地域メディアの活用

コミュニティーＦＭ（㈱エフエムしばた）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第３節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等により被害を受けた市からの要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

⑵　達成目標

市は、被災の状況から地域の特性に配慮し、迅速な原状復旧、又はさらに安心・安全なまちづくりなど中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方針を定める。

また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とし、可能な限り改良復旧を行う。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
市民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

⑴　被害状況調査

施設管理者は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、市災害対策本部事務局及び所管課等にその状況を速やかに報告するものとし、所管課等は、県の所管部局に報告するものとする。※第３章第７節「被災状況等収集伝達計画」参照

⑵　被害状況の集計

被害報告を受けた所管課等は、集計結果を速やかに市災害対策本部事務局に報告するものとし、市災害対策本部事務局及び所管課等は、県の関係部局に集計結果を報告するものとする。

(3)　災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1)　公共土木施設災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
	海岸	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
		農林水産省	新発田地域振興局地域整備部
	砂防設備	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
	林地荒廃防止施設	農林水産省	新潟地域振興局農林振興部
	地すべり防止施設	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
		農林水産省	新潟地域振興局農林振興部
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
	道路	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
	漁港	農林水産省	新発田地域振興局地域整備部
	下水道	国土交通省	流域下水道事務所
	公園	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
(2)　農林水産業施設等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	新発田地域振興局農業振興部
	林業用施設		
	漁業用施設	農林水産省	新潟地域振興局農林振興部
	共同利用施設	農林水産省	農林水産部水産課
	(農業用共同利用施設)	農林水産省	新発田地域振興局農業振興部
	(林業用共同利用施設)		新潟地域振興局農林振興部
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課
(3)　文教施設等災害復旧事業(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課
(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課
(激甚法)	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課
(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係
(4)　厚生施設等災害復旧事業			
(社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 福祉保健部子ども家庭課 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	新発田地域振興局健康福祉環境部
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課
(保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金)	感染症指定医療機関	厚生労働省	新発田地域振興局健康福祉環境部
(精神保健福祉法)	精神障がい者社会復帰施設等		新発田地域振興局健康福祉環境部
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	新発田地域振興局健康福祉環境部

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
⑸　都市災害復旧事業(都市施設等) 堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設)、市街地の堆積土砂	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
⑹　公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
⑺　その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	 工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省	 企業局施設課 産業労働観光部産業政策課経営支援室
⑻　災害復旧に係る市町村に対する財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	総務部市町村課

4　復旧の基本方向の決定

市は被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5　激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

⑴　県知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

⑵　市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

⑶　県関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害　の指定が受けられるよう措置する。

6　災害復旧事業に係る助成及び財政援助

⑴　災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。

⑵　災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講じる。

7　市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課等からも提供する。

8　暴力団排除の推進

新発田警察署は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４節　災害復興対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民等、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

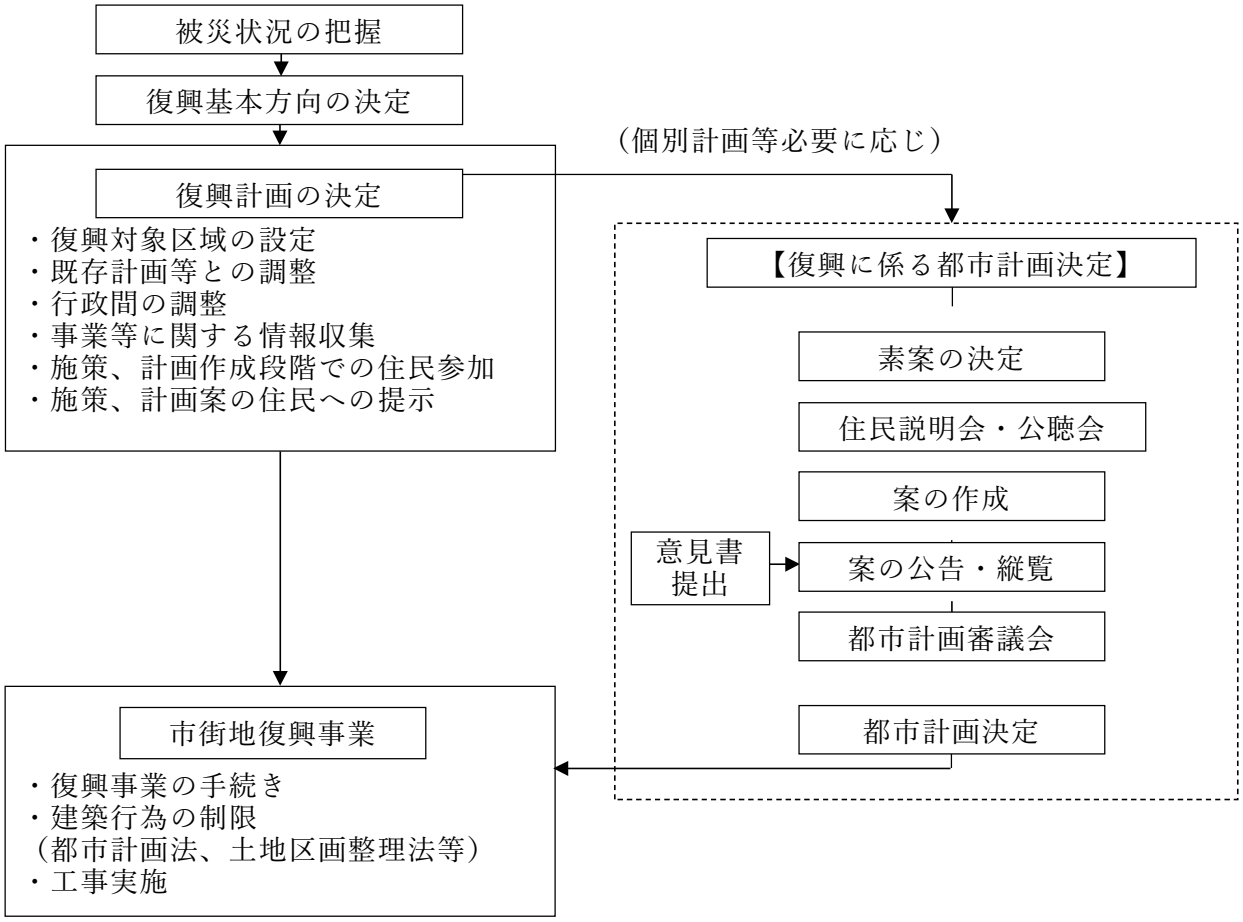
本節では、新潟県地域防災計画における復興対策の記述を例にとり、本市の自然・社会条件を踏まえ、市民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を念頭におき、必要な事項を定める。計画の策定に当たっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

⑵　達成目標

市は、早期に復興計画を作成し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等に分かりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体的な復興事業への理解と協力を促進する。

また、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高める施策を展開する。

2　都市復興対策の手順



3　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

⑴　組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施を期すため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

⑵　復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協働して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

⑶　復興計画の作成

ア　大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が

関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ　市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県の連携、国との連携、広域調整）を行う。

ウ　市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ　県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

オ　県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

カ　県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

キ　復興計画作成に当たり、市及び県の長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

⑷　機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4　防災まちづくり

⑴　市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

⑵　市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

⑶　市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

⑷　市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

⑸　市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティ（快適性）の観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

⑹　市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人員の広域応援などに関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

⑺　市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を市民に対し提供する。

⑻　市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

⑼　市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第２編　個別災害対策

第１章　雪害対策

第１節　雪害対策総則.....453
第２節　降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報.....457
第３節　孤立予想地区の通信・連絡体制の整備.....459
第４節　建築物の雪害予防計画.....462
第５節　電力・通信の雪害予防計画.....465

第６節　消・融雪施設等の整備.....468
第７節　積雪期の交通確保計画.....469
第８節　雪崩防止施設等の整備.....474
第９節　雪崩事故の防止と応急対策.....476

第１節　雪害対策総則

１　計画の方針

⑴　基本方針

ア　雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は、市民、県及び関係防災機関との役割分担に留意のうえ、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ　雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、市民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、市は、関係防災機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

⑵　公的な援護を要する世帯への支援

市は、個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）による日常の訪問活動の強化等を通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

⑶　老朽化施設の長寿命化計画

市及び県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

２　市民及び地域の役割

⑴　市民の役割

市民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

⑵　地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

３　市の役割

⑴　地域道路除排雪の円滑な実施

地域道路除排雪の円滑化を図る。

⑵　降・積雪情報の収集

県の指定した積雪量観測地点について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び積雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

⑶　公的な援護を要する者の状況把握等

ア　高齢者等要配慮世帯の名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）、市福祉関係課及び市防災関係課間等の情報の共有化に努める。

イ　除雪困難世帯の名簿を降雪前に作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）、市福祉関係課及び市防災関係課間等の情報の共有化に努める。

ウ　地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）と共に除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

⑷　市の活動体制

市は、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として関係法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、指定地方行政機関、公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア　組織及び活動体制：市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ　市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告：市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

ウ　災害救助法が適用された場合の体制及び実施：市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

４　県の役割

⑴　新潟県雪対策基本計画の策定：新潟県雪対策基本計画を策定し、市、県、関係機関が一体となって雪対策の推進を図る。

⑵　県雪害予防計画の策定：雪害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに当該年度の「新潟県雪害予防計画」を策定し、雪害予防体制の強化を図る。同計画は、市、県、ライフライン、公共交通、その他の関係機関の当該年度の雪害予防対策に関する計画を集約し、関係機関相互の連絡・調整等の円滑化を図る。

⑶　降・積雪情報の収集

市町村別積雪量観測所の指定

県は、「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）に基づき、全市町村に積雪量観測所を指定する。観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、市から県防災局に協議するものとする。

市は、当該観測所において、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。各観測所における観測データは、豪雪の際、市に対し、災害救助法又は新潟県災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用するため、県防災局は雪消え前であっても必要に応じ、市に対し適時に観測データの報告を求めることができる。

⑷　県豪雪対策本部等の設置

⑸　豪雪に伴う災害救助の実施

５　雪処理の担い手の確保

市、県及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成 23 年 12 月から運用を開始している後述「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力すると共に、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

⑴　市は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて市社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

⑵　県は、除雪ボランティア「スコップ」の運営により、ボランティアと受入地区とのコーディネートの実施等を行うとともに、受入地区の拡大に向けた取組に努める。

６　地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

市及び県は、地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、市民等が日時を決めて一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

７　住宅の屋根雪対策

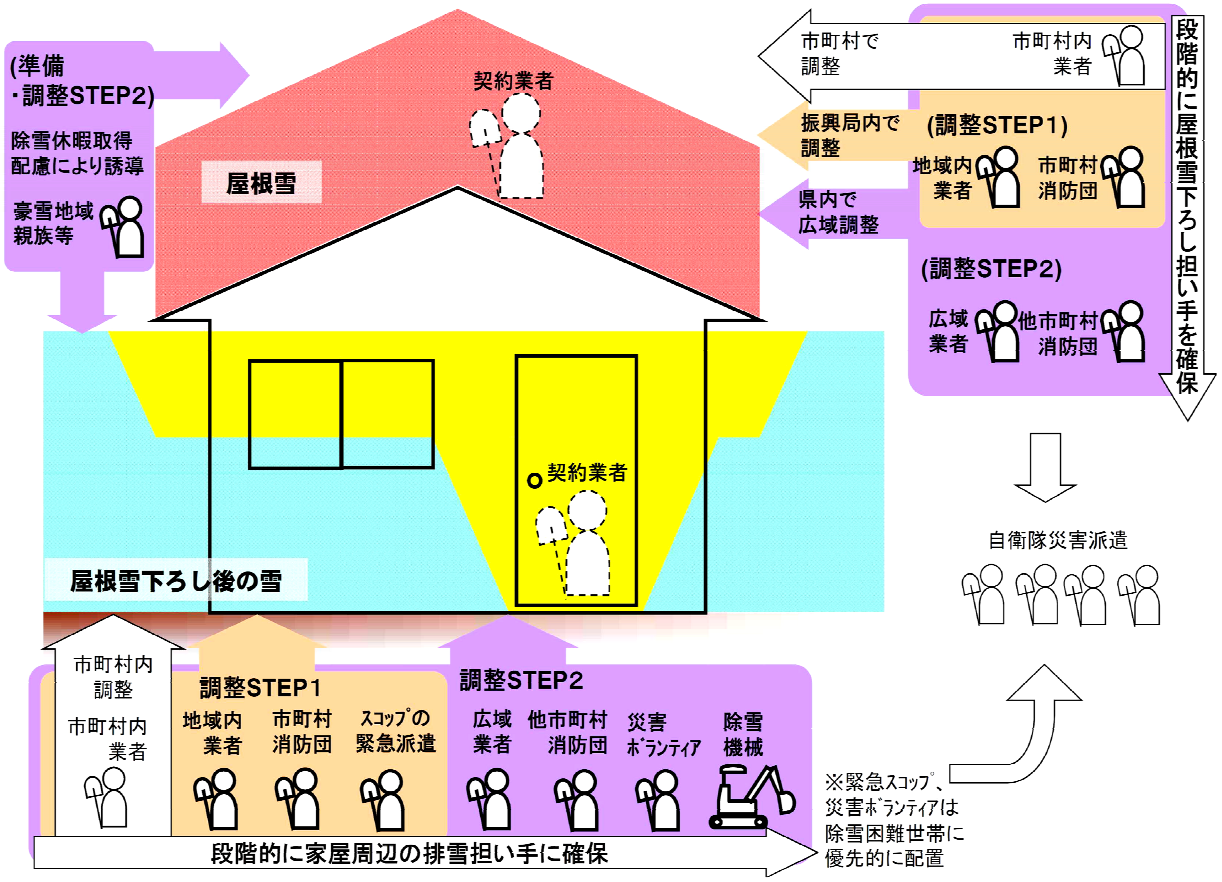
市、県及び事業者は並びに市民は、「新潟県住宅の屋根雪対策条例」にもとづき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取り組むことが前提となるが、関係者は相互の連携、協力により、主に以下の取組について必要な施策の展開に努める。

⑴　屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
⑵　住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保
⑶　空き屋の屋根雪下ろし等に関する取組

８　除雪作業中の事故防止対策

市及び県は、市民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導、講習会又はリーフレットによる啓発等を行なうとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

９　「雪処理担い手確保スキーム」



第２節　降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

１　計画の方針

基本方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

２　達成目標

市は、積雪期における災害予防活動を円滑に推進するため、当該年度の新発田市道路除雪計画を策定し、雪害予防体制の強化を図る。

また、雪害予防においては、国、県と協力・連携し、相互の連絡・調整等を円滑に図り実施するものとする。

３　降雪等に関する特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類、発表基準は第1編風水害等共通対策第3章第4節「気象情報等伝達計画」に示す。

４　新潟地方気象台の役割

⑴　降雪量予想

新潟地方気象台は、雪に対する防災効果を上げるために、12 月~3 月の期間、県内を降雪の特性により 13 地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を 1 日 2 回（6 時、16 時）発表する。

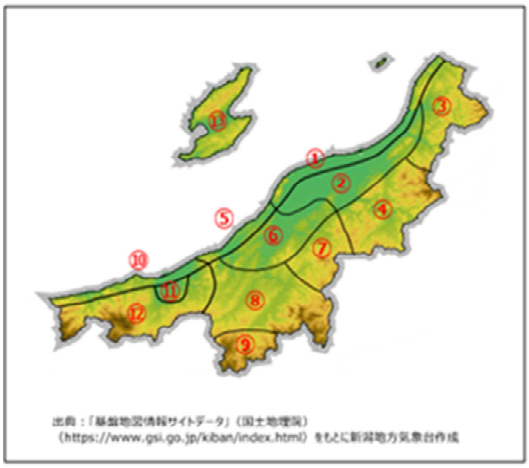
ア　発表時刻及び内容

06 時→当日 18 時までの 12 時間降雪量及び翌日 6 時までの 12 時間の予想降雪量

16 時→翌日 6 時までの 12 時間降雪量及び翌日 18 時までの 12 時間の予想降雪量

新潟県降雪量予想

令和２年Ｘ月　Ｘ　日06 時　新潟地方気象台発表



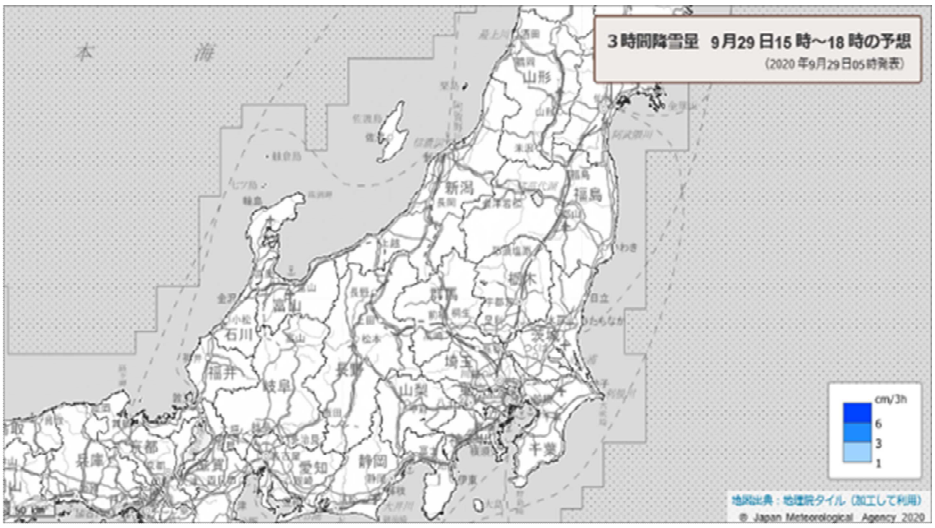
右表の数字は、12時間降雪量の予想値で、
それぞれの区域の「平均値―最大値」を表しています

地域名	今日０６時から今日１８時	今日１８時から明日０６時
①下越海岸	１０ － ２５	２０ － ４０
②下越平野	１０ － ２５	２０ － ４０
③下越山沿い北部	１０ － ２５	２０ － ４０
④下越山沿い南部	１５ － ３０	２０ － ４０
⑤中越海岸	１５ － ３０	２０ － ４０
⑥中越平野	１５ － ３０	２０ － ４０
⑦中越山沿い北部	１５ － ３０	２０ － ４０
⑧中越山沿い中部	１５ － ３０	２０ － ４０
⑨中越山沿い南部	２０ － ３５	２０ － ４０
⑩上越海岸	２０ － ３５	２０ － ４０
⑪上越平野	２０ － ３５	２５ － ５０
⑫上越山沿い	２０ － ３５	２５ － ５０
⑬佐渡	２０ － ３５	２５ － ５０

⑵　降雪量分布予報

約 5km 格子単位で天気、気温、降水量、降雪量の分布を翌日 24 時までを示す予報。このうち、降雪量は、格子内平均 3 時間降雪量とし、「降雪量なし」、「1~2cm」、「3~5cm」及び「6cm 以上」の 4 階級で示す。毎日 5 時、11 時、17 時に発表する。

（例図）



⑶　解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報（今後の雪）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を 1 時間ごとに約 5km 四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6 時間先までの 1 時間毎の積雪の深さと降雪量を約 5km 四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1 時間毎に発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪（降雪短時間予報)」のページから利用できる。

５　県の役割

⑴　新潟県雪情報システムの運用

県は、12 月 1 日から 2 月 28 日までの間、県内 37 地点の降雪量予測情報をホームページ上で提供する。

⑵　予測地点

山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北(旧豊栄)、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高士、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津

第３節　孤立予想地区の通信・連絡体制の整備

１　計画の方針

⑴　基本方針

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

⑵　達成目標

ア　地区が孤立状態となっても通信が確保されている。

イ　市民が、安全を確保しつつも、最低７日間は外部からの補給なしで自活できる。

ウ　消防団及び市民の自治組織により最低限の初動対応と避難生活ができる。

エ　危険が迫った場合には、速やかに市民が避難できる。

⑶　要配慮者への配慮

避難行動要支援者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

２　市民及び地域の役割

⑴　市民の役割

孤立予想地区の市民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、当該地区の市民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

⑵　地域の役割

雪崩等の発生時に、市民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

⑶　企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

３　市の役割

⑴　孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と市民への周知に努める。

⑵　雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア　市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ　雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

ウ　雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告すると共に、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

⑶　孤立時の通信確保

ア　通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話の整備に努める。

イ　停電時の補助電源及び非常用電源の整備に努める。

ウ　冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努める。

エ　孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制を、市民に周知する。

⑷　防災拠点となる施設の確保

⑸　資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

⑹　ヘリポート適地の確保

孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合はグラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する）し、併せて、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

４　県の役割

⑴　雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア　県は、雪崩災害防止のため、市と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ　雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

ウ　雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

⑵　孤立予想地区への資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県の市町村補助により、孤立予想地区への通信資機材の整備促進について支援する。

⑶　ヘリコプターの運用

ヘリコプターによる市民の救出、物資の補給方法等について、市及び消防本部等とあらかじめ協議し、必要に応じて訓練を行う。

⑷　孤立予想地区への支援体制の整備

雪崩の発生等による交通途絶で孤立が予想される地区の支援を市、医療機関等から要請された場合に迅速に対応するため、県医療救護班の派遣体制の整備を行う。

その他生活物資等についても、迅速な供給を行うため、備蓄数量・緊急調達先の事前把握を行う。

５　電気事業者の役割

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村と協力に努めるものとする。

６　電気通信事業者の役割

⑴　孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え通信手段の多ルート化等に努める。

⑵　主要拠点等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧用光ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

⑶ 倒木等により通信に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

第４節　建築物の雪害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

⑵　達成目標

克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故を減少する。

⑶　除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

２　市民の役割

建築物の新築、改良工事等にあたっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め落下事故等に留意する。

３　市の役割

⑴　住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について、十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

⑵　克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発に向け助成制度等の周知に努める。

ア　住宅の克雪化に対する助成制度による周知

イ　住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

⑶　除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア　除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

イ　除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

(ｱ) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要配慮世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(ｲ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置される。

⑷　命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

ア　命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

イ　命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

⑸　屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市ホームページ、広報しばた、㈱エフエムしばた等により市民に対する啓発に努める。

ア　こまめな雪下ろしの励行

イ　雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ　雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ　非常時における出入口の確保

４　県の役割

⑴　住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して、新築・改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

⑵　克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、助成制度等による支援等により克雪住宅の普及に努める。

ア　住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ　住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等の県建築住宅課ホームページへの掲載

⑶　除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア　積雪状況の把握のため、市が除雪困難世帯等に対し行う、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守り体制の強化に協力する。

イ　除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

⑷　命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱アンカー設置に努める。

ア　命綱固定アンカー設置に努める。

イ　命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

命綱固定アンカーガイドブックの作成及び県建築住宅課ホームページへの掲載

⑸　屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市民に対する啓発に努める。また、事故防災対策について様々な情報を収集し、市情報提供するものとする。

ア　こまめな雪下ろしの励行

イ　雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ　雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ　非常時における出入口の確保

５　国の役割

⑴　除雪作業の危険性等に関する注意換気

国土交通省は、県及び市とともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に豪雪地帯においては、

ア　既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置

イ　除排雪の安全を確保するための装置の普及

ウ　克雪に係る技術の開発・普及の促進

⑵　事故防止対策に関する市等への情報提供

国土交通省及び消防庁は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市等へ提供するものとする。

第５節　電力・通信の雪害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

⑵　各主体の責務

ア　電力供給事業者は、雪害のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

イ　電気通信事業者は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

ウ　電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

⑶　達成目標

設備の雪害対策及び防災体制を確立し、降雪期における停電及び通信途絶の未然防止を図るとともに、停電及び通信途絶時の迅速かつ的確な応急復旧体制を確立する。

２　電力供給事業者の役割

電力送配電事業者である東北電力ネットワーク新潟支社は、以下の取組を行う。

⑴　送電線路の雪害予防措置

ア　降雪期前に雪害予防の巡視又は点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

イ　樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、伐採等を実施する。

ウ　冠雪による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール、冠雪落とし等を実施する。

エ　着雪による電線断線、あるいは着雪・落雷時のはね上がりによる混触停電を防止するため、ねじれ防止ダンパ、相間スペサーの取付等を計画的に推進する。

オ　がい子への着氷雪による停電を防止するため、懸垂がい子への取替等を計画的に推進する。

⑵　配電線路の雪害予防措置

ア　降雪期前に巡視及び点検を実施し、配電線路の補修又は整備を行う。

イ　樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、樹木の枝下ろし、伐採等の措置を実施する。

ウ　着雪による電線断線等の停電を防止するため難着雪電線を使用する。

エ　冠雪、雪崩及び雪圧による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール実施、冠雪落とし及び支線除雪等の工事を実施する。

オ　豪雪地域については、電線の縦配列、縦型開閉器への取替及び支線の断線防止対策として支線ヒートパイプの取付工事を計画的に実施する。

⑶　復旧用主要資材の配備

平常時から支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類、腕金その他の復旧用主要資材を新潟資材センター及び電力センターに配備する。

⑷　機動力及び通信網の整備

ア　停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点への人員及び資材の雪中輸送を行う。

イ　迅速かつ的確な状況把握のため、必要に応じヘリコプターによる空中パトロールを実施する。

ウ　配電線経過地の主要箇所に委嘱により配電連絡員を配置し、事故発生時における初動体制確立の迅速化を図る。

エ　通信体制の確立のため、無線基地局を設置し、移動無線機を配置する。

⑸　応急対策

第１編風水害等共通対策第３章 35 節「電力供給応急対策」の定めるところにより、下記の応急対策を実施する

ア　復旧活動体制の構築

(ｱ) 職員の動員及び通信の確保

(ｲ) 被害状況の把握

イ　応急対策の実施

(ｱ) 復旧資材の確保及びその輸送

(ｲ) 二次災害防止のための危険予防措置

(ｳ) 電力緊急融通要請

(ｵ) 応急工事の実施

ウ　復旧計画の策定

エ　利用者への広報

３　電気通信事業者の役割

東日本電信電話㈱新潟支店は、以下の取組を行う。

⑴　設備の耐雪構造化

ア　通信線路の地下化を推進する。

イ　豪雪地域における電柱の長尺化及び沈降圧による被害防止のため、地熱利用のヒートパイプの取付を推進する。

ウ　積雪、寒冷地用の屋外線への取換を推進する。

エ　管路内引き上げ点及び橋梁管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため、凍結障害防止用ポリエチレンパイプの取付を推進する。

⑵　通信網の整備

ア　災害発生時において、重要通信を確保し、通信不能地域をなくすため、主要伝送路の多ルート構成又は２ルート構成を図る。

イ　停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備又は維持を図る。

⑶　災害対策用機器及び無線車の配備

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器及び無線車等を指定保管場所に配備する。

⑷　停電に備えた資機材の配備

停電発生時に備え、各交換所に蓄電池設備を設置するとともに、長時間の停電に備え、必要により各拠点に移動電源車及び可搬型電源装置の増設又は新設を図る。

⑸　応急対策

停電、雪崩等により通信途絶が発生した場合は、直ちに市及び県へ連絡するとともに、第１編風水害等共通対策第３章 34 節「公衆通信の確保」に定めるところにより、下記の応急対策を実施する。

ア　設備復旧体制の確立
(ｱ) 職員の非常招集
(ｲ) 被害状況の把握
(ｳ) 災害対策機器等の出動
(ｴ) 復旧資材等の調達及びその輸送

イ　応急復旧工事の実施

ウ　利用者への広報

第６節　消・融雪施設等の整備

１　計画の方針

基本方針

市、県、国及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消融雪施設等の整備を行う。

２　道路管理者の役割

⑴　消雪パイプの整備

ア　人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（６％以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に消雪パイプ等の整備に努める。

イ　消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

⑵　無散水融雪施設等の整備

消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水融雪施設等の整備を推進し、機械除雪、消雪パイプと組み合わせた除雪体制の促進に努める。

⑶　流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備に努める。

第７節　積雪期の交通確保計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

ア　交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。

イ　県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。

ウ　道路管理者は、立ち往生当の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

⑵　各主体の責務

ア　市は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し雪害予防に努める。

イ　県土木部は毎年「冬期道路交通確保計画」を策定して除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。

ウ　東日本高速道路㈱新潟支社は、東日本高速道路㈱新潟支社雪氷対策要領に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の雪氷期間における除排雪体制を整え、雪害予防に努める。

また、冬期の道路交通を確保するため、ICT 等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。

エ　北陸地方整備局は、「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき毎年道路除雪計画を策定し、除雪体制の整備を行い、雪害防止に努める。

また、冬期の道路交通を確保するため、ICT 等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。

オ　各鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

⑶　幹線道路等の交通の確保

ア　道路管理者等の関係機関の十分な連携

大雪予報時や短時間に集中的な降雪が発生した場合においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を設置、構成機関が十分に連携して、幹線道路等の交通確保に向けた対応を図る。

イ　大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消

短期間の集中的な大雪時には、情報連絡本部の構成機関の間で情報共有を図りながら、出控えや規制などの情報発信や、躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業により、幹線道路等における大規模な車両の回避に努める。

⑷　地吹雪への対応

ア　道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止柵、スノーシェルター等の施設を整備する。

イ　地吹雪多発地域の警戒

地吹雪多発地域において、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、市、県、国等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。

⑸　市民及び道路利用者への広報等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況について適時適切な情報発信を行う。また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

２　市の役割

⑴　除雪体制の確立

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

⑵　除雪路線の選定

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共・公益施設への道路を主体として選定するものとする。

⑶　市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪協議会で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施するものとする。

⑷　通行規制

除雪作業に伴う通行規制に関しては、事前に新発田警察署と十分協議のうえ実施する。

３　県（道路管理者）の役割

⑴　除雪体制の確立

ア　除雪本部を設置し（毎年 11 月 16 日から翌年 3 月 31 日までの間)、降積雪などの気象情報等に応じ、平常、警戒、緊急の体制の移行を図る。

イ　迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡手段等の所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

⑵　警戒、緊急の体制への移行

短時日の間に連続異常降雪となった場合には､次のように警戒又は緊急体制に移行する。

ア　警戒体制

(ｱ)「新潟県大雪に関する警戒本部」が設置された場合、警戒体制に移行し、北陸地方整備局に報告する。

(ｲ) 警戒体制時の措置

警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として、圏域の情報連絡本部を構成する北陸地方整備局や東日本高速道路株式会社など関係機関との情報共有を強化し、各圏域のタイムライン等に基づく対応準備を開始するとともに、必要に応じて市民に向けた情報発信を行うなど、除雪体制の強化に努める。

イ　緊急体制

(ｱ)「新潟県豪雪対策本部」が設置された場合、緊急体制に移行し、北陸地方整備局へ報告する。

(ｲ) 緊急体制時の措置

緊急体制時においては､必要に応じて緊急確保路線の優先除雪を実施するとともに、情報連絡本部により関係機関との情報連絡を更に強化し、除雪の作業状況に応じて、道路管理者間の相互応援や県内の他地域からの広域応援を実施する。

⑶　除雪路線の選定

ア　除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘、雪崩多発地帯で除雪が不能な区間を除く重要な路線、及び指定外の路線のうち、公共施設等に通ずる重要な路線とする。

イ　歩道除雪路線

冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

⑷　車道除雪目標の設定

ア　平常地における除雪目標

除雪路線は、当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて、これを第１種・第２種・第３種の３種別に区分し、除雪を実施する。

各種別の除雪目標は以下のとおりとする。

(ｱ) 第１種

自動車交通量 1,000 台／日以上の路線で２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

異常降雪時には降雪後約５日以内に２車線確保を図る。

(ｲ) 第２種

自動車交通量 500 台／日以上から 1,000 台／日未満までの路線で２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待避所を設ける。

異常降雪時には降雪後約 10 日以内に２車線または１車線確保を図る。

(ｳ) 第３種

自動車交通量 500 台／日未満の路線、１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時通行不能になってもやむを得ない。

イ　緊急時における除雪目標

緊急確保路線（異常降雪時に優先的に除雪（終日道路交通確保路線も含む））

豪雪対策本部が設置され、更に降雪が続いて全除雪計画路線の交通確保が困難になった場合に備え、路線の重要度等を勘案のうえ、あらかじめ緊急確保路線を指定し、集中的に交通確保にあたる。

⑸　歩道除雪目標の設定

安全な歩行者空間確保のため、自動車交通の多い通園・通学路、病院、鉄道駅・バスターミナル等の公共性の高い施設へ通じる箇所について、これをＡ、Ｂ、Ｃの３種別に区分し、除雪を実施する。

種別毎の除雪目標は以下のとおりとする。

Ａ（早朝除雪）：早朝（通勤、通学時）、昼夜を問わず必要な時に除雪を行う。

Ｂ（昼間除雪）：昼間の必要なときに除雪を行う（早朝、夜間は除雪しない）。

Ｃ（連続降雪後除雪）：平常時は昼間除雪とする。連続降雪時には、上位水準箇所を優先し、除雪のおさまった後に除雪を行う。

⑹　交通規制の実施

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に新発田警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。交通規制を行う際は、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

⑺　除雪作業出動基準

ア　車道

除雪路線に 20cm を超える降雪があったときは、直ちに除雪出動する。ただし、歩行者の安全確保のため、歩道の利用形態や接続する市の状況に応じて、柔軟に対応する。特に、進学路においては、積雪深 20cm 超にかかわらず、徒歩通学児童等の安全確保を図る。

イ　歩道

歩道上の積雪深さが 10cm を上回っている場合を標準とする。

⑻　他の防災関係機関等との協力

災害時において迅速かつ的確な応急対策を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な協力体制を確保する。

４　北陸地方整備局の役割

⑴　除雪体制の確立

道路雪害対策本部を設置し、降積雪などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、非常の４体制をとる。

⑵　除雪路線の選定

一般国道の直轄管理区間（国道７号）

⑶　除雪目標の設定

ア　一般国道直轄管理区間（国道７号）、２車線以上の幅員を常時確保する。

イ　異常降雪により２車線確保が困難となった場合、降雪後概ね５日以内に２車線を確保する。

⑷　除雪作業

ア　除雪作業が円滑に実施できるよう、各事務所間の現有機械の適切な運用を図る。また、緊急時等に対処するため、民間の保有する機械の実態を事前に把握しておく。

イ　他の道路管理者と関連する交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲及び除雪方法について協議打ち合わせを行い、効果的な除雪に努める。

ウ　降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な除雪作業に努める。

エ　異常豪雪や地吹雪などで除雪作業ができない場合、その他安全な交通確保が困難な場合は、適切な交通規制を行う。

オ　除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に新発田警察署と十分協議のうえ実施する。

５　東日本高速道路㈱の役割

⑴　除雪体制

降積雪及び気象状況により、平常・注意・警戒（２段階）・緊急・非常の６体制とする。

⑵　除雪路線の選定

本市に縦断する日本海東北自動車道は、新潟管理事務所が除雪作業に当たる。

⑶　除雪目標の設定

凍結路面の発生を防止することを基本とし、乾燥・湿潤～圧雪路面の間で管理することを目標とする。

⑷　交通規制の実施

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に高速道路交通警察隊と十分協議のうえ実施する。

６　鉄道事業者の役割

⑴　一般鉄道施設

ア　除雪体制の確立

(ｱ) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える

(ｲ) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力をおき、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(ｳ) 機械力除雪により難い箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備する。

イ　踏切箇所の除雪

踏切箇所の除雪は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ　運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第１次から第５次体制に区分し、各支社の基準に基づき運転規制を実施するとともに、各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

エ　雪害時の対策

(ｱ) 消防団、自衛隊の派遣要請

雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業職員を含む。）の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

(ｲ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳したときは、市及び県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めて行う。

(ｳ) 乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、鉄道事業者単独で対応できない場合、県・市・関係機関と連携し乗客の安全を確保する。

オ　予防保全対策

(ｱ) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配運転規制を実施する。

(ｲ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ　融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

７　漁港施設管理者の役割

⑴　除雪の方法

必要に応じ、委託などにより実施する。

⑵　除雪期間

概ね 12 月から 3 月までとする。

⑶　除雪基準

原則として、道路上の積雪が 10 ㎝以上となったとき、または、10 ㎝を超えると判断されたときに作業を開始する。

第８節　雪崩防止施設等の整備

１　計画の方針

基本方針

市、県、国及び関係機関は、山間多雪地帯において生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

２　市の役割

⑴　雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩発生危険箇所の周知を図る。

⑵　雪崩防止施設等の整備

ア　雪崩防護施設等の整備

市管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ　雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等により監視を強化するとともに、必要に応じて雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

３　県の役割

⑴　雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的に実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

⑵　雪崩危険箇所の周知

県は、雪崩災害防止のため、市と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

⑶　雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

ア　雪崩予防施設の整備

雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

イ　雪崩防護施設等の整備

雪崩の走路及び堆雪区に対して、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ　雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるために、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

４　国及び鉄道事業者、東日本高速道路㈱の役割

⑴　雪崩防止施設等の整備

ア　雪崩予防施設の整備（関東森林管理局下越森林管理署）

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

イ　雪崩防護施設等の整備（北陸地方整備局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱）

道路・鉄道及びその附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ　雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール等により整備・点検を行い、必要に応じ雪庇処理等の緊急対策を実施する。

第９節　雪崩事故の防止と応急対策

１　計画の方針

基本方針

市及び関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という。）を中心としたパトロール及び市民等の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施により、雪崩による災害の発生防止に努める。

また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

２　各主体の責務

⑴　市民の責務

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市、県、新発田警察署等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

⑵　市の責務

ア　市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ　危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。

ウ　市は、関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。

エ　雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。

オ　市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

カ　雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、市民に対し避難指示等を発令する。

キ　住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

ク　市は、自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、市民等からの通報により雪崩の発生を確認した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

ケ　市民等が被災した場合は、直ちに消防本部、新発田警察署と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

コ　住居を失った市民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

サ　市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

シ　市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

⑶　県、県警本部の責務

ア　県は、雪崩災害が発生する恐れのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市及び市民に提供する。

イ　県は、市から要請があったときは、新発田警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び住民の避難に関して指導する。

ウ　雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

エ　県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めたときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

オ　道路管理者は、雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

3　情報の流れ

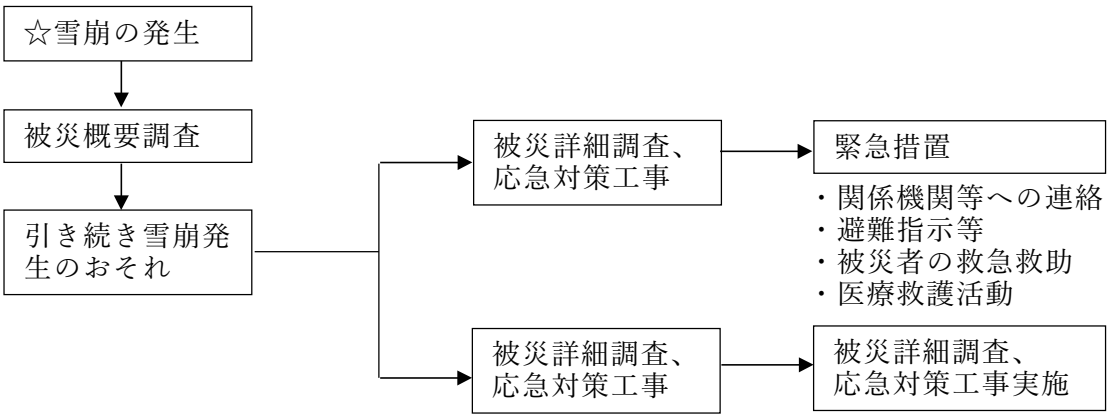
⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民、新発田警察署	市、県、（警察等）	○雪崩の兆候 ○雪崩発生等の情報
市	県	○雪崩の兆候 ○雪崩発生等の情報 ○避難情報
県、市	企業等	○調査・応急対策工事指示
市	保健所	○医療救護班派遣等の要請
保健所	県	

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○医療救護班派遣等
市	市民、警察	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○避難指示等

3　業務の体系



4　業務の内容

⑴　雪崩事故の防止

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	1　雪崩防止施設等の整備 2　雪崩パトロールの実施 3　雪崩危険箇所の周知	

⑵　雪崩災害等の調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	
市、県	1　雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行う。 2　引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 3　引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。	（一社）新潟県建設業協会、(一社）建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部、(一社）新潟県測量設計業協会、（一社）新潟県地質調査業協会
県	・被災概要調査結果及び状況の推移を市を含めた関係機関等に連絡する。	

⑶　応急対策工事の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県	1　被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 2　感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に市民等へ通報するシステムについても検討する。	（一社）新潟県建設業協会、(一社）建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部、(一社）新潟県地質調査業協会

⑷　避難指示等の発令

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。 2　異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ概要調査結果の報告や雪崩災害に関する防災情報を提供する。	

⑸　救急・救助活動

実施主体	対　策	協力依頼先
県	1　雪崩事故等による被災者等の救急・救助 2　孤立集落の住民の避難に関する救助活動	北陸地方整備局、県警察本部

⑹　医療救護活動

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・孤立集落での医療救護活動	災害拠点病院（県立新発田病院）、県医療救護班編成病院

第２編　個別災害対策

第２章　林野火災対策

第１節　林野火災予防計画 480
第２節　林野火災応急対策 484

第１節　林野火災予防計画

１　計画の方針

基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、市、県その他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

２　各主体の責務

⑴　森林等の利用者（市民等、ハイカー、登山者）の責務

森林を利用する際は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、煙草やたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

⑵　森林等の所有者の責務

ア　森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生の危険性軽減にもつながることから､森林の適正な保育管理に努める。

イ　所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

⑶　市の責務

ア　気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

イ　林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

⑷　消防本部の責務

林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

⑸　県の責務

関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入体制の整備を図る。

⑹　市、県、消防本部の責務

林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

⑺　市、県、消防本部、林野関係団体・事業者等の責務

協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。

３　達成目標

林野火災発生の防止と発生時の被害の極少化を図る。

４　市民の役割

市民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、煙草やたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

５　林野関係団体・事業者

⑴　林野関係団体・事業者等は、作業を行う際は、煙草やたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。

⑵　地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号)第21条の規定により、森林所有者と協議のうえ、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

⑶　林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。

⑷　消防本部等の求めに応じ、消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。

⑸　市、県、消防本部が実施する防火思想の普及に協力する。

６　林野等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生の危険性軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

また、消防本部や林野関係団体・事業者に予防に必要な森林情報の提供に努める。

７　市の役割

⑴　火災予防体制の整備

ア　林野火災に強い森林環境の整備

(ｱ) 市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした場合は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

(ｲ) 市は、消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。

(ｳ) 市は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、市民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

イ　森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

(ｱ) 市は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。

(ｲ) 市長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防本部、隣接市町村、その他関係機関と協力して指導を行う。

ウ　市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

エ　大火危険気象等に対する警戒

市長は、新潟気象台から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防本部の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

⑵　防火思想の普及

市は、消防本部とともに林野内に立ち入る機会の多い市民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

８　消防本部の役割

⑴　火災予防体制の整備

ア　森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施：消防本部は、森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ　大火危険気象等に対する警戒：消防本部は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、市民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ　火災警報発令時の警戒：消防本部は、市長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

⑵　消防体制等の整備・充実

ア　出動計画の策定：消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定める。

イ　消防水利の確保：消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。

また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

９　県の役割

⑴　火災予防体制の整備

ア　林野火災に強い森林環境の整備

県は、適正に管理された森林は林野火災発生の危険性軽減にもつながることから、森林所有者等が行う適正な保育管理の支援に努め、必要に応じ森林の保全を行う。

イ　ダム・ため池等の情報整備

県は、有効な消防活動に資するよう、県が林地内に整備したダムやため池等の情報を整備する。

ウ　林道等の整備

県は、森林内の道路等は火災時に防火線や消火活動の進入路にもなることから、林道や作業道等の開設の支援に努める。

エ　廃棄物の野焼き対策の徹底

県は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることについて、市と連携を図り、その広報を行うなどの対策に努める。

オ　大火危険気象等に対する警戒

県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、市民及び関係者への周知を図る。

カ　国有林での火災発生に備え、関東森林管理局（下越森林管理署）等と連絡体制を整備する。

⑵　消防体制等の整備充実

ア　県は、市、消防本部とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

イ　県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

ウ　県は、林野火災発生時の消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火活動のため、消火資機材等の整備、消防機関との共同訓練、運用方法の研究等体制の整備を行う。

エ　県は、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの円滑な受援が得られるよう、それぞれの保有資機材等の情報収集、連絡調整方法、提供消火資機材の整備等受入体制の整備を図る。

また、合同訓練を実施し、ヘリコプター部隊相互の連絡調整及び地上消火部隊との連携の強化を図る。

10　防火思想の普及

⑴　県は、市、消防本部及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

特に、毎年４月１日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。

⑵　市及び県は消防本部とともに、県・市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護等の情操教育を通じた防火意識の醸成を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

⑶　市及び県は、消防本部、林野関係団体・事業者等と協力して、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処についての基本的事項を確認し、市民等に対してその周知徹底を図る。

11　林野火災防災訓練の実施

県は、市、消防本部、林野関係団体・事業者等、その他の防災関係機関と協力の下、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、毎年１回以上訓練を実施するよう努める。

また、林野火災は県境においても多く発生していることを考慮し、隣接県の関係機関との共同訓練について検討する。

第２節　林野火災応急対策

１　計画の方針

基本方針

林野火災から自然環境と森林資源、市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防本部、市、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

２　各主体の役割

⑴　出火発見者の役割

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに最寄りの消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、市民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

⑵　森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防本部に通報し、消防本部の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。

⑶　林野関係団体・事業者等の役割

火災を発見した場合、直ちに消防本部に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防本部が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。また消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防本部の求めに応じて提供する。

⑷　市の役割

ア　市は、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

イ　市長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

⑸　消防本部の役割

ア　消防本部は、火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。特に、地理的条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。

イ　消防本部は、消防団等と連携し適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

⑹　消防団の役割

消防団は、消防長又は消防署長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び市民等の避難誘導を行う。

⑺　県の役割

ア　県は､消防本部に対し消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。

イ　県は、国有林内での火災発生、類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局（下越森林管理署）等から消火活動に必要な情報を入手するとともに、消防本部が必要に応じ防火帯等設置する場合、関東森林管理局（下越森林管理署）等に協力を依頼する。

⑻　県警察の役割

ア　県警本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。

イ　新発田警察署等は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

３　情報の流れ

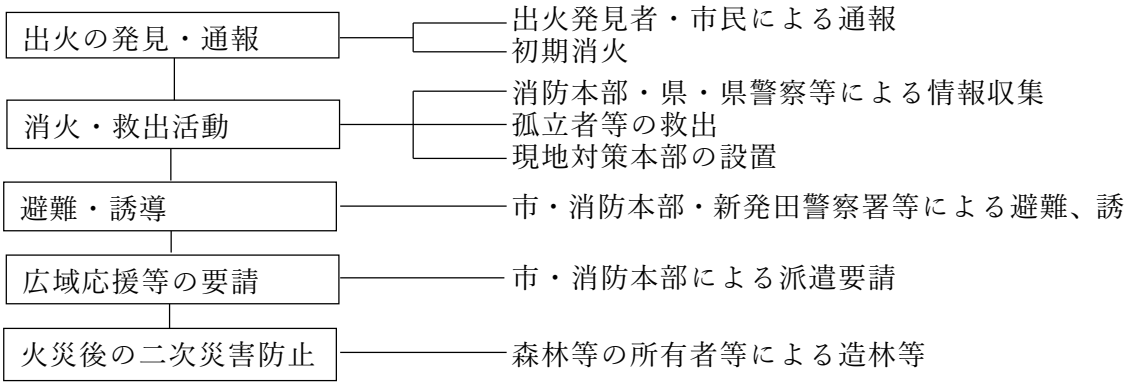
⑴　災害発生現場から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
出火発見者、市民	消防本部、消防団	○出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市、新発田警察署	○出火・延焼等被害状況 ○消火活動・避難情報 ○応援要請
市、消防本部	近隣消防本部又は地域代表消防本部（新潟市消防本部）県、県警本部	○出火・延焼等被害状況 ○消火活動・避難情報 ○応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	○出火・延焼等被害状況 ○消火活動・避難情報 ○緊急消防援助隊要請 ○自衛隊要請

⑵　災害発生現場へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防庁、自衛隊	県	○緊急消防援助隊出動 ○自衛隊出動
県、県警本部	市、消防本部	○緊急消防援助隊出動 ○自衛隊出動 ○ヘリコプター偵察情報
近隣消防本部又は地域代表消防本部（新潟市消防本部）	市、消防本部、県	○県内広域消防応援部隊出動
市、消防本部、消防団、新発田警察署	市民	○出火・延焼等被害情報 ○消火活動・避難情報

４　業務の体系（火災発生後のフロー）



５　業務の内容

⑴　出火の発見、通報等

実施主体	対　策	協力依頼先
出火発見者	・林野火災を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、市民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。	消防本部、消防団

⑵　消火、救助活動

実施主体	対　策	協力依頼先
消防本部、消防団	ア　通報を受けた消防本部は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に必要な対応措置を要請する。 イ　消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 ウ　林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、予め作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。 エ　消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。 オ　火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長等を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。	市、県、新発田警察署 林野関係機関 建設事業者等
森林等の所有者、林野関係団体・事業者等	・消防本部に対し消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供を行う等消火活動に協力する。	
県、県警察	ア　県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	イ　県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火を実施する。 ウ　警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	

⑶　避難誘導活動

実施主体	対　策	協力依頼先
林野関係団体・事業者等	・森林内の作業員の安全確保を図る。	
市、消防本部、新発田警察署	1　林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林等の利用者及び作業員に速やかに退去するよう呼びかける。 2　道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。	
市	・市長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、市民に対し避難指示等を行い、新発田警察署等と協力して市民を安全に避難させる。	
県、県警本部	・必要に応じヘリコプターによる空からの避難の呼びかけを行う。	

⑷　広域応援等の要請

実施主体	対　策	協力依頼先
消防本部	・消防本部は、自らの消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく他消防本部への応援要請を行う。また、必要に応じ、県に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。 また、空中消火等のため、広域航空消防応援が必要になったときは、県に要請を行う。	隣接消防本部等、県
市	・市長は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、必要な消火体制を確保する。	県
県	ア　県は、県内の消防力での対応できないと判断した場合は、総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動要請を行う。 イ　県は、自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合は、派遣を要請する。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	ウ　県は、消防本部又は市から要請があり、かつ必要と認められる場合は、総務省消防庁へ広域航空消防応援の要請を行う。	

⑸　火災後の二次災害防止

実施主体	対　策	協力依頼先
森林等の所有者	・早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した森林等から降雨等による土砂流出等の二次災害が起こらないよう、造林等の措置を講ずるよう努める。	
市、県、国	・互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、市民への周知を図り、応急対策を行うと共に、警戒避難体制をとる等必要な措置に努める。	

⑹　惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第２編　個別災害対策

第３章　鉄道事故災害対策

第１節　鉄道事故災害予防計画..... 489
第２節　鉄道事故災害応急対策..... 491

第１節　鉄道事故災害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者の発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。

⑵　各主体の責務

ア　市及び県の責務

事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ鉄道事業者との連絡体制を定める。

イ　鉄道事業者（ＪＲ東日本、ＪＲ貨物）の責務

(ｱ) 国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設並びに運転取扱いに係る安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

(ｲ) 事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連絡体制を整備する。

ウ　北陸信越運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

２　鉄道事業者の役割

⑴　交通環境の整備

各鉄道事業者及び道路管理者は互いに調整を図り、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

⑵　車両及び安全運行施設の整備

各鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、ＣＴＣ（列車集中制御装置)、ＡＴＳ（自動列車停止装置)、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

⑶　保守・点検による事故発生防止

各鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

⑷　防災体制の整備

ア　各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、職員の動員計画等をあらかじめ定めておく。

イ　各鉄道事業者は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により、事故災害に対応する。

⑸　応急対策用資機材の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

⑹　関係機関との相互連携体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時等非常事態に備え、消防本部、新発田警察署、市、県、その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

⑺　危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防本部等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供しておく。

⑻　安全教育・訓練

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。また、各鉄道事業者は、消防本部、新発田警察署、市、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

⑼　一般公衆に対する啓発活動

ア　踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。

また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処理方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ　鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

３　市及び県の役割

⑴　相互協力体制の整備

市及び県は、鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

⑵　訓練への協力

市及び県は、各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、関係防災機関とともに訓練への協力に努める。

⑶　啓発活動への協力

市及び県は、各鉄道事業者が行う事故防止対策等の啓発活動に当たっては、ポスターの掲示場所の提供などを通じて協力に努める。

第２節　鉄道事故災害応急対策

１　計画の方針

乗客、乗員、市民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害における関係機関の応急対策の方針等を示す。

⑴　基本方針

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

⑵　各主体の責務

ア　鉄道事業者の責務

関係鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故災害対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故災害対策本部等を設置するとともに、事故現場近傍に現地災害対策本部等を設置する。また、自社の災害対策本部等と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配する。

なお、関係鉄道事業者は、各社間の協定に等基づき、事故発生箇所の線路を保有している社（支社）において災害対策等を実施する。

イ　県警察の責務

県警備本部等の設置

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

ウ　市の責務

市は、必要に応じて役場に事故災害対策本部を設置する。

エ　消防本部の責務

消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に応援出動を要請する。

オ　県の責務

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて、事故現場に現地災害対策本部を設置する。

カ　日本赤十字社新潟県支部の責務

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置する。

キ　北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要があると認められるときは、北陸信越運輸局に対策本部を設置する。

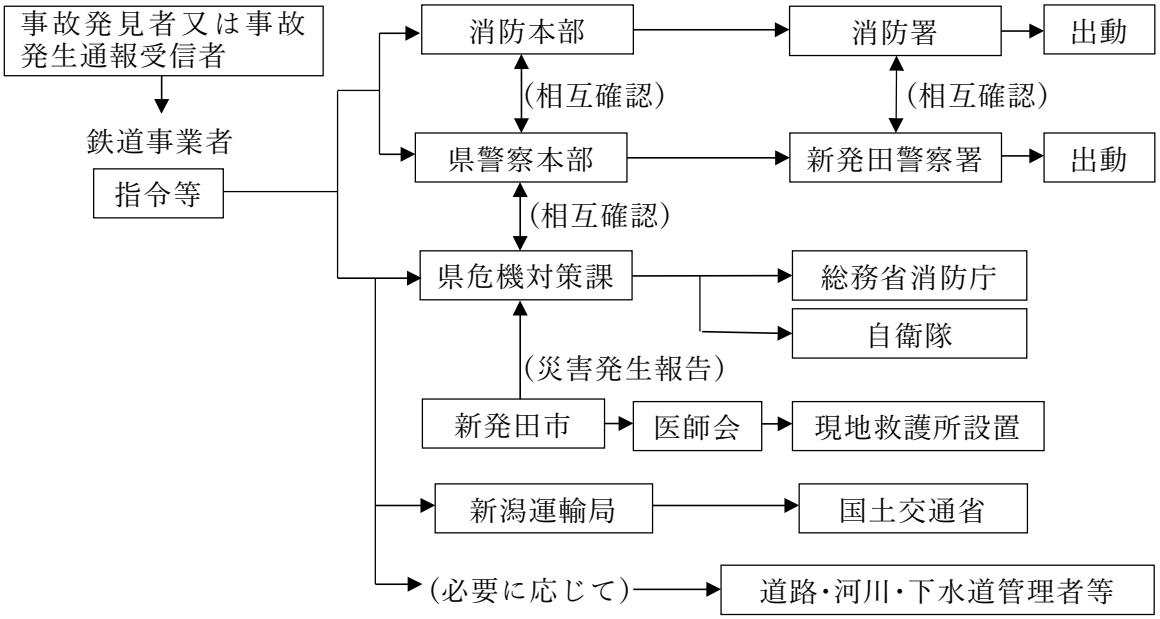
⑶　惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

各鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者が発生又は危険物の流出等により、事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、次の経路により関係機関に通報する。



このほか、地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達すること。

市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

３　業務の体系

☆鉄道事故災害発生

↓

応急体制の確立

↓　事故発生情報、被害情報の収集・伝達

↓　対策本部等の設置

↓　合同対策調整会議の開催（必要により開催）

↓　関係機関との連絡調整

応急対策の実施

↓　捜索、救助・救急、消火活動

↓　医療救護活動

↓　遺体収容、身元確認

↓　緊急輸送活動

↓　代替輸送手段の確保

↓　広報活動

事後措置の実施

被害状況調査、事故原因調査

４　業務の内容

⑴　合同対策調整会議

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、新発田警察署、消防本部、市、県等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

⑵　各主体による応急対策

ア　鉄道事業者の応急対策

関係鉄道事業者は、自社の事故対策マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ　市の応急対策

市は、必要により次の措置を行う。

(ｱ) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
(ｲ) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒、関係機関の実施する搬送等の調整
(ｳ) 遺体の処理

ウ　県の応急対策

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講じるものとする。

(ｱ) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整
(ｲ) 医療及び死体の処理に要する資器材の調達
(ｳ) 新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣要請
(ｴ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
(ｵ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
(ｶ) 自衛隊等に対する派遣要請

エ　消防本部の応急対策

(ｱ) 消火活動及び警戒活動
(ｲ) 警戒区域の設定
(ｳ) 負傷者の救出、救護
(ｴ) 負傷者の医療機関への搬送
(ｵ) 遺体の収容

オ　新発田警察署の応急対策

(ｱ) 被害情報の収集
(ｲ) 負傷者の救出、救護
(ｳ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
(ｴ) 死傷者の身元確認
(ｵ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
(ｶ) 現場広報及び報道対策
(ｷ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
(ｸ) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

カ　日本赤十字社新潟県支部の応急対策

(ｱ) 救護所の開設
(ｲ) 負傷者に対する医療処置

キ　北陸信越運輸局

現地調査、情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

⑶　危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア　初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに自社貨物指令室及び消防本部に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防本部に対し、的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ　二次災害の防止

現場に出動した消防隊の指揮者又は関係鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により、周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市長に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、新発田保健所等に連絡する。

⑷　広報活動

関係鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時、報道機関等に提供する。

⑸　代替輸送計画

事故による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

⑹　応急復旧対策

復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置き場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

⑺　市民に対する広報

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、㈱エフエムしばたへ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

⑻　市及び県への報告

関係鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告する。

５　鉄道事業者等連絡先窓口

鉄道事業者	勤務時間内	勤務時間外	ＦＡＸ
ＪＲ東日本新潟支社	総務企画室 025-248-5104	運輸部輸送課指令室 025-248-5154	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
ＪＲ貨物新潟支店	025-248-5151	新潟支店 025-248-5151	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
県関係課	勤務時間内	勤務時間外	ＦＡＸ
新潟県交通政策局	交通政策課 025-285-5151 内線 3591･3592	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課 内線 5437･6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課 025-285-0110 内線 5770･5772	025-285-0110 内線 2070･2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第２編　個別災害対策

第４章　道路事故災害対策

第１節　道路事故災害予防計画 496
第２節　道路事故災害応急対策 498

第１節　道路事故災害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、事故により、多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

⑵　各主体の責務

ア　道路管理者の責務

(ｱ) 事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

(ｲ) 事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

イ　警察、消防、医療機関、市、県等関係機関の責務

道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、市民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

２　東日本高速道路㈱（高速道路管理者）の役割

⑴　高速道路の災害予防

東日本高速道路㈱は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

⑵　防災体制の整備

東日本高速道路㈱は、高速道路に関する情報を新潟道路管制センターで集中管理し、新潟管理事務所及びパトロール車両に専用電話及び無線により必要な指示を行う。

救助・救急事案及び車両火災に際しては、同管制センターから専用電話により消防本部に通報するとともに、併設されている関東管区警察局新潟高速道路管理室に通報する。

⑶　連絡窓口の明確化

東日本高速道路㈱は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

⑷　防災訓練の実施

東日本高速道路㈱は、他の道路管理者、消防本部、警察等防災関係機関と合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

３　市道、県道、国道の管理者の役割

⑴　道路点検及び対策の実施

市道、県道、国道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持、修繕、補修等の災害予防措置を講ずる。

特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。

⑵　防災体制の整備

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、新発田警察署、消防本部への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は、新発田警察署、消防本部との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

⑶　連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

⑷　道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者は、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

ア　トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡体制

イ　新発田警察署、消防本部等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的な合同の防災訓練の実施

４　消防本部の役割

⑴　防災体制の整備

消防機関は大規模な道路事故災害発生時に、特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立。並びに携帯電話からの 119 番通報に対し、的確に対応できる体制の確立に努める。

⑵　危険物の流出等に備えた資機材の整備

消防本部は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

５　医療機関の役割

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、県医師会及び市医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を的確に市及び県、消防本部等に提供できる体制の整備に努める。

６　建設事業者の役割

新発田市建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第２節　道路事故災害応急対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

道路管理者、新発田警察署、消防本部は、大規模な道路災害発生の通報を受けたときは、直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救急救助活動を行うとともに、市、県、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

⑵　関係機関の活動調整

ア　合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、道路管理者、市、県、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

⑶　各主体の役割

ア　市の役割

(ｱ) 被害情報の収集及び伝達

市は、被害状況を調査し県に連絡する。

(ｲ) 応急体制の確立

a　市は、事故災害の状況により対策本部を設置する。

b　市医師会への医療救護班の派遣要請

(ｳ) 応急対策の実施

a　救護所及び収容施設等の設置並びに管理

b　死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

c　遺体の処理

(ｴ) 危険物流出時の対策

市は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、市民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

イ　県の役割

(ｱ) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県防災局は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警察本部及び市と連絡をとり、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、北陸地方整備局に報告する。

(ｲ) 応急体制の確立

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(ｳ) 応急対策の実施

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

a　救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整

b　市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

c　新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣要請
d　日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
e　県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
f　自衛隊等に対する派遣要請

(ｴ) 危険物流出時の対策

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

ウ　県警察の役割

(ｱ) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県警察は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に連絡する。

(ｲ) 応急体制の確立

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

(ｳ) 応急対策の実施

a　被害情報の収集
b　負傷者の救出及び救護
c　遺体の収容及び行方不明者の捜索
d　死傷者の身元確認
e　警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
f　現場広報及び報道対策
g　現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(ｴ) 危険物流出時の対策

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

エ　消防本部の役割

(ｱ) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

事故災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに市及び県へ連絡する。

(ｲ) 応急体制の確立

消防本部は、事故災害の状況により対策本部を設置する。また、必要に応じ現地対策本部を設置する。

(ｳ) 応急対策の実施

(ｴ) 危険物流出時の対策

消防本部は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。

また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

オ　道路管理者

(ｱ) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

道路管理者は、事故発生情報を覚知した場合、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。

(ｲ) 応急体制の確立

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(ｳ) 応急対策の実施

道路管理者は、事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、県警察・消防本部等に協力するとともに、被災した当該区間・施設について応急復旧措置を行う。

(ｴ) 危険物流出時の対策

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防本部とともに防除活動に当たる。

カ　日本赤十字社新潟県支部

(ｱ) 応急体制の確立

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、同現地本部を設置する。

(ｲ) 応急対策の実施

ａ　救護所の開設

ｂ　負傷者に対する医療処置

⑷　惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

２　情報の流れ

⑴　事故現場から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
事故発見者	県警察、消防本部	○事故発生情報
県警察、消防本部	道路管理者	○被害情報 ○危険物流出の有無
県	消防庁、国土交通省	○被害情報 ○道路施設被害

⑵　事故現場へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県警察	道路管理者	○交通規制情報 ○警戒区域の設定
県	市	○新潟ＤＭＡＴ又は県保健医療調整班の派遣人数
市	市民	○避難指示等

３　業務の体系（事故発生後のフロー）

☆事故発生直後

↓　事故災害発生情報

↓　被害情報の収集・伝達

１時間以内

↓　応急体制の確立

３時間以内

↓　応急対策の実施

６時間以内

４　業務の内容

⑴　情報収集・伝達

実施主体	対　策	協力依頼先
道路管理者	・事故発生情報を覚知した場合、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。	
県警察、消防本部	・事故災害発生の連絡を受けたときは、県及び道路管理者に連絡する。また、消防本部においては、市にも合わせて連絡する。	
市	・事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し、県に報告する。	消防本部
県	・県警察及び市を通じて事故の状況を確認し、消防庁に報告するとともに、道路施設の被害規模等に関する情報を国土交通省に連絡する。	県警察、市、道路管理者

⑵　応急体制の確立

実施主体	対　策	協力依頼先
道路管理者	・事故の規模、被害状況に応じて応急体制を確立する。	
市、県	・事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動、医療救護活動等に必要な体制を確立する。	消防本部、県警察、医療機関
県警察	・初動措置を総括するため、警察本部又は現地若しくは新発田警察署に県警察対策本部を設置する。 県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は新発田警察署に現地対策本部を設置し、連絡体制を確立する。	県
消防本部	・事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動に必要な体制を確立する。	市
日本赤十字社	・救護業務の実施に関して連絡統制を図るため、必要に応じて支部内に災害救護実施対策本部及び同現地本部を設置する。	

⑶　応急対策の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
道路管理者	・負傷者等の救護及び消火活動等について県警察・消防本部等に協力するとともに、被災道路及び施設の応急復旧を行う。また、事故災害により危険物が流出した場合には、県警察と連携し、消防本部とともに防除活動に当たる。	県警察、消防本部
市	・救護所及び収容施設を設置し、負傷者等の搬送を行う。また、危険物が流出し、被害が周辺に及ぶおそれがある場合、必要に応じて市民の避難誘導措置を講ずる。	消防本部、県警察
県	関係防災機関の連絡調整を行い、以下の措置を講ずる。 ・救助、救急医療、遺体の収容 ・新潟ＤＭＡＴ又は県保健医療調整班の派遣要請 ・医療機関に対する協力要請 ・自衛隊等に対する派遣要請 また、事故災害により危険物が流出した場合には、必要に応じて取水制限措置や環境調査を実施する。	県警察、消防本部、日本赤十字社新潟県支部、医療機関、自衛隊
県警察	・必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。県警察警備本部は、必要があると認められるときは、現地警察警備本部等を設置する。	消防本部、道路管理者
消防本部	・現場の消火活動とともに、負傷者の救出・救護、医療機関への搬送を行う。また、危険物が流出した場合には、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。	県警察、道路管理者
日本赤十字社	・救護所を開設し、負傷者に対する医療処置を行う。	

第２編　個別災害対策

第５章　油等流出事故災害対策

第１節　油等流出事故災害対策総論.....503
第２節　油等流出事故災害予防対策.....508
第３節　応急体制の確立.....512
第４節　情報の収集・伝達計画.....515
第５節　油等防除対策調整会議.....520
第６節　流出油等防除対策.....524
第７節　漁業対策.....528
第８節　環境保全対策.....532
第９節　復旧計画.....536

第１節　油等流出事故災害対策総論

１　計画の方針

⑴　対象とする事故災害等

ア　海上での船舶の衝突、乗揚、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質(以下「油等」という。)の大量流出による著しい海洋汚染事故

イ　陸上施設からの油の流出による著しい海洋汚染事故

ウ　海洋石油鉱山における爆噴事故等による大量の油流出事故

エ　対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油等の防除、環境保全対策として、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第１編風水害等共通対策第３章第 15 節「海上における災害応急対策」による。

⑵　基本方針

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたること、などに大きな特徴がある。このため、油等流出事故災害では以下の点に留意のうえ対策を進める。

ア　関係機関の柔軟な対応

被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、市民の安全と自然環境等を守るため、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

イ　国際条約と国内法の関係

タンカー等からの油流出事故については、大規模な事故がひとたび発生すると自然環境等に深刻な影響を与え得ることから、国際的にマルポール条約、ＯＰＣＲ条約、基金条約等の国際条約による防止対策が講じられており、我が国もこれらの条約に加盟し、国内法の体系を整備している。

このため、国内法は国際条約の制約の下にあり、外国船籍の船主に対し当然に、国内法の規定が適用できるとは限らない場合があることに留意する。

(ｱ) 領海内での油等流出事故の場合

領海内では、日本籍及び外国籍の船舶を問わず国内法が適用される。

(ｲ) 領海外での油等流出事故の場合

日本籍の船舶については国内法が適用されるが、外国籍の船舶については国内法は適用されない。なお、国際条約に加盟している国の船舶については、国際条約に基づき海上保安庁が相手国に事故を通報し、相手国がその国の国内法に基づき対処することとなる。

(ｳ) 領海外での油等流出事故により領海内へ流入する場合

原則として上記(ｲ)と同じ扱いとなる。ただし、国際条約の加盟国については、船主が外国にいる場合でも国際条約の範囲内で、かつ、相手国の同意がある場合は行政処分を行うことができるとされている。

ウ　防除措置の責務

防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無に関わらず、事故原因者が負うこととなる。

事故原因者は、自らの業務として流出油等の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油等の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならない。

エ　損害賠償責任

事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うものとする。（本章第9節「復旧計画」参照）

オ　行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから、行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力を行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油等流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

２　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編風水害等共通対策第１章第２節に示すもののほか、次のとおりとする。

⑴　事故原因者

ア　新潟海上保安部等への事故情報及び被害状況の連絡
イ　流出油等の防除措置の実施
ウ　㈠財)海上災害防止センター（指定海上防災機関）等の委託による防除措置の実施及び回収油等の処分
エ　関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援
オ　関係防災機関が設置する災害対策本部等への責任者の派遣
カ　関係防災機関等への防除資機材の提供等
キ　被害者の損害に対する補償
ク　関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

⑵　市及び消防本部

ア　海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
イ　事故及び被害情報の県等への連絡
ウ　市が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供並びに関係機関からの情報の収集
エ　市民等への広報
オ　市民の避難誘導及び警戒区域の設定
カ　事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施
キ　区域内における関係機関の防除活動の調整
ク　流出油防除資機材の調達及びあっせん
ケ　ボランティア活動の支援
コ　防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導
サ　市民等への健康相談等の実施
シ　関係防災機関への応援要請
ス　事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
セ　野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
ソ　風評被害対策の実施

⑶　県

ア　県消防防災ヘリコプター、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動
イ　事故及び被害情報の市等への連絡

ウ　県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供並びに関係機関からの情報の収集
エ　市等が実施する防除活動等への協力及び調整
オ　油等防除対策調整会議の運営
カ　流出油防除資機材の調達、斡旋、配置等の調整
キ　防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
ク　関係防災機関への応援要請及び応援要請の斡旋
ケ　県所属船舶による漁船の防除作業の指導
コ　環境影響調査・環境監視調査の実施
サ　ボランティア活動の支援
シ　事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
ス　補償請求に係る市への助言等
セ　河川・海岸等・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施
ソ　野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
タ　風評被害対策の実施

⑷　県警察本部
ア　警察ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動
イ　事故及び被害情報の関係機関への連絡
ウ　災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施
エ　市民等の避難誘導及び立入り禁止区域の設定
オ　関係防災機関の防除活動に対する支援

⑸　新潟海上保安部
ア　巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動
イ　事故及び被害情報の関係機関への連絡
ウ　事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設置
エ　防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
オ　事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示
カ　関係機関等に、必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の協力要請
キ　緊急に防除措置を講じる必要がある場合における㈠㈶海上災害防止センター（指定海上防災機関）に対する防除措置の指示
ク　付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保
ケ　関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導
コ　油等流出事故災害に関する防災訓練の実施

⑹　北陸地方整備局
ア　航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
イ　事故及び被害情報の関係機関への連絡
ウ　海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施
エ　河川等の管理者として必要な防除措置の実施
オ　防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等
カ　関係防災機関の防除活動に対する支援
キ　造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施
ク　油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
ケ　事故原因者等への防除措置に要した費用の求償

コ　油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導

⑺　北陸信越運輸局

ア　船舶への立入り検査等による船舶の安全性の確保

イ　船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報の確認

⑻　新潟地方気象台

関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供

⑼　関東東北産業保安監督部

ア　事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導

イ　事故対策本部の設置、運営

ウ　復旧・防除対策の指示

エ　平常時における関係機関との連絡・協力体制の確立

⑽　指定海上防災機関（一般財団法人海上災害防止センター）

ア　海上保安本部等からの指示に基づく防除措置の実施

イ　防除措置を講ずべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分

ウ　流出油等防除資機材の整備

エ　油等防除対策調整会議への専門員の派遣

⑾　排出油等防除協議会

ア　関係防災機関への防除資機材の貸出等

イ　関係防災機関の防除活動に対する協力、支援

ウ　油等防除対策調整会議への専門員の派遣

⑿　石油連盟

ア　排出油等防除資機材の整備

イ　排出油等防除資機材の操作指導

ウ　関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等

⒀　新潟県漁業協同組合連合会

ア　事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供

イ　事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置

ウ　事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整

エ　漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整

オ　流出油等防除資機材の調達並びにあっせん

カ　出荷停止等による風評被害の防止

キ　事故原因者等への防除措置に要した費用の求償

ク　事故原因者等への漁業被害の求償

ケ　漁業関係者に対する融資等の実施

コ　油等防除対策調整会議への専門員の派遣

３　市の役割

市は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担のうえで防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

４　県の役割

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに市民等の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市が

行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

５　新潟海上保安部の役割

海上保安本部は、海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又は防除措置を講じていない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講ずる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

第２節　油等流出事故災害予防対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関及び関係団体が関与し、かつ、その被害防止並びに発生後の対策が多岐にわたることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するため関係防災機関の相互協力、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施、事故発生時における協力体制、情報交換の方法等について事前に定める。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

市は、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設等を情報マップに整理し、防除に必要な資機材の整備に努める。

イ　県の責務

県は、油等流出事故の発生に備え、自ら防除に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係機関の防除資機材の保有状況を把握し、関係防災機関との情報交換に努める。

ウ　第九管区海上保安本部の責務

第九管区海上保安本部は、油等流出事故に備えた訓練の実施に努めるとともに、海上交通情報の提供体制整備等に努める。

２　関係機関の相互連携

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等に関する情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ定める。

⑴　主な関係機関の窓口

機関・団体名	担当部署
新潟県	防災局危機対策課
第九管区海上保安本部	警備救難部環境防災課
警察本部	地域部地域課
新発田警察署	地域課
北陸地方整備局	企画部防災課
指定海上防災機関	(一財)海上災害防止センター防災部
新潟県漁業協同組合連合会	総務指導部総務課
新潟漁業協同組合	北蒲原支所
石油連盟	昭和シェル石油㈱新潟石油製品輸入基地管理課
新潟県東部排出油等防除協議会	新潟海上保安部警備救難課
新潟県西部排出油等防除協議会	上越海上保安署
佐渡排出油等防除協議会	佐渡海上保安署

⑵　関係民間団体との連携

関係防災関係機関は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定めておくものとする。

３　市の役割

⑴　情報マップの整備

市は、沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備する。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成するものとし、作成した情報図は関係防災機関において、防災対策の基礎資料として活用を図る。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位についても検討しておく。情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区　分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の飛来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設、漁港施設
海岸の形状	人工構造物、砂浜等

⑵　防除資機材の整備

市は、自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

⑶　訓練、人材育成

市は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、(一財)海上災害防止センター（指定海上防災機関）が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

４　県の役割

⑴　防除資機材の情報管理

県は、関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、あらかじめその調達方法について定める。

⑵　事故災害記録の収集、整理

県は、油等流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、関係防災機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理する。

⑶　防除資機材の整備

県は、港湾管理者として、流出油等防除のために必要な資機材の整備に努めるとともに、保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

⑷　海上交通の安全確保

県は、自ら管理する港湾内における船舶の安全航行環境の整備に努める。

⑸　訓練、人材育成

県は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、(一財)海上災害防止センター（指定海上防災機関）が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

⑹　広域相互応援体制の充実

災害時には一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援を必要とする場合に備え、県は、広域相互応援体制の整備に努める。

⑺　関係民間団体との協力

県は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、協力体制の強化に努める。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定める。

５　第九管区海上保安本部の役割

⑴　防除資機材の整備

第九管区海上保安本部は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

⑵　船舶所有者等への指導

第九管区海上保安本部は、海防法等に基づき船舶所有者等に対し油等流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備え付けておくよう指導する。

⑶　海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、管轄海域における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

⑷　防災訓練の実施

第九管区海上保安本部は、関係防災機関と協働し、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練終了後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて関係防災機関の体制等の改善に資する。

６　一般財団法人海上災害防止センター（指定海上防災機関）の役割

指定海上防災機関は､船舶所有者等の利用に供するための油等防除措置に必要な機械器具、オイルフェンス等の資材を整備する。

また、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

７　北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、保有する船舶を用いた防除措置を実施する体制を整備するとともに、港湾内において船舶の安全航行環境の整備に努める。

また、油保管施設等の設置者又は管理者に対して、油濁防止緊急措置手引書等の作成、備え置きの適正な実施について立入検査等を行う。

８　北陸信越運輸局の役割

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するため、船舶の安全点検等を実施するとともに、海防法に基づき海洋汚染防止設備の設置が義務づけられている船舶の定期検査等を行い、必要な指導等を行う。

９　石油連盟の役割

石油連盟は、油等防除資機材を備蓄し、災害時には関係機関からの要請に基づき資機材の貸出を行うとともに、貸出制度の内容（保有する資機材の種類、数量、連絡先、貸出手続き、費用負担等）について、関係行政機関、関係団体等への周知に努める。

また、油等防除資機材が災害時に円滑に使用されるよう、平常時において使用訓練を実施し、習熟に努める。

10　排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、排出油等防除計画に基づき会員の油等防除資機材の整備、保有状況を把握するとともに、整備の促進に努める。

第３節　応急体制の確立

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な油流出事故により被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、市、県、消防本部、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局及び県警察は、被害を最小限化するため、速やかに応急体制を確立する。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

(ｱ) 沿岸の監視及び関係機関からの情報収集体制を速やかに確立する。

(ｲ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

イ　県の責務

(ｱ) 自ら情報収集活動を行うとともに、関係機関の情報共有体制を速やかに確立する。

(ｲ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市が行う防除活動を支援する体制を速やかに確立する。

(ｳ) 関係防災機関の防除活動が、統一的な方針に基づき、有機的な連携により実施されるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

ウ　第九管区海上保安本部の責務

巡視船艇及び航空機による情報収集、事故原因者等に対する防除措置の指導並びに海上における防除活動に必要な調整等を行う体制を速やかに確立する。

エ　北陸地方整備局

航空機、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、河川の管理者又は港湾の施設設置者等として自ら行う防除活動並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

オ　県警察

警察ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、現地における警戒及び交通規制等の実施並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

⑶　達成目標

関係機関における迅速な応急体制の確立及び情報の共有化による早期の事態把握により、有機的連携による防除活動を早期から実施し、被害を最小限化する。

２　市の体制

市は、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な応急体制を速やかに確立する。

なお、応急体制の確立にあたっては次の事項に留意する。

⑴　消防本部を中心とする沿岸の監視体制を整備するとともに、関係機関及び市民等からの情報収集体制を整備する。

⑵　沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備する。

⑶　市の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う。

⑷　自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行う。
⑸　必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材のあっせんの要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立する。
⑹　防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備する。
⑺　防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備する。
⑻　市ボランティアセンターへ職員を派遣する等、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有すること。
⑼　事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存すること。

３　県の体制

県は、大規模な油等流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」若しくは「警戒本部」を設置する。

⑴　警戒本部の設置

警戒本部の設置にあたっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

ア　県消防防災ヘリ及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動
イ　防除活動に必要な資機材等の把握及び準備
ウ　沿岸の監視体制の整備
エ　流出油等に係る他都道府県との情報交換

⑵　災害対策本部の設置

災害対策本部の設置にあたっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

ア　市及び県の防除対策経費の取りまとめ
イ　防除対策経費の補償請求
ウ　船舶による浮流油等の回収作業の調整
エ　県消防防災ヘリ及び県所有船舶等による浮流油等の状況調査の調整
オ　流出油等による環境被害調査及びその対策
カ　流出油等による被害鳥獣保護対策
キ　水産資源保護のための応急対策
ク　回収油等の保管、輸送及び処分
ケ　防除作業用資器材の調達及び斡旋

⑶　広域応援の要請
⑷　自衛隊への災害派遣要請

派遣要請を受けた自衛隊は、危険箇所における漂着油等の回収、船舶による浮流油等の回収並びに航空機及び船舶による情報収集等の活動に従事する。

４　第九管区海上保安本部の体制

⑴　本部の設置

第九管区海上保安本部は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部を設置する。

⑵　連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部が設置された場合は、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

５　北陸地方整備局の体制

北陸地方整備局は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部（海上災害油流出事故、河川水質事故災害）を設置する。

６　県警察の体制

県警察警備本部等の設置

県警察は必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

県警察警備本部は、必要に応じて現地警備本部等を設置する

７　海岸管理者等の体制

海岸、河川、漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制を速やかに確立する。

８　油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

⑴　参加機関・団体

ア　公的機関

市、県、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

イ　事故原因者及び関係団体

事故原因者、㈠財)海上災害防止センター（指定海上防災機関）、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

ウ　その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

⑵　協議事項

ア　防除方針の検討

イ　防除活動の実施に係る関係機関の調整

第４節　情報の収集・伝達計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

油流出事故災害の事故情報、被害状況及び関係機関の活動状況等に関する情報の収集・伝達方法について定める。

⑵　各主体の責務

ア　市及び消防本部の責務

情報収集をはじめとする初動体制の充実を図る。

イ　県の責務

関係機関が収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて関係機関へ伝達する。また、県域を超えた油等流出事故災害については、近接県等と密接な情報交換に努める。

ウ　第九管区海上保安本部の責務

収集した情報を､油等防除対策調整会議を通じて伝達するなど情報の共有化に努める。

エ　海上運送事業者等の責務

船舶の安全管理を徹底し、油等流出による海難事故の未然防止と海上の安全確保に努める。

⑶　情報の共有化

市及び油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう努める。

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定める。

２　事故原因者の責務

⑴　通報

海防法第38条に該当する油等の流出があった場合には、当該船舶の船長は、法令の定めるところにより最寄りの海上保安機関に通報する。

⑵　収集・伝達する主な情報

油等を流出した原因者等船舶乗組員関係者は、大量の油等を認知した場合は、最寄りの海上保安機関に当該油に関する次の情報を提供する。

ア　流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報

イ　流出油等の防除措置の実施状況に関する情報

３　第九管区海上保安本部の役割

⑴　情報収集

巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を実施する。

⑵　各種情報の分析、評価

浮流油等の漂流予測を行い、得られた防除等にかかる情報を適切に分析・評価する。

⑶　収集・伝達する主な情報

ア　巡視船艇及び航空機で収集した情報（現場付近の流況）

イ　気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報

ウ　海上、沿岸部等における被害状況に関する情報
エ　防除活動実施状況に関する情報
オ　油等の専門家に関する情報
カ　海上において警戒区域を設定した場合は、その区域に関する情報

⑷　広報

報道機関等への情報の提供及び海上における事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として第九管区海上保安本部が広報を行う。

⑸　体制

中央において警戒本部が設置された場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

⑹　周知

第九管区海上保安本部は、災害の波及が予想される場合、無線・電話・巡視船艇を活用し、船舶全般に周知する。

４　市・消防本部の役割

⑴　情報収集

ア　海岸パトロール及び市民等からの通報等により情報の収集に努める。
イ　収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。
ウ　災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を県に報告する。

⑵　収集・伝達する主な情報

ア　海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
イ　市が実施した防除活動に関する情報
ウ　資機材に関する情報
エ　自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

⑶　市民等への周知

市・消防本部は、広報車・緊急告知ＦＭラジオ・新発田あんしんメール等を活用し、市民等に対し次に掲げる事項の周知に努める。

ア　事故の状況
イ　火気使用及び交通等の制限禁止事項
ウ　防災活動の状況
エ　避難準備等の一般的注意事項
オ　その他必要事項

５　県の役割

⑴　情報収集

ア　県は、県消防防災ヘリコプター及び県所属船舶による巡視パトロールにより情報の収集に努める。
イ　県は、市・関係防災機関との間で、災害時の被災状況等の情報収集及び伝達を行う。

⑵　収集・伝達する主な情報

ア　県消防防災ヘリ及び県所属船舶で収集した情報
イ　海岸パトロールの実施で収集した情報（漂着状況）
ウ　県が実施した防除活動に関する情報
エ　市の漂着状況に関する情報

オ　市が実施した防除活動に関する情報
カ　各機関が実施した防除活動実施状況
キ　資機材に関する情報
ク　油等の専門家に関する情報
ケ　県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等

⑶　広報

報道機関等への情報の提供及び漂着油等の状況並びに市の防除活動状況等については、原則として県が広報を行う。

６　県警察の役割

⑴　情報収集

警察ヘリコプター又は船舶により被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し､事故災害の概要を県等の関係機関に通報する。

⑵　警戒、交通規制等

県警察は必要があると認められるときは災害地における警戒、避難誘導、交通規制等を実施し市民の安全を守る。

７　北陸地方整備局の役割

⑴　情報収集

航空機・船舶による情報収集及び伝達を行う。

⑵　収集・伝達する主な情報

ア　船舶、ヘリコプターによる情報
イ　関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報
ウ　油回収船の出動状況に関する情報（防除活動の実施）

⑶　広報

報道機関等への情報の提供及び大型油回収船による防除活動については、北陸地方整備局が広報を行う。

８　自衛隊の役割

自衛隊は、関係防除機関の防除活動の支援に関する情報を、艦船・船艇及び航空機で収集伝達を行う。

９　県漁業協同組合連合会の役割

県漁業協同組合連合会は、各漁協（支所）に対し、漁船等による情報収集を指示し、収集した情報については油防除対策調整会議に伝達する。

10　新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、現場付近に係わる気象情報（海上風・波浪等に係わる予報や警報等）を油等防除対策調整会議に伝達する。

11　一般財団法人海上災害防止センター（指定海上防災機関）の役割

指定海上防災機関は、防除措置の実施状況、油等の専門家に関する情報を油等防除対策調整会議に伝達する。

12　排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、油等の専門家に関する情報を油等防除対策調整会議に達する。

13　石油連盟の役割

石油連盟は、防除措置における技術的指導に関する情報、油等の専門家に関する情報を油等防除対策調整会議に伝達する。

14　漁港管理者の役割

漁港管理者は、災害の波及が予想される場合は、船舶及び拡声器等を活用し、漁港内船舶に対する周知に努める。

15　放送事業者の役割

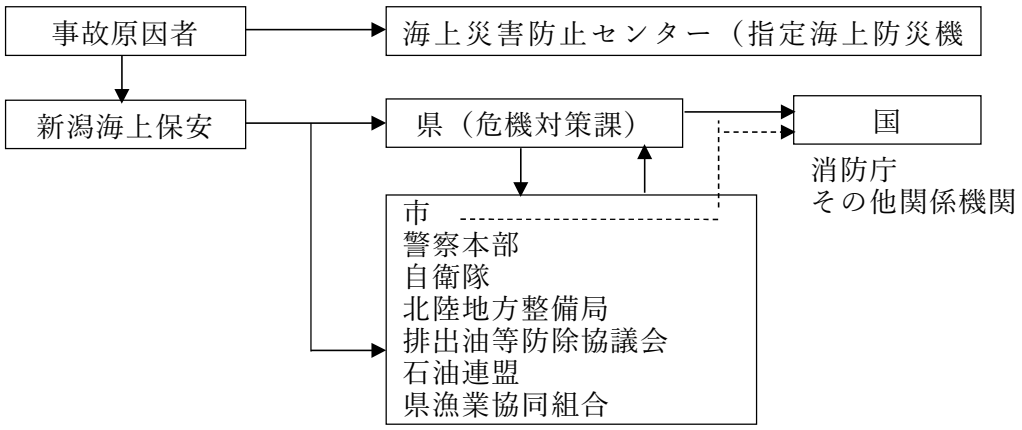
放送事業者は、災害の波及が予想される場合は、放送媒体を活用し一般船舶及び市民に対する周知に努める。

16　各機関の情報の収集手段等

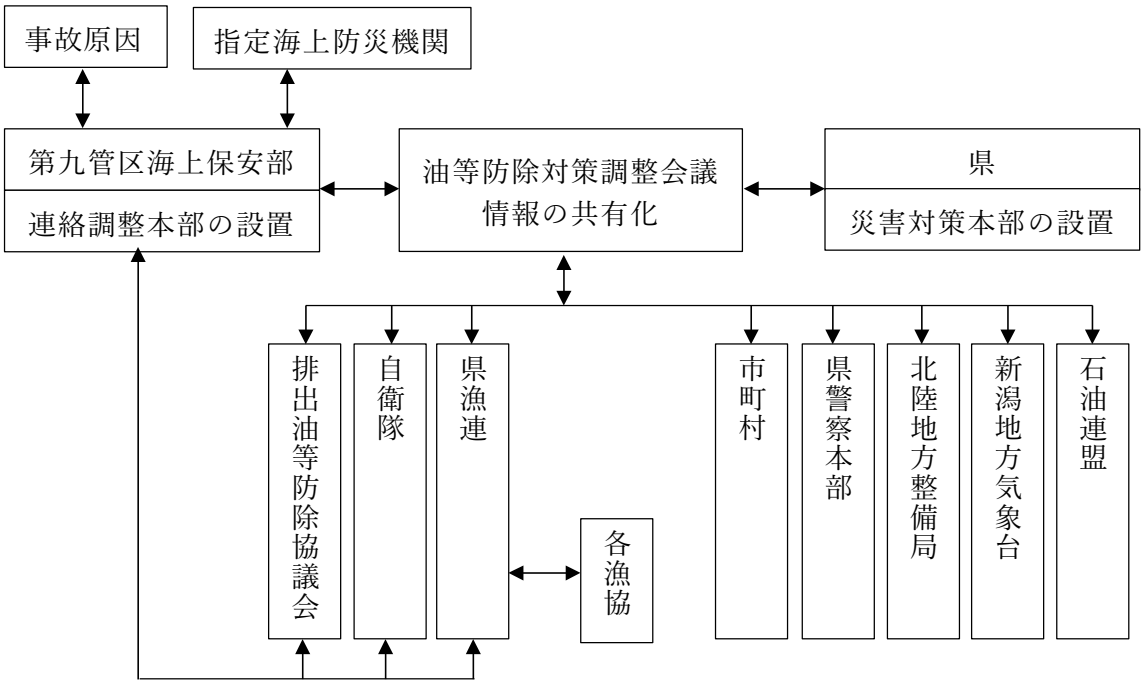
各機関の情報収集手段等は、概ね次のとおりとする。

機関名等	情報収集手段	伝達先
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する。
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化、油等防除対策調整会議への通報
市	現地調査（海岸パトロール）、市民等の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達、油等防除対策調整会議への通報
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」現地調査（海岸パトロール）による情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化、油等防除対策調整会議への通報
県警察	警察ヘリコプターによる情報収集、画像伝送システムの利用、警察用船舶による情報収集、警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達、油等防除対策調整会議への通報
自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達、油等防除対策調整会議への通報
北陸地方整備局	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達、油等防除対策調整会議への通報
県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達、漁協への伝達、油等防除対策調整会議への通報

17　第一次情報及び被害情報伝達系統図



18　流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



第５節　油等防除対策調整会議

１　計画の方針

基本方針

関係防災機関及び関係団体が一体的に円滑かつ迅速な防除活動を実施するため、油防除対策調整会議の設置及び検討すべき内容等について定める。

２　油等防除対策調整会議の設置

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、市及び各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常現地災害対策本部等が設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整を行う。

市及び関係防災機関、団体は、関係法令に基づき速やかに所要の防除措置を講ずるとともに、防除活動を一体的、効果的に実施するため、必要に応じて油等防除対策調整会議において調整を図り、各機関が同一の方針の下に有機的な連携を保ちながら活動を実施するものとする。

⑴　専門家等の活用

防除対策の検討及び関係機関の調整を行うに際しては、油等に関する専門家、アドバイザーを積極的に参画させるものとする。

⑵　市等の対応

市等は、災害現場において防除活動を実施するに当たり、油等防除対策調整会議が検討した防除対策に基づき防除活動を実施することとするが、災害現場の状況に応じた効果的な措置も講ずることができる。

⑶　事故原因者等との速やかな調整

事故原因者並びに海事鑑定人と応急的に防除活動を実施する市等との間では、油等防除対策調整会議の場を通じて、防除作業の方法、使用する資機材、費用負担等について、常に速やかな調整を行うよう努める。

⑷　連絡体制の整備

油等防除対策調整会議に参加する機関相互の連絡方法等を明確化するとともに、事務処理の円滑化のため、被害状況の報告様式等の統一を図る。

３　油等防除対策調整会議における防除対策の検討等

油等防除対策調整会議において検討、調整する主な事項は次のとおりとする。

⑴　関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油等防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

⑵　段階的目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本方針とすることを確認する。

また、事故の規模、天候及び時間的経過等に応じてその都度、段階的、現実的な防除目標を定める。

ア　第１段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

イ　第２段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により油等の周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

ウ　第３段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

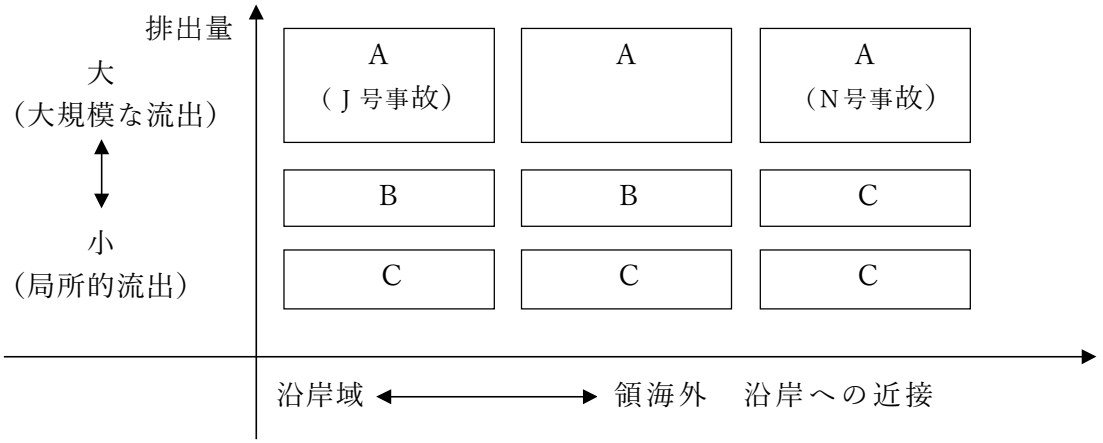
エ　第４段階の目標

油等の海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位に従って海岸の防除を行い、被害を軽減することを目標とする。

⑶　事故災害レベルの評価

事故災害の規模、内容に応じた応急体制を整備するため、専門家等の意見を踏まえ、油等の流出量と沿岸への近接度に応じた評価とする。

（参考）事故災害評価レベルの目安



Ａレベル：国家的な防除支援を必要とする大規模な流出事故。

海洋及び沿岸域への広範囲にわたる影響が予測されるため、直ちに災害対策本部等の応急体制の確立を図る。

Ｂレベル：中規模の流出で当事者のみによっては防除することができない事故。

海洋及び沿岸域への影響が予測されるため、事故の態様に応じた応急体制の確立を図る。

Ｃレベル：局所的な流出で当事者のみの対応によって防除が可能か、又は沿岸域への影響が少ないと考えられる事故。

防災関係機関は通常、事態の推移を見守り、必要に応じて応急体制を整備する。

⑷　防除対策の検討

主として次の事項について協議し、関係機関の合意を得るものとする。

ア　海上における流出油等の防除

(ｱ) 主な活動主体と役割分担に関すること

(ｲ) 防除及び回収方法に関すること

イ　漂着油等の防除

(ｱ) 主な活動主体と役割分担に関すること

(ｲ) 防除及び回収方法に関すること

(ｳ) 通信手段、通信方法の調整に関すること

(ｴ) 防除作業の安全管理に関すること
(ｵ) 防除作業従事者の健康管理に関すること
(ｶ) 作業記録の保存に関すること
(ｷ) ボランティアとの連携に関すること

ウ　回収油等の処分
(ｱ) 主な活動主体と役割分担に関すること
(ｲ) 処分方法の選択に関すること
(ｳ) 一時保管場所の選定に関すること

エ　資機材等の調達、あっせん
(ｱ) 油等防除資機材の調達及びあっせんに関すること
(ｲ) 輸送手段の確保及びあっせんに関すること

オ　その他、必要とする防除対策の検討及び調整

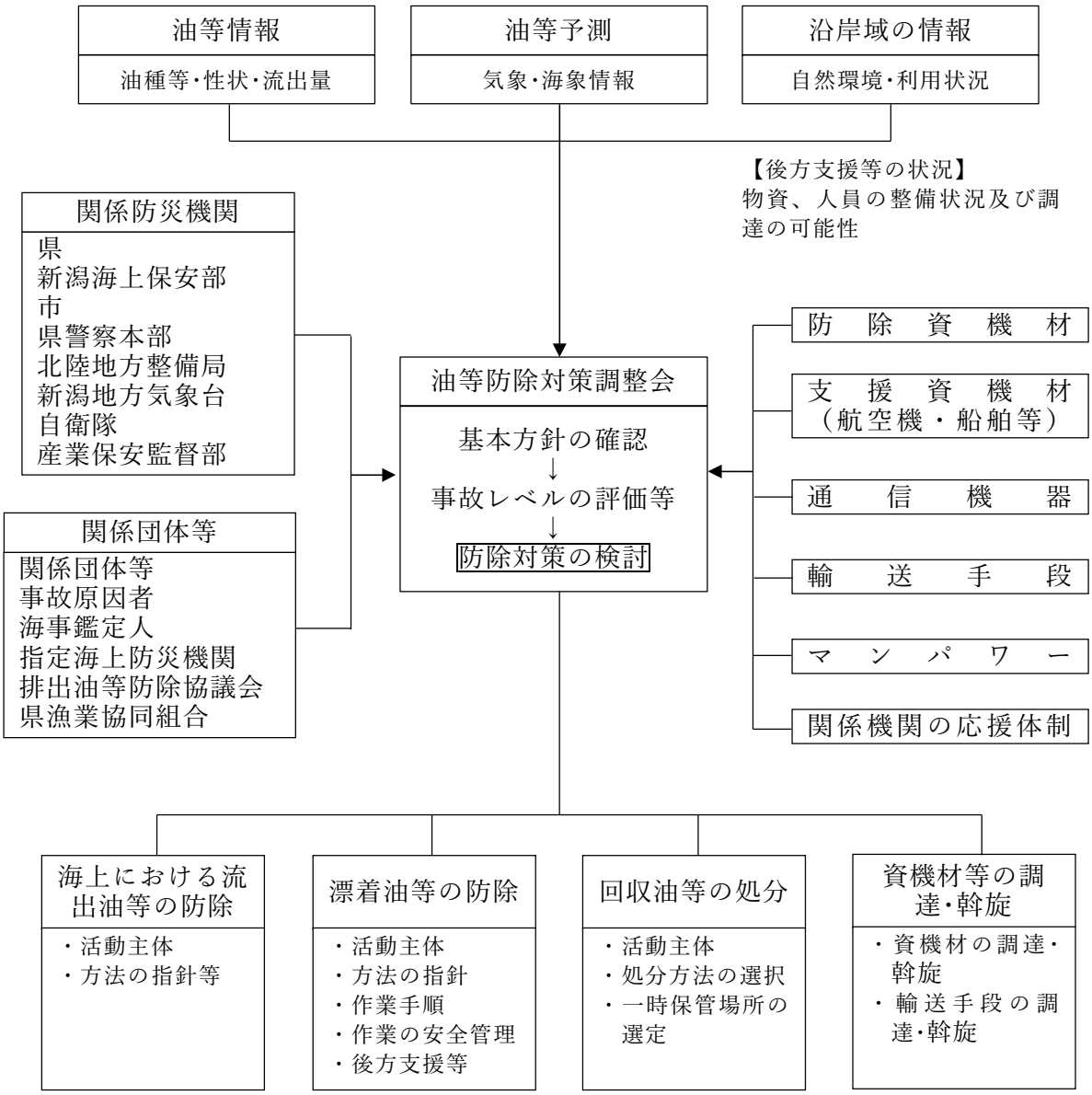
⑸　作業記録の保存・整理

海上及び海岸で防除活動を実施する全ての機関は、毎日の作業にかかる記録を保存、整理し、事故原因者等に対する補償請求に備えるものとし、記録すべき内容等は各機関と協議のうえ、定めるものとする。

⑹　広報

報道機関等への情報の提供は、第４節「情報の収集・伝達計画」に定めるとおりとし、さらに一元的な情報提供の方法についても検討するものとする。

防除対策等の検討フロー図



第６節　流出油等防除対策

１　計画の方針

流出油等の防除に携わる市及び各機関は、関係法令及び油等防除対策調整会議で検討した防除対策等に従って海上及び海岸で実施する防除対策について、関係機関が留意すべき事項について定める。

⑴　基本方針

ア　流出油等の防除は、自然環境及び社会環境に対する影響に留意し、その被害を最小限に食い止めるため、極力海上で回収することを基本とする。

イ　回収はできるだけ機械的回収に努め、処理剤を使用する場合は、必要性、緊急性及び生態系への影響を考慮し、関係機関と十分調整のうえ実施する。

ウ　海岸に漂着した場合は、速やかな回収・処理に努め、二次災害の防止を図る。

エ　流出油等の回収において、災害ボランティア活動を組織的かつ円滑に行うため市及び県、関係機関の支援・協力体制について整備する。

⑵　各主体の責務

ア　事故原因者等の防除措置を講ずべき者及び防除措置を講ずべき者から委託を受けて防除を行う㈠㈶海上災害防止センター（指定海上防災機関）等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、次に掲げる措置のほか、現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(ｱ) オイルフェンスの展張

(ｲ) 損壊箇所の修理等による油等の流出防止

(ｳ) 他のタンクへの残油の移送

(ｴ) 流出油等の回収

イ　市は、地域内の自然的、社会的環境を守るため、積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置するとともに、市災害ボランティアセンターの運営を支援する。

ウ　市社会福祉協議会は、市災害対策本部等と協議して市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動を支援する。

エ　県は､回収された油等が適切に処分されるよう海防法及び廃掃法に基づき必要な指導、監督を行うとともに県内の収集運搬業者、処分業者が積極的に協力するよう要請及び調整を行う。

オ　第九管区海上保安本部は、防除措置を講ずべき者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講ずる。

また、流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

カ　県災害ボランティア調整会議は、油等流出事故により、災害ボランティアの活動の可能性が考えられるときは、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、市災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

⑶　達成目標

流出油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため､市は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回収レベルを定める。

ア　自然景観・観光地域
　漂着油等が目立たない程度まで除去する。
イ　海水浴場
　手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。
ウ　磯根海岸
　漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等が認められない程度まで除去する。
エ　漁港・漁業・海岸保全施設
　当該施設の利用に支障を来たすおそれのある箇所については､必要に応じて除去する。
オ　その他の海岸
　漂着状況により個別に判断する。

⑷　積雪期での対応
　特に積雪期における防除作業については、危険がともなうため、あらかじめ救護所の設置、健康相談や転落、転倒防止策等の措置を講じ、防除作業従事者の安全確保、健康管理に留意する。

２　事故原因者の責務

⑴　流出油等に係る情報を速やかに第九管区海上保安本部へ通報する。
⑵　油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、防除活動を実施する。
⑶　流出油等の回収措置や被害者への損害賠償に対して責任を持って対応する。

３　市の役割

⑴　市は地域内において、関係機関と連携して積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置する。
⑵　市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する新発田市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

４　県の役割

⑴　県内の収集運搬業者、処分業者に対して保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整を行うものとし、保管場所に関して(一財)海上災害防止センター(指定海上防災機関)等と協力し、港湾等の適地の選定を行う。
⑵　市及び関係機関が行う流出油等の防除活動の連絡調整を図るとともに、河川・海岸・港湾等の管理者として、必要に応じて自ら防除活動を行う。
⑶　防災資機材について、油等防除対策調整会議等を中心にオイルフェンス、油回収機、油吸着材等の斡旋、調整を行う。

５　第九管区海上保安本部の役割

⑴　海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。
　なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議等を通じて関係防災機関へ逐次提供する。
⑵　流出油等防除の第一義的な義務を有する事故原因者等を指導し、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行う。

⑶　流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

６　北陸地方整備局の役割

⑴　北陸地方整備局は、航空機、船舶等による流出油等の漂流情報の収集活動を行うとともに、国が行う海洋汚染の防除に関する業務として、流出油等の防除活動を行う。

⑵　被害の拡大防止のため、大型油回収船「はくさん」の活用を含めた国土交通省及び関係団体等が有する資機材の貸出等、自治体への応援、支援を行う。

７　情報の流れ

⑴　流出油等に係る対応（事故現場から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防除措置を講ずべき者（事故原因者）	第九管区海上保安本部	油等流出情報
その他船舶及び防災機関	第九管区海上保安本部又は市及び県	油等流出情報
第九管区海上保安本部	その他船舶及び防災機関	油等流出情報
第九管区海上保安本部	油等防除対策調整会議等	油等漂着予想海岸、油等漂着予想時間等

⑵　漂流した流出油等に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災機関及び住民	市、県、港湾等施設管理者等	油等漂流情報
市、県、港湾等施設管理者等	油等防除対策調整会議構成員等	油等漂流情報、防除応急対策

８　業務の体系（発生後のフロー）

☆発生直後

↓　事故発生情報、原因者による応急対応

１時間以内

↓　漂流・漂着情報の収集、漂流状況等の船舶関係者への周知
　　油等回収船、オイルフェンス等の応急対策

漂着まで　市災害対策本部の設置、除去方針の決定
　　応急対策の実施

漂着後１日以内　回収作業、一時保管場所等の調整、処分方法の選択
　　県災害救援ボランティア支援センター等の立ち上げ

９　業務の内容

⑴　海岸施設等の防除対策

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・回収された油等の保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整	県内の収集運搬業者、処分業者
市	・関係機関と連携して防除活動を実施	県、漁業協同組合
海岸、漁港等施設管理者	・必要により管理する施設の防除活動を実施	
河川管理者	・河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は関係機関と連携して必要な防除活動を実施	
海水利用施設管理者	・取水口付近へのオイルフェンスの展張り、流出油等の回収等の防除措置、状況に応じて取水の制限・停止等	

⑵　流出油等情報の提供

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・流出油等の状況	報道機関
油等防除対策調整会議等	・流出油等除去方針の決定及び流出油防除活動状況	報道機関

⑶　流出油等の回収対策

実施主体	対　策	協力依頼先
指定海上防災機関等	・民間借り上げ船舶等による流出油等の除去	漁業協同組合
油等防除対策調整会議等	・調達可能な回収船、防除資機材の斡旋、義捐物資等の活用	国土交通省、県ﾄﾗｯｸ協会等
県災害救援ボランティア支援センター、市社会福祉協議会	・市災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの活動支援	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会、ＮＰＯ

第７節　漁業対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

油等流出事故の発生に際し、水産資源の保護、漁業環境の流通水産物の安全を確保するため、県及び海上保安機関の協力のもとで、新潟漁業協同組合及び新潟県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が、実施する対策の方針について定める。

⑵　各主体の役割

ア　県漁連の役割

(ｱ) 県漁連は、油等の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸地域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、県漁連事務局（新潟市万代島）内に会長を本部長とする対策本部（以下、「県漁連対策本部」という。）を設置する。

(ｲ) 本部長は、県内の各漁協の意見を調整・統合し、油等流出事故に関する県内の全漁業者の代表として、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。

(ｳ) 本部長は、漁船による海上での一斉回収の決定等の重要な事項については、必要に応じて関係漁業協同組合の組合長等による対策会議を開催して協議する。

(ｴ) 県漁連は、関係する漁業協同組合（以下「漁協」という。）と相互に連絡窓口を確認するとともに、市、県及び第九管区海上保安本部に対し、連絡体制を報告する。

(ｵ) 県漁連は、流出油等の情報を定期的に県から入手して関係する漁協に伝達するとともに、各漁協から報告を受けた内容を集約し、油等防除対策調整会議に報告する。

(ｶ) 県漁連は、事故原因者及びその委託を受けた(一財)海上災害防止センター(指定海上防災機関)等との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。

(ｷ) 県漁連は、各漁協の動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、流出油等の漂流・接近状況、気象状況等を勘案して、日程、作業海域の分担等の作業計画を策定する。県内漁船による回収作業の範囲は、概ね５海里以内の海域とし、さらに漁船の大きさ（トン数）により行動範囲を段階的に設定する。

(ｸ) 県漁連は、漁協の要請に基づき、保有する防除資機材の貸出等に努める。
自ら調達することが難しい場合又は特殊な資機材が必要な場合は、油防除対策調整会議等にあっせんを依頼する。

イ　新潟漁業協同組合等の役割

(ｱ) 流出油等による影響が及ぶと予測される場合は、必要に応じて組合長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、県漁連、市災害対策本部等との連絡体制を構築する。

(ｲ) 漁協は、自発的に又は市の要請に応じて、漁船による地先海域のパトロールを実施し、収集した情報を県漁連及び市に報告する。

(ｳ) 関係漁協は、漁業関係施設の防除及び漁船による海上での流出油等防除作業の統括に当たる。防除作業に必要な用具等は、原則として各漁協で調達し、各漁協で調達できない場合は県漁連に保有資機材の貸出、提供及びあっせんを依頼する。

ウ　市及び県の役割

市及び県は、県漁連及び各漁協の協力のもと、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。

２　情報の流れ

⑴　事故現場から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
新潟漁業協同組合	市、県漁連	○地先海域における流出油等の漂流状況
県漁連	油等防除対策調整会議	○地先海域における流出油等の漂流状況

⑵　事故現場へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市、県漁連	○沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報
県漁連	新潟漁業協同組合	○沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報

３　業務の体系

油等流出情報の収集・共有
　↓
海上における防除活動
　↓
環境影響調査の実施

４　業務の内容

⑴　流出油等の防除

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・海上防除作業を指導・支援するため、作業海域に漁業指導船等の県保有船舶を派遣し、各船団のリーダー船に対し、必要な情報を漁業無線により伝達する。	県漁連、漁業協同組合
市、県	・必要に応じて本県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう要請する。	県漁連、漁業協同組合
県漁連	1　事故原因者及びその委託を受けた(一財)海上災害防止センター(指定海上防災機関)との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。 2　海上又は陸上で回収作業を実施（又は準備）した漁協に対し、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存及び詳細な作業記録の作成について指導する。	漁業協同組合
漁協	1　要請等に基づく組織的な防除作業作業の実施の可否は、当日の気象状況を見て漁協の組合長が判断する。 2　作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定めたリーダー船の指揮の下に防除を実施する。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	3　海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬する。 4　漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去、並びに地先海域での海上防除作業を実施する。 　海上での回収作業は、上記に準じて船団方式により行う。	

⑵　漁業関係施設等防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

ア　磯根漁場

油等による汚染被害を最も受けやすく、油等が漂着した場合は漁獲ができなくなるため、可能な限り洋上で防除することとし、漂着した場合には、漂着油等が認められない程度まで除去する。

イ　定置網、養殖施設等

流出油等の接近が確認されたときは、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスの囲い込み等により、被害の回避に努める。

ウ　漁港施設

漁港施設の内、航路、泊地、岸壁、物揚場及び荷さばき所等は油等による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

⑶　汚染魚介類の流通防止、海洋環境影響調査

実施主体	対　策	協力依頼先
県	漁協、県漁連及び産地市場に対し、以下の指導等を行う。 ア　産地市場での水産物の官能検査（視覚・嗅覚による検査）の徹底 イ　油等の付着の確認された水産物の廃棄、流通阻止の徹底 ウ　検査済の水産物の品質保証の関係者への周知徹底	県漁連、漁業協同組合
市、県	・必要に応じて本県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう要請する。	
	・必要に応じ、流通魚介類について自ら官能検査等を行う。	県水産海洋研究所
県漁連	各漁協に対し、以下の指導を行う。 ア　漁船が航行・操業中に漂流油等を発見した場合の、漁協への連絡徹底 イ　油等の漂流海域での操業自粛の徹底 ウ　油等による汚染の疑いのある魚介類の出荷・販売自粛の徹底	
県水産海洋研究所	本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について以下の調査を行う。	

実施主体	対　策	協力依頼先
	ア　生物環境影響調査 イ　油等汚染影響実態調査 ウ　魚介類の官能検査 エ　その他必要と思われる調査	

第８節　環境保全対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

海上における船舶や海洋石油鉱山からの大量の油等の流出事故は、揮発成分等による大気の汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これら事故による環境汚染を防止し、沿岸市民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

⑵　各主体の役割

ア　市の役割

環境汚染に関する情報を速やかに市民等に周知するとともに、市民の健康影響が懸念される場合には、避難誘導や救護所の設置など、必要な措置を講ずる。

イ　県の役割

(ｱ) 流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸市民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るため、流出油等の性状に応じた環境影響調査を実施し、収集した情報を市町村、関係機関等に提供する。

(ｲ) 引火性や毒性を有する物質が環境中に排出された場合は、二次災害防止のための危険防止措置、作業員や調査員の安全確保及び市民の避難等について検討し、必要な措置を講ずる。

(ｳ) 市及び関係機関の協力を得て、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を実施する。

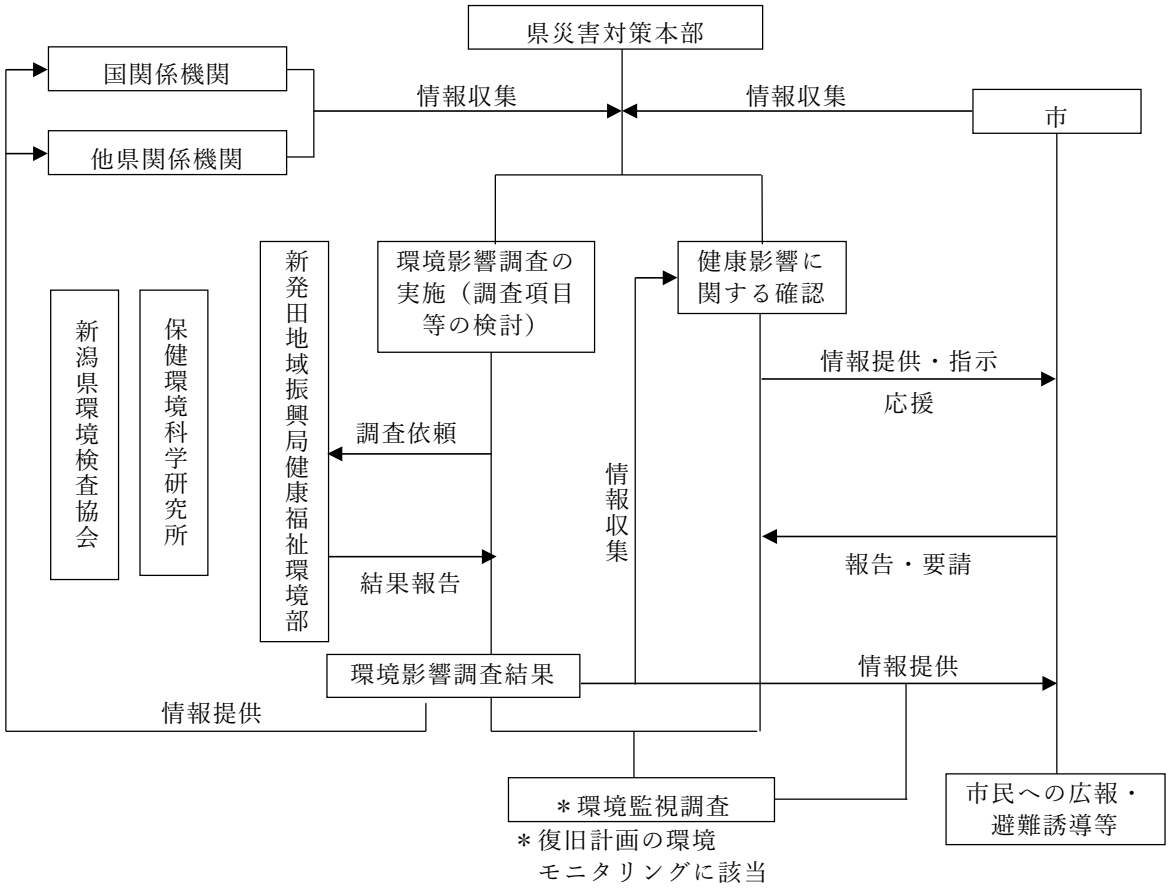
ウ　関係団体の役割

県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、ボランティア団体等は、市及び県からの要請に応じて、野生鳥獣類の救護措置に協力する。

⑶　達成目標

環境影響調査の実施を通じて流出油等が環境及び健康に与える影響を把握し、市民に周知して健康被害の発生を防止するとともに、流出油等に汚染された鳥獣類を速やかに救護し、野生への復帰を図る。

２　連絡体制



３　情報の流れ

⑴　現場から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	県	○環境汚染に関する情報 ○環境影響調査の結果

⑵　現場へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○環境汚染に関する情報 ○環境影響調査の結果及び評価 ○健康被害対策に関する助言
市	市民	○環境汚染に関する情報 ○健康被害に関する情報 ○救護所等の設置情報

４　業務の体系

環境影響調査に関する情報収集、調査計画の策定
↓
環境影響調査の実施、調査結果の広報
↓
環境汚染応急対策の実施、汚染鳥獣類の救護

５　業務の内容

⑴　環境影響調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・地域の実情に応じた環境影響調査を実施する。なお、実施に当たっては、県と事前調整を行う	県
県	1　流出油等の性状、成分、健康影響等に係る基本的な情報を収集し、調査実施項目、調査手法等を定める調査計画を策定する。 2　調査項目等の決定に当たっては、市、国や他県の状況等に関する情報を十分勘案する。なお、流出油等の防除のために処理剤等が使用された場合は、その成分、健康影響等の情報を収集し、環境影響調査の必要性について検討する。	国
県	1　調査計画に基づき、新発田地域振興局健康福祉環境部及び保健環境科学研究所は、沿岸地域等において、漂流、漂着した流出油等による汚染状況及び環境・生態系への影響を調査・分析する。 2　事故の規模等によっては、新潟県環境検査協会に調査・分析の協力を求める。調査は、水質、底質、海岸（砂浜等）等の範囲で実施し、事故の状況を踏まえ、必要に応じて環境大気中の有害大気汚染物質濃度等を測定する。 　なお、環境影響調査の結果は速やかに公表する。	新潟県環境検査協会

⑵　環境汚染の応急対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市	1　沿岸における環境汚染状況等に関する情報を、随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果について、市民等に広報する。 2　市民への健康影響が懸念される場合、必要に応じて救護所等を設置し、市民に対して次の内容を周知して、健康被害発生時に迅速に対応する。 ⑴　流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ⑵　流出油等が健康に及ぼす影響 ⑶　健康被害発生時の対応・相談先 　なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発令し、市民の避難誘導に努める。	県

実施主体	対　策	協力依頼先
県	1　環境汚染に関する情報として、次のものを速やかに市等の関係機関に提供する。 ⑴　流出油等の性状、毒性等の情報 ⑵　処理剤等の性状、毒性等の情報 ⑶　環境影響調査結果及びその評価 2　市民の健康影響が予測される場合、次の内容について市に助言し、随時情報を提供するとともに、市からの依頼に応じて保健師等を派遣する。 ⑴　市における救護所等の設置 ⑵　流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ⑶　流出油等が健康に及ぼす影響 ⑷　健康被害発生時の対応・相談先 ⑸　避難指示等の発令	

⑶　被害鳥獣保護対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市、関係団体等	・県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。	県
県	市、関係団体等に協力を要請し、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を次のとおり実施する。 ア　汚染された鳥獣類の保護・収容 イ　愛鳥センターへの移送・収容 ウ　愛鳥センターでの治療・リハビリ、回復後の放鳥獣（自然復帰） なお、事故の状況に応じ、国及び関係都道府県と広域的に協力して救護にあたる。	市、国、県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体
県	・クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、市、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設に収容する。	市、県獣医師会

第９節　復旧計画

１　計画の方針

基本方針

海上における船舶からの油の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、市及び県、漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行う。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努める。

２　油濁損害賠償補償制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）
によりこの油濁損害賠償保障制度を規定している。

⑴　船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責任を有する。

⑵　国際油濁補償基金の補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

⑶　賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館、ホテル等の損害が認められている。なお、野性動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。認定に当たっての一般的な基準は次とおりである。

ア　費用・損失又は損害は実際に発生したものであること
イ　費用は合理的で必要のある措置に要したものであること
ウ　費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること
エ　経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること
オ　適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

３　賠償・補償請求主体

⑴　請求主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人、は請求の主体になることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、市等と協議し協力の上、県が請求事務を行うものとする。

⑵　費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

⑶　請求の相手方

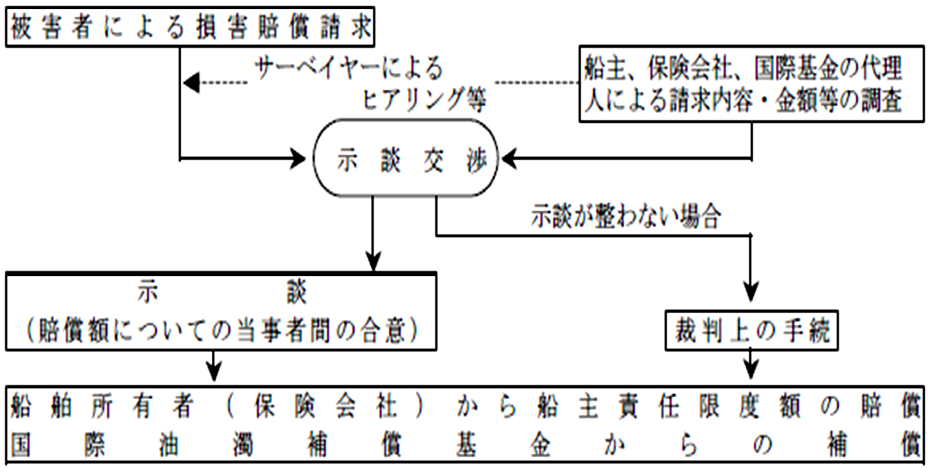
船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる。

⑷　請求の方法

請求主体は、基金に対する請求は文書で行うこととし、その書式等については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上、決定する。

⑸　補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



４　漁業経営の安定対策

市及び県、融資機関は、協力のもと油流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融通、並びに公的資金の既借入金の償還に係る緩和措置の実施などにより、被災漁業者等の経営の安定を図る。

５　環境監視調査

環境保全対策（本章第8節）で実施する環境影響調査結果により、事故後の継続的な環境モニタリングが必要と判断される場合には、県は、水環境、大気環境、生態系に係る環境モニタリング計画を作成し、これを実施する。

６　風評被害の防止対策

市及び県は、漁業・観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど風評による被害の防止

第２編　個別災害対策

第６章　海上事故災害対策

第１節　海上事故災害予防計画..... 539
第２節　海上事故災害応急対策..... 543
第３節　海上事故による危険漂流物対策.....547

第１節　海上事故災害予防計画

１　計画の方針

⑴　計画の方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

⑵　各主体の責務

ア　市及び消防本部の責務

情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

イ　県の責務

情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

ウ　海上保安機関の責務

関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

エ　海上運送事業者等の責務

船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

⑶　達成目標

船舶の検査を通じた海上交通の安全確保を図るとともに、事故発生時における速やかな情報収集及び捜索・救助活動を可能とする関係機関の相互協力体制を確立する。

⑷　荒天時の対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

２　市（消防団）及び消防本部の役割

⑴　海上保安機関との連絡調整

消防機関は、海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平素から海上保安機関と以下の事項の調整を図る。

ア　資機材の保有状況等の資料の交換

イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ　必要資機材の集中使用の計画実施

エ　必要資機材の整備の促進

オ　合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消化剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、海上保安機関と相互に交換する。

⑵　資機材の整備等

消防機関は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

３　海上保安機関の役割

⑴　防災体制の整備

第九管区海上保安本部は、大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による即応体制の整備を図る。

⑵　災害時の関係機関との連絡窓口等

ア　第九管区海上保安本部は、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関相互の連絡窓口、連絡方法を定める。

イ　第九管区海上保安本部の連絡窓口

防災事務担当部課	住　所　等	
警備救難部 環境防災課	住　　所	〒950-8543　新潟市中央区美咲町 1-2-1
	電話番号	025-285-0118　内線 3315 025-258-0122(夜間及び休日:運用司令センター直通) 118（緊急特番）
	FAX 番号	025-288-2613
	防災無線	8-401-752

⑶　海上防災思想の普及

第九管区海上保安本部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

⑷　消防機関との連絡調整

海上保安機関は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平素から消防機関と以下の事項の調整を図る。

ア　情報及び資料の交換

イ　消火活動要領及び連絡周知系統の作成

ウ　必要資機材の整備の促進

エ　合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、消防機関と相互に交換する。

⑸　医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

⑹　市との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等は、市との連絡体制強化に努める。

⑺　海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、北陸地方整備局及び県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

⑻　海難防止指導

新潟海上保安部、佐渡海上保安署、上越海上保安署は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

⑼　異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上本部は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

４　海上運送事業者等の役割

⑴　安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法第10条の３の規定に基づいて安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定めるものとする。

安全管理規程は、運航中の船舶に係る事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全確保と損害の最小化を図るものとする。各航路事故処理基準においては、概ね次の事項を定めるものとする。

ア　事故等発生時の通報

イ　事故の処理等

ウ　非常対策本部の設置等

⑵　事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議のうえ、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

５　県の役割

⑴　関係機関の運営協力

県は、海上事故災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

⑵　情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び県警本部とは、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

⑶　初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

⑷　ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

⑸　県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

６　県警察の役割

県警察は、大規模な海難事故の発生に際し、迅速な情報収集活動を行い、海上保安機関及び消防機関の救護活動を支援する体制の整備に努める。

７　新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす自然現象の監視に努め、適時・適切な予報・警報等の情報発表に努める。

また、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

８　北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、第九管区海上保安本部及び県と調整の上、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

９　北陸信越運輸局の役割

⑴　海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに、県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ､海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

⑵　船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

10　関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

11　新潟県水難救済会の役割

新潟県水難救済会は、関係機関の協力を得て、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備に努める。また、救助用資機材の備蓄に努める。

第２節　海上事故災害応急対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

海上事故災害が発生した場合、関係機関は連携して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

⑵　関係機関の活動調整

ア　合同対策調整会議

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、海上保安機関、県警察、消防本部、市等の行政機関の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

⑶　各主体の役割

ア　市の役割

(ｱ) 水難救護法による人命、船舶の救助を行う。
(ｲ) 地先水面の海岸パトロールを行う。
(ｳ) 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
(ｴ) 被害の及ぶおそれのある沿岸市民に対し災害状況の周知を行う。
(ｵ) 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。
(ｶ) 沿岸市民に対する避難指示を行う。
(ｷ) 救護所を設置し、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
(ｸ) 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

イ　消防本部の役割

(ｱ) 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。
(ｲ) 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
(ｳ) 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
(ｴ) 流出油等危険物に関する対応を行う。

ウ　県の役割

(ｱ) 海上事故災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。
(ｲ) 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。
(ｳ) 市に対し、応急対策の要請を行う。
(ｴ) 市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動する。
(ｵ) 市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
(ｶ) 第九管区海上保安本部又は市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟ＤＭＡＴ又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

エ　第九管区海上保安本部の役割

(ｱ) 海難救助等

ａ　海難等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により捜索救助を行う。

b　海難等海上事故災害に関し必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。

c　救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(ｲ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。

(ｳ) 船舶火災等

a　船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防機関に協力を要請する。

b　船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。

(ｴ) 海上交通安全の確保

a　港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

b　異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾岸等の安全な海域への避難の勧告等の船舶交通規制を行うものとする。

c　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

d　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(ｵ) 緊急輸送等

緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

オ　県警察の役割

(ｱ) 第九管区海上保安本部と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。

(ｲ) 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。

(ｳ) 第九管区海上保安本部と協力の上、遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。

(ｴ) 死傷者の身元確認を行う。

カ　船舶所有者等の役割

(ｱ) 消火及び延焼防止措置をとる。

(ｲ) 現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。

(ｳ) その他、第九管区海上保安本部の指示による措置をとる。

⑷　惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

⑸　達成目標

海上事故災害が発生した場合には、全ての関係機関が情報収集、情報共有を行い、事態の早期把握に努め、速やかに応急対策を講じる。事態が切迫していると判断される場合には関係機関に広域応援要請を行い、情報収集、捜索・救助活動にあたる。

２　情報の流れ

⑴　災害発生現場から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
発見者 船舶保有者	消防本部、県警察、第九管区海上保安本部	○災害発生報告

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防本部、県警察、第九管区海上保安本部	市、県	○災害発生の概況 ○被害情報
市	県	○被害情報 ○対処状況 ○避難情報 ○応援要請等

⑵　災害発生現場へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市	○防災情報 ○応急対応の実施状況
市	一般市民、県警察等	○防災情報 ○応急対応の実施状況 ○避難指示等

３　業務の体系

☆発生直後

↓　発見者、事故原因者、付近航行船舶からの通報

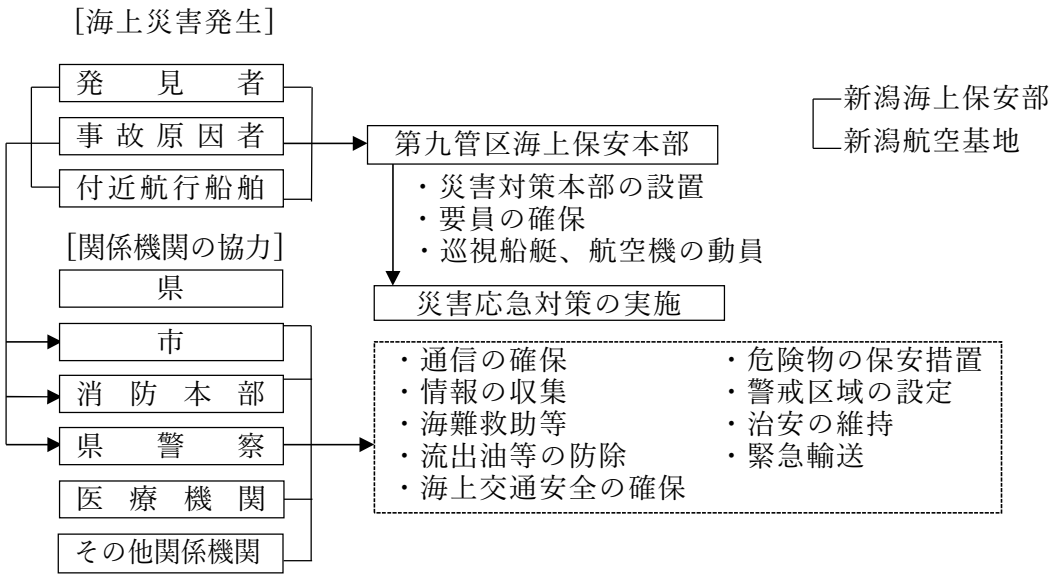
１時間以内

↓　巡視船艇・航空機の動員による情報収集

↓　市、県、関係機関による情報収集

３時間以内

↓　関係機関の協力による応急対策の実施



災害応急活動は、事案毎に臨機応変かつ迅速に実施するものとする。

なお、第１次情報及び被害情報伝達系統図については、第５章「油等流出事故災害対策」第４節「情報の収集・伝達計画」による。

4　業務の内容

(1)　応急体制の確立

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。	市、県、国、自衛隊等
海上運送事業者等	・発災後、速やかに「安全管理規程」、「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。	第九管区海上保安本部
市、県、県警察、消防本部等	・沿岸部での災害等に対応するため、必要に応じ応急体制を確立する。	第九管区海上保安本部

(2)　合同対策協議会の開催

実施主体	対　策	協力依頼先
県、第九管区海上保安本部	・応急対策に関する防災機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、必要に応じて協議の上、市、関係機関等による合同協議会を開催する。開催場所は県庁とする。ただし、必要な場合は県庁以外の場所において開催する。	市、国、自衛隊等

(3)　広報

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、市、県等関係機関との調整を行い、適時適切な広報を行う。	市、県等

第３節　海上事故による危険漂流物対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし、又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の住民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について定める。

⑵　各主体の責務

ア　市の責務

船舶から漂流した積荷等が市に漂着した場合には、必要に応じて警戒区域の設定や地域住民への広報を行い、危険物への接触等を防止するとともに、漂着物の処理に努め、二次災害の防止を図る。

イ　県の責務

海上事故の発生又は海上荒天に際し、積荷等の流出に係る情報を速やかに確認し、漂流が発生した場合には、速やかな情報収集と関係者への周知を通じて海上の安全確保を図るとともに、事故原因者に対し漂流物の回収を促す。

ウ　第九管区海上保安本部の責務

海上事故の発生又は海上荒天に際し、船舶から積荷等が流出した場合においては、速やかに情報収集を行うとともに、海上を航行する船舶の安全確保に努める。

エ　船舶所有者又は船舶運航者の責務

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等の漂流が発生し得ることに留意し、事前に荷崩れ防止措置の徹底を図る。

オ　事故原因者の責務

積荷等が流出した場合には直ちに海上保安機関に通報し、引き続く積荷の流出防止措置と速やかな回収活動に努める。

カ　県漁連の責務

船舶から流出した積荷等が漁業施設に漂着若しくは漁場へ沈降した場合には、漂着物の処理等を行うよう漁業者の指導に努めるなど、二次災害の防止を図る。

キ　市民の責務

沿岸部等で漂着物を発見した場合には、速やかに関係機関に通報する。

２　情報の流れ

⑴　漂流物に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
事故原因者	第九管区海上保安本部	○漂流情報（流出位置、漂流物の種類・数量、現場の気象等）
第九管区海上保安本部	関係機関	○海上における漂流・漂流物に係る情報
市民	市、県、消防本部、県警察	○漂流物の沿岸への漂着に係る情報
市	県	○漂流物の沿岸への漂着に係る情報

⑵　漂流物に係る対応（漂流・漂着現場へ）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
第九管区海上保安本部	船舶 関係機関	○船舶に対する航行警報・安全通報 ○漂流物の海上における漂流予測
県	市	○漂流物の海上における漂流予測 ○漂流物の沿岸への漂着予測
県漁連	漁業協同組合	○漂流物の海上における漂流予測 ○漂流物の沿岸への漂着予測

3　業務の体系（発生後のフロー）

☆発生直後

↓　航行警報、安全通報による情報提供

↓　巡視船艇・航空機による状況調査指示

1時間以内

↓　航行警報、安全通報による情報提供

↓　巡視船艇・航空機による状況調査実施

↓　漂流予測の実施

漂着まで

↓　市民への広報

↓　事故原因者に対する回収指導

↓　回収活動の調整、一時保管場所の調整

漂着後

↓　回収作業、回収物の一時保管、処分場所の選択

4　業務の内容

⑴　漂流防止対策

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積み付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬季間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。	海上運送事業者等の海事関係者、船舶所有者
船舶所有者、運航管理者	・海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積み付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合わせ又は早期避難の実施に努める。	

⑵　漂流情報の収集・提供

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。	海上運送事業者等の海事関係者、漁港等管理者

実施主体	対　策	協力依頼先
県	・消防防災ヘリ等により海上漂流物並びに沈降物の状況把握を行い、速やかに市、県漁連等に対して連絡する。	漁業協同組合、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部
	・沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、市に警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて市民に注意喚起を行う。また、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、県警察、市
市	・市は、県から提供される漂流物に関する情報を速やかに市民に広報するとともに、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	消防本部

⑶　漂流物の回収対策

実施主体	対　策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	・事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。	市、県
事故原因者	・海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、市、県と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。	第九管区海上保安本部
県	・事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。また、市及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出等に係る調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。 ・回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。なお、漂流物は複数県にまたがって漂着する可能性が高いことから、隣接県及び市町村との調整を図った上、事故原因者に対して折衝するよう国に対して応援を要請する。	事故原因者、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、市、県漁連

実施主体	対　策	協力依頼先
	・県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。 ・流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合、必要に応じて沈降物の確認を行う。	県漁連
県警察	・必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び住民の避難誘導支援等を実施し、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。	市、消防本部
市	・漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、市民の避難誘導を行うなど、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。	県、消防本部
県漁連	・危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、市及び関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。また、流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。	漁業協同組合、市、県

第２編　個別災害対策

第７章　原子力災害対策

第１節　原子力災害事前対策 551
第２節　原子力災害緊急事態応急対策 555

第１節　原子力災害事前対策

１　計画の方針

基本方針

本節は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものであり、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、国、県及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に努める。

２　災害応急体制整備

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

⑴　防災関係機関の体制の整備

市は、実情に応じ、非常時の職員参集体制の整備を図る。

⑵　広域的相互応援体制

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、市は他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。

⑶　救助・救急等の防護資機材の整備

市は、県と協力し、必要な資機材の整備に努める。

⑷　食料・物資の備蓄、調達供給活動

ア　市は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

イ　市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

３　情報の収集・連絡体制等整備

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

⑴　情報の収集・連絡体制の整備

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

⑵　情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

⑶　通信手段の整備

ア　災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

イ　衛星携帯電話、公衆無線ＬＡＮサービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線ＬＡＮサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

４　原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、県及び他市町村、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

⑴　住民や在勤者等に対する普及啓発項目

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること
イ　発電所の概要に関すること
ウ　原子力災害とその特殊性に関すること
エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
オ　原子力災害時に市及び県等が講じる対策の内容に関すること
カ　避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所に関すること
キ　原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

⑵　教育機関における普及啓発

市教育委員会は市立小中学校長等に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

⑶　要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

５　モニタリング設備・機器等の整備・維持

市は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を把握するため、積算線量計、可搬型モニタリング用機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

６　原子力災害時の避難・退避実施体制整備

市は、県と協力し、即時避難区域（ＰＡＺ）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。

市、県、国及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

⑴　屋内退避・避難計画の作成

市は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導体制を具体的に定める。

⑵　避難所の整備

市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

⑶　要配慮者の避難

市は、幼稚園・保育園、病院、社会福祉施設、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ要配慮者避難支援計画等の策定に努める。（第１編第２章第 28 節、同第３章第 27 節参照）

⑷　避難・屋内退避の住民等への事前周知

ア　市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。

イ　市は、広域避難者を受け入れる際の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

⑸　学校等における体制の整備

ア　市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。また、市は、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。

イ　市は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防本部、新発田警察署、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルール等をあらかじめ定めるよう促す。

７　広域避難体制整備

市は、県、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。

⑴　避難所の確保・調整

ア　市は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、市は、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

イ　市は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物等をあらかじめ決める。

ウ　市は、重点区域を含む市町村の市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、重点区域を含む市町村と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。また、県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

８　住民等への的確な情報伝達体制整備

市は、県及び防災関係機関と協力し、情報収集事態（即時避難区域（ＰＡＺ）を含む市村で震度５弱及び震度５強が発生した事態をいう。）等が発生した場合において、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

⑴　情報伝達体制及び設備の整備

ア　市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備や㈱エフエムしばた、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。また、市は、民生委員や社会福祉施設等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

イ　市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

ウ　市は、㈱ＮＴＴドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

⑵　地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第２節　原子力災害緊急事態応急対策

１　計画の方針

基本方針

本節は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法第 10 条の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

２　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

⑴　警戒事態発生時の連絡等

市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

⑵　通信の確保

原子力事業者から通報があったときは、市は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

３　広域的応援対応

市は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

⑴　応援要請及び受援

市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。

⑵　自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。派遣の内容は次のとおりとする。

ア　緊急時モニタリング支援
イ　被害状況の把握
ウ　避難の援助
エ　避難者等の捜索救助
オ　消防活動
カ　応急医療・救護・防疫
キ　人員及び物資の緊急輸送
ク　危険物の保安及び除去
ケ　その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

⑶　防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

⑷　応援及び受援に係る留意事項

応援及び受援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、市は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、他市町村、民間団体等と十分協議する。

４　住民等への的確な情報伝達活動

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じることのできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

⑴　迅速かつ的確な情報提供

ア　迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

イ　定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

ウ　住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。また、市は、広報車、防災行政無線、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

エ　多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、県総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから､被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

⑵　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等の情報のニーズを見極め情報の収集・整理・発信を行う。

５　飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

⑴　飲料水、飲食物の摂取制限

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

⑵　農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、下記措置を講じるよう指示する

ア　農作物の作付け制限
イ　農林水産物等の採取、漁獲の禁止
ウ　農林水産物等の出荷制限
エ　肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
オ　その他必要な措置

６　緊急輸送活動

市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

⑴　緊急輸送活動

ア　緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第１順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の災害対策本部長、市の現地対策本部長
第２順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第４順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

⑵　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア　救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
イ　負傷者、避難者等
ウ　国の現地対策本部長及び県の災害対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
エ　屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
オ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
カ　その他緊急に輸送を必要とするもの

⑶　緊急輸送体制の確立

市は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第２編　個別災害対策

第８章　土砂災害対策

第１節　土砂災害予防計画..... 559
第２節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画..... 566
第３節　土砂災害・斜面災害応急対策.....569

第１節　土砂災害予防計画

１　計画の方針

⑴　基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。このため、市民へ土砂災害危険箇所等を周知し、土砂災害警戒情報などの情報伝達体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、関係機関等に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ　市の責務

市は、市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ　県の責務

県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動についての県民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、県土の多くを占める中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市及び市民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ　施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

⑶　要配慮者に対する配慮

ア　市は、平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握する。

また、避難時の移動の困難を考慮し、自治会・自主防災組織等に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　県は、平常時から避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

２　市民及び企業等の役割

⑴　市民及び企業等の役割

ア　市民及び企業等は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部及び新発田警察署等へ連絡する。

イ　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所について、位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

ウ　土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難、避難行動ができるよう努める。

⑵　地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるよう、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

⑶　企業・事業所等の役割

ア　宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発には含めないようにする。

イ　土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

３　市の役割

⑴　市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。

また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

⑵　応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

⑶　住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

⑷　避難指示等の発令基準の設定

第１編（風水害共通対策編）第３章９節「住民等避難計画」に定める。

⑸　情報伝達体制の整備

ア　市民の避難のための情報伝達体制を整備する。
イ　緊急時の伝達媒体である緊急告知ＦＭラジオ等の整備に努める。
ウ　土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

⑹　情報の収集

市は、気象情報等により土砂災害のおそれがある場合、住民からの前兆現象に関する情報提供や現地のパトロール、県土砂災害警戒情報システム等により情報の収集に努める。

県土砂災害警戒情報システム
→http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/（インターネットアドレス）

⑺　土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制：市は、土砂災害の前兆現象が確認された場合は、速やかにこれらの情報を、自治会長、自主防災組織、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へ連絡するとともに、広報車や㈱エフエムしばたによる緊急告知ＦＭラジオ等により情報の周知を図る。
イ　要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達先の確認：資料編２－10に記載する。
ウ　土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の警戒避難体制：土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に対し警戒避難体制を整備し、避難訓練等を実施するよう指導・周知を図る。

また、体制整備や避難訓練では水害と土砂災害が同時発生するなどの複合災害を考慮するよう努める。

エ　土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難に関する事項、その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配付・回覧する。

この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先の判断ができるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

⑻　高齢者の避難行動に対する理解の促進

市町村は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

⑼　地すべり防止区域巡視員の設置

市は、県から地すべり防止区域の巡視業務を委託された場合は、業務を実施するための、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

⑽　二次災害の予防

土砂災害危険箇所等の調査点検

県が行う土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の調査に協力する。

⑾　防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

４　国・県の役割

⑴　山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア　保安林の指定及び整備：県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ　治山事業の実施：県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備等のハード対策を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木被害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や既設治山施設の点検を実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変更に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

⑵　砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂池等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。

⑶　地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区　分	主務大臣 （所管省庁）	県所管部局 （担当課）
ア　砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 （国土交通省）	土木部 （砂防課）
イ　森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 （林野庁）	農林水産部 （治山課）
ウ　ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 （農林水産省農村振興局）	農地部 （農地建設課）
エ　ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 （国土交通省）	土木部 （砂防課）

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

⑷　急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

⑸　土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、市を通じ住民へ周知する。

⑹　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長の避難指示や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）に新潟県と新潟地方気象台から共同で発表する。

⑺　土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市などに常時提供できるよう体制整備を進める。

⑻　情報伝達体制の整備

県は、市を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

⑼　市の防災体制整備への支援

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。

⑽　住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市を支援する。

⑾　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施及び結果の公表：県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ　土砂災害警戒区域における対策：県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策：県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講じる。

(ｱ) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許　可制

(ｲ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ｳ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(ｴ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

⑿　地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市に委託する。

⒀　専門技術ボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用：山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働：県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の市民等への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

⒁　土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

⒂　二次災害の予防

ア　迅速な応急対策への備え

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ　二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

⒃　盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた対応

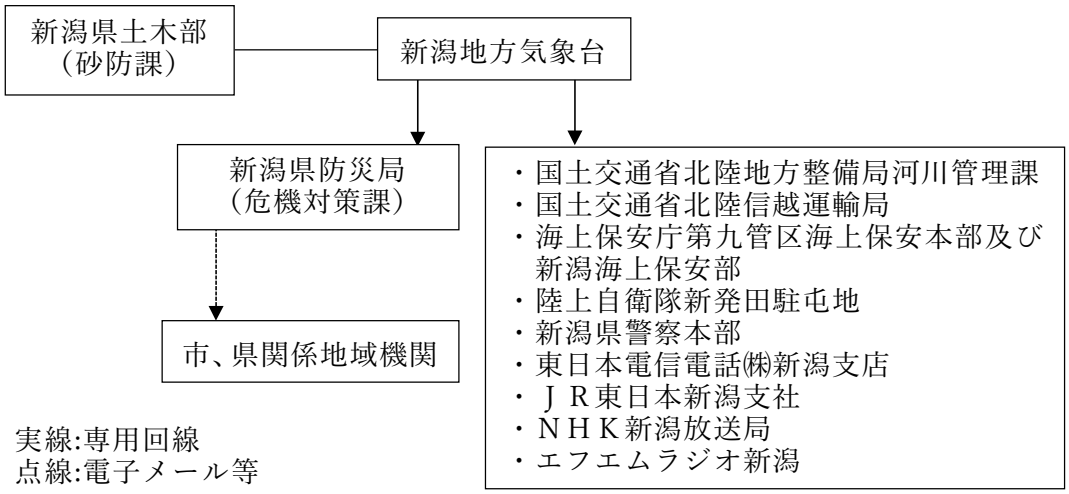
県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

５　防災関係機関の役割

㈳新潟県建設業協会（新発田支部）

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平常時から応急復旧資機材の備蓄に努める。

６　土砂災害警戒情報の伝達系統図



実線:専用回線
点線:電子メール等

第２節　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

１　計画の方針

基本方針

⑴　市民の責務

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

⑵　市の責務

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

⑶　国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、県民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や県民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、県民目線に立った情報伝達を行う。

ア　土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

イ　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報
県	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報

⑵　被災地へ

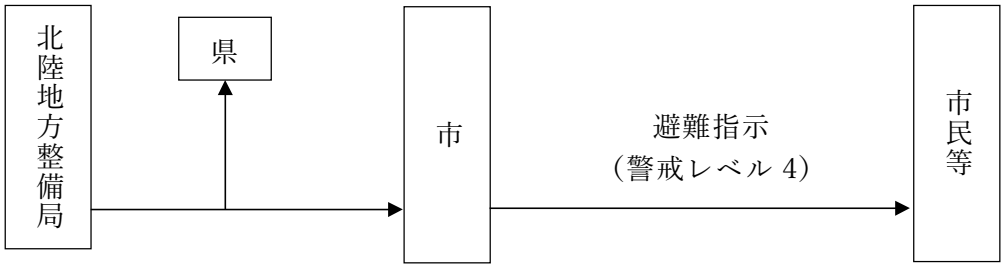
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市	市民等	避難情報
県（地域機関）	市	土砂災害緊急情報
国	県、市	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 （県と共同発表）	県、関係行政機関、報道機関	土砂災害警戒情報

３　業務の体系

⑴　土砂災害緊急情報の伝達フロー図

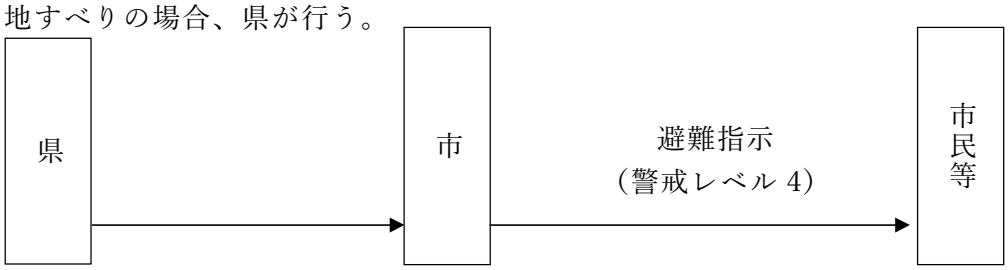
ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



⑵　土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関等へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は第１節の土砂災害警戒情報の伝達系統図に準ずる。

４　業務の内容

実施主体	対　策	協力依頼先
国又は県	・土砂災害緊急情報の通知等	市
県・新潟地方気象台	・土砂災害警戒情報とその補足情報の発表	
市	・避難情報の発令	市民等

⑴　市の業務

ア　市民等への土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報、避難情報等を緊急告知ＦＭラジオ、広報車、エリアメール、登録制メール等で伝達する。

イ　土砂災害が発生、若しくは想定される土地の区域が国有林野である場合には、下越森林管理署と連携し対処にあたる。

⑵　国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂被害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

⑶　県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市に通知する。

ウ　大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村の防災活動や県民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

　なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

第３節　土砂災害・斜面災害応急対策

１　計画の方針

⑴　基本方針

治山、砂防施設等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るため、応急体制を整備するとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

⑵　各主体の責務

ア　市民の責務

市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部、新発田警察署等へ連絡する。

イ　市の責務

(ｱ) 市は、新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行い、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。

(ｲ) 市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に対する避難のための勧告、指示(緊急)及び避難誘導等を実施する。

ウ　県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

⑶　達成目標

ア　市は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

イ　市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に対する避難のための勧告、指示(緊急)及び避難誘導等を実施する。

⑷　要配慮者に対する配慮

ア　市は、土砂災害等により、主として要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

⑸　積雪期での対応

ア　市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

２　情報の流れ

⑴　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市民等、新発田警察署、消防本部、消防団	市	○被害情報 ○危険箇所等の情報
市	県	○被害情報 ○危険箇所等の情報 ○避難情報
市、県	企業等	○調査・応急対策工事指示

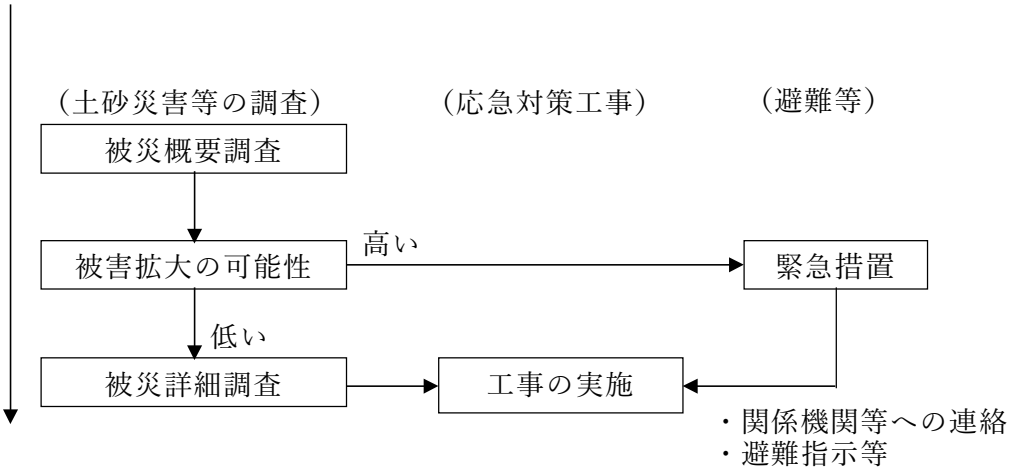
情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	国	○被害情報 ○危険箇所等の情報

⑵　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県・国	市	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○土砂災害緊急情報
市	市民等、新発田警察署	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○避難指示等

３　業務の体系

☆土砂災害等の発生



４　業務の内容

⑴　土砂災害等の調査

実施主体	対　策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	
市、県、国	1　土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 2　被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 3　被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。	県治山ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ、県治山防災ﾍﾙﾊﾟｰ、県砂防ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ協会、北陸地方防災ｴｷｽﾊﾟｰﾄ、(一社)県建設業協会、(一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部、(一社)県測量設計業協会、

実施主体	対　策	協力依頼先
	4　重大な土砂災害が想定される場所は、土砂災害防災法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。	(一社)県地質調査業協会
県、国	1　被災概要調査結果及び状況の推移を市を含めた関係機関等に連絡する。 2　緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。	

⑵　応急対策工事の実施

実施主体	対　策	協力依頼先
市、県、国	1　被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 2　ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)県建設業協会、(一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部、(一社)県地質調査業協会

⑶　避難指示等の実施

実施主体	対　策
市	1　土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係市民へ調査概要の報告等に関係する情報を提供するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 2　避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯に高齢者等避難を発令する。 3　災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるよう努める。 4　異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
県、国	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。

※基準については第1編（風水害等共通対策編）第3章第9節「住民等避難計画」の基準による。

新発田市地域防災計画　風水害等対策編
（令和７年５月　修正）
編集発行：新発田市防災会議
（事務局：新発田市地域安全課）
〒957-8686　新発田市中央町３丁目３番３号
TEL　0254-28-9510　FAX　0254-24-9005